

2025 年度

群馬県内市町村

移住·定住 支援施策一覧

令和7年7月時点



群馬県内市町村 移住・定住支援施策一覧

令和7年7月時点

千代田町 明和町 板倉町

早見表 ・・3 全市町村共通事項 ・・・4 首都圏から移住される方向け ・・7 利根沼田エリア		令和7年
新圏から移住される方向け ・・・7 利根沼田エリア 沼田市・・・・1 0 4 県央エリア 河橋市・・・・9 川場村・・・・1 1 0 円 場	早見表 ・・・3	
場央エリア 記田市・・・・104 前橋市・・・9 川場村・・・110 伊勢崎市・・・14 昭和村・・・113 渋川市・・・・24 田町・・・・24 吉岡町・・・・30 東部エリア 「毎年市・・・・127 大田市・・・・127 大田市・・・・131 大田市・・・・140 大田市・・・・127 大田市・・・・131 大安中市・・・・50 上野村・・・・59 神流町・・・・59 神流町・・・・59 神流町・・・・59 神流町・・・・59 神流町・・・・59 神流町・・・・59 神流町・・・・59 神流町・・・・59 神流町・・・・59 神流町・・・・167 巨楽町・・・・175 群馬県の情報・・180 群馬県の情報・・180 神歌町・・・・79 長野原町・・・86 嬬恋村・・・86 嬬恋村・・・86 帰郷町・・・180 神歌町・・・180 神歌町・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	全市町村共通事項 ・・・4	
県央エリア	首都圏から移住される方向け ・・・7	利根沼田エリア 💮
前橋市・・・・9 伊勢崎市・・・14 渋川市・・・・19 榛東村・・・・24 吉岡町・・・・27 玉村町・・・・30 西部エリア 高崎市・・・・34 藤岡市・・・・40 富岡市・・・・44 安中市・・・50 上野村・・・59 神流町・・・59 神流町・・・62 下仁田町・・・62 下仁田町・・・65 南牧村・・・・70 甘楽町・・・・73 吾妻エリア 中之条町・・・・79 長野原町・・・86 嬬恋村・・・88 草津町・・・・92 高山村・・・93 東吾妻町・・・99		沼田市・・・・104
伊勢崎市・・・14 渋川市・・・・24 吉岡町・・・・27 玉村町・・・・30 本部エリア 高崎市・・・・34 藤岡市・・・・40 富岡市・・・・44 安中市・・・50 上野村・・・59 神流町・・・62 下仁田町・・・62 下仁田町・・・65 南牧村・・・・70 甘楽町・・・・73	県央エリア 💮	片品村・・・・107
渋川市・・・・19 みなかみ町・・・116 榛東村・・・・24 東部エリア 玉村町・・・30 桐生市・・・127 西部エリア 館林市・・・131 高崎市・・・34 みどり市・・・140 富岡市・・・44 明和町・・・154 安中市・・・50 井田町・・・167 上野村・・・59 中流町・・・167 神流町・・・62 一代田町・・・167 下仁田町・・・65 南牧村・・・70 甘楽町・・・・73 群馬県の情報・・180 本妻エリア 中之条町・・・73 再妻エリア 中之条町・・・・79 長野原町・・・86 標本町・・・・99 高山村・・・93 東西郷町・・・・99 東西郷町・・・99 東西郷町・・・・99 東西郷町・・・99 東西郷町・・・・99	前橋市・・・・9	川場村・・・・110
榛東村・・・・24 吉岡町・・・・27 玉村町・・・30 栖部エリア 館林市・・・127 館林市・・・131 みどり市・・140 板倉町・・・147 明和町・・・154 千代田町・・・167 神流町・・・・59 神流町・・・・62 下仁田町・・・65 南牧村・・・・70 甘楽町・・・・73 番妻エリア 中之条町・・・・73 番妻エリア 中之条町・・・・79 長野原町・・・・88 草津町・・・・93 恵町・・・・93 東部美町・・・・99 高間町・・・・99 東部大りア 中之条町・・・・79 長野原町・・・・88 草津町・・・・93 東西妻町・・・99	伊勢崎市・・・・14	昭和村・・・・113
吉岡町・・・・27 東部エリア 西部エリア 編本市・・・127 庭崎市・・・34 みどり市・・140 庭岡市・・・44 板倉町・・・147 国岡市・・・・44 明和町・・・154 安中市・・・59 千代田町・・・167 神流町・・・62 一次泉町・・・175 下仁田町・・・65 高牧村・・・・70 甘楽町・・・・73 群馬県の情報・・180 群馬県の情報・・180	渋川市・・・・19	みなかみ町・・・116
雨部エリア 1 2 1	榛東村・・・・24	
西部エリア 館林市・・・・127 館林市・・・・131 みどり市・・・140 板倉町・・・147 関和町・・・・147 関和町・・・・154 千代田町・・・160 上野村・・・・59 大泉町・・・・167 邑楽町・・・・175 日本町・・・・62 下仁田町・・・65 南牧村・・・・70 甘楽町・・・・73 群馬県の情報・・180 群馬県の情報・・180 群馬県の情報・・180 本書車町・・・・92 高山村・・・・93 東吾妻町・・・・99 東吾妻町・・・・99	吉岡町・・・・27	東部エリア
西部エリア 館林市・・・・131 高崎市・・・・40 板倉町・・・147 富岡市・・・・44 明和町・・・・154 安中市・・・・59 千代田町・・・160 上野村・・・・62 一大泉町・・・・175 神流町・・・・62 一世半町・・・・175 南牧村・・・・70 群馬県の情報・・180 甘楽町・・・・73 群馬県の情報・・180 再妻エリア 中之条町・・・・79 長野原町・・・866 株本村・・・・88 草津町・・・・92 高山村・・・・93 高山村・・・・93 東吾妻町・・・・99 東吾妻町・・・・99 東西町・・・・99	玉村町・・・・30	桐生市・・・・ 1 2 1
高崎市・・・・340 板倉町・・・140 板倉町・・・147 調岡市・・・・44 明和町・・・154 千代田町・・・160 大泉町・・・・167 神流町・・・62 下仁田町・・・65 南牧村・・・・70 群馬県の情報・180 群馬県の情報・180 群馬県の情報・180 群馬県の情報・180 群馬県の情報・180 非悪町・・・・73 およりでは、		太田市・・・・127
高崎市・・・・340 板倉町・・・140 板倉町・・・147 調岡市・・・・44 明和町・・・154 千代田町・・・160 大泉町・・・・167 神流町・・・62 下仁田町・・・65 南牧村・・・・70 群馬県の情報・180 群馬県の情報・180 群馬県の情報・180 群馬県の情報・180 群馬県の情報・180 非悪町・・・・73 およりでは、	西部エリア 🤍	館林市・・・・131
藤岡市・・・・・4 4 9 明和町・・・・1 4 7 明和町・・・・1 5 4 子代田町・・・・1 6 0 大泉町・・・・1 6 0 大泉町・・・・1 6 7 神流町・・・・6 2 日楽町・・・・1 7 5 日楽町・・・・7 0 日楽町・・・・7 3 日楽町・・・・7 3 日本町・・・・7 9 長野原町・・・・8 6 嬬恋村・・・・8 8 草津町・・・・8 8 草津町・・・・8 8 草津町・・・・9 9 2 高山村・・・・9 9 3 東吾妻町・・・・9 9		みどり市・・・140
安中市・・・・50 上野村・・・・59 神流町・・・・62 下仁田町・・・65 南牧村・・・・70 甘楽町・・・・73 吾妻エリア 中之条町・・・・79 長野原町・・・86 嬬恋村・・・・88 草津町・・・・92 高山村・・・・93 東吾妻町・・・・99	藤岡市・・・・40	板倉町・・・・147
上野村・・・・59 神流町・・・・62 下仁田町・・・・65 南牧村・・・・70 甘楽町・・・・73 吾妻エリア 中之条町・・・79 長野原町・・・86 嬬恋村・・・88 草津町・・・・88 草津町・・・・92 高山村・・・・93 東吾妻町・・・993	富岡市・・・・44	明和町・・・・154
神流町・・・・62 下仁田町・・・・65 南牧村・・・・70 甘楽町・・・・73 吾妻エリア 中之条町・・・・79 長野原町・・・86 嬬恋村・・・88 草津町・・・・92 高山村・・・・93 東吾妻町・・・・99	安中市・・・・50	千代田町・・・160
下仁田町・・・・65 南牧村・・・・70 甘楽町・・・・73 吾妻エリア 中之条町・・・79 長野原町・・・86 嬬恋村・・・88 草津町・・・・92 高山村・・・・93 東吾妻町・・・99	上野村・・・・59	大泉町・・・・167
南牧村・・・・70 甘楽町・・・・73 吾妻エリア 中之条町・・・・79 長野原町・・・86 嬬恋村・・・88 草津町・・・・92 高山村・・・・93 東吾妻町・・・・99	神流町・・・・62	邑楽町・・・・175
甘楽町・・・・ 7 3 吾妻エリア 中之条町・・・ 7 9 長野原町・・・ 8 6 嬬恋村・・・・ 8 8 草津町・・・・ 9 2 高山村・・・・ 9 3 東吾妻町・・・ 9 9	下仁田町・・・・65	
吾妻エリア 中之条町・・・・79 長野原町・・・・86 嬬恋村・・・・88 草津町・・・・92 高山村・・・・93 東吾妻町・・・・99 標恵村 藤原村 高崎市 原田 東吾妻町・・・・99	南牧村・・・・70	群馬県の情報・・180
中之条町・・・・79 長野原町・・・・86 嬬恋村・・・・88 草津町・・・・92 高山村・・・・93 東吾妻町・・・・99 康恋村 東吾妻町 浅川市 原本 原語 東吾妻町 浅川市 原本 原語 原面	甘楽町・・・・73	0
中之条町・・・・79 長野原町・・・・86 嬬恋村・・・・88 草津町・・・・92 高山村・・・・93 東吾妻町・・・・99 康恋村 東吾妻町 浅川市 原本 原語 東吾妻町 浅川市 原本 原語 原面		~~~
 長野原町・・・・86 嬬恋村・・・・88 草津町・・・・92 高山村・・・・93 東吾妻町・・・・99 東吾妻町・・・・99 	吾妻エリア	
嬬恋村・・・・88 草津町・・・・92 高山村・・・・93 東吾妻町・・・99	中之条町・・・・ 7 9	みなかみ 片品村 く
草津町・・・・92 高山村・・・・93 東吾妻町・・・99 標本村 原本中市 高崎市 中市 高崎市 中市 高崎市 中市 高崎市 中市 高崎市 中市 高崎市 中市	長野原町・・・・86	
草津町・・・・92 高山村・・・・93 東吾妻町・・・99 榛栗村 高崎市 中市 高崎市 中市 高崎市 中市 高崎市 高崎市	嬬恋村・・・・88	
高山村・・・・93 東吾妻町・・・99		是一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个
東吾妻町・・・・99	高山村・・・・93	嬬恋村 S 東吾妻町 渋川市
吉岡町 安中市 高崎市 中央の成本	東吾妻町・・・・99	前橋市

群馬県内市町村 移住・定住支援施策一覧(早見表)

令和7年7月時点

																							農	業体	全			
	定住・子育て支援				住宅支援就農支援								その1															
市町村名		結婚祝金 (品)	出産祝金 (品)	入学祝金 (品)	子育て世帯支援金 (品)	給食費補助	学 童 保 育 料 補 助	通学費補助	子ども医療費無料・保育料補助	チャイルドシート購入費補助・貸与	生活補給金の支給	奨学金貸与 (補助)	空き家バンク	助	築・増改	住宅取得費補助	家 賃 補 助	住宅資金利子補給(勤労者以外)	勤労者住宅資金融資・利子補給	住宅用地分譲	公営住宅の紹介	家財処分費補助	体験農園・市民農園	農業体験・ツァー	新規就農者支援	お試し移住施設・制度	移住支援者によるサポート	起業支援
1	前橋市					0		0	0				\circ		0								0		0		0	0
2	伊勢崎市		0			0	0		0				0		0				0	0	0							0
3	渋川市	0	0		0	0		0	0			0	0		0		0			0	0	0	0		0	0	0	0
4	榛東村					0			0				0						0				0					
5	吉岡町					0		0	0	0			\circ						0		_							
6	玉村町					0			0											0	0		0		0			
7	高崎市		0			0	0	0	0	0		0	_		0		0	0	0		0		\circ		0		_	0
8	藤岡市		0		0	0		0	0			0	0		0				0		0	_					0	0
9	富岡市		0		0	0	0	0	0			0	0		0					-	0	0	\circ	0	0	0	0	0
10	安中市	(0	_		0	0	0	0	0		0	0		0					0	0	0			0		0	0
11	上野村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	_		0		0	0	0		0						_	0
12	神流町	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0				0	0	0		0		_				0	0
13	下仁田町	0	0	0	0	0	0	0	0	_		0	0		0		0		0		0	0	0			0	0	0
14	南牧村	0	0	0	0	0	0	0	0	\circ		\circ	0		0							0	_			0	0	
15	甘楽町	0	0	0	0	0	0		0			0	0		0		0		0		0		0		0	0	0	0
16	中之条町		0	0	0	0	0)	0	_		0	0		0		0		0		0	0			0	0	0	0
17	長野原町		0	0		0	(0	0	0			0		0					(0	0						0
18	嬬恋村		0			0	0		0				0		0					0						0	0	0
19	草津町		0			0	0	0	0			0																
20	高山村		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	\circ		0				0	0	0				0	0	0	0
22	沼田市							0	0	0		0									0		0	0		0	0	0
23	片品村		0	0		0		0	0	0		0	0		0		0											
24	川場村		0	0		0		0	0	0)	0		0		0											
25	昭和村		0	0	0	0		0	0			0	0		0		0						0					
26	みなかみ町		0	0		0		0	0			0	0		0		0			0	0	0	0	0		0	0	0
27	桐生市	0	0			0		0	0			0	0		0)		0	0	0		0		0		0	0
28	太田市)				0)	0			0	0		0								0					0
29	館林市		0			0	0	0	0			0	0		0		0		0		0	0	0		0	0	0	0
30	みどり市		0		0	0	0	0	0			0	0		0				0	0	0		0					0
31	板倉町		0	0	0	0			0	0		0	0		0				0	0	0		0		0			0
32	明和町		0		0	0			0	0		0	0		0				0		0		0		0			0
33	千代田町			0	0	0		0	0			0	0		0		0		0	0	0		0		0			0
34	大泉町					0	0		0				0		0				0		0		0					0
35	邑楽町		0		0	0	0		0			0	0		0				0		0							0

移住相談窓口	電話	所在地	市町村名	
前橋市広報ブランド戦略課	027-898-6971	前橋市大手町2-12-1	前橋市	1
伊勢崎市企画調整課	0270-27-2707	伊勢崎市今泉町二丁目410	伊勢崎市	2
渋川市市民協働推進課	0279-22-2401	渋川市石原80	渋川 市	3
榛東村産業振興課	0279-54-2211	北群馬郡榛東村大字新井790-1	榛東村	4
吉岡町総務課協働安全室	0279-54-3111	北群馬郡吉岡町大字下野田560	吉岡町	5
玉村町企画課	0270-64-7711	佐波郡玉村町大字下新田201	玉村町	6
高崎市企画調整課	027-321-1202	高崎市高松町35-1	高崎市	7
藤岡市企画課	0274-40-2424	藤岡市中栗須327	藤岡市	8
富岡市地域づくり課	0274-62-1511	富岡市富岡1460-1	富岡市	9
安中市政策・デジタル推進課	0 2 7 - 3 8 2 - 1 1 1 1	安中市安中1-23-13	安中市	10
上野村振興課	0274-59-2111	多野郡上野村大字川和11	上野村	11
神流町総務課	0274-57-2111	多野郡神流町大字万場90-6	神 流 町	12
下仁田町企画課	0274-64-8809	甘楽郡下仁田町大字下仁田682	下仁田町	13
南牧村移住・定住課	0274-87-2011	甘楽郡南牧村大字大日向1098	南牧村	14
甘楽町企画課	0 2 7 4 - 7 4 - 3 1 3 3	甘楽郡甘楽町大字小幡161-1	甘楽町	15
中之条町地域共創課	0279-75-8837	吾妻郡中之条町大字中之条町1091	中之条町	16
長野原町未来ビジョン推進課	0 2 7 9 - 8 2 - 2 2 2 9	吾妻郡長野原町大字長野原1340-1	長野原町	17
嬬恋村交流推進課	0279-82-5191	吾妻郡嬬恋村大字鎌原494-45	嬬 恋 村	18
草津町企画創造課	0279-88-7193	吾妻郡草津町大字草津28	草津町	19
高山村地域振興課	0 2 7 9 - 6 3 - 2 1 1 1	吾妻郡高山村大字中山2856-1	高山村	20
東吾妻町企画課	0279-68-2111	吾妻郡東吾妻町大字原町1046	東吾妻町	21
沼田市観光交流課	0 2 7 8 - 2 3 - 2 1 1 1	沼田市下之町888	沼田市	22
片品村むらづくり観光課	0 2 7 8 - 5 8 - 2 1 1 2	利根郡片品村鎌田3967-3	片品村	23
川場村むらづくり振興課	0278-25-5071	利根郡川場村大字谷地3200	川場村	24
昭和村企画課	0 2 7 8 - 2 5 - 3 4 4 2	利根郡昭和村大字糸井388	昭 和 村	25
みなかみ町企画課	0278-25-5001	利根郡みなかみ町後閑318	みなかみ町	26
桐生市企画課移住定住推進室	0 2 7 7 - 3 2 - 3 8 1 2	桐生市織姫町1-1	桐生市	27
太田市企画政策課	0276-47-1892	太田市浜町2-35	太田市	28
館林市企画課	0276-47-5102	館林市城町1-1	館林市	29
みどり市地域創生課	0277-46-9067	みどり市笠懸町鹿2952	みどり市	30
板倉町企画財政課	0276-82-6125	邑楽郡板倉町大字板倉2682-1	板倉町	31
明和町総務課政策室	0 2 7 6 - 8 4 - 3 1 1 1	邑楽郡明和町新里250-1	明和町	32
千代田町総合政策課	0276-86-7007	邑楽郡千代田町大字赤岩1895-1	千代田町	33
大泉町企画戦略課	0 2 7 6 - 6 3 - 3 1 1 1	邑楽郡大泉町日の出55-1	大泉町	34
邑楽町企画課	0276-88-5511	邑楽郡邑楽町大字中野2570-1	邑楽町	35

※県全体の移住相談窓口は ≪群馬県ぐんま暮らし・外国人活躍推進課≫ 027-226-2371

県内市町村に共通する支援施策

令和7年7月時点

ここでは県内市町村に共通する支援施策をご紹介します。市町村によって、対象者の 範囲や支給方法などが異なる場合がありますので、詳細は各市町村の各事業担当窓口に お問い合わせください。

暮らし

●移住支援金事業

東京圏から群馬県に移住される方への支援制度(予算の範囲内)

https://gunmagurashi.pref.gunma.jp/shienkin/

お問い合わせは移住先各市町村の地方就職支援金担当窓口(P8~)へ

移住先が未決定の場合は県移住担当窓口へ

●地方就職学生支援事業

大学生等のUIJターン就職を促進するため、一定の要件を満たす東京圏から県内への 就職・移住する方に対し、地方就職支援金として交通費及び移転費を支給します。

https://www.pref.gunma.jp/page/697581.html

お問い合わせは移住先各市町村の地方就職支援金担当窓口へ

子育て

※お問い合わせは各市町村子育て担当窓口へ

●妊婦健康診査、多胎妊娠の妊婦健康診査、新生児聴覚検査、

産婦健康診査、1か月児健康診査、産後ケア事業

各健診費用の一部が助成されます。

お問い合わせは各市町村母子保健担当窓口へ

●福祉医療費助成制度(子ども、重度心身障害者等の医療費無料化)

子育て世帯の経済的負担を軽減するとともに、子どもたちが安心して必要な医療が受けられるよう保険適用となる医療費の一部負担金を、県と市町村が助成します。入院・通院ともに高校生世代(18歳に達する日以後の最初の3月31日)まで、一部負担や立替払いもありません。他にも、重度心身障害者(所得制限あり)、母子・父子家庭(18歳年度末まで、所得税非課税者のみ)についても適用となります。

●幼児教育・保育の無償化について

幼稚園、保育所、認定こども園などを利用する3歳から5歳児クラスの子供、住民税非課税世帯の0歳から2歳児クラスまでの子供の利用料が無料になります。

●群馬県第3子以降3歳未満児保育料免除事業

県内で子育でする世帯の経済的負担を軽減するために、認可保育所、認定こども園及び認可外保育施設を利用する第3子以降の3歳未満児の保育料を無料化します(認可外保育施設は月額上限あり)。

●第3子以降の副食費補助事業

年収360万円未満相当世帯の子供と全ての世帯の第3子以降の子供については、副食(おかず・おやつ等)の費用が免除されます。







農業

※お問い合わせは各市町村農業担当窓口へ

「ぐんまで農業はじめませんか?」

豊富な水と緑、自然に恵まれた群馬県では様々な農作物が生産されています。 あなたがはじめたい農業が群馬県にはきっとあると思います。

就農相談窓口では、農業に興味がある方から本気で農業を目指す方まで様々な相談を受けています。ぜひ、ご相談ください。

https://www.pref.gunma.jp/page/9252.html



Pick up! 首都圏から移住される方向けの施策

テレワーカー向け

●県内テレワーク施設一覧

群馬県には30カ所以上のテレワーク施設があります。 県テレワークサイト「 $GUNMA \times TELEWORKI$

https://gunmagurashi.pref.gunma.jp/g telework/

・移住・テレワークに係るレンタカー借上料補助金(みなかみ町)※詳細はみなかみ町ページ参照

首都圏通勤者向けの通勤費補助

※詳細は各市町村ページの該当事業の箇所を参照

- ・通勤・通学等費補助事業(神流町)
- ·移住促進通勤費補助金(沼田市)
- ・新幹線涌勤費補助金(みなかみ町)

非運転者向けの支援

※詳細は各市町村ページの該当事業の箇所を参照

- ・乗合タクシー「愛タク」の運行(富岡市)
- ・甘楽町デマンドタクシー『愛のりくん』 (甘楽町)
- ・移住・テレワークに係るレンタカー借上料補助金(みなかみ町)
- ・黒保根町デマンドタクシー、新里町デマンドタクシー(桐生市)
- ・電話でバス (デマンドバス) (みどり市)
- ・無料コミュニティバス運行事業(板倉町)
- ・買い物支援バス(中之条町)
- ・AIデジマンド「ベジバス」の運行(昭和村)
- おとしよりぐるりんタクシー(高崎市)
- ・タクシー運賃等助成事業(吉岡町)
- ・玉村町オンデマンドタクシー (乗り合いタクシー「たまGO」) (玉村町)
- ・おでかけタクシー助成事業(嬬恋村)
- ・路線バス利用補助制度(片品村)

【(参考)高齢者・障害者・妊産婦・免許返納者など対象者が限定的なもの】

※お問い合わせは各市町村福祉担当窓口へ

- ・タクシー利用券交付制度(玉村町)
- ・運転免許証自主返納による補助金及びタクシー券扶助 (富岡市)
- ・タクシー利用補助(安中市)
- ・タクシー運賃等助成事業、医療機関等外出タクシー運行事業、

交通空白地有償運送事業 やまどり (中之条町)

- ・乗り合い送迎サービス「チョイソコ つまごい」(嬬恋村)
- ・路線バス利用促進高齢者割引助成事業(川場村) ※問い合わせ先:川場村むらづくり振興課
- · 高齢者等生活支援事業 (千代田町)
- ・高齢者等デマンド交通運行事業(大泉町)
- ・邑楽町福祉タクシー推進事業(邑楽町)
- ・高齢者バス運賃助成事業(昭和村)
- ・バス路線利用促進高齢者割引助成(高山村)※問い合わせ先:高山村地域振興課
- ・高齢者運転免許証自主返納による補助金及びバス利用券扶助(高山村)

※問い合わせ先:高山村総務課

- ・高齢者運転免許証自主返納支援事業 (みどり市)
- ・福祉タクシー利用券の交付(板倉町)
- ・マイタク(でまんど相乗りタクシー)(前橋市)

住民に限らない支援 (移住前の現地訪問時にも利用可)

住民向け支援

企業のサテライトオフィス設置等

※詳細は各市町村ページの該当事業の箇所を参照

- ・前橋市雇用拡大サテライトオフィス設置費補助金(前橋市)
- ・しぶかわ企業進出促進事業(渋川市)
- ・中之条町サテライトオフィス開設支援補助金(中之条町)

前橋市

令和7年7月時点

分	中和141万時無
類	事業名 (対象者・内容)
子	第3子以降学校給食費無償化事業
育て支援	対象者: 次の全てに該当する保護者 ・対象児童及び生徒並びに保護者が前橋市内に住所を有していること。 ・同一世帯注)で18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子(平成19年4月2日以降出生)を3人以上養育しており、かつ、第3子以降の児童生徒が小中学校等に在籍している保護者であること。 ・養育する全ての児童生徒の学校給食費に未納がないこと。 ただし、生活保護及び就学援助の認定やその他国等から就学奨励費等により学校給食費相当額の給付を受けている者は対象外。
	内 容: 対象者からの申請により、対象となる児童が、 ・市立以外に在学の場合:学校給食費相当額を助成金として交付する。
	問合せ: 《教育委員会総務課 学校給食係》 Tel: 027-898-5810
	市立小中学校学校給食費無償化事業
	対象者: 前橋市立小中学校及び前橋特別支援学校に通う児童生徒 内 容: 令和7年4月以降に徴収予定の学校給食費を対象とします。 なお、食物アレルギー等の理由により給食の提供を受けていない児童生徒には助成金を交付します。
	対象者: 無償化対象者のうち食物アレルギー等の理由で主食又は副食を継続して欠食している生徒(牛乳等の飲料は対象 外)
	内 容: 年度末に主食、副食にかかる給食費相当額の助成金を交付します。 (小学校 主食: 85円/食 副食:165円/食) (中学校 主食:100円/食 副食:205円/食)
	問合せ: 《教育委員会総務課 学校給食係》 Tel:027-898-5810
	保育料補助事業(第3子以降の認可外保育施設利用料軽減事業)
	対象者:・利用時に市内に住所を有していること。 ・同一世帯で子どもを3人以上扶養していること。 ・第3子以降の児童が小学校就学前の児童であること。 ・第3子以降の児童が交付対象となる認可外保育施設を利用し、かつ、利用料を支払っていること。 ・本補助金の交付を受けようとする保護者が、前橋市保育所、保育の実施及び保育料等に関する 条例に規定する保育料を滞納していないこと。ただし、保育料の納付誓約を行い、計画どおり 納付している場合は、この限りではありません。 ・子ども・子育て支援法による新2号認定又は新3号認定を受けていないこと(企業主導型保育施設にあっては、 国の無償化対象となっていないこと)。ただし、幼稚園利用者は、この限りでありません。
	内 容: 第3子以降の認可外保育施設利用料の一部を補助するもの。 補助金額:保護者が実際に支払った利用料相当額(月単位の利用契約)で、交付対象である児童一人あたり月額 27,000円(上限)まで 問合せ: 《こども施設課 入所保育料係》 Tet: 027-220-5705
	ひとり親家庭等医療費支給事業
	対象者: 医療保険の加入者のうち、母子・父子家庭等で18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子どもを扶養している方とその子ども ※所得税が非課税、または所得制限基準額内の方が対象
	内 容: 該当世帯の医療費のうち保険診療の自己負担金相当額を公費で負担します。 問合せ: 《国民健康保険課 福祉医療係》 Tel: 027-257-0680

分類	事業名 (対象者・内容)
	タヘルパー派遣事業
子育て支	対象者: 次のいずれにも該当する人 ・前橋市に住民票がある人 ・生後6か月未満(多胎の場合1年未満)の子がいる人 ・家族や親族から家事や育児の支援が受けられない人
援	内容:家庭にヘルパーが訪問し、家事(食事準備や買い物、洗濯、掃除など)・育児(調乳や沐浴の準備・後片付け等)の支援を行います。 ・単胎の場合:生後6か月未満の期間で20回以内 ・多胎の場合:生後1年未満の期間で40回以内 利用料金:1回500円(生活保護世帯は生活保護受給者証、市民税非課税世帯は市民税非課税証明書を提出することで減免を受けることができ、利用料が無料になります。利用当日のキャンセルはキャンセル料が発生します。)
· 生 5	問合せ: 《こども未来部 こども支援課》 Tel: 027-212-8337
湿道	距離通学補助事業 対象者: 次のいずれかに該当する児童生徒
	①富士見町西大河原地区、箕輪地区または大洞地区に居住し、前橋市立白川小または富士見中に通学していること。 ②旧嶺小学校区に居住し、住居から芳賀小への通学距離が旧嶺小との通学距離を超え、公共交通機関を利用していること。 ③前橋市立小中学校に通学し、住居から学校までの直線距離が児童においては3km以上、生徒
	にあっては5km以上あること。 内 容: 居住地区や公共交通機関の利用に応じて経費の一部を補助します。
	問合せ: 《学務管理課 就学支援係》 Tel: 027-898-5812
全 空	家等利活用ネットワーク事業
宅支	対象者: 前橋市で一戸建ての空き家を探している人、所有している空き家の売買や貸借を考えてる人内容: 市に登録している不動産業者を紹介問合せ: 《建築住宅課 空家利活用センター》 Tel: 027-898-6081
援 空	き家バンク
	対象者: 前橋市内への定住等を目的として空き家の利用を希望する方 内 容: 市内の空き家に関する情報の提供
	門合せ: 《建築住宅課 空家利活用センター》 Tel: 027-898-6081
空	き家対策補助制度:空き家活用リフォーム補助
	対象者: 空き家を取得し自ら居住しようとする個人、空き家を取得し親族関係にある者に住宅として貸そうとする個人 空き家を親族関係にある者から借りて自ら居住しようとする個人 内 容: 交付金額は、対象となる工事費用の3分の1以内で、次の基本額と加算額の合計額とする。 なお、加算額の上限は50万円とする。 ア 基本額 50万円 イ 加算額 最大50万円 ① 居住誘導区域加算 居住誘導区域へ居住する場合、30万円 ② 転入加算 市外からの転入者1人につき、10万円

③ 子育て世帯支援加算

問合せ: 《建築住宅課 空家利活用センター》 Tel: 027-898-6081

分 (対象者・内容) 事業名 類 市民農園 対象者: 市内に居住又は通勤する農業者以外の者 内 容: 五十山ふれあい農園 50㎡×54区画 5,400円/年度 駐車場・トイレ・水道あり。 問合せ: 《農政課 地域営農係》 TeL: 027-898-6703 新規参入者定着支援事業 対象者:・本市に転入し、新たに専業で農業に参入する方 ・就農時点で60歳以下の方 支 ・本事業を活用後、引き続き市内で5年以上営農することが認められる方 内 容: 農家住宅等の月額家賃の1/2 (上限2万円) を補助 (2年間を限度とする) 詳細についてはお問合せください。 問合せ: 《農業委員会事務局 農業振興係》 TEL: 027-898-6733 移住コンシェルジュの配置 そ 対象者: 前橋市への移住を検討されている方 の 内容: 住まいや仕事探しをする際に、気軽に相談できる窓口として、移住コンシェルジュを配置しています。新たな土 他 地への移住は、分からないことばかりで不安がつきものです。そんな時には、移住コンシェルジュにご相談くだ さい。「一度、前橋市を訪れてみたい」という方も、コンシェルジュまでご相談ください。 ◇移住コンシェルジュ 鈴木 Tel: 080-6601-6569 E-MAIL: ijumaebashi@gmail.com 問合せ: 上記移住コンシェルジュ及び《広報ブランド戦略課シティプロモーション係》 Tel: 027-898 - 6971 オンライン移住相談会 対象者: 前橋市への移住を検討されている方 内容: オンライン移住相談会を毎月開催しています。月に2度、第1水曜日及び第4土曜日に開催しています。 開催日以外でも、随時相談に対応しています。お気軽にお問い合わせください。 ◇相談予約 TEL: 080-6601-6569 (移住コンシェルジュ鈴木) E-MAIL:ijumaebashi@gmail.com 問合せ: 上記移住コンシェルジュ及び《広報ブランド戦略課シティプロモーション係》 Tel: 027-898 - 6971 前橋市創業センター 対象者: 前橋市で起業を目指す人や起業後間もない人 内 容: 「起業」に関する支援拠点で、低価格で利用することができるオフィスや、各種工作機器を使用して自分のアイ デアを試作することができるものづくりラボ等を備えています。また、当センターでは、事業が成功するように 各種専門家の指導を受けることができるとともに起業に役立つ各種セミナーや交流会、相談会を定期的に開催し ています。 ◇主な支援内容 : 各種施設利用 (インキュベーションオフィス・会議室等) 創業相談・経営指導(申し込み無料・要予約)

問合せ: 創業センター (前橋市千代田町2-7-10) 027-289-9666

分 (対象者・内容) 事業名 類 ジョブセンターまえばし 対象者: 求職中または在職中の若者や子育て中の方 内 容: 若者や子育て中の方をメインターゲットとした就職支援施設です。ハローワークの職業紹介窓口も併設していま 他 す。その他、令和7年度から幅広い年代を対象にした「まえばし就活キャリア・リスタート支援事業」を実施し ています。 ◇主な就職支援メニュー ・カウンセリングによる就職支援プログラムの作成 ・就職活動に役立つ各種セミナー ・インターンシップ、企業見学、企業説明会等による企業とのマッチング ・子育て中の女性を対象とした企業との交流会、合同企業説明会、就職面接会 ・就職後の悩み相談や、仲間づくり講座・スキルアップ講座による定着支援 ◇その他 ・施設の各部屋の貸し出し ◇開館時間:午前9時~午後9時 ・就職支援窓口及びハローワーク窓口は午前9時~午後5時 問合せ: ジョブセンターまえばし(前橋市大渡町二丁目3-15) ·総合的就職支援窓口 (電話) 027-289-4634 ·講座、施設利用窓口 (電話) 027-252-0500 ・ハローワーク窓口 (電話) 027-256-9321 マイタク制度 対象者: 前橋市に住民登録があり、以下の要件いずれかに該当する方が対象です。 A:年齢75歳以上の方 B:年齢65歳以上で運転免許証(普通・中型・大型免許)をお持ちでない方 C:下記の①~⑦のいずれかの該当者 ①身体障害者、②知的障害者、③精神障害者、④発達障害者、⑤要介護・要支援認定者、介護予防・生活支援 サービス事業対象者(総合事業)、⑥難病患者、⑦小児慢性特定疾病患者、⑧妊産婦 ※条件の詳細は、市のホームページをご覧いただくか、下記の連絡先にお問い合わせください。 利用方法: ご利用には事前登録が必要です。 【登録に必要なもの】 ①マイナンバーカード、②上記Cの要件に該当する方は対象者であることの確認書類 【登録受付場所】 市役所本庁舎1階ロビー、大胡支所、宮城支所、粕川支所、富士見支所、保健センター2階(こども支援課)、 保健所1階(障害福祉課・保健予防課)のいずれか 内容:・登録者1人で乗車した場合、1運行(片道)につき2回まで利用可能 運賃の半額(最大2,000円)を支援 ・登録者2人以上で乗車した場合、1運行(片道)につき各自2回まで利用可能 最大1,000円×人数を支援

お問い合わせください。

問合せ: 《交通政策課 新モビリティ推進係》 Tel:027-898-5844

※その他利用時間帯、利用回数等の詳細については、市のホームページをご覧いただくか、下記の連絡先に

分類	事業名 (対象者・内容)
そ	マチスタント
o l	対象者: まちなか(アーバンデザイン策定区域内)で、店舗やオフィスを開業する方
他	内 容: まちなかで何かをやってみたい方に対して、まちづくりの動きを紹介しながらの「まち歩き」や補助制度のご案 内など、さまざまな取り組みでサポートします。 そこから生まれる"つながり"や"発見"が、あなたがなにかやるときのヒントになるかもしれません、、、。
	【まちなかで開業する際の補助制度】 ◇ まちなか開業支援補助金 まちなかで店舗や事務所等を開業する際に係る改修工事費や備品購入費の一部を補助します。 詳しい制度の内容は下記までお問い合わせください。 問合せ: 《にぎわい商業課 商業振興係》 TEL; 027-210-2188

伊勢崎市

令和7年7月時点

分 類	事業名 (対象者・内容)
7	第3子以降学校給食費助成事業
子育て支援	対象者: 1.同一世帯の18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子(婚姻している子を除く)が3 人以上いる保護者のうち、就学義務年齢にある第3子以降の児童生徒を養育していること 2.学校給食費に滞納がないこと 3.生活保護や就学援助等から学校給食費の全部支給を受けていないこと 内容: 同一世帯内で3人以上の児童生徒を養育している保護者に対し、第3子以降の児童生徒の学校給食費 を助成 問合せ: 《健康給食課》 Tel: 0270-75-2517
	学校給食費無償化事業
	対象者: 市立の中学校又は県立伊勢崎特別支援学校中学部に在学する生徒 内 容:・学校給食費が無償となります。 ・以下の生徒については、助成金を支給予定です。後日、該当の方に通知を送付する 予定です。 1.公立中学校以外に通い、伊勢崎市から学校給食の提供を受けていない生徒 2.食物アレルギー、宗教上の理由等により学校給食の全てまたは一部の提供を受け ていない生徒
	問合せ: 《健康給食課》 Tel:0270-75-2517
	ワクチン&子育てナビ
	対象者: 主に就学前の子どもの保護者 内容: 予防接種スケジュール管理システムや子育で情報の提供を行うモバイルサービス。スマートフォンや携帯電話などからインターネットを通じて、子どもの生年月日などを登録することで、適切な予防接種スケジュールを自動作成し、接種時期が近づくとメールでお知らせする。予防接種スケジュール管理機能のほかに、予防接種指定医療機関の検索や妊娠中の記録、子どもの成長記録、感染症情報、小児の休日夜間診療情報などの閲覧ができる。 ※登録料・利用料は無料、通信費用は利用者負担 問合せ: 《健康づくり課 保健予防係》 Ta::0270-27-2746
	おたふくかぜ予防接種費用助成事業
	対象者: 接種当日、市内に住民登録がある満1歳から4歳未満の子ども 内 容: おたふくかぜ予防接種費用の一部を助成する。助成回数は、1人1回、助成額は3,000円とする。 問合せ: 《健康づくり課 保健予防係》Tel:0270-27-2746
	不妊治療費の助成
	対象者: 不妊治療を行っている夫婦で、次の要件を満たす人 ①法律上の婚姻後、医師による不妊治療を行っている夫婦 ②夫婦の双方またはいずれか一方が、申請日の1年以上前から引き続き伊勢崎市に住民登録がある こと
	③医療保険関係各法における医療保険に加入していること 内容: 不妊治療に要する医療費の一部を助成する(当該年度内の不妊治療に要する自己負担額の2分の1上限:年額10万円)。助成金の申請は1年度(4月1日から翌年3月31日まで)の治療につき1回とし、助成回数に制限はない。 問合せ: 《保健センター》 Ta: 0270-27-6290

分 (対象者・内容) 事業名 類 不育治療費の助成 対象者: 不育治療を行っている夫婦で、次の要件を満たす人 ①法律上の婚姻後、医師による不育治療を行っている夫婦 ②夫婦の双方またはいずれか一方が、申請日の1年以上前から引き続き伊勢崎市に 住民登録があること ③医療保険関係各法における医療保険に加入していること ④他の地方公共団体から同一の不育治療に対し同種の補助を受けていないこと 内 容: 不育治療に要する医療費の一部を助成する(当該年度内の不育治療に要する自己負担額の2分の1 上限:年額20万円)。助成金の申請は1年度(4月1日から翌年3月31日まで)の治療につき1回とし、 助成回数に制限はない。 問合せ: 《保健センター》 Tel: 0270-27-6290 ファミリー・サポート・センター事業 対象者: 子育ての手助けをして欲しい人(利用会員)または子育てのお手伝いをしたい伊勢崎市に住民登録 がある人 (援助会員) 内 容: 利用会員からの依頼に応じてお手伝いをしたい人(援助会員)を紹介し、保育施設までの送迎や預 かりなど、保育施設では対応しきれない保育を有料(1時間700円~)で援助する。 問合せ: 《こども保育課》Tel:0270-23-6471 伊勢崎市空き家情報バンク 住 対象者: 伊勢崎市内の空き家を売却又は賃貸を希望する人、空き家の所有者等と媒介契約を締結した協力事 宅 業者 支 内 容: 市内における空き家の売却または賃貸を希望する者が、市に物件情報を登録し、群馬県宅地建物取 援 引業協会や全日本不動産協会群馬県本部と協力し、市内の空き家の情報を市ホームページ等で発信 問合せ: 《住宅課 空家対策係》 Tel: 0270-27-2797 移住者支援空き家改修補助事業 対象者: 市外から移住するために空き家を改修する人で、次の要件を満たすもの ・申請日から起算して1年以上市外に居住している人又は、申請日前、おおむね1年以内に移住を 目的として市内の共同住宅又は長屋へ転入した人で、転入日から起算して過去1年以上市外に 居住していた人 ・補助対象空き家の所有権を有すること、又は実績報告書の提出日までに補助対象空き家の所有 権を取得する見込みがあること ・令和7年度内に本市に転入届を提出し、補助対象空き家への居住を開始すること ・令和7年度内に補助対象空き家に居住を開始し、実績報告書の提出日から10年以上補助対象 空き家に居住すること ・市税等の滞納がないこと 内 容: 市外からの移住・定住の促進及び空き家の利活用による地域活性化を図るため、市内の空き家を改 修し、移住する人に対して予算の範囲内で改修工事費用の一部を補助する。 ・補助金額 補助対象経費の2/3 (千円未満切り捨て) ・補助限度額 200万円 ・補助額内訳 基本額 120万円 加算額 次の①~③の合計額(最大80万円) ①2人以上世帯の場合 40万円 ②子育て世帯の場合 中学校修了前の子ども1人につき10万円 (上限30万円) ③空き家バンク登録住宅の場合 10万円 ※補助の対象となる改修工事費の2/3を超える補助は不可 ・対象住宅 補助金の申請日時点でおおむね1年以上居住されていない住宅 ・対象工事 空き家の機能又は性能の維持、向上させるための修繕・模様替え及び設 備改善等を行う工事で、原則として市内事業者が施工するもの

Tel: 0270-27-2797

問合せ: 《住宅課 空家対策係》

事業名 (対象者・内容) 類 浄化槽設置に対する補助 対 象: これから浄化槽を設置するもので、次の要件を満たすもの 宅 ・既存の単独処理浄化槽、くみ取り槽を撤去し、合併処理浄化槽を設置するもの 支 (※撤去できないやむを得ない理由がある場合を除く) 援 ・設置する合併処理浄化槽が窒素または、窒素およびリン除去能力のある高度処理型 浄化.槽 ・環境省の定める環境配慮型浄化槽の性能要件を満たすもの ・設置する合併処理浄化槽の大きさが10人槽以下のもの ・浄化槽を使用する建物が申請者が居住するための専用住宅(小規模店舗併用住宅を含む) ・申請者が、過去に合併処理浄化槽の設置補助金の交付を受けていない ・申請者が、公共事業等に係る合併処理浄化槽又は単独処理浄化槽等の補償を受けていない ・浄化槽を設置する場所が、公共下水道・農業集落排水の供用開始区域外、市設置型浄化槽の 整備区域外 ・市税等の滞納がないこと 内 容: 生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、合併処理浄化槽の設置に要する経費につい て、予算の範囲内で補助金を交付する(①転換設置+宅内配管+撤去費(単独浄化槽):5人槽77万 円、7人槽80万円、10人槽83万円・②転換設置+宅内配管+撤去費(くみ取り槽):5人相74万円、7 人槽77万円、10人槽80万円・③準転換設置(単独処理浄化槽等の撤去不可)+宅内配管:5人槽45万 円、7人槽48万円、10人槽51万円 ・④建替等設置:5人槽25万円、7人槽28万円、10人槽31万円 問合せ:《資源循環課清掃企画係(清掃リサイクルセンター21内管理棟2階)》 Tel: 0270-27-2732 ※詳しくは、伊勢崎市ホームページ(「いせさきぐらし」 https://www.city.isesaki.lg.jp/isesaki life/index.html) をご覧ください。 土地区画整理地内の保留地の公売 対象者: 原則として土地売買契約から30日以内に土地代金の全額を払込みできる人 内 容: 区画整理によって生み出された保留地(西部地区・東部第二地区・茂呂第一地区)を住宅用地とし 問合せ: 《区画整理課 換地補償係》 Tel: 0270-27-2771 市有地の売払い 対象者: 次の要件を満たす人

- ・個人または法人
- ・代金の支払い能力がある人(市、県民税を滞納していない人)
- ・伊勢崎市暴力団排除条例第2条第3号および第4号(暴力団、暴力団員等)の規定に該当しない

内 容: 利用予定のない市有地の売払いを行う。

問合せ: 《管財課資産活用推進係》 Tel: 0270-27-2703 《都市計画課》 Tel: 0270-27-2767

\triangle	
分類	事業名 (対象者・内容)
水	
住	市営住宅の紹介
宅	対象者: 入居申込みができる人は次の要件を満たす人
支	・現在住宅に困窮していることが明らかな人
援	・同居者がある場合は親族(配偶者等及び3親等以内の血族または1親等以内の姻族)であるこ
1及	٤
	・単身で入居する場合は、身元引受人1人をつけられる人
	・世帯の全員が市民税等を滞納していないこと
	・世帯の全員が暴力団員ではないこと
	・入居に際して、敷金(家賃3か月分)を納められる人
	・市が定める収入基準に当てはまる人 内 容: 市営住宅の募集を、原則として年3回(6月・10月・2月の上旬)行い、募集ごとに、広報や市ホーム
	ページにて入居条件や募集住戸等について紹介
	※随時募集を行っている住宅もあり
	問合せ: 《住宅課 住宅管理係》 Tal: 0270-27-2764
	※詳しくは、伊勢崎市ホームページ(「いせさきぐらし」
	https://www.city.isesaki.lg.jp/isesaki_life/index.html)をご覧ください。
	(A)
	住宅リフォーム助成事業
	住宅リフォーム助成事業 対象者: ・市内に住民登録のある人
	対象者:・市内に住民登録のある人
	対象者: ・市内に住民登録のある人 ・対象住宅(平成27年以前に建築した住宅)に令和 5 7年4月1日時点で2年以上継続し
	対象者: ・市内に住民登録のある人 ・対象住宅(平成27年以前に建築した住宅)に令和57年4月1日時点で2年以上継続し て居住する個人住宅の所有者
	対象者: ・市内に住民登録のある人 ・対象住宅(平成27年以前に建築した住宅)に令和57年4月1日時点で2年以上継続し て居住する個人住宅の所有者 ・市税を滞納していない人
	対象者: ・市内に住民登録のある人 ・対象住宅(平成27年以前に建築した住宅)に令和57年4月1日時点で2年以上継続し て居住する個人住宅の所有者 ・市税を滞納していない人 ・令和6年の合計所得金額が700万円以下の人 ・令和5年度、令和6年度に本事業の助成を受けていない人 内 容: 居住環境の向上と地域経済の活性化を目的として、個人住宅のリフォーム工事を市内の施工業者に
	対象者: ・市内に住民登録のある人 ・対象住宅(平成27年以前に建築した住宅)に令和57年4月1日時点で2年以上継続し て居住する個人住宅の所有者 ・市税を滞納していない人 ・令和6年の合計所得金額が700万円以下の人 ・令和5年度、令和6年度に本事業の助成を受けていない人 内容:居住環境の向上と地域経済の活性化を目的として、個人住宅のリフォーム工事を市内の施工業者に 依頼して行う場合、その工事費用の一部を助成する。
	対象者: ・市内に住民登録のある人 ・対象住宅(平成27年以前に建築した住宅)に令和57年4月1日時点で2年以上継続し て居住する個人住宅の所有者 ・市税を滞納していない人 ・令和6年の合計所得金額が700万円以下の人 ・令和5年度、令和6年度に本事業の助成を受けていない人 内 容:居住環境の向上と地域経済の活性化を目的として、個人住宅のリフォーム工事を市内の施工業者に 依頼して行う場合、その工事費用の一部を助成する。 ・助成金額 助成対象経費の30%(千円未満切り捨て)
	対象者: ・市内に住民登録のある人 ・対象住宅(平成27年以前に建築した住宅)に令和57年4月1日時点で2年以上継続し て居住する個人住宅の所有者 ・市税を滞納していない人 ・令和6年の合計所得金額が700万円以下の人 ・令和5年度、令和6年度に本事業の助成を受けていない人 内 容:居住環境の向上と地域経済の活性化を目的として、個人住宅のリフォーム工事を市内の施工業者に 依頼して行う場合、その工事費用の一部を助成する。 ・助成金額 助成対象経費の30%(千円未満切り捨て) ・補助限度額 10万円
	対象者: ・市内に住民登録のある人 ・対象住宅(平成27年以前に建築した住宅)に令和57年4月1日時点で2年以上継続し て居住する個人住宅の所有者 ・市税を滞納していない人 ・令和6年の合計所得金額が700万円以下の人 ・令和5年度、令和6年度に本事業の助成を受けていない人 内 容:居住環境の向上と地域経済の活性化を目的として、個人住宅のリフォーム工事を市内の施工業者に 依頼して行う場合、その工事費用の一部を助成する。 ・助成金額 助成対象経費の30%(千円未満切り捨て) ・補助限度額 10万円 ・対象住宅 平成27年以前に建築され、令和5年度、令和6年度に本事業の助成を受け
	対象者: ・市内に住民登録のある人 ・対象住宅(平成27年以前に建築した住宅)に令和57年4月1日時点で2年以上継続し て居住する個人住宅の所有者 ・市税を滞納していない人 ・令和6年の合計所得金額が700万円以下の人 ・令和5年度、令和6年度に本事業の助成を受けていない人 内 容: 居住環境の向上と地域経済の活性化を目的として、個人住宅のリフォーム工事を市内の施工業者に 依頼して行う場合、その工事費用の一部を助成する。 ・助成金額 助成対象経費の30%(千円未満切り捨て) ・補助限度額 10万円 ・対象住宅 平成27年以前に建築され、令和5年度、令和6年度に本事業の助成を受け ていない、申請者が所有・居住している市内の住宅
	対象者: ・市内に住民登録のある人 ・対象住宅(平成27年以前に建築した住宅)に令和57年4月1日時点で2年以上継続して居住する個人住宅の所有者 ・市税を滞納していない人 ・令和6年の合計所得金額が700万円以下の人 ・令和5年度、令和6年度に本事業の助成を受けていない人 内容:居住環境の向上と地域経済の活性化を目的として、個人住宅のリフォーム工事を市内の施工業者に依頼して行う場合、その工事費用の一部を助成する。 ・助成金額 助成対象経費の30%(千円未満切り捨て) ・補助限度額 10万円 ・対象住宅 平成27年以前に建築され、令和5年度、令和6年度に本事業の助成を受けていない、申請者が所有・居住している市内の住宅 ・対象工事 住宅本体と内部の修繕・機能向上を目的とした、対象経費10万円以上の
	対象者: ・市内に住民登録のある人 ・対象住宅(平成27年以前に建築した住宅)に令和57年4月1日時点で2年以上継続し て居住する個人住宅の所有者 ・市税を滞納していない人 ・令和6年の合計所得金額が700万円以下の人 ・令和5年度、令和6年度に本事業の助成を受けていない人 内 容: 居住環境の向上と地域経済の活性化を目的として、個人住宅のリフォーム工事を市内の施工業者に 依頼して行う場合、その工事費用の一部を助成する。 ・助成金額 助成対象経費の30%(千円未満切り捨て) ・補助限度額 10万円 ・対象住宅 平成27年以前に建築され、令和5年度、令和6年度に本事業の助成を受け ていない、申請者が所有・居住している市内の住宅
	対象者: ・市内に住民登録のある人 ・対象住宅(平成27年以前に建築した住宅)に令和57年4月1日時点で2年以上継続して居住する個人住宅の所有者 ・市税を滞納していない人 ・令和6年の合計所得金額が700万円以下の人 ・令和5年度、令和6年度に本事業の助成を受けていない人 内容:居住環境の向上と地域経済の活性化を目的として、個人住宅のリフォーム工事を市内の施工業者に依頼して行う場合、その工事費用の一部を助成する。 ・助成金額 助成対象経費の30%(千円未満切り捨て) ・補助限度額 10万円 ・対象住宅 平成27年以前に建築され、令和5年度、令和6年度に本事業の助成を受けていない、申請者が所有・居住している市内の住宅 ・対象工事 住宅本体と内部の修繕・機能向上を目的とした、対象経費10万円以上の工事
	対象者: ・市内に住民登録のある人 ・対象住宅(平成27年以前に建築した住宅)に令和57年4月1日時点で2年以上継続して居住する個人住宅の所有者 ・市税を滞納していない人 ・令和6年の合計所得金額が700万円以下の人 ・令和5年度、令和6年度に本事業の助成を受けていない人 内 容:居住環境の向上と地域経済の活性化を目的として、個人住宅のリフォーム工事を市内の施工業者に依頼して行う場合、その工事費用の一部を助成する。 ・助成金額 助成対象経費の30%(千円未満切り捨て) ・補助限度額 10万円 ・対象住宅 平成27年以前に建築され、令和5年度、令和6年度に本事業の助成を受けていない、申請者が所有・居住している市内の住宅 ・対象工事 住宅本体と内部の修繕・機能向上を目的とした、対象経費10万円以上の工事 問合せ:《住宅リフォーム窓口》 Tel:0270-23-7381

事業名 (対象者・内容) 類 創業促進サポート補助金 そ 対象者: 市内で新たに創業する人で次の要件を満たす人 の ・市内において当該補助金の申請年度内に創業する人 他 ・市税を滞納していない人 ・個人が事業を開始する場合にあっては創業時において市内に居住し、住民基本台帳 法(昭和42年法律第81号)に基づき本市の住民基本台帳に記録されている人。新たに 会社を設立し事業を開始する場合にあっては、会社の代表者となり、市内に事業所 を会社の本店として法人登記を行う人 ・伊勢崎市創業支援事業計画に基づく特定創業支援事業による支援を受けた人 ・創業に際して、法令等に基づく資格又は許認可が必要な業種については、交付申請時において 既に取得している、または取得することが確実と見込まれる人 ・交付申請時において他の法人の代表または役員の職にない人 ・3年以上継続して事業を行う意欲があり、原則として週30時間以上営業を行う人 ・事業所の設置について商工会議所、商工会、近隣商店街等への情報提供することに同意し、市 ホームページ等で創業情報を公開することに同意する人 ・伊勢崎市暴力団排除条例(平成24年伊勢崎市条例第32号)第2条第3号および第4号に規定する者 でない人 内 容: 市内における創業を促進することで地域経済の活性化を図るため、市内で新たに創業する人に対 し、創業時に必要となる各種経費の一部について、予算の範囲内において補助する。 ・補助率 補助対象経費の2分の1以内(ただし、1,000円未満は切り捨て) ・補助限度額 100万円 (ただし、市が指定する中心市街地区域で創業する場合は150万円) ・補助対象経費 事業所改装費、備品購入費、販売促進に係る経費など ·募集期間 前期 令和7年4月1日(火)~令和7年9月30日(火)

後期 令和7年10月1日(水)~令和8年1月30日(金) ※各期とも予算上限に達し次第終了

問合せ: 《商工労働課 商工振興係》 Tel: 0270-27-2754

※詳しくは、伊勢崎市ホームページ(「いせさきぐらし」

https://www.city.isesaki.lg.ip/isesaki life/index.html) をご覧ください。

中小企業活性化資金の融資

対象者: 次の全ての条件を満たす中小企業者

- •中小企業信用保険法で定める特定中小企業者で、市税を完納していること
- ・(法人の場合) 市内に主たる事業活動を行う店舗、工場または事業所を登記していること
- ・(個人の場合)市内に1年以上居住していること

※着工後および購入後の融資は対象外、創業者(創業から1年未満の人を含む)は保証必須

内 容: 資金使途 運転資金、設備資金

※3,5,7ナンバーの車両(普通乗用車、小型乗用車)は不可

融資限度額 運転資金1,500万円 設備資金3,000万円

融資利率 · 運転資金年利1.7%以内(信用保証付1.3%以内)

特別融資利率適用(前年比5%以上の売上減)の場合は年利1.5%以内 (信用保証付 1.1%以内)

・設備資金年利1.7%以内(信用保証付1.3%以内)

※創業者(事業開始から1年未満の者含む)は保証必須

運転資金 6年以内 【うち据置1年以内】 融資期間

設備資金 8年以内 【うち据置1年以内】

問合せ: 《商工労働課 融資労政係》 Tel: 0270-27-2755

渋川市

令和7年7月時点

分 事業名 (対象者・内容) 類 幼児教育・保育施設(幼稚園・保育所・認定こども園)保育料の無料化 対象者: 渋川市居住の児童 内容: 保育料無料 (国の制度対象外となる0歳から2歳の住民税課税世帯の児童も対象) 問合せ: 《こども支援課 保育幼稚園係》 Tel:0279-22-2415 公立幼稚園通園バス使用料無料化・私立認定こども園通園バス使用料一部補助事業 対象者: 公立幼稚園の通園バス使用者、私立認定こども園の通園バス使用者 内 容: 公立幼稚園通園バス使用者は全額無料、私立認定こども園通園バス使用者は一部補助 問合せ: 《こども支援課 保育幼稚園係》 Tel:0279-22-2415 学校給食費全額公費負担 対象者: 渋川市立小中学校に通う児童生徒 内 容: 児童生徒の学校給食費を全額公費負担 問合せ: 《教育総務課 管理係》 Tel: 0279-22-0132 遠距離通学児童通学費補助事業・遠距離通学生徒通学費補助事業 対象者: 遠距離通学の小学校児童及び中学校生徒で対象となる路線バスを使用する者 内 容: 通学費全額補助 問合せ: 《教育総務課 管理係》 TeL: 0279-22-2076 奨学金貸与事業 対象者: 本市に1年以上居住し、修学意欲と能力がありながら経済的理由により修学困難な者(高等学校、中等教育学校 (後期課程)、大学、短大、高等専門・専修(高等課程又は専門課程)学校に入学・在学) 内 容: 奨学金を無利子で貸与 ○高等学校、中等教育学校(後期課程)、専修学校(高等課程) 月額10,000円以内 ○高等専門学校 月額15,000円以内 ○大学、短大、専修学校(専門課程) 月額35,000円以内 問合せ: 《教育総務課 管理係》 TeL: 0279-22-2076 県産木製品の出生祝い品贈呈 対象者: 市内に住所を有する乳幼児 内容: 県産材を使用した木製品(積み木)を6か月児健康相談時に出生祝い品として贈呈 問合せ: 《環境森林課 森林·気候変動対策係》 Tel: 0279-22-2114 ブックスタート事業 対象者: 6か月児健康相談を受診する全ての乳児及びその保護者 内容: 絵本を通して、子どもが本に触れるきっかけや親子が触れ合う時間をつくれるよう、保健センターで実施する6 か月児健康相談時に絵本の読み聞かせを行う。また、絵本をプレゼントし、家庭での読み聞かせと親子の触れ合 いの時間づくりに役立ててもらう。 問合せ: 《市立図書館》 TEL: 0279-22-0644

分類	事業名 (対象者・内容)
子	不妊治療費助成事業
声育 て支援	対象者: 渋川に1年以上住所を有する夫婦(夫婦一方のみ渋川市に住所登録がある場合も可)で、医療保険加入者、かつ 市税の滞納をしていない人 内容: 特定不妊治療または一般不妊治療に要する費用の1/2を助成 ○特定不妊治療 上限10万円、1年度内に申請2回 ○一般不妊治療 上限5万円、1年度内に申請1回 *同じ年度内特定不妊治療と一般不妊治療の両方が申請可 問合せ:《健康増進課 管理・予防係》 Tal:0279-25-1321
	 不育症治療費助成事業
	対象者: 渋川に住所を有する夫婦(夫婦一方のみ渋川市に住所登録がある場合も可)で、医療保険加入者、かつ市税の滞納をしていない人 内 容: 不育症の検査及び治療に要する費用(群馬県の助成を受けた場合はその残額)の1/2を助成・上限20万円 申請回数の上限はなし 問合せ: 《健康増進課 管理・予防係》 Tel: 0279-25-1321
	国民健康保険子育て世帯支援金
	対象者: 次のいずれにも該当する納税義務者(世帯主) ・渋川市の国民健康保険に加入する18歳(高校生世代)までの子どもがいること ・納税義務者(世帯主)及びその世帯に属する全ての国民健康保険被保険者が、前年中の所得の申告をしている こと ・国民健康保険税を滞納していないこと 内 容: 国民健康保険に加入している18歳(高校生世代)までの子どもの国民健康保険税の均等割額相当額を支援金として支給 問合せ:保険年金課 国保年金係 0279-22-2429
<i>1</i> ->-	住宅エコリフォーム支援事業
住宅支援	対象者: 市内在住者 内 容: 住宅のエコリフォームに対し補助金を交付。 補助率:20万円以上の補助対象工事費に対し1/20を補助、限度額は10万円 問合せ: 《建築住宅課 指導係》 Tal:0279-22-2072
	空家活用支援事業
	対象者: 空家の所有者、または空家を取得し居住する目的でリフォームする者
	内 容: 空家のリフォームに対し補助金交付 補助率:20万円以上の補助対象工事費に対し1/10を補助、限度額は30万円 市外転入者、若者夫婦世帯、子育て世帯、パートナーシップ宣誓世帯、居住誘導区域内にある空家をリフォーム

市外転入者、若者夫婦世帯、子育て世帯、パートナーシップ宣誓世帯、居住誘導区域内にある空家をリフォーム

する者に該当する場合は、補助額に20万円を加算

問合せ: 《建築住宅課 指導係》 Tel:0279-22-2072

分	
類	
住	
宅	
支	
援	

事業名 (対象者・内容)

移住者住宅支援事業

対象者: 住宅を取得して市外から転入する者

内 容: 助成額:一律5万円。下記要件を満たすことで加算(加算額を含む最大128万円)

また、<u>市内居住誘導区域に住宅を取得し、一定の条件を満たす方については</u>下記加算額とは別に 100万円を加算

- ・若者支援加算(10万円)
- ·新築市内業者利用加算(30万円)
- ・中古住宅取得加算(10万円、空き家バンク利用30万円)
- ・県外移住者支援加算(20万円)
- · 県外被災者移住支援加算(30万円)
- ·市内企業就職支援加算(10万円)
- ・消防団加入加算(3万円)
- ·居住誘導区域加算(20万円)
- ・過疎地域加算(10万円)

※100万円の加算条件については問合せ先までお問合せください

※各種証明書の提出が必要です。

※申請年度内において当市の「新生活応援事業助成金」又は「移住支援金」の交付を受けている方は申請不可

※自治会に加入していることが申請要件です。

問合せ: 《市民協働推進課 移住定住支援係》 Tel: 0279-22-2401

住宅地等の売払い

対象者: 渋川市が所有する住宅地等の土地の購入を希望する個人または法人

内 容: 分譲地や未利用の土地の売払い

問合せ: 《財産活用課 資産経営係》 Tel: 0279-22-2150

空き家相談事業

対象者:市内の空き家空き地等の所有者・管理者、所有家屋が空き家等になるおそれがある者、または空き家空き地の賃

貸借又は売買を求める者。

内 容:毎月第二木曜日1回30分。相談無料。空き家の売買・賃貸、解体・改築などに対する相談について、一般社団法

人群馬県宅地建物取引業協会等の宅地建物取引士が対応。

問合せ: 《市民協働推進課 移住定住支援係》 Tel: 0279-22-2401

空き家バンク

対象者: 渋川市内の空き家を買いたい (借りたい) 方あるいは売りたい (貸したい) 方

内 容: 市内の空き家物件の情報をホームページなどで提供 【空き家バンク登録:随時募集中】

問合せ: 《市民協働推進課 移住定住支援係》 Tel: 0279-22-2401

空き家家財道具等片付け支援事業

対象者: 渋川市空き家バンクに登録した空き家内の家財道具等を処分する方

内 容: 家財道具処分費の3分の2、最大5万円を補助。

問合せ: 《市民協働推進課 移住定住支援係》 Tel:0279-22-2401

分類	事業名 (対象者・内容)
就農	市民農園
農村支体援験	対象者: 市内在住で農業者以外の者 内 容: 渋川地区 30㎡×141区画 3,000円/年度、 赤城地区 50㎡×74区画 3,000円/年度、北橋地区 50㎡×30区画 3,000円/年度 【利用期間:1か年度間】 問合せ: 《農政課 担い手支援係》 Tal:0279-22-2593
4.5	しぶかわde創業チャレンジ支援事業
就業・創業	対象者: 市内で新たに創業する者 内 容: 創業に要する費用について、改修費等の補助対象経費の1/2、上限額50万円 ※都市機能誘導区域内で創業する者は、限度額を最大で10万円加算し、上限額60万円 詳細は下記問合せ先までお問合せください。 問合せ: 《産業政策課 商工・産業振興係》 Ta: 0279-22-2596
支援	インターンシップ等推進補助金
16	対象者: 渋川公共職業安定所に届出を提出しており、求職活動の一環として、2日間以上のインターンシップ等を学生又は30歳未満の若手求職者に実施する市内事業所 内容: 求職中の学生又は若手求職者をインターンシップ等を受け入れた市内事業者に対して、1人1日当たり1,000円を10日間を限度に支給する。
	※障害者のインターンシップ等を受入れた場合は、1人1日当たり3,000円を10日間を限度に支給する。 問合せ: 《産業政策課 商工・産業振興係》 Tel: 0279-22-2596
	新規学卒者就業定着奨励金
	対象者: 大学院、大学、短期大学、専門学校、高等学校等を卒業した年に市内で事業を営む事業者に常用雇用された新規 学卒者であること等 内 容: 令和6年4月1日以降に市内事業所へ就職し、6カ月以上継続して勤務している新規学卒者に、5万円分相当の渋 P a y ポイントを付与する。 ※新規学卒者の内、申請日時点で市内に住所を有する場合は3万ポイント、Uターン後継続して市内に住所を有
	する場合は5万ポイントを追加する。 問合せ: 《産業政策課 商工・産業振興係》 Tel: 0279-22-2596
定	居住誘導区域定住促進事業
住 支援	対象者: 居住誘導区域内で住宅を取得する市民 内容: 補助額: 一律20万円。下記要件を満たすことで加算(加算額を含む最大60万円) ・若者加算(申請者又は配偶者等が40歳未満5万円、30歳未満10万円) ・子育て加算(同一世帯の15歳以下の子ども1人につき5万円) ・区域外加算(5万円) ・地区加算(10万円) ・ ・ハザード加算(10万円) 問合せ: 《都市政策課 計画係》 Tel: 0279-22-2073
	県外通学学生応援事業
	対象者: 渋川市内から東京圏(東京都、神奈川県、千葉県)に所在する大学等に通学する学生
	内 容: 有効期間が令和7年4月1日以降にJR等が発行する通学定期券を利用し、渋川市内から東京圏(東京都、神奈川県、千葉県)の大学等に通学する学生に対し、通学定期代金の一部を補助し、経済的負担を軽減することで市内での定住の促進を図るもの補助金額:新幹線等利用あり:1万円/月(年間12万円上限)新幹線等利用なし:5千円/月(年間6万円上限)
	問合せ: 《市民協働推進 移住定住支援係》 Tel: 0279-22-2401

f生活を開始した世帯
、1世帯あたり10万円を
を二人のいずれかが扶養
る方は申請不可
上する者
)2,500円/人の補助をし 書類を提出してくださ
です。渋川市公式ホーム

榛東村

令和7年7月時点

事業名 (対象者・内容) 類 子育て支援センター(保育園・認定こども園) 対象者: 村内の乳幼児及び保護者 内 容: 村内各保育園・認定こども園にて、育児相談・ふれあい保育等の実施 月曜日~金曜日 午前9時~正午/午後1時~4時(無料) (お休みの場合もありますので、各園へご確認ください。) 問合せ: コアラクラブ(榛東北部こども園) Tel:0279-54-2900 ひよこクラブ(榛東中央こども園) Tel: 0279-55-0008 コスモスクラブ(榛東南部こども園)Tel:0279-54-2572 わくわくクラブ(ひこばえ保育園) Tel:0279-26-9821 子育て支援(幼稚園) 対象者: 村内の乳幼児及び保護者 内 容: 村内幼稚園にて、子育て支援センターの開放、育児相談等の実施 月曜日~金曜日 午前10時~11時30分(無料) (お休みの場合もありますので、園へご確認ください。) 問合せ: にこにこクラブ(しんとう幼稚園) Tel: 0279-54-3211 保育施設(保育所・認定こども園)保育料の無料化(新) 対象者: 榛東村居住の児童 内容:保育料無料(国の制度対象外となる0歳から2歳の住民税課税世帯の児童も対象) 問合せ: 保育園・認定こども園 《住民生活課 児童福祉係》 Tel: 0279-26-2494 母子保健事業 (子育て支援) 対象者: 村内の乳幼児及び保護者 内 容: 榛東村保健相談センターにて、各種子育て支援の実施 ・子育てサロン「アイアイ」(親子で紙芝居や手遊び、歌などの遊び) ・すくすく教室(計測、栄養相談、助産師相談、ベビーマッサージやリトミックなどの実施) ・ブックスタート(7か月児健診時に絵本の配布) ・子育て世代包括支援センター (妊娠・出産・子育てにかかわる相談) ・産後ケア事業 (委託医療機関での母子のケアや育児支援) 問合せ: 《健康保険課 保健相談センター》 Tel:0279-70-8052 産前・産後サポート 対象者: 村内に住所のある妊産婦で母子手帳交付時から産後1年まで 内 容: 産前・産後に家事・育児の支援が必要な方に支援ヘルパーを派遣し、食事の準備や衣類の洗濯、掃除等の家事援 助. 育児援助を実施 ※渋川市、吉岡町と共同実施(ファミリー・サポート・センター) 時間 午前9時~午後5時まで(1日2時間までの利用) 料金 3回まで無料。4回目以降は1回1,700円。(最大30回まで) 問合せ: 《住民生活課 児童福祉係》 TeL: 0279-26-2494

分

類

事業名 (対象者・内容)

第3子以降給食費補助事業

対象者: 村内に住所を有し、18歳以下の兄弟姉妹がいる第3子以降の未就学児

内 容: 本村に住所を有する扶養義務者が養育している18歳以下の子どもが3人以上いる場合で、3人目以降の子どもが

榛東村内の保育園・認定こども園または榛東村立の幼稚園入園されている場合、給食費について村が負担

問合せ: 保育園・認定こども園

《住民生活課 児童福祉係》 Tel: 0279-26-2494

幼稚園

《学校給食センター》 Tel: 0279-54-2629

学校給食費無償化事業

対象者: 村内の小学校・中学校へ通っている児童・生徒

内 容: 村立小学校・中学校給食費の全額について村が負担

問合せ: 《学校給食センター》 Tel: 0279-54-2629

アレルギー等対応補助事業

対象者: アレルギー等の理由から給食の提供を受けていない村内の小学校・中学校へ通っている児童・生徒

内 容: 村立小学校・中学校給食費相当額を補助金として交付

問合せ: 《学校給食センター》 Tel: 0279-54-2629

福祉医療

対象者: 高校生相当までの子ども及び母(父)子家庭等

内 容: 高校生相当までの子ども及び母(父)の保険適用の医療費(入院・外来ともに)無料

問合せ: 《健康保険課 保険医療係》 Tel: 0279-26-2513

任意予防接種費用一部助成

対象者: 次の予防接種を受ける子ども及び保護者

・おたふくかぜ…1歳以上5歳未満

・インフルエンザ…今年度15歳または18歳を迎える方

・新型コロナウイルス…今年度15歳または18歳を迎える方

内 容: 対象年齢の子どもが、該当の予防接種を受けた場合、自己負担の一部を助成(1人1回のみ)

問合せ: 《健康保険課 保健相談センター》 Tel: 0279-70-8052

予防接種モバイルサービス

対象者: 村内の乳幼児及び保護者

内容: お子さんに合わせた予防接種スケジュールを自動で作成し、接種日が近づくと電子メールでお知らせする。ま

た、乳幼児健診を電子メールでお知らせする。

問合せ: 《健康保険課 保健相談センター》 Tel: 0279-70-8052

不妊・不育治療費助成事業

対象者: 次のいずれにも該当する方

・法律上の婚姻関係にある夫婦であること。

・夫婦の双方又はどちらか一方が、申請日に榛東村に住所があること。

・医療保険各法の被保険者又は被扶養者であること。

・税金(本人及び同一世帯家族)の滞納がないこと。

内 容: 医師が必要と認めた一般不妊治療、特定不妊治療、男性不妊治療及び不育症治療(検査費用を含む)の2分の1(千

円未満は切り捨て)を助成(治療の種類によって、助成上限額と助成回数が異なる。)

問合せ: 《健康保険課 保健相談センター》 Tel: 0279-70-8052

分 (対象者・内容) 事業名 類 勤労者住宅建設資金利子補給制度 対象者: 村内に専用住宅を新築または購入し、金融機関から住宅建設に係る資金の借入を行った給与取得者 内 容: 勤労者が金融機関等から建設資金を借りて、榛東村内に専用住宅を新築または購入した場合、金融機関が勤労者 支 に貸付けた額のうち「300万円以内」に対して、「年利1%」の割合で計算した額の利子補給を3年間受けること 援 ができる. 問合せ: 《産業振興課 商工観光係》 Tel: 0279-26-2559 太陽光発電補助金制度 対象者: 次のいずれにも該当する方(法人を除く。) ・村内の自ら居住する住宅に発電システムを設置していることまたは村内に自ら居住するため発 電システム付き住宅を購入していること。(発電システムの設置完了日または発電システム付 き住宅の購入日から1年以内のものに限る。) ・税金等(本人及び同一世帯家族)の滞納がないこと。 ・過去にこの要綱による補助金の交付を受けていないこと。 内容: 【村内業者による工事の場合】 太陽電池モジュール(太陽光パネル)の公称最大出力1kwあたり4万円(上限4kw、16万円ま で)。補助金のうち、50%(1,000未満は切捨て)は商業振興券で交付 【村外業者による工事の場合】 太陽電池モジュール(太陽光パネル)の公称最大出力1kwあたり2万円(上限4kw、8万円まで) 問合せ: 《住民生活課 住民係》 Tel: 0279-26-2494 空き家除却補助金 対象者: 空き家を除却し、跡地に住居を新築する方で、次のいずれにも該当する方 ・新築した住居に、10年以上、住所を定めること。 ・村税に滞納がないこと。 ・暴力団等と関わりがないこと。 内 容: 補助対象費用の2分の1(村内業者施工の場合:上限50万円、村外業者施工の場合:上限25万円) 問合せ: 《建設課 管理係》 Tel: 0279-26-2609 空き家リフォーム補助金 対象者: 空き家をリフォームする方で、次のいずれにも該当する方 ・リフォームした空き家の所在地に、10年以上、住所を定めていること。

・村税に滞納がないこと。

・暴力団等との関わりがないこと。

内 容: 補助対象費用の2分の1 (上限50万円、条件により定住加算有り)

問合せ: 《建設課 管理係》 Tel: 0279-26-2609

就農 市民農園の設置

援験

対象者: 農業従事者以外の方

内容: 野菜や草花を栽培していただき、自然にふれあうことで農業の楽しさや理解を深めるとともに、他の利用者との

ふれあいや協力を通じて、交流を深めることを目的として、市民農園を貸出している。

問合せ: 《産業振興課 農林係》 Tel: 0279-26-2559

吉岡町

令和7年7月時点

分 事業名 (対象者・内容) 類 子どもの医療費無料化 対象者: 18歳の年度末まで 内容: 保険診療による自己負担分を助成する制度です。 問合せ: 《住民課 保険室》 Tel: 0279-26-2249 幼児教育・保育施設(幼稚園・保育所・認定こども園)保育料の無料化 対象者: 吉岡町居住の児童 内容: 保育料無料 (国の制度対象外となる0歳から2歳の住民税課税世帯の児童も対象) 問合せ: 《健康福祉課 子育て支援室》 Tel: 0279-26-2248 産前・産後サポート事業 対象者: 町内に住所のある妊産婦で母子手帳交付時から産後1年まで 家事・育児を手伝う家族がいない妊産婦 ※産後3ヶ月~1年の産婦は在宅が条件 内 容: 家事援助 (通常的な食事の準備、後片付け、洗濯、掃除等) 育児援助(授乳、おむつ交換、沐浴介助等) 【利用時間】午前9時から午後6時まで(1日2時間までの利用) 【利用料金】3回目までは無料、4回目以降は1回1,700円。 問合せ: 《健康福祉課 子育て支援室》 Tel: 0279-26-2248 ファミリーサポート事業(吉岡町・渋川市・榛東村との合同実施) 対象者: 概ね生後3か月から高校3年生までのお子さんのいる保護者 内 容: 家事育児援助(保育園、学校等の開始時間までの預かり、送迎、学校行事の際の預かり等) 【利用時間と料金】平日 午前7時から午後7時まで 700円/1時間 上記以外の時間 800円/1時間 土日祝日 午前7時から午後7時まで 800円/1時間 土日祝日 上記以外の時間 【割引チケット】 1か月につき200円のチケットを4枚発行。(800円分) ※1回の利用につき2枚まで使用可能。 問合せ: 《健康福祉課 子育て支援室》 Tel: 0279-26-2248 学校給食費補助 対象者: 町内の小中学校に通う児童・生徒 内 容: 1人当たり年10,450円を補助する制度です。 問合せ: 《教育委員会事務局 教育総務室 給食センター》 Tel: 0279-54-3225 第3子以降学校給食費無料化(免除)事業 対象者: 次の全てに該当する保護者 ①生計を一にしている子を3人以上養育していること。 (18歳に達する日以後の3月31日までの間にある者) ②①の子のうち、出生の最も早い者から順次数えて3番目以降の子が吉岡町立小中学校に在 籍していること。 ③生活保護費または就学援助費を受給していないこと。 ④③以外で給食費相当額を受給していないこと。 内 容: 対象者からの申請により、対象となる児童及び生徒が、町立学校在学の場合学校給食費を免除する。 問合せ: 《教育委員会事務局 教育総務室 給食センター》 Tel: 0279-54-3225

分類	事業名 (対象者・内容)
子	チャイルドシート購入補助
育て支援	対象者: 購入日に6歳未満のお子さんを養育し、申請日に吉岡町内に住所を有している方。(ただし、購入から1年以内に申請し、町税を滞納していない方に限る。) 内 容: 安全基準を満たすチャイルドシートの購入価格(消費税含む)の2分の1(千円未満切捨、上限8,000円。なお、令和7年7月1日より 上限5,000円)を補助する制度です。 同合せ: 《総務課 協働安全室》 Tel: 0279-26-2243
	自転車ヘルメット購入費補助
	対象者: 吉岡町内に住所を有している方で、申請年度に15歳から18歳に達する方(中学3年生~高校3年生)またはその 保護者。(ただし、購入から1年以内に申請した方に限る。) 内容: 安全基準を満たす自転車ヘルメットの購入価格(消費税含む)の2分の1(100円未満切捨、上限2,000円)を補
	助する制度です。 問合せ: 《総務課 協働安全室》 Tel: 0279-26-2243
	高校生等公共交通通学支援事業
	対象者: 町内在住で、バスや鉄道の通学定期券を購入して高等学校等に通学する生徒等の保護者。(ただし、町税を滞納 していない方に限る。) 内 容: 同一名義の定期券購入費が1ヶ月あたり5,000円以上の場合、1ヶ月あたり1000円を、1ヶ月あたり10,000円以上 の場合、1ヶ月あたり2,000円を補助する制度です。 問合せ: 《企画財政課 企画室》 Tel: 0279-26-2241
住	勤労者住宅資金利子補給事業
宅支援	対象者: 金融機関から資金の融資を受けて、町内に自身が居住するための専用住宅を新築または新築住宅を購入した給与所得者(被雇用者)を対象に利子補給を行います。(町税の滞納がないこと等の条件や申請期間等の制約があります。) 内容: 対象金額は専用住宅建築又は新築住宅購入に係る融資額のうち1,000万円までとし、年利1.0%までの支払利子額を限度に、元金の返済開始から1年間分の利子補給を受けられます。 同合せ: 《産業観光課 産業振興室》 Tel: 0279-26-2280
	空き家バンク
	対象者: 吉岡町内に移住を希望される方 内 容: 町内の空き家物件の情報をホームページに掲載

内 谷: 町内の空さ家物件の情報をホームペーシに掲載 問合せ: 《建設課 都市建設室》 Tel: 0279-26-2278 分 類 事業名 (対象者・内容) 家庭用生ごみ処理機器購入費補助

対象者: 町内在住で、町税を滞納していない方。(ただし、購入した日から6ヶ月以内に申請した場合に限る。)

内容: 購入額の2分の1に相当する金額を補助(100円未満の端数が生じた場合は、端数を切り捨てた金額)

・生ごみ堆肥化処理容器 (コンポスター): 上限3,000円 ・雷動式生ごみ処理機 : ト限20,000円

(ただし、電動式生ごみ処理機の購入に対する補助金は、1世帯につき1回限り。)

問合せ: 《住民課 住民環境室》 Tel: 0279-26-2245

タクシー運賃等助成事業

の

他

対象者: 吉岡町に住民登録があり、申請日において①~③のいずれかに該当する方

①年齢満70歳以上の方

②年齢満19歳以上で運転免許証をお持ちでない方(自主返納及び失効している方も含む)

③身体障害者手帳または精神障害者保健福祉手帳1級・2級、療育手帳Aのいずれかを所持している方

内 容: 発着地のいずれかが吉岡町である場合のタクシー乗車時に利用できる1枚500円相当の利用助成券を、申請者1人 につき年間最大72枚(申請日に応じた枚数)一括交付する制度です。1回の乗車につき4枚まで使用可能です。

助成券利用者が複数人で乗る場合は、1人2枚まで使用可能。

問合せ: 《企画財政課 企画室》 Tel: 0279-26-2241

吉岡町高齢者ICカード乗車券の利用に係る運賃助成事業

対象者: 町在住で申請日時点で年齢満65歳以上の方。(ただし、町税を滞納していない方に限る。)

内 容: 利用者本人の名義のICカード乗車券を用いて支払った乗合バスの運賃の一部を助成します。乗合バス以外のご利

なります。助成金額は、助成の対象となる費用1,000円につき200円(1年度あたり8,000円が限度)です。

用やコンビニ等での支払いは対象になりません。ICカード乗車券運賃助成事業の利用登録後の支払いのみ対象と

問合せ: 《企画財政課 企画室》 Tel: 0279-26-2241

住宅用太陽光発電システム等設置補助

対象者: 次のいずれにも該当する方

- ・町内に住所を有し、住民基本台帳に登録されていること。
- ・町税等の滞納がないこと。
- ・自ら居住する住宅(住宅が共有名義の場合は、共有者全員の同意を得たもの。)に発電システムまたは蓄電システムを設置したこと。
- ・電力会社との電力受給契約を締結しており、発電システムは電力受給開始日、蓄電システムは保証開始日から6か月以内に申請書が提出されたもの。

【発電システム】

- ・低圧配電線と逆潮流有りで連系し、太陽電池の最大出力の合計値及びパワーコンディショナー の定格出力の合計値がそれぞれ10kW未満のシステムであるもの。
- ・起動及び停止等に関して全自動運転を行うもの。
- ・未使用なもの。

【蓄電システム】

- ・蓄電容量の合計が1kWh以上であること。
- ・常時発電システムと接続していること。
- ・未使用なもの。

内 容: 【発電システム】

太陽電池モジュールの公称最大出力(少数点以下第3位切捨て)1kWあたり2万5千円(上限10万円。千円未満切捨て)

【蓄電システム】

一律5万円

問合せ: 《住民課 住民環境室》 Tel: 0279-26-2245

玉村町

令和7年7月時点

分 事業名 (対象者・内容) 類 第2子以降保育料無償化 特定教育・保育施設等(保育所・認定こども園) 対象者: 保護者及び対象児童が玉村町に住所を有していること。子どもが2人以上いること。 内容: 第2子以降の児童に係る保育料を、申請により無償化します。 問合せ: 《子ども育成課 保育係》 Tel: 0270-64-7719 第2子以降副食費無償化 特定教育・保育施設等(保育所・幼稚園・認定こども園) 対象者: 保護者及び対象児童が玉村町に住所を有していること。子どもが2人以上いること。 内容: 第2子以降の児童に係る副食費を、申請により無償化します。 問合せ: 《子ども育成課 保育係》 Tel: 0270-64-7719 《学校教育課 庶務係》 Tel: 0270-64-7713 小中学生給食費全額補助 対象者: 町立小学校・中学校に通う全児童・生徒 内 容: 学校給食費の全額補助 問合せ: 《学校給食センター》 Tel: 0270-65-6706 おたふくかぜ予防接種費用助成事業 対象者: 1.接種者が接種日当日に町内に住民登録をしていること 2.玉村町・伊勢崎市の実施医療機関で接種していること 3.満1歳から小学校就学前年度の3月31日までの幼児 内 容: おたふくかぜ予防接種費用の一部を助成する。助成額および助成回数は、1人1回、助成額は3,000円とする。 問合せ: 《保健センター》TeL: 0270-64-7706 不妊治療費の助成 対象者: 不妊治療を行っている夫婦で、次の要件を満たす人 ①法律上の婚姻後、医師による不妊治療を行っている夫婦 ②夫婦の双方またはいずれか一方が、申請日の1年以上前から引き続き玉村町に住民登録があること ③医療保険法における医療保険に加入していること ④玉村町の町税及び国民健康保険税に滞納がないこと ⑤他の地方公共団体から同一の不妊治療に対し同種の補助を受けていないこと 内 容: 不妊治療に要する医療費の一部を助成する(当該年度内の不妊治療に要する自己負担額の2分の1 上限:年額 10万円)。また、助成金の申請は1年度(4月1日から翌年3月31日まで)につき1回とし、助成回数は、同一夫 婦について通算5回を限度とする。 問合せ: 《保健センター》 TeL:0270-64-7706 母子保健事業(子育て支援) 対象者: 町内の乳幼児及び保護者 内 容: 玉村町保健センターにて、各種子育て支援の実施 ・子育て・離乳食相談(乳幼児身体計測・育児相談・妊産婦相談・離乳食相談・お口の相談) ・ブックスタート(4か月児健診、1歳半健診時に絵本の配布) 問合せ: 《保健センター》 TeL:0270-64-7706 こども家庭センター事業 対象者: 町内に在住する妊産婦及び18歳までのこどもとその家族 内 容:・妊娠、出産、子育てに関する相談 ・こどもの発達に関する相談や助産院で休養や育児支援等をうけられます。 ・産後ケア事業 (委託医療機関での母子ケアや育児支援)

問合せ: 《こどもまんなかセンター にじいろ》 Tel: 0270-27-8626

分 類	事業名 (対象者・内容)
子	産前産後ママヘルパー派遣
育	対象者: 産前産後のママ(あかちゃんの退院日から半年まで、多胎児は1年)
て	内 容: 依頼者宅にて沐浴、授乳、食事の準備や部屋の片付けをサポート。回数制限あり。
支	問合せ: 《子ども育成課子育て支援係》 Tel:0270-64-7719
援	玉村町ファミリー・サポート・センター
	対象者: 生後4か月から小学6年生がいる保護者および養育者
	内 容: 登録会員同士の相互援助活動、保育園や学童クラブ時間外などの一時預かりや送迎
	問合せ: 《ファミリーサポートセンター》 TeL:0270-75-5211
	全小中学校ALT配置
	対象者: 町立小学校・中学校に通う全児童・生徒
	内 容: ALT(外国語指導助手)を町立の全小・中学校に常駐配置することで、英語活動・英語授業の充実を図ると
	ともに、日常の学校生活でもALTとコミュニケーションを取る機会を確保しています。
	問合せ: 《学校教育課 教科指導係》 Tel: 0270-64-7713
	小学校低学年での英語活動授業の実施
	対象者: 町立小学校1・2年生の全児童
	内 容: 文部科学省の教育課程特例校制度を活用し、小学校低学年で週1時間の英語活動の授業を実施しています。低学
	年から楽しく英語に親しむ機会を設けることで、3年生以上の英語活動の授業にスムーズにつなげています。
	問合せ: 《学校教育課 教科指導係》 Tel: 0270-64-7713
	校内教育支援センター設置
	対象者: 町立小学校・中学校に通う全児童・生徒
	内容: 町立の全小・中学校に校内教育支援センターを設置するとともに、教員免許所有者の支援員を配置していま
	す。様々な理由で教室での授業に参加することが難しい児童生徒が、社会的な自立を目指して学び、成長を続
	けられるよう、適切な支援を受けられます。 問合せ: 《 学校教育課 教科指導係》 Tel: 0270-64-7713
	SC、SSW配置
	対象者: 町立小学校・中学校に通う全児童・生徒
	内 容: SC(スクール・カウンセラー)とSSW(スクール・ソーシャル・ワーカー)を町費で配置しています。県 費分のSC、SSWの合わせて、児童生徒や保護者がじっくりと相談する時間を確保しています。
	問合せ: 《学校教育課 教科指導係》 Tel: 0270-64-7713
	幼児通級教室
	対象者: 町内在住の3歳以上の幼児
	内 容: ことばや聞こえ、行動面、人との関わりなどに困り感を抱えている3歳児以上の幼児に対して、個人の状態や特
	性に応じた指導・支援を行っています。
	問合せ: 《学校教育課 教科指導係》 TeL:0270-64-7713

分類	事業名 (対象者・内容)
子	町内小中学校体育施設空調完備
育 て 支	対象者: 町内小中学校に通学する児童生徒 内 容: 町内中学校2校の体育館及び武道場、小学校5校の体育館に空調設備を完備 ※小学校は令和7年度設置予定 問合せ: 《学校教育課課 管理係》 TaL: 0270-64-7713
援	ヘルメット購入補助
	対象者: 町内に在住する中学校新入学生徒 内 容: 購入費用の半額補助 上限額1,500円 問合せ: 《学校教育課 管理係》 Ta: 0270-64-7713
	中学生海外派遣事業
	対象者: 町内中学校に通学する児童生徒 (2年生及び3年生) 派遣人数は20名程度、希望者多数の場合には筆記試験・面接による試験あり 内 容: アメリカ合衆国ワシントン州のエレンズバーグで1週間程度ホームステイすることにより、 現地での生活体験を通して文化・風習等を学習することができる。
	問合せ: 《学校教育課 管理係》 Tal: 0270-64-7713
	高校生通学支援事業
	対象者: 町内在住の高校生・中学生の保護者 内 容: 町内路線バスの通学定期券の購入費用の1/2を補助 問合せ: 《環境安全課交通防犯係》 TaL: 0270-64-7708
	ブックスタート事業
	ブックスタート事業 対象者: 4か月児健康相談を受診する全ての乳児及びその保護者 内 容: 絵本を通して、子どもが本に触れるきっかけや親子が触れ合う時間をつくれるよう、保健センターで実施する4 か月児健康相談時に絵本の読み聞かせを行う。また、絵本をプレゼントし、家庭での読み聞かせと親子の触れ合いの時間づくりに役立ててもらう。 問合せ: 《生涯学習課 図書館第二係》 Tel: 0270-65-1122
	対象者: 4か月児健康相談を受診する全ての乳児及びその保護者 内容: 絵本を通して、子どもが本に触れるきっかけや親子が触れ合う時間をつくれるよう、保健センターで実施する4 か月児健康相談時に絵本の読み聞かせを行う。また、絵本をプレゼントし、家庭での読み聞かせと親子の触れ合いの時間づくりに役立ててもらう。
	対象者: 4か月児健康相談を受診する全ての乳児及びその保護者 内容: 絵本を通して、子どもが本に触れるきっかけや親子が触れ合う時間をつくれるよう、保健センターで実施する4 か月児健康相談時に絵本の読み聞かせを行う。また、絵本をプレゼントし、家庭での読み聞かせと親子の触れ合いの時間づくりに役立ててもらう。 同合せ: 《生涯学習課 図書館第二係》 Tel: 0270-65-1122
/÷	対象者: 4か月児健康相談を受診する全ての乳児及びその保護者 内容: 絵本を通して、子どもが本に触れるきっかけや親子が触れ合う時間をつくれるよう、保健センターで実施する4 か月児健康相談時に絵本の読み聞かせを行う。また、絵本をプレゼントし、家庭での読み聞かせと親子の触れ合いの時間づくりに役立ててもらう。 同合せ: 《生涯学習課 図書館第二係》 Tel:0270-65-1122 ブックスタートフォローアップ事業 対象者: 1歳6か月児健康相談を受診する全ての幼児及びその保護者内容: 4か月児健康相談時にブックスタート事業を実施しているが、引き続き絵本を通して、親子が触れ合う時間をつくれるよう、絵本をプレゼントし、家庭での読み聞かせと親子の触れ合いの時間づくりに役立ててもらう。
住宅支援	対象者: 4か月児健康相談を受診する全ての乳児及びその保護者 内 容: 絵本を通して、子どもが本に触れるきっかけや親子が触れ合う時間をつくれるよう、保健センターで実施する4 か月児健康相談時に絵本の読み聞かせを行う。また、絵本をプレゼントし、家庭での読み聞かせと親子の触れ合いの時間づくりに役立ててもらう。 問合せ: 《生涯学習課 図書館第二係》 Ta:0270-65-1122 ブックスタートフォローアップ事業 対象者: 1歳6か月児健康相談を受診する全ての幼児及びその保護者 内 容: 4か月児健康相談時にブックスタート事業を実施しているが、引き続き絵本を通して、親子が触れ合う時間をつくれるよう、絵本をプレゼントし、家庭での読み聞かせと親子の触れ合いの時間づくりに役立ててもらう。 問合せ: 《生涯学習課 図書館第二係》 Ta:0270-65-1122 木造住宅耐震改修補助金事業 対象者: 旧耐震基準で建築された木造住宅で耐震診断による総合評点が1.0未満の住宅所有者 内 容:耐震改修費用の1/2以内で上限80万円 問合せ: 《都市建設課 住宅政策係》 Ta:0270-64-7707
宅支	対象者: 4か月児健康相談を受診する全ての乳児及びその保護者 内容: 絵本を通して、子どもが本に触れるきっかけや親子が触れ合う時間をつくれるよう、保健センターで実施する4 か月児健康相談時に絵本の読み聞かせを行う。また、絵本をプレゼントし、家庭での読み聞かせと親子の触れ合いの時間づくりに役立ててもらう。 同合せ: 《生涯学習課 図書館第二係》 Tel: 0270-65-1122 ブックスタートフォローアップ事業 対象者: 1歳6か月児健康相談を受診する全ての幼児及びその保護者 内容: 4か月児健康相談時にブックスタート事業を実施しているが、引き続き絵本を通して、親子が触れ合う時間をつくれるよう、絵本をプレゼントし、家庭での読み聞かせと親子の触れ合いの時間づくりに役立ててもらう。 同合せ: 《生涯学習課 図書館第二係》 Tel: 0270-65-1122 木造住宅耐震改修補助金事業 対象者: 旧耐震基準で建築された木造住宅で耐震診断による総合評点が1.0未満の住宅所有者 内容: 耐震改修費用の1/2以内で上限80万円 同合せ: 《都市建設課 住宅政策係》 Tel: 0270-64-7707 文化センター周辺住宅団地定住促進奨励金
宅支	対象者: 4か月児健康相談を受診する全ての乳児及びその保護者 内 容: 絵本を通して、子どもが本に触れるきっかけや親子が触れ合う時間をつくれるよう、保健センターで実施する4 か月児健康相談時に絵本の読み聞かせを行う。また、絵本をプレゼントし、家庭での読み聞かせと親子の触れ合いの時間づくりに役立ててもらう。 問合せ: 《生涯学習課 図書館第二係》 Ta:0270-65-1122 ブックスタートフォローアップ事業 対象者: 1歳6か月児健康相談を受診する全ての幼児及びその保護者 内 容: 4か月児健康相談時にブックスタート事業を実施しているが、引き続き絵本を通して、親子が触れ合う時間をつくれるよう、絵本をプレゼントし、家庭での読み聞かせと親子の触れ合いの時間づくりに役立ててもらう。 問合せ: 《生涯学習課 図書館第二係》 Ta:0270-65-1122 木造住宅耐震改修補助金事業 対象者: 旧耐震基準で建築された木造住宅で耐震診断による総合評点が1.0未満の住宅所有者 内 容:耐震改修費用の1/2以内で上限80万円 問合せ: 《都市建設課 住宅政策係》 Ta:0270-64-7707

分類	事業名 (対象者・内容)
住	住宅用太陽光発電システム設置補助金
宅支援	対象者: 町内の自ら居住する住宅に補助金要綱を満たす太陽光発電システムを設置した方、または町内において自ら居住するため補助金要綱を満たす発電システム付き新築住宅を購入した方。 ・過去に当補助金の交付を受けていない方。 内 容: 発電システムの発電出力(小数第2位以下切捨て)1kWあたり1万円。上限5万円。 問合せ: 《環境安全課 環境政策係》 TELO270-64-7708
	住宅用蓄電池設置補助金
	対象者: 町内の自ら居住する住宅に補助金要綱を満たす蓄電池設備を設置した方、または町内において自ら居住するため補助金要綱を満たす蓄電池付き新築住宅を購入した方。 ・過去に当補助金の交付を受けていない方。 ・世帯員全員の町税の未納がない方。 内容: 蓄電池の蓄電容量(小数第2位以下切捨て)1kWあたり1万円。上限5万円。 問合せ: 《環境安全課 環境政策係》 TELO270-64-7708
	家庭用生ごみ処理機設置補助金
	対象者: 町内在住で、世帯員全員の町税の未納がない方。 内 容: 購入金額の2分の1の額(100円未満切捨て)とし、上限15,000円。 問合せ: 《環境安全課 環境政策係》 TEL0270-64-7708
就農	市民農園
農 業 支 体 援 験	対象者: 町民 内 容: 4ヶ所の市民農園を運営 問合せ: 《公益財団法人玉村町農業公社》 Tel:0270-64-3122
そ	デマンド乗合タクシーたまGO
での他	対象者: だれでも 運行時間:午前9時~午後4時 内 容: 利用者の予約に応じて乗降地点間を運行する乗合タクシー 町内200円・町外400円の運賃で、どの乗降地点でも運行可能。スマホから予約可能。 問合せ: 《環境安全課交通防犯係》 Tal: 0270-64-7708
	玉村町結婚新生活支援補助金
	対象者: 以下のすべてに該当する者 (1)令和7年1月1日から令和8年3月31日までの間に婚姻届を提出し、受理された夫婦 (2)夫婦双方の婚姻日における年齢が39歳以下 (3)年間世帯所得が500万円未満 (4)対象住居が玉村町にあり、夫婦双方が婚姻後5年以上、玉村町に居住する意思がある (5)他の公的制度による家賃補助等を受けていない (6)過去に本制度に基づく助成を受けていない (7)市区町村税などを滞納していない (8)対象世帯に玉村町暴力団排除条例に規定する暴力団員等を含んでいない
	内 容: 令和7年度中に支払った住居費や引越費用を補助します(上限額あり)。 問合せ: 《企画課 企画政策係》 Tel: 0270-64-7711

令和7年7月時点

高崎市

分 事業名 (対象者・内容) 類 学校給食費無償化等制度 対象者: 高崎市立の小学校・中学校・特別支援学校に在籍する児童生徒 ただし、生活保護の認定により、学校給食費相当額の給付を受けている場合は、対象外。 内容:・第2子以降の給食費・・・・無償化 ・第1子の給食費・・・・・10%軽減 第何子にあたるかは、高校生以上の子や別居している子も含める。 問合せ: 《健康教育課 学校給食担当》 Tel: 027-321-1294 子育て応援情報サイト『ちゃいたか』 対象者: どなたでも利用可能 内容: これから出産を迎える人や子育てをがんばっている人たちを応援したいという市民ボランティア『ちゃいたか サポーター』がこれから子育てする人や子育て中の人が知りたい情報を分かりやすく提供するインターネット 問合せ: 《こども家庭課課 こども企画担当》 Tel: 027-321-1316 高崎市子育てなんでもセンター 対象者: 妊婦、乳幼児・児童とその保護者 内 容: 子育て中の人や妊娠中の人が、1か所で気軽に様々な相談ができ、必要な支援を受けられる子育て支援の拠点 問合せ: 《こども家庭課 子育てなんでもセンター》 Tel: 027-393-6101 高崎市子育てSOSサービス 対象者: 市内に住所を有している妊娠期や就学前児童の保護者 内 容: 妊娠期や就学前児童のいる家庭にヘルパーを派遣し、家事や育児の支援を行うことで保護者の育児に関する精 神的・肉体的負担の軽減を図り、安心して育児や日常生活を営めることを目的としたサービス ・利用料金250円/時間 問合せ: 《保育課 保育担当》 Tel: 027-321-1246 一般不奸治療費助成事業 対象者: ・申請日において高崎市に1年以上住所を有すること(夫婦のいずれか一方でも可) ・専門医療機関で不妊治療を受けている法律上婚姻している夫婦(事実婚を含む) ・医療保険に加入していること 内 容: ・自己負担額を助成(上限10万円) ・通算3年間まで 問合せ: 《健康課 管理担当》 TeL:027-381-6113 生殖補助医療費助成事業(以前の「不妊に悩む方への特定治療支援事業」) 対象者:・治療開始時点で法律上の婚姻関係または事実婚関係にある夫婦(事実婚を含む) であり、夫婦の双方またはいずれか一方が高崎市に住所を有すること ・生殖補助医療(保健診療及び保険外診療)を受けていること ・申請期限:治療終了日の3ヵ月後の月の末日まで 内 容: ・申請6回までは、治療ステージA、B、D、Eは1回上限30万円まで(40歳以上は 1-3回目30万円、4-6回目15万円)、採卵を伴わない治療ステージC、Fは1-3回目 12万5千円、4-6回目10万円助成。 ・治療ステージA、B、D、Eの7回目以降10万円、治療ステージC、Fの7回目以降 5万円を限度に助成特定治療にいたる過程で精子を精巣または精巣上体から採取する ための手術を行った場合は、男性不妊治療助成として通算6回までは上限30万で、 7回以降は10万円まで追加助成

※回数は国補助対象だった他自治体の助成分を含む

問合せ: 《健康課 管理担当》 TeL: 027-381-6113

分

類

事業名 (対象者・内容)

不育症治療費助成事業

対象者:・治療期間及び申請日において婚姻の届出をしている、夫婦の双方またはいずれか一方

が高崎市に住所を有するもの

・申請する年度内に終了した治療

・申請期限:治療終了後3か月以内または治療が終了した日の属する年度の末日までのいずれか早い日まで

内 容: ・保健適用外の不育症の診断のための検査及び治療と、保険適用のうちヘパリン治療の自己負担分に要した

費用について、年間20万円まで助成

問合せ: 《健康課 管理担当》 TeL:027-381-6113

がん患者等妊孕性温存治療費等助成事業

対象者:・高崎市に住所を有し、がん等治療開始前に妊孕性温存治療を行った43歳未満の人

内 容: ・がん等治療開始前に行う妊孕性温存治療及び凍結保存の維持に要する費用の一部を

助成する(県助成後の残額を対象とし、県助成より本市上限額が上回る額分) ・費用は、保険外診療のみ。治療費助成は1人1回のみ、凍結保存は年度内1回

上限額:胚(受精卵)凍結5万円、未授精卵子凍結5万円、卵巣組織凍結5万円、

精子凍結2万5千円、精巣内精子採取術による精子凍結5万円、凍結保存5万円

・申請期限:治療終了又は中止した6か月後の日の属する月末まで、凍結保存の維持

を継続した6か月後の日の属する月末まで 問合せ: 《健康課 管理担当》 Tel:027-381-6113

妊婦健康診査費の助成

対象者: 高崎市に住民票のある妊婦

内 容: 私費負担分を最大1万円補助

問合せ: 《健康課 管理担当》 TeL: 027-381-6113

高崎市多胎妊婦健康診査費助成事業

対象者: 妊婦健康診査受診日において、市内に住所を有し、高崎市が「妊婦健康診査受診票」を交付した多胎妊娠をし

ている方

内 容: 妊婦健康診査で「妊婦健康診査受診票」で補助する金額を超えて支払った費用と、「妊婦健康診査受診票」で

受けられる14回に追加して受けた妊婦健康診査で支払った費用(保険診療を除く)で、1妊娠当たり10万円まで

助成

問合せ: 《健康課 管理担当》 Tel: 027-381-6113

妊婦初回産科受診料助成事業

対象者: 初回産科受診時及び助成金交付申請時において高崎市に住民票を有し、国内の産科、婦人科、産婦人科等を標

榜する医療機関を受診した妊婦。

内 容: 初回の産科受診料の額 (産婦人科医療機関等において実施する妊娠の判定に要する費用) と1万円のいずれか少

ない額を助成

問合せ: 《健康課 管理担当》 TeL: 027-381-6113

出産入院費用支援金事業

対象者: 国内の産科・産婦人科・助産所等に入院した産婦で、出産日を含む入院期間の出産・入院費が保険外診療(自

費) であること

出産日に高崎市に住民票があること

内 容: 産婦1人に対し5万円支給

問合せ: 《健康課 管理担当》 TeL: 027-381-6113

新生児難病検査等助成事業

対象者: 新生児の養育者で、当該新生児の出生日時点で高崎市に住所を有する者

内容: 血液による難病検査に関する費用の自己負担分について、1万円を上限に助成

問合せ: 《健康課 管理担当》 TeL:027-381-6113

分

類

事業名 (対象者・内容)

産後ケア事業

対象者: 高崎市に住民登録がある生後1年未満の赤ちゃんとその母親

内 容: ・日帰り型 (デイサービス型) :日中を実施機関で過ごし、授乳や育児手技などの指導

やケアを受けられる

・訪問型:助産師がご自宅に訪問し、授乳や育児手技などの指導やケアを受けられる

・宿泊型:実施機関で過ごし、授乳や育児手技などの指導やケアを受けられる

利用回数は最大7回(多胎児は12回)、利用料は日帰り型(デイサービス型)と訪

問型は無料、宿泊型は利用者負担で一部を助成

問合せ: 《健康課 母子保健担当》 Tel: 027-381-6113

高齢者ごみ出しSOS

対象者: ごみ出しが困難で次の①~③のいずれかに当てはまる世帯

①70歳以上の方のみの世帯

②障がいをお持ちの方のみの世帯

③妊娠期の方や3歳未満の小さな子供がいる世帯で早朝勤務や単身赴任などで家族の

協力が難しい世帯

内 容: 週1回決められた曜日に自宅を訪問し無料でごみを収集する

問合せ: 《一般廃棄物対策課 管理担当》 Tel: 027-321-1253

チャイルドシート貸出し

対象者: 次のすべてに該当する人

①本市に住民登録又は外国人登録をしている人

②三等親以内に5歳未満の乳幼児がいる人

③貸出申請日に、車両を保有または使用している人

内 容: 2か月以内

※貸出日の2週間前から電話予約可能、貸出料は無料ですが返却時クリーニング代

(3,850円) が必要となります。

問合せ: 《地域交通課 交通安全担当》 Tel:027-321-1231

託児ルーム「かしの木」(子育てなんでもセンター内)

対象者: 生後6か月から小学3年生まで

内容: ·利用料金300円/時間(上限3,000円/日)

・子育て中のリフレッシュ(映画鑑賞や観劇、買い物、美容院など)、急な用事(冠婚

葬祭、急な仕事、地域行事など)の際に、気軽に利用できる託児ルーム

問合せ: 《たかさきキッズサポートかしの木》 Tel: 027-393-6103

託児ルーム「けやき」 (群馬支所3階)

対象者: 生後6か月から小学3年生まで

内容: ·利用料金300円/時間(上限2,000円/日)

・子育て中のリフレッシュ(映画鑑賞や観劇、買い物、美容院など)、急な用事(冠婚

葬祭、急な仕事、地域行事など)の際に、気軽に利用できる託児ルーム

問合せ: 《たかさきキッズサポートけやき》 Tel: 027-386-6105

こども発達支援センター

対象者: 市内に住所を有していること

内 容: 発達に不安のあるこどもとその保護者や関係機関の方を総合的にサポートするとともに、中学校卒業まで一貫

して支援する

問合せ: 《こども発達支援センター 発達支援担当》 Tel: 027-321-1351

病児・病後児保育

対象者: 未就学児、小学生(施設により異なる)

内 容: 病気の発症から回復期にあり、幼稚園、保育所、認定こども園などに通えないお子さんを施設でお預かりする

(病気の発症から対象:7施設、回復期から対象:1施設)

問合せ: 《保育課》 TeL: 027-321-1246

7.5
孑
育
て
支

分

硩

事業名 (対象者・内容)

放課後児童クラブ第3子以降保育料無料化

対象者: ・市内に住所を有していること

・子どもを3人以上扶養し、そのうち放課後児童クラブを利用している子どもが、3人

日以降であること

・放課後児童クラブを利用している子どもの利用形態が、常時利用であること

内 容: 対象児童の保育料無料化

問合せ: 《放課後児童クラブ支援課 放課後児童クラブ支援担当》 Tel: 027-395-5421

学力アップ大作戦

対象者: 市内の小中学生

内 容: 苦手意識の持ちやすい数学や英語を中心に、放課後や休日に地域のボランティアが子どもたちの学習を支援す

る取り組み

問合せ: 《学校教育課》 Tel: 027-321-1293

くらぶち英語村

対象者: 小学4年生から中学2年生(通年コース)

小学1年生から中学3年生(週末コース) 小学2年生から中学3年生(短期コース)

内 容: 総木造りの寄宿舎で外国人スタッフとともに様々な生活や体験活動を英語で行う山村留学施設

問合せ: 《企画調整課 くらぶち英語村担当》 Tel: 027-384-4508

高校生等通学支援事業

対象者: ・定期券の区間が県内のもの。(定期券の区間が県外に及ぶ場合は対象外)

・高等学校に通学する生徒のほか、中等教育学校(後期課程)、高等専門学校(第1学年

から第3学年まで)など高等学校の3年間に相当する期間に通学する生徒。

内 容: 公共交通機関の定期券 (その額が1月当たり15,000円を超えるものに限る。) を使用して通学する高崎市に住所

を有する高校生等の保護者に対して補助金を交付します。

問合せ: 《教育総務課》 TeL:027-321-1291

奨学資金制度

対象者: ・高崎市に住所を有し、高等学校、高等専門学校、短期大学、大学及び専修学校に入学

予定又は在学中であること

・学力優秀、品行方正であること

・経済的な理由により就学が困難であること

・日本学生支援機構等の奨学金を受けていないこと

・市税の滞納がない世帯であること

・高崎市内在住で独立して生計を立てている65歳未満の連帯保証人が2名いること

内 容: 進学の意欲と能力がありながら経済的な理由で就学が困難な方に対して、奨学資金を無利子で貸与

○高等学校、高等専門学校 年額240,000円

○短期大学、大学、専修学校 年額600,000円

※貸与期間は入学または在学する学校の正規の修業年限です。

問合せ: 《教職員課 学事担当》 TeL:027-321-1298

住宅支援

空き家活用促進改修助成金

対象者: 居住目的で空き家を購入する人

内 容: ・高崎市内の戸建て住宅及び併用住宅で10年以上居住又は使用していない空き家を購入し、住居として活用する場合の改修費用に2分の1を乗じて得た額(上限額250万円)を助成。ただし、対象となる空き家が倉渕地域、

榛名地域、吉井地域に立地する場合、上限額は500万円を助成。

・共同住宅やシェアハウス等への改修は対象外。

問合せ: 《建築住宅課 住宅管理担当》 Tel: 027-321-1314

分 (対象者・内容) 事業名 類 定住促進空き家活用家賃助成金 対象者: 空き家を借りる人 宅 内 容:・倉渕地域、榛名地域、吉井地域に立地する空き家を定住を目的として借りること。原則入 支 居予定者が対象。 援 ・月額家賃額に2分の1を乗じて得た額、上限額は月額2万円。 ・月額家賃額には、管理費や駐車場費等は含まない。 問合せ: 《建築住宅課 住宅管理担当》 Tel:027-321-1314 空き家事務所・店舗改修助成金 対象者: 事務所・店舗等の運営を予定している団体(高崎市内に本店や主たる事務所があること)及び個人(高崎市に 住民登録があること) 内容:・高崎市内の戸建て住宅及び併用住宅で5年以上居住又は使用していない空き家を事務 所・店舗として活用する場合の改修費用に2分の1を乗じて得た額(上限額500万円) を助成。 ・ビルの空きテナントやマンションの空き室は対象外。 ・他人に貸し付け、売却するものでないこと。 問合せ: 《建築住宅課 住宅管理担当》 Tel:027-321-1314 高崎市住環境改善助成事業 対象者: 市内に住宅を所有し、そこに居住(住民登録)している本人又は同一の世帯員で、以下の条件に全て該当する 方 ・本人と世帯員の中に前年の所得額が400万円を超える人がいないこと ・本人と世帯員の中に市税を滞納している人がいないこと ・過去に住環境改善助成事業の助成金の交付を受けていないこと 内 容: 助成対象工事経費の30%、限度額20万円まで助成 問合せ: 《建築住宅課 建築担当》 Tel: 027-321-1266 高崎市移住促進資金利子補給金制度 対象者: 倉渕・榛名・吉井地域への移住にあたり自ら居住するための住居(当該住居の敷地を含む)を取得するために 金融機関から融資を受けて実際に居住する方。居住直前に連続して1年以上、住宅を取得した地域以外に居住 していたこと。(同じ地域内の住み替えは原則対象外) 内 容: 移住するための住居取得に際して受けた融資の利子5年分を高崎通貨にて全額補給する。 問合せ: 《企画調整課 企画調整担当》 Tel: 027-321-1202 高崎市ふるさと住宅 対象者: 倉渕地区に定住する意思のある18歳以上の者であり、現に同居し又は同居しようとする親族を有し、かつその 他収入等の条件に該当する者 内 容: 公営賃貸住宅 月額26,000~41,000円 35戸 Tel: 027-321-1267 問合せ:《群馬県住宅供給公社高崎支社》 《建築住宅課 住宅管理担当》 Tel: 027-321-1324 クラインガルテン(体験農園) 対象者: 農業体験希望者 内 容: 1区画40㎡で年間8,800円。技術指導、農具無料貸出し有。 利用者には、相間川温泉の宿泊料・温泉入浴料の割引などの特典有。 問合せ: 《倉渕支所地域振興課 地域振興担当》 Tel:027-378-3111 (代)

《相間川温泉株式会社》 Tel: 027-378-3834

市民農園

支

対象者: 市内居住の農家でない人

内 容: 50㎡区画で年間7,200円 (*個人開設農園の場合は農園により異なる)

問合せ: 《高崎市農業公社》 Tel: 027-321-1260

類農業体験・就農支

分

事業名 (対象者・内容)

高崎市新規就農者研修施設

対象者: 新規就農希望者(45歳未満)

内 容: 研修入居 農業技術習得のため入居 期間:2年間 (入居審査会あり)

月額20,000円 79.2㎡×4棟

問合せ: 《倉渕支所農林建設課 農林担当》 Tel:027-378-4527

かがやけ新規就農者応援給付金【新規就農者応援コース】

対象者:・今年度、新たに農業経営を開始し、認定新規就農者等となった者

・給付金申請日において高崎市民である者 ・市内農地を確保し、営農を開始する者

・税務署へ開業届を提出する者

内 容: 新規就農者の安定的な経営の支援策として、本市で新たに農業を始めて独立自営する認定新規就農者等及びそ

れに同程度と認められる者に対し、100万円を給付する

問合せ: 《農林課 農業担当》 TeL:027-321-1261

かがやけ新規就農者応援給付金【就農準備生応援コース】

対象者:・今年度、新たに下記内容の就農を開始した者

・給付金申請日において高崎市民である者

内容: 就農希望者の一層の就農意欲の増加を図るための支援策として、独立自営就農に向けて、市内認定農業者の元

で研修する者、親元就農する者や市内の認定農業者である農業法人等で雇用就農する者に対し50万円を給付す

る

問合せ: 《農林課 農業担当》 TeL:027-321-1261

ブランド商品開発事業補助金

対象者: ・本市の住民基本台帳に記録され、市内で農業を営んでいる個人

・本市に所在を置く農業を営む法人、又は構成員の過半数が本市の住民基本台帳に記録

された農業者で構成される団体

内 容: 市内で生産された農畜産物の新品種、新商品の開発、ブランド化の取り組みに対する経費を補助

4/5以内(上限200万円)

問合せ: 《農林課 農政担当》 TeL: 027-321-1317

高崎市地元農畜産物消費拡大事業補助金

対象者: 本市に所在を置く農業を営む法人、若しくは構成員の過半数が本市の住民基本台帳に記録された農業者で構成

される団体

内 容: 地元農畜産物や、その加工品の消費拡大を図ることを目的にイベントに出店した団体に対する経費を補助

問合せ: 《農林課 農政担当》 Tel: 027-321-1317

そ の

他

高崎市オンライン移住相談窓口

対象者: 高崎市への移住を検討されている方

内 容: ・高崎市への移住でお悩みの方が、予約やアプリのダウンロード等せずにweb電話で

相談できる窓口

・平日8時30分~17時15分(12時~13時を除く) 問合せ: 《企画調整課 企画調整担当》 Ta: 027-321-1202

高崎市中小企業就職奨励金

対象者: ・学校卒業後1年以内に高崎市内に本社を置く中小企業に就職

・就職の時点で29歳以下

・同一企業の就業期間が6カ月を経過

・市内に住所を有する 等

内 容: 市内で使用できる電子地域通貨を10万円分支給 問合せ: 《産業政策課 労政担当》 Ta: 027-321-1255

藤岡市

令和7年7月時点

分 類 木音推進事業

事業名 (対象者・内容)

対象者: 生後3か月の乳幼児健康診査時に藤岡市民として住民登録されている子ども

内容: 市産材を活用した積み木(30ピース)の贈与

問合せ: 《森林課 森林政策係》 Tel: 0274-40-2316 (直通)

遠距離児童、生徒通学費補助金

対象者: 市内の小中学校へ遠距離通学をしている児童生徒の保護者

内 容: 通学距離が片道4km以上の児童、生徒(ただし、スクールバス利用者は除く)

自転車:月額240円×計算km(計算kmは4km以上を1、5km以上2、6km以上3)バス:実費を支給

問合せ: 《学校教育課 学校庶務係》 Tel: 0274-50-8212 (直通)

藤岡市奨学金(貸与)

対象者: ・市内に1年以上居住し、進学の意欲と能力を有するが、経済的な理由により修学困難な者

・高等学校、中等教育学校(後期課程)、大学、短期大学、専修学校(修学年数2年以上の高等専修学校及び

専門学校)に在学中もしくは入学する者 内 容: 貸与期間は正規の修業期間、無利子での貸与

【貸与金額(日額)】

·高等学校、中等教育学校(後期課程)、高等専門学校:30,000円以内

・大学(大学院を除く)、専修学校(専門課程):60,000円以内

問合せ: 《教育委員会 教育総務課》 Tel: 0274-50-8211 (直通)

おたふくかぜワクチン接種事業

対象者: 1歳児・年長児の接種希望者

内 容: 1歳児の希望者については1歳児健診時に予診票を配布。年長児については個人通知でお知らせし、接種希望者

に市保健センター窓口で予診票の配布を行い、接種費用の助成を行う。

問合せ: 《子育て応援課 母子保健係》 Tel: 0274-40-2268 (直通)

すこやか教室

対象者: 生後7か月児とその保護者

内容: おすわりや話しかけに対する喃語の発声など、めまぐるしい発達過程にある乳児の良好な発達を促すため、子ど

もへの関わり方や支援サービスを周知することで、育児ストレスの軽減や養育環境の改善を目的として実施して

いる。また、ブックスタート(絵本2冊を無料配布)も本教室時に行っている。 問合せ: 子育て応援課 母子保健係》 Tel:0274-40-2268 (直通)

藤岡市出産・子育て応援給付金事業(妊婦支援給付金事業)

対象者: ①妊娠届をした人で、申請時点で藤岡市に住民登録をしている人

②出生届をした人で、申請時点で藤岡市に住民登録をしている子どもの養育者

内 容: ①伴走型相談支援:藤岡市に住民登録をしているすべての妊婦・子育て中の家庭を対象

に、面談やアンケートを行い、困りごとや心配ごとに対して個別に寄り添った支援を行

う(助産師・保健師による家庭訪問や産後ケアの提供、育児・個別相談等)

②給付金の支給:妊娠届・出生届をした方に①の面談やアンケートを行い、各現金5万円を支給

問合せ: 《子育て応援課 母子保健係》 Tel:0274-40-2268 (直通)

藤岡市子育て世帯応援事業

対象者: 令和7年4月1日以降に出生した人で、物品の贈呈日に藤岡市に住民登録している人

内容: 出生後2か月前後の乳児家庭訪問時に乳幼児用の育児用品を贈呈 問合せ: 《子育て応援課 母子保健係》 Tel: 0274-40-2268 (直通)

防犯ブザー及び黄色帽子の支給

対象者: 市内の小学校に入学した新入生(転入生を含む)。

内 容: 防犯ブザー及び黄色帽子を支給

問合せ: 《学校教育課 学校庶務係》 Tel:0274-50-8212 (直通)

事業名 (対象者・内容)
ルメット購入費補助金
対象者: 市内の中学校に自転車通学を許可された新入生 (転入生を含む)。
ただし、「部活動」等で許可された生徒は除く。
内 容: 自転車通学者用ヘルメット 1人当たり1,000円(定額) 1人1回限り
1八1回版り 問合せ: 《学校教育課 学校庶務係》 Tel: 0274-50-8212 (直通)
岡市学校給食費無償化事業
対象者: 児童生徒およびその児童生徒を養育している保護者の住民登録が藤岡市にあり、市立小中学校および県立藤岡特
別支援学校(小学部・中学部に限る)に通学していること。
内 容: 市立小中学校および県立藤岡特別支援学校(小学部・中学部に限る)の学校給食費を無償とする。
問合せ: 《教育委員会 学校給食センター》 Tel:0274-23-8998 (直通)
岡市学校給食費補助金
対象者: 児童生徒およびその児童生徒を養育している保護者の住民登録が藤岡市にあり、 ①市外の小中学校に通学し、提供を受けている学校給食が無償でない、又は学校給食の提供を受けていない
②市立小中学校および県立藤岡特別支援学校(小学部・中学部に限る)に通学し、アレルギー等の理由に
より、学校給食の全部に代えて弁当を持参し、又は学校給食のうち飲料のみを喫食し弁当を持参している
内 容: 該当児童生徒の保護者からの申請に基づいて、本市の給食費相当額を補助金として交付する。
問合せ: 《教育委員会 学校給食センター》 Tal:0274-23-8998(直通)
ども福祉医療費助成
対象者: 医療保険加入者のうち、高校生世代(18歳の年度末まで)の子ども。
内 容: 保険医療費の一部を助成。
問合せ: 《保険年金課 医療年金係》 Tel:0274-40-2259 (直通)
労者住宅建設資金
対象者: 市内に自ら居住するための住宅を建築・購入しようとする勤労者
内 容:・融資限度額 750万円
· 融資利率 2.5%
·融資期間 20年以内
・資金使途 新築・増改築・建売・中古住宅の購入・土地の取得
問合せ: 《商業観光課 商業振興係》 Ta: 0274-40-2318(直通)
営住宅の紹介
対象者:・持ち家がなく、現在住宅に困っている方。
・税金及び介護保険料を滞納していない方。
・申込者は成人であること。(婚姻者は成人とみなします)
・同居を予定している親族がいる方。(要件次第では単身可)
・前年中の収入が国の定める収入基準以下である方。など

内 容: 藤岡市のホームページをご覧ください。 問合せ: 《建築課 住宅係》 TeL:0274-40-2326(直通)

(対象者・内容) 事業名 類 空き家バンク 住 対象者: ・市内の空き家の売却・賃貸を希望する方 宅 ・空き家の購入・賃借を希望する方 支 ・暴力団員等でない者 援 ○対象建物: ・建築基準法による違反する建築物として是正指導の対象となっていないこと。 ・その他市長が不適当と認める事中のない空き家であること。 など 内容:藤岡市のホームページをご覧ください。 問合せ: 《建築課 住宅係》 Tel: 0274-40-2326(直通) 空き家リフォーム 対象者: ・宅地建物業者を介して売買で取得した日から起算して1年を経過していない補助対象住宅 を取得した者で、当該住宅の補助工事を行う者 ・当該空家を生活の拠点とし、申請時に当該空家に住所を移してから1年以内、又は、実績 報告までに住所を移す見込みの者 内容: 藤岡市のホームページをご覧ください。 問合せ: 《建築課 住宅係》 Tel: 0274-40-2326(直通) ふるさとの木で家づくり支援事業補助金(転入者加算) 対象者: ・地域材を使って、補助の要件(※1)を満たす住宅を藤岡市内に新築または増改築する者 ※1【主な補助の要件】 ①地域材を新築は8㎡以上、増改築は1㎡以上使用し、延床面積が80㎡以上280㎡以下の一戸 建て住宅であること ②施工者が建築一式工事の許可を受けていること 等 ・暴力団員等でない者 内容:・要件を満たす住宅に対し、地域材の使用量に応じて上限45万円まで補助します ・転入者に対しては、転入者加算として10万円を追加して補助します ・鬼石地域に転入する場合は、藤岡市過疎地域移住定住支援事業補助金により、さらに10万円を追加して 補助する制度があります 問合せ: 《森林課 森林政策係》 Tel: 0274-40-2316(直通) 住宅用再生可能エネルギー設備等設置費補助金 対象者: ・市内において、自ら居住する住宅(1/2以上が住宅部分の併用住宅含む)に対象設備を設置しようとする者 又は居住実績のない市内の対象設備付住宅を購入し、自ら居住しようとする者 ・市税(転入者は、前住所地の市町村税)を滞納していないこと ・住宅の共有者や所有者が別にいる場合は、書面により設置承諾を受けていること ・年度の3月26日までに当該対象設備の設置工事を完了し、実績報告書を提出すること等 内容: ①太陽光発電システム(設備要件あり・下記蓄電システムと同時に設置すること) 太陽電池の合計出力×2万円(上限8万円) ②定置用リチウムイオン蓄電システム(設備要件あり) 太陽光発電システムとの同時設置の場合、蓄電容量1kWh×2万円(上限10万円) 単体設置の場合、蓄電容量1kWh×1万円(上限5万円) ③電気自動車等用充放電システム (V2H) (設備要件あり) 5万円

※1.000円未満の端数は、対象設備でとに切り捨て 問合せ: 《環境課 環境企画係》 Tet: 0274-40-2264(直通)

	事業名 (対象者・内容)
創業	
	対象者: ・市内での創業に要する資金(借換資金は除く)について、「群馬県」及び「日本政策金融 公庫」が実施する融資制度のうち創業者向けの融資を受けた法人又は個人 ・主な対象要件 ①融資を受けた時点で、創業する者又は創業後1年未満の者 ②市税(市外在住の個人にあっては、当該居住地における市町村税)を完納していること 内容: ・保証料補助金 信用保証協会に支払った信用保証料の全額(変更により追加で支払うものを除く。) ・利子補給金 融資を受けた日から5年間に支払った利子の全額(返済期日の遅延に係るものを除く。) ・申請方法 融資を受けた日から3カ月以内に申請する必要があります。
	関資と支げたロがら3万万次P5に中間する必要があります。 問合せ: 《商業観光課 商業振興係》 Ta: 0274-40-2318(直通)
膝叫	活市空き店舗等活用事業補助金 対象者:・対象地域(※1)の空き店舗等を活用して対象事業(※2)の営業をしようとする新規開業者(個人、法人) ※1【対象地域】 都市計画法に規定する近隣商業地域または商業地域と鬼石地区の本町通り、相生町通りおよび大門通り ※2【対象事業】 小売業、飲食店(料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブおよび夜間営業のみの飲食店を除く)、持ち帰 り・配達飲食サービス業、洗濯・理容・美容・浴場業、生活関連サービス業、教育、学習支援業に属する事 業のうち、商店街のにぎわいづくりに適した事業 ・次の場合は対象外となります
	①風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項及び第5項から第13項までの規定に該当する営業を行う者 ②店舗面積(大規模小売店舗立地法第2条第1項)の合計が500㎡を超える店舗 ③フランチャイズチェーン等の画一的な営業を営む店舗 ④その他。市長が不適当と認める営業を行う者 内容:・賃借料補助 1出店者につき月額3万円(賃借料に2分の1を乗じて得た額以内)を限度とし、事業開始日の属する月の翌月から最長12ヵ月間を補助対象期間とする。 ・改修費補助
	外装、内装および設備(水道、電気、ガス、空調)等の改修費の合計額に、2分の1を乗じて得た額以内(上限100万円)とし、一出店者につき1回限りとする。 ※市内に住所又は事業所を有する者が施工した経費に限る。 ※賃借料補助、改修費補助ともに、事業開始後の申請はできませんのでご注意ください。 問合せ:《商業観光課 商業振興係》 Ta: 0274-40-2318(直通)
藤岡	司市過疎地域移住定住支援事業補助金
	対象者: ・鬼石地域に住宅を新築する者または増改築しようとする者で、藤岡市ふるさとの木で家づ くり支援事業補助金転入者加算金の交付決定を受け、申請の日から5年以上、継続して居住する意思を有している者

助金転入者加算金の交付決定を受け、申請の日から5年以上、継続して居住する意思を有している者

内容: ・補助金額 1件10万円

問合せ: 《鬼石振興課 鬼石振興係》 Tel: 0274-52-3111

富岡市

令和7年7月時点

(対象者・内容) 事業名 類 保育所・認定こども園の利用者負担額(保育料)減免事業 対象者: 市内に住所を有しており、子どもがいる方 内 容: 国が示した基準よりも低く設定した市基準の利用者負担額(保育料)を令和2年からさらに 引き下げて負担を軽減 問合せ: 《子育て支援課 幼児教育保育係》 Tel: 0274-62-1511 (内線1163) ひとり親・障害児(者)の保育所・認定こども園の利用者負担額(保育料)減免事業 対象者: 市内に住所を有しており、以下①~②の全てに該当する子どもがいる方 ①ひとり親世帯の子ども(同じ住所に父(母)と子以外の者が住んでいないこと)または、 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方がいる世帯の子ども ②利用者負担額(保育料)に滞納がないこと 内 容: 対象児童の保育料を無料 問合せ: 《子育て支援課 幼児教育保育係》 Tel: 0274-62-1511 (内線1163) 保育所・認定こども園等の副食費適正化調整給付事業 対象者: 市内に住所を有しており、以下①~③の全てに該当する子どもがいる方 ①3歳児クラス以上で2号の認定を受けている子ども ②18歳未満の児童を3人以上扶養している世帯の第3子以降の子ども、または 「ひとり親世帯」か「在宅障害児(者)のいる世帯」の子ども ③国の副食費免除(年収360万円未満相当の世帯)の対象とならない子ども 内 容: 保育所・認定こども園等の副食費が無料 問合せ: 《子育て支援課 幼児教育保育係》 Tel: 0274-62-1511 (内線1163) 結婚新生活支援補助金 対象者: 以下①~⑨の全てに該当する方 ①当該年度の4月1日から3月31日までの間に婚姻届が受理された夫婦(新婚夫婦)世帯である ②新婚夫婦の直近所得(前年又は前々年)の合計が500万円未満であること。 ③申請時点で、新婚夫婦共または一方が市内の住宅に居住し、かつ富岡市の住民基本台帳に 登録されていること。 ④他の公的な制度による支援を受けていないこと。 ⑤富岡市又は他の自治体などから同様の趣旨の補助金などの交付を受けていないこと。 ⑥過去に本補助金の交付を受けていないこと。 ⑦新婚夫婦共に富岡市の市税などを滞納していないこと。 ⑧新婚夫婦共に婚姻時点において39歳以下であること。 ⑨新婚世帯の全員が富岡市暴力団排除条例に規定する暴力団員等でないこと。 ⑩申請の日から5年以上、継続して富岡市に居住する意思を有していること。 内容: 以下の【対象経費】に対して、夫婦共に29歳以下の世帯は60万円を、それ以外の世帯は30万円を上限に補助 【対象経費】 結婚を契機に、当該年度の4月1日から3月31日までの間に支出した次の経費 ①住宅を新規に取得した費用 ②同居開始後に生じた賃借料 (賃借料、敷金、礼金、共益費及び仲介手数料) ③引越し費用(市内における転居又は市外から市内への転居に限る。) ④住宅をリフォームした費用 問合せ: 《子育て支援課 こども育成係》 Tel:0274-62-1511 (内線1164)

子育て

類 事業名 (対象者・内容)

「とみおかつみき」贈呈

対象者: 令和5年1月1日以降に生まれた市内在住のお子さん

内容: 木箱に生年月日と名前を刻印した積み木を、お子さんの誕生記念にプレゼント。積み木の材料は、間伐した市内

産ヒノキとスギを使用

問合せ: 《農林課 森林政策係》 Tel: 0274-62-1511 (内線1270)

ひとり親家庭医療費助成(福祉医療制度)

対象者: ひとり親家庭の父または母と18歳未満の子(18歳到達後の最初の3月31日まで)

内 容: 保険医療費の一部負担金を助成

問合せ: 《国保年金課 国保係》 Tel: 0274-62-1511 (内線1125)

不妊治療費助成事業

(1年以上住民登録をしており、医療保険加入者で市税等の滞納がない方)

内 容: 自己負担額の1/2以内で、年額20万円までを助成

※申請は1年度につき1回

問合せ: 《健康推進課 母子保健係》 TeL:0274-64-1901 (富岡市保健センター)

不育症治療助成事業

対象者: 専門医で不育症治療をしている方

(1年以上住民登録をしており、医療保険加入者で市税等の滞納がない方)

内 容: 自己負担額の1/2以内で、年額20万円までを助成

※申請は1年度につき1回

問合せ: 《健康推進課 母子保健係》 Tel:0274-64-1901 (富岡市保健センター)

おたふくかぜワクチン接種費用助成

対象者: 満1歳から4歳までの子ども

(過去におたふくにかかったり、おたふくのワクチンを接種したことがある方は対象外。)

内 容: 1回目のおたふくかぜワクチン接種費用を助成

問合せ: 《健康推進課 健康推進係》 TeL:0274-64-1901 (富岡市保健センター)

学校給食費の補助

対象者: 以下(1)~(3)の全てに該当する方

(1) 市内に住所を有している方(補助対象となる保護者及び児童生徒)

(2) 同一保護者が18歳に達する以後の最初の3月31日に達するまでの間にある者を3人以上養育している場合で、そのうちの出生の早いものから順に数えて、2人目以降の子どもが小中学校に在籍している方

(3) 給食費の滞納がない方

内 容: 2人目以降の子どもを対象に、給食費を補助

(市内小中学校に在籍の場合は学校給食費、市外小中学校在籍の場合は給食費相当額)

問合せ: 《学校給食センター》 TeL: 0274-62-1504

進学支援金給付

対象者: 以下①~④のすべてに該当する保護者等

①市内に住所を有していること。

②高校大学等に進学しようとしている生徒または学生の保護者等であること。

③住民税非課税世帯又はそれに相当する世帯の者であること。

④世帯全員が市税等を滞納していない者であること。

内 容: 入学金、制服代、教科書代、その他の進学準備に要する費用に対して一部を支給

【支給額】

高等学校等の場合 10万円

大学等の場合 20万円

※進学先の合格前に申請をしていただく必要があります。

問合せ: 《教育総務課 教育総務係》 Tel:0274-62-1511 (内線2112)

分類	事業名 (対象者・内容)
子	英語検定助成事業
育て支援	対象者: 市内の小・中学校に在籍する小学校5~6年・中学校1~3年で英語検定を受験者した児童生徒の保護者で、 以下のいずれにも該当する方 (1) 本市の住民基本台帳に記録されている者であること。 (2) 世帯全員が市税等を滞納していない者であること。 (3) 世帯全員が暴力団員又は暴力団員等に該当しないこと。 内容: 1人につき年度内1回、受験する検定料の半額を助成 (ダブル受験する場合は、上の級のみ) 問合せ: 《学校教育課 指導係》 Tet: 0274-62-1511 (内線2125)
	上信電鉄通学定期券購入費の補助
	対象者: 以下(1) ~ (3) の全てに該当する方 (1) 上信電鉄の定期券を利用して、中学・高校・大学・専門学校・予備校などに通う、 市内に住所がある学生の保護者(保護者も市内に住所を有する必要があります。) (2) 市税等の滞納がない方 (3) 暴力団員ではない方 ※学生本人が18歳以上の成人の場合は、本人が申請することができます。 内容: 上信電鉄を利用している高校生等の保護者及び本人を対象に通学定期券の購入費を補助 補助対象経費の20%で、1か月につき上限2,000円(100円未満の端数は切り捨て) 問合せ: 《企画課 企画係》 Tel:0274-62-1511(内線1223)
住	空き家家財道具等片付け補助金
世宅支援	対象空き家:次のいずれにも該当するもの。 (1) 一戸建て住宅で現に居住していないもの。 (2) 所有者が法人でないこと。 (3) アパート等事業の用に供する用途として建築又は購入したものでないこと。 対象者: (1) 空き家の所有権を有する方、またはその相続人であること。 (2) 家財道具等の処分を自ら行わず、第三者に委託する場合は、富岡市一般廃棄物収集運搬業者に委託すること。 (3) 空き家を3親等以内の親族に売却又は賃貸しないこと。 (4) 次のいずれかに該当する方 ・補助金の交付を受けた日から起算して2年間、第三者に対する賃貸又は売買を目的として、補助対象空き家を富岡市空き家バンクへ登録又は宅地建物取引業者との媒介契約を締結すること。 ・第三者との売買契約により空き家を売却又は購入した方。ただし、売買契約から6月以内に限る。 内 容:市内にある空き家内の家財道具等の処分に要した費用及び委託費の1/2(上限10万円)を補助

問合せ: 《建築課 住宅係》 Tel: 0274-62-1511(内線1324・1325)

事業名 (対象者・内容) 類 木造住宅耐震改修等補助金 対象住宅: 次のいずれにも該当する住宅 宅 1.昭和56年5月31日以前に着工された一戸建て木造住宅(床面積の2分の1以上を住宅とする 支 併用住宅を含む)で、平屋または2階建の在来軸組構法または伝統的構法住宅 援 2.耐震診断の結果が「上部構造評点が1.0未満」と判断されたもの 3.建築基準法に違反していないもの 4.改修工事について市が行う他の補助等を受けていないもの等 対象者: 次のいずれにも該当する人 1.対象となる住宅を所有し、かつ、居住若しくは居住することが見込まれる方または賃貸借契約等対象住宅を 利用する権利を持ち、耐震改修工事等を行うことについて所有者から同意を得ている人 2.市税等を滞納していない人 3.耐震改修工事、耐震シェルター等設置及びリフォーム工事完了の日から3月以内に当該補助対象住宅の所在 地に住民登録をし、かつ、10年以上居住する人 内 容: 耐震改修工事等に要する経費の一部を補助 【補助率】 ・精密診断:最大12万円まで補助(補助率4/5) ・補強計画作成:最大28万円まで補助(補助率4/5) ・耐震改修工事:最大100万円まで補助(補助率4/5) ※重点区域内の耐震改修工事の場合:最大120万円まで補助 ・耐震シェルター等設置工事:最大30万円まで補助(補助率1/2) ・リフォーム工事:最大10万円まで補助(補助率1/10) ※耐震改修工事を実施する場合に利用可 問合せ: 《建築課 建築指導係》 Tel: 0274-62-1511(内線1322・1323) 家庭用生ごみ処理機・生ごみ処理容器の補助 対象者: 市内に住所を有し、過去5年以内にこの補助金の交付を受けていない世帯で、市税等の滞納がない方 内 容: 生ごみ処理機 (1世帯につき1台) または生ごみ処理容器 (1世帯につき2基) の経費の1/2を補助 ※上限額…生ごみ処理機15,000円、生ごみ処理容器1,500円

問合せ: 《清掃センター》 Tel: 0274-62-2823

事業名 (対象者・内容)

若者人材確保支援奨励金

対象者: ●就職1年目の方(以下(1)~(6)の全てに該当する方)

- (1) 就職時点で30歳以下であること
- (2) 市内の中小企業に、正社員として勤務していること
- (3) 同一企業の就業期間が、9カ月を経過していること
- (4) 申請の時点で富岡市民であること
- (5) 市税等の滞納がないこと
- ●就職6年目の方(以下(1)~(7)の全てに該当する方)
- (1) 就職時点で30歳以下であること
- (2) 市内の中小企業に、正社員として勤務していること
- (3) 同一企業の就業期間が、5年を経過していること
- (4) 1年目の奨励金を受けた人は、それ以降継続して市民であること
- (5) 1年目の奨励金を受けていない人は、労働契約開始1年以内から申請日まで継続して市民であること
- (6) 市税等の滞納がないこと
- (7) 過去にこの奨励金(就職6年目)の交付を受けていないこと

内 容: 就職1年目と6年目に奨励金5万円を交付

問合せ: 《産業振興課 工業振興係》 Tel: 0274-62-1511 (内線1264)

企業紹介パンフレット

対象者: 学生

内 容: 先輩社会人の就職理由や1日のスケジュール、職場紹介動画など、市内企業の魅力や就職に関する情報を発信

問合せ: 《産業振興課 工業振興係》 Tel: 0274-62-1511 (内線1263)

市民農園

対象者: 市内在住の方(農家の方は除く)

内 容:農家の方から農地を借りて、市民の皆さんが土や緑とふれあい、野菜作りの楽しみと収穫の喜びを体験できる市

民農園を、市内に4カ所開設

①富岡 (28区画)

②一ノ宮 (40区画)

③高瀬 (40区画)

④妙義 (12区画)

※使用料…3,000円(1区画/年)

問合せ: 《農林課 農業振興係》 Tel: 0274-62-1511 (内線1266)

親元新規就農者祝金

対象者: 以下のすべての要件を満たす方

①令和3年度以降に農家の後継者として新たに就農し、農業に対し強い意欲を有していること

②市内に住居を有し、市内に就農すること

③年間の農業従事日数が150日以上であること

④市税等を滞納していないこと

⑤耕作用の農地及び機械(トラクター等)を所有していること

内 容: 3万円の祝金を支給

問合せ: 《農林課 農業振興係》 Tel: 0274-62-1511 (内線1266)

新規就農者等住居支援事業補助金

対象者: 新規就農者・法人新規雇用者・就農研修者であって、諸要件を満たす方

内 容:・賃貸住宅の賃借料の2分の1を交付

・交付対象期間の上限は24箇月

・交付対象額の上限は2万円

問合せ: 《農林課 農業振興係》 Tel: 0274-62-1511 (内線1266)

分 類 事業名 (対象者・内容)

その他

富岡市移住定住コンシェルジュ

対象者: 富岡市への移住・定住・二拠点生活を検討している方

内 容: 市が委嘱した市内在住の移住者が、相談対応や地域情報の提供などを行う。 問合せ: 《地域づくり課 地域づくり係》 Tal: 0274-62-1511(内線1253:1254)

富岡市まちなか移住体験住宅

対象者: 富岡市への移住・二地域居住を検討している、市外在住の方

内 容: 富岡市の風土や日常生活を体験できる「まちなか移住体験住宅」を一定期間貸し出す。

※使用料…15日以下:20,000円 16日以上30日以下:30,000円 問合せ: 《地域づくり課 地域づくり係》 Tal:0274-62-1511(内線1253・1254)

若者定住促進奨学金返還支援事業

対象者: (1) 令和2年3月1日から令和11年3月31日までに大学等を卒業した方

(2) 毎年10月1日を基準日として市内に住所を有する方

(3) 市内に5年以上定住する予定の方

(4) 最初に補助金を申請する年度の初日において年齢が満35歳未満の方

(5) 奨学金を遅滞なく返済している方

(6) 申請者及び世帯全員に市税等の滞納がない方

内容: 1年間に返還した金額及び予定額を補助する。

※上限額…1年間の上限10万円、最大5年間(50万円)まで

問合せ: 《企画課 企画係》 Tel: 0274-62-1511(内線1223)

創業者スタートアップ応援事業補助金

対象者: (1) 市内において新たに創業する者又は申請時に創業の日から2年を経過しない者

(2) 市内に新たに事業所を設置する法人又は個人

(3) 特定創業支援事業による支援を受けているもの

(4) 市税などを滞納していない者

(5) 許認可などを必要とする業種の創業にあっては、当該許認可などに係る登録・届出を行っている者

(6) 過去にこの補助金の同一区分での交付を受けていないこと

内容: (1) 備品購入費 :1/2以内(上限10万円を補助)

 (2) 広告宣伝費
 : 1/2以内(上限10万円を補助)

 (3) 商業登記費
 : 1/2以内(上限10万円を補助)

(4) 新設・改修費:1/2以内(上限50万円を補助)

問合せ: 《産業振興課 産業振興係》 Tel: 0274-62-1511(内線1263)

デマンド型乗合タクシー「愛タク」の運行

対象者: どなたでもご利用可能

内 容: 運行日時 …毎日、午前8時から午後5時まで

運行エリア…市内全域

運賃 … 1乗車100円:市内在住・在学又は在勤者、小学生、障がい者(同伴者含む)

1乗車500円:上記以外の利用者

※未就学児は無料

運行形態 …複数乗客の相乗りにより、乗降予約があった停留所間を最も効率的なルートで運行

予約方法 …電話、スマートフォンアプリまたは富岡市公式LINE (利用希望日の5日前から予約可)

問合せ: 《企画課 企画係》 Tel: 0274-62-1511(内線1228)

安中市

令和7年7月時点

\wedge	中们1十1万时点
分類	事業名 (対象者・内容)
子	放課後児童クラブ利用料減免
育て支援	対象者: (1)生活保護法による被保護世帯 (2)前年度の市町村民税が非課税の世帯 (3)前年度の市町村民税が非課税かつひとり親家庭の世帯 (4)ひとり親家庭の世帯 内容: 対象児童の放課後児童クラブ利用料半額または全額免除 問合せ: 《こども課 幼児教育保育係》 Tel: 027-382-1111
	副食費の無償化
	対象者: 保育所や認定こども園等を利用している満3歳以上児クラスの児童の保護者 内容: 副食費(おかず・おやつ代)月額4,800円まで無料 ※保護者の申請は不要
	問合せ: 《こども課 幼児教育保育係》 Tel:027-382-1111
	遠距離児童生徒通学費補助事業
	対象者: 遠距離を通学する児童生徒 内 容: ・小学校児童…通学距離が4km以上の区間 年額15,400円 ・中学校生徒…通学距離が6km以上の区間 年額15,400円 問合せ: 《教育委員会学校教育課 学事係》 Tel: 027-382-1111
	出産祝品
	対象者: 市内に住所を設定した出生子の保護者
	内 容: 市内にある碓氷製糸株式会社で製品化した「絹のおくるみ」を贈呈 問合せ: 《市民課 窓口係》 Ta: 027-382-1111
	医療相談アプリ
	対象者: 安中市在住の妊婦もしくは小学1年生以下の児のいるご家庭 ※家族5名(本人含む)まで利用可能 内 容: スマートフォンで簡単に医師に相談ができるアプリで、身体の不調やケガ、心の悩み、妊産婦、乳幼児に関する 相談が可能
	○利用期限 一番下のお子様の年齢が7歳を迎える年度末まで ○費 用 一部機能を除き無料(24時間・365日)※データ通信料は利用者負担 問合せ:《健康づくり課 母子保健係》 TeL:027-382-1111
	安中市マタニティサポート給付金
	対象者: 次のいずれにも該当する人 ・令和6年4月1日以降に妊娠届出をした妊婦 ・令和6年4月1日以降に生まれた児を養育する母で、その児が申請時点で日本国内に住所を有する人 ・申請時点で妊婦や母(養育者)もしくは本事業の対象となる児が本市の住民基本台帳に記録されている人
	内 容: ○給付金額 ・妊婦のための支援給付金の対象となる妊娠1回につき5万円 ・妊婦のための支援給付金の対象胎児1人につき5万円(3人目の給付は8万円) ○給付方法 電子地域通貨(UMECA)によるポイント給付
	問合せ: 《健康づくり課 母子保健係》 Tel: 027-382-1111

分 (対象者・内容) 事業名 類 安中市奨学資金制度 対象者: 本市に住所を有する、高等学校・高等専門学校に在学中又は入学予定の者 内 容: 公立・私立高校 月額15,000円 (3年間で54万円) ·利 息 無利子 ・保証人 2名(うち1名は親権者、もう1名は市内で独立の生計を営む成年者) ・返還期間 6年間(24回 3ヶ月毎に22,500円を返還) 問合せ: 《教育委員会総務課 庶務係》 Tel: 027-393-7075 学校給食費一部無料化 対象者: (1)平成19年4月1日以降に出生した者を第一子とし、その者から数えて3人目以降の者 で、安中市立小学校に在籍する児童 (2)安中市立中学校に在籍している生徒 内 容: 安中市立小中学校の学校給食費相当額を無償化 ※保護者・児童生徒が本市に住所を有し、同一世帯で学校給食費の未納がないこと 問合せ: 《教育委員会総務課 学校給食係》 Tel: 027-393-7075 結婚新生活支援事業 対象者: 次のいずれにも該当する人 ※その他にも要件あり ・指定期間において婚姻届を受理された夫婦が属する世帯(夫婦所得合計500万円未満) ・夫婦の両方が婚姻の時点において、39歳以下であること(誕生日前日に年齢が加算) 内容: ○補助対象経費:指定期間において実際に支出した経費 ・住宅の賃借費用(賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料のみ) ・住宅の取得費用 (新築費用・購入費用) ・住宅のリフォーム費用(修繕・増築・改築・設備更新などの工事費用) ・引越し費用 ○助成金額:夫婦ともに29歳以下の世帯 上限60万円 上記以外の世帯 問合せ: 《市民課 市民生活係》 Tel: 027-382-1111 不妊治療費助成事業 対象者: 次のいずれにも該当する者 ・不妊治療をしている法律上の婚姻関係にある夫婦

- ・申請する夫婦のどちらか一方が申請日の1年以上前から本市に住所を有する市民
- · 医療保障加入者
- ・市税の滞納がない市民

内 容: ○対象となる治療費

医師が認めた医療保険診療および医療保険適用外の不妊治療

※受診証明書等の文書作成手数料は助成対象外

※各医療保険に基づく給付金を受ける場合は負担額から当該給付金の額を差し引いた額

○助成金額 上限10万円 (対象治療費の千円未満切り捨て)

○申請回数 1年度(4月1日から翌年3月31日まで)に1回

○申請期間 不妊治療を受けた日の属する年度の末日まで

問合せ: 《健康づくり課 保健指導係》 Tel: 027-382-1111

分類	事業名 (対象者・内容)
	不育症治療費助成事業
	対象者: 次のいずれにも該当する者 ・不育症治療をしている法律上の婚姻関係にある夫婦 ・申請する夫婦のどちらか一方が申請日の1年以上前から本市に住所を有する市民 ・医療保険加入者 ・市税の滞納がない市民 内 容: ○対象となる治療費 医師が認めた不育症治療費 ※受診証明書等の文書料、入院時の差額ベット代、食事代は助成対象外 ※医療保険に基づく給付金を受けた場合や、県不育症検査費用助成事業申請の場合は、治療費から県助成額を除いた額 ○助成金額 上限20万円(対象治療費の千円未満切り捨て) ○助成金額 上限20万円(対象治療費の千円未満切り捨て) ○助成回数 1年度(4月1日から翌年3月31日まで)に1回 ○申請期間 不育症治療を受けた日の属する年度の末日まで 問合せ: 《健康づくり課 母子保健係》 Tex:027-382-1111
子育て支援	 産後ケア事業 対象者: 安中市に住所を有する産後1年未満の産婦とお子さんで、産後の体調の回復や育児に不安がある人内容: 助産師による訪問型、病院や助産院等におけるデイサービス型、ショートステイ型(有料)○事業内容 ・お母さんのケア(授乳指導・健康状態のチェック・休息の確保) ・赤ちゃんのケア(健康状態、体重、栄養等のチェック) ・育児サポート(沐浴や育児相談等)○利用できる回数 最大7日※短期入所(ショートステイ)型の日数 1泊2日を2日・2泊3日を3日問合せ:《健康づくり課 母子保健係》 Ta: 027-382-1111

(対象者・内容) 事業名 類 安中市マイホーム取得支援金 住 対象者: 〇安中市内に住宅を初めて取得した方(法人は除く) ・令和3年1月1日以降に所有権保存登記又は所有権移転登記をしていること 支 ・住宅を共有で取得した場合は、共有者のうち1人に限る 援 ・相続、贈与、交換により取得したものを除く など ○令和5年7月1日以降、支援金の交付の申請をする日までに、当該住宅に定住し、申請後も定住を継続する 意思のある方 内 容: 〇支援金額 【基本額】…100,000円(住宅取得費用(税込)の3%、上限100,000円) 【要件に応じた加算額】 50,000円(過去3年間において、安中市に住民登録がない場合) 50,000円(中学生以下の子ども一人あたり) ・子ども加算 ・空き家バンク加算 30,000円 (安中市空き家バンク登録物件を取得した場合) 200,000円(県外通勤のために新幹線を定期券利用する場合) 新幹線通勤加算 ○申請期限 取得した住宅に定住を開始してから1年以内 問合せ: 《政策・デジタル推進課 地域づくり係》 Tel: 027-382-1111 住宅省エネ改修補助事業 対象者: 次のすべてを満たす人 ・市内の住宅に居住している18歳以上の人(完了報告書提出時までに居住予定の18歳以上の人を含む) ・上記住所で住民基本台帳に記録されている人 ・市税を滞納していないこと ・暴力団員等でないこと ・過去にこの補助金の交付を受けていないこと 内容: ○補助対象住宅(補助対象者が居住もしくは居住予定の次に該当する住宅) 一戸建て住宅 ・併用住宅(店舗その他事業の用のみに供する部分を除く) ・集合住宅の個人専有部分 ※個人所有でない住宅、賃貸住宅、給与住宅、別荘等一時的に使用する住等は対象外 ○補助対象工事(次のすべてを満たす工事) ・建築物の省エネルギー化または維持保全に資する工事で、補助金交付要綱に定めるもの ・市内業者に発注して実施する工事 ・補助対象となる工事の費用(補助対象経費)が5万円(税込み)以上の工事 ・補助金の交付決定を受けた後に着手する工事 ・指定期日までに完了報告書類を提出できる工事 ○補助金額 補助対象経費(税込み5万円以上)の20%を補助 ○補助金交付限度額 ・現金で受け取る場合 10万円 ・電子地域通貨(UMECA)で受け取る場合 11万円分のポイント 〇申請手続き 事前申請 ○公開抽選(事前申請件数が多数の場合)

公開抽選により当選者を決定し、当選者以外の補欠順位を決定

問合せ: 《建築住宅課 指導係》 TeL: 027-382-1111

分 (対象者・内容) 事業名 類 空き家バンク登録物件リフォーム等補助事業 住 対象者: 空き家バンクに登録された物件を売買又は賃貸借契約し、リフォーム工事または家財処分を行う者 内 容: ○補助金額(受けられる補助金は、リフォーム工事または家財処分どちから一方のみ) 支 (1)リフォーム工事補助:工事費用の2分の1(上限20万円) 援 (2)若者加算:購入者またはその配偶者が40歳未満の場合、補助金上限額に20万円を加算 ※補助率変更なし(リフォーム工事のみ対象) (3)家財処分補助:処分に係る費用が5万円以上の場合、処分費用の2分の1(上限10万円) 問合せ: 《建築住宅課 住宅政策係》 Tel: 027-382-1111 木造住宅耐震診断事業 対象者: 次の条件をすべて満たした個人 ・対象住宅の所在地を本市の住民基本台帳に記録されている住所としている人 ・対象住宅を所有し居住している人で、市税を滞納していない人 対象住宅: 次の条件をすべて満たした住宅 ・昭和56年5月31日以前に着工した一戸建て住宅または併用住宅(住宅部分の床面積が2分の1以上の住宅) ・平屋建てまたは2階建て ・在来軸組構法または伝統的構法で建築した住宅 診断費用: 無料(ただし、診断者の交通費として一律1,000円を自己負担) 問合せ: 《建築住宅課 指導係》 Tel: 027-382-1111 木造住宅耐震改修補助事業 対象者: 次の条件をすべて満たした個人 ・対象住宅の所在地を本市の住民基本台帳に記録されている住所としている人 ・市税を滞納していない人 ・対象住宅を所有し、かつ居住している人 対象住宅: 次の条件をすべて満たした住宅 ・耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満と診断された住宅 ・昭和56年5月31日以前に着工した一戸建て住宅または併用住宅(住宅部分の床面積が2分の1以上の住宅) ・平屋建てまたは2階建て ・在来軸組構法または伝統的構法で建築した住宅 補助金額: 耐震補強工事(耐震補強工事費および工事監理費) にかかる費用の5分の4以内(限度額115万円) 問合せ: 《建築住宅課 指導係》 Tel: 027-382-1111 市営住宅の紹介

内 容: 市のホームページに記載 https://www.city.annaka.lg.jp/page/2207.html

問合せ: 《群馬県住宅供給公社 安中支所》 Tel: 027-381-8515

分類	事業名 (対象者・内容)
住	安中市危険ブロック塀等撤去費補助金
宝 支 援	対象工事: 次のすべてを満たす工事
	○危険プロック塀等とは、次のすべてを満たすもの ・市内に設置され、申請の時点で現に存在しているもの(交付申請の時点で未着工のもの) ・個人が所有するもので、補強コンクリートプロック造、石造、れんが造その他の組積造による塀及び門柱(下部に設置された基礎を含む。) ・道路に沿って設置されたもの ・道路からの高さが0.8m以上のもの ・道路と敷地の境界から当該ブロック塀の高さの範囲内にあるもの ・ブロック塀の点検のチェックポイントの点検の項目において、不適合があり危険なもの
	対象者: 次のすべてを満たす人 ・危険ブロック塀等の所有者または相続人 ・共有者または相続人が複数いる場合は、その全員から危険ブロック塀等の撤去について同意を得ている人 ・市税等を滞納してしていない人 補助金額: 補助対象工事費に2分の1を乗じて得た額(交付限度額 5万円) ※危険ブロック塀等を撤去する長さの合計が5m未満の場合の限度額(撤去長さ1m当たり1万円を乗じた額)
	問合せ:《建築住宅課 指導係》 Tel: 027-382-1111 生け垣の設置補助金
	条件: ・安中市内の個人用住宅用地であって現に住宅があるか、住宅を建てる土地への設置である ・隣地や道路等との境界に設置してあるもの ※建築基準法により、後退義務が生じる道路は中央から後退線までの間を除いた場所 ・竹等を支柱として設置してあるもの(高さ0.6メートル以上、総延長10メートル以上) ・設置してから1年未満のもの ・将来的にわたり隣地または道路等に迷惑を及ぼさないもの ・上記に該当し、以前に補助金の交付を受けていないもの 補助金額: 施工費および樹木購入費を対象とし、その事業総額が4万円以上で、相当する額の4分の1以内(上限5万円)

問合せ: 《都市整備課 都市施設管理係》 Tel: 027-382-1111

分	
類	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
12	住宅用再生可能エネルギーシステム設置補助金
住宅	対象機器: ○太陽光発電システム
	【機器要件】
支	・当該システムを設置した住宅に電力を供給するための太陽光発電システムであること
援	・太陽電池モジュールの公称最大出力の合計が10キロワット未満の設備であること
	・日本工業規格等で認められていること
	・未使用品であること(中古品は対象外)
	・太陽電池モジュール本体の機器費用が無償の場合は対象外とする
	【対象範囲】
	太陽電池モジュール、架台、インバータ・保護装置(パワーコンディショナ)、接続箱、電力計、配線・配線器具の購入・据付、設置工事に関する費用
	○定置用リチウムイオン蓄電システム
	【機器要件】
	・住宅用太陽光発電システムが設置された住宅へ新たに蓄電池を設置又は住宅用太陽光発電システムとともに
	蓄電池を設置し、常時住宅用太陽光発電システムと接続していること
	・当該システムを設置した住宅に電力を供給するための定置用リチウムイオン蓄電システムであり、太陽光発
	電システムと接続して使用するために設置されたものであること
	・リチウムイオン蓄電池及びインバータ等の電力変換装置を備え、クリーンエネルギーにより発電した電力又 は夜間電力などを繰り返し蓄え、停電時、電力需要ピーク時等に必要に応じて電気を活用することができる
	もの
	・一般社団法人環境共創イニシアチブにより登録されているもの
	・未使用であること(中古品は対象外)
	【対象範囲】
	定置用リチウムイオン蓄電池、附属品等の購入費及び設置工事に係る費用 ○太陽熱利用温水器
	【機器要件】未使用品であること(中古品は対象外)
	【対象範囲】太陽熱利用温水器の購入費及び設置に係る費用
	○木質ペレットストーブ
	【機器要件】
	・木質ペレット(製材端材や間伐材等の木材を粉砕したおが粉を円筒状に固めたもの)を燃料として使用する
	暖房機であること
	・木質ペレット以外の燃料を使用しないこと
	・未使用品であること(中古品は対象外)
	【対象範囲】 木質ペレットストーブの購入費及び設置に係る費用
	・
	対象者・「文刊中語で1] 7日七において、過去に中の補助金を利用して等人した対象機能が設置されていない日七に店 住する者
	・建売住宅供給者等から市内にある対象機器(未使用品に限る。)付住宅を購入し、居住した者
	・市民であり、市税を滞納していない者
	補助金額: ○太陽光発電システム 公称最大出力1Kwあたり1万円(上限5万円)
	○定置用リチウムイオン蓄電システム 蓄電容量 1 Kwhあたり1万円 (上限6万円)
	○太陽熱利用温水器 本体購入費及び設置に係る税抜費用の10%相当額(上限1万5千円)
	○木質ペレットストープ 本体購入費及び設置に係る税抜費用の10%相当額(上限5万円)

問合せ: 《環境政策課 環境推進係》 TeL:027-382-1111

分類	事業名 (対象者・内容)
創	創業・事業承継相談会
業 支援	対象者: ・市内在住・在勤または安中市内でこれから創業を検討している人 ・創業後も間もない人 ・後継者が不在でお店や会社を引き継ぎたいと考えている事業者等 内 容: 「あんなか創業支援ネットワーク」各支援機関の専門員による相談対応 ・起業したいけど、何をすればいいかわからない ・事業承継をしたいけど後継者がいない などの創業・事業承継に関する相談会 安中市ホームページ https://www.city.annaka.lg.jp/page/1957.html 問合せ: 《商工課 商工労働係》 Ta: 027-382-1111
創	創業者融資利子補給金および創業奨励金
業 支 援	対象者: 次のいずれにも該当する者 ・対象融資 (創業に関するもの) の実施時において、新たに創業する者又は創業後1年未満の者 ・市内に本店若しくは主たる事務所を設置する法人又は市内に住所を有し、かつ、主たる事務所を設置する 個人にあって、引き続き市内で事業を営むことが確実と認められること ・法令に基づく許認可等に係る登録、届出等を行っていること ・市税の滞納がないこと ・安中市暴力団排除条例に規定する暴力団員等でないこと ※次のいずれかに該当する事業を行う者は交付対象外 ・金融業、保険業、風俗業、その他公序良俗に反する等、この趣旨に沿わない事業 内容: 市内で新たに創業する者又は創業後1年未満の者が、創業に関する融資を受けた場合に、利子の補助と創業奨励金を交付(融資前に要事前相談) (1)利子補給金の額および交付対象期間 対象融資に係る支払利子額とし、1補助対象者につき2年間で15万円を上限 (2)創業奨励金の額および交付対象期間 信用保証協会に支払う信用保証料に相当する額とし、1補助対象者につき2年間で10万円を上限 【認定申請】 対象融資を受けた日から2か月以内に認定申請をする必要あり 問合せ: 《商工課 商工労働係》 Ta: 027-382-1111

分類	事業名 (対象者・内容)
創	創業者サポート補助金
業支援	対象者: 次のいずれにも該当する者 ・年度内に創業予定または申請時点で創業の日から6ヶ月を経過していない者 ・市内に本店若しくは主たる事務所を設置する法人または市内に住所を有し、かつ、主たる事務所を設置する個人 ・特定創業支援等事業による支援を受けた者 ・市税の滞納がない者 ・創業後も継続して市内で事業を行う予定である者 ※次のいずれかに該当する事業を行う予定である者 ※次のいずれかに該当する事業を行う者は交付対象外 ・安中市暴力団排除条例に規定する暴力団員等である者 ・宗教活動または政治活動を目的とした事業を開始する者 ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の規定による許可または届出を要する事業を開始する者 ・他の者が行っていた事業を承継して事業を開始する者 ・他の者が行っていた事業を承継して事業を開始する者 内容: 【補助金額】※予算上限に達した時点で受付終了 創業にかかる費用に50%を乗じて得た額(上限50万円)を補助 ※1年以内に市内に転入した者が新たに創業する場合の上限は70万円 【補助対象経費】 ・事業所等の増改築または修繕にかかる費用 ・専ら事業の用に供する設備等の購入および設置にかかる費用 ・店もよび宣伝にかかる費用 ・水均条経費について要事的相談 ※補助金の交付決定前に着手・支出された経費は対象外
	【継続奨励金】 補助金が交付された年度の翌年度から起算して3年間の事業の継続が見込まれる場合、10万円の奨励金を支給 問合せ: 《商工課 商工労働係》 Tel: 027-382-1111
そ	移住・定住コーディネーター
Ø	対象者: 安中市への移住・定住・二拠点生活を希望する方
他	内 容: 市が委嘱した市内在住の移住者による相談対応や地域情報の提供など 問合せ: 《政策・デジタル推進課 地域づくり係》 Tal: 027-382-1111
	まちづくり人材バンク
	条 件: 市のホームページに記載 https://www.city.annaka.lg.jp/page/1534.html
	内 容: 市民活動の活性化や市民参加によるまちづくりの推進を図るため、豊富な経験や専門的な知識、技能を有する方
	を人材として登録し、その経験や知識、技能を必要な方へ提供する制度 問合せ: 《市民課 市民生活係》 Ta: 027-382-1111

58 ページ

上野村

令和7年7月時点

分類	事業名 (対象者・内容)
子	誕生祝金
育	対象者: 1歳に達した子を有する者。(戸籍法第49条に定める届出を行った時から継続して住民である者)
て	内 容: 1子につき5万円を助成する。
支	問合せ: 《振興課》 Tel:0274-59-2111
援	誕生祝品
	対象者: 1歳に達した子を有する者。
	内 容: 対象者が選んだ村産材を使用したおもちゃを贈呈。
	問合せ: 《振興課》 Tel:0274-59-2111
	がんばる子育て応援手当
	対象者: 6か月を超えて継続して住民である方で、3人以上の子を有し、かつ生計を同じくする者。
	内 容: 3人目以降の対象児童1名に対して月額1万円を支給する。児童のうち高等学校(特別支援学校及び高等専門学校を含む。)に就学する者が2人以上あり、そのうちに第2子にあたる児童がいるときは、支給月額に1万円を加え
	る。 問合せ:《振興課》 Tel:0274-59-2111
	がんばる子育て応援特別手当
	対象者: 3人以上の子(税法上の扶養家族)を養育(生計同一)する方
	○対象となる子: 平成26年4月2日以降に生まれた子
	※現行のがんばる子育て応援手当との重複支給はありません。
	内 容: ○手当月額:3人目以降の子一人につき50,000円
	○住居要件
	受給者(親等)・・・6ヶ月を超える住民登録
	3人目以降の子・・・出生時から住民登録している子 ○所得制限
	受給者(親等)・・・所得が250万円以下であること。
	世帯員・・・世帯全員の収入合計が600万円以下であること。
	問合せ: 《振興課》 Tel:0274-59-2111
	学校給食費の免除
	対象者: 村内の保育園に通う園児、または小中学校に通う児童
	内 容: 子育て世代の経済的負担を軽減するため、保育所及び小中学校の給食費の保護者負担を免除している。
	問合せ: 《保健福祉課、教育委員会》 Tel: 0274-59-2309、0274-59-2657
	子供福祉医療の充実
	対象者: 18歳になる年度までの子ども(入院・外来ともに無料)
	内 容: 子ども医療費(入院・通院)について、医療保険の個人負担分を村と県で全額負担。
	問合せ: 《保健福祉課》 Tel: 0274-59-2309
	入学祝金
	対象者: 小学生または中学校に入学する子を有する方
	内 容: 支給金額:30,000円
	問合せ: 《振興課》 Tel:0274-59-2111

分類	事業名 (対象者・内容)
子	はばたけ未来祝金
育て支	対象者: 前年度に中学校を卒業し、4月1日時点で住民登録のある子を有する方内 容: 支給金額:30,000円 間合せ: 《振興課》 Tel:0274-59-2111
援	結婚祝金
	対象者: 対象は、村に定住の意思(10年以上)のある満45歳以下の者。 内 容: 1組あたり20万円を助成する。 問合せ: 《振興課》 Tal:0274-59-2111
	通学費の補助
	対象者: 小・中学校へバス通学する児童(遠方に居住)。
	内 容: 定期券購入に係る費用を全額助成する。 問合せ: 《教育委員会》 Tel: 0274-59-2657
	奨学金の貸与
	対象者: 高等学校、高等専門学校、大学、短大及び専門学校に在学する生徒 内 容: 自宅通学者には月額1万5千円、自宅通学者以外には月額5万円を貸与している。返済は、卒業後一年を経過した 年の翌月から返済。ただし、奨学生が卒業した後、村民として在村し、1年以上就業した方については、その期間に限り返済を免除。 問合せ: 《振興課》 Tel: 0274-59-2111
	保育所の設置
	対象者: 保護者の方が仕事や病気のため家庭で児童を保育することができない家庭の就学前の幼児 内 容: 保育料月額 無料 1歳半~2歳児 5,000円/月

学童保育所の設置

対象者: 日中保護者のいない家庭の小学4年生以下の児童を対象に、生活、遊びを通じてこどもの健康と健全な成長を助

けることを目的としています。

内 容: ○保育時間:

平日=下校時から午後6時まで

休校日(春、夏、冬休み、学校行事による振り替え休校日など)=午前8時から午後6時

○利用料:5,000円/月(8月は8,000円)

問合せ: 《保健福祉課保育所》 Tel: 0274-59-2729

分類	事業名 (対象者・内容)
住	住宅資金借入金利子の助成
宅支援	対象者: 対象は、村に定住の意思のある満45歳以下の者。 内 容: 住宅に関する借入れ資金のうち新築は500万円、増改築は300万円を上限に当該借入の利息を標準的な借入れ条件に置き換えて全額助成(最長10年)。 問合せ: 《振興課》 Tel: 0274-59-2111
	住宅取得応援金
	対象者: 対象は、村に定住の意思のある満45歳以下の者。 内 容: 住宅取得年の前年の所得金額(後継者及びその配偶者の合計)が300万円以内の後継者に対し、住宅取得により生じた不動産取得税相当額及び固定資産税相当額を助成する(最長5年)。 同合せ: 《振興課》 Tel: 0274-59-2111
	住宅地用区画の賃貸
	対象者: 対象は、村に定住の意思のある満45歳以下で、建築家屋の取得予定者。 内容: 上野村大字乙父地区の定住促進住宅用地区画の賃借。賃借契約日から2年以内に住宅の建築を完了の上、住民票を異動し実際に入居すること。 (売買契約ではなく賃料一括払いの賃貸借契約) 問合せ: 《振興課》 Tal: 0274-59-2111
そ	生活補給金の支給
の他	対象者: ○資格要件:新たに後継者となった方で安定的な所得(前年度所得が250万円以下)が得られない方 (2年目より150万円以下の方) 内容: ○奨励措置:1世帯あたり50,000円/月、独身者は30,000円/月 ○助成期間:3年 問合せ: 《振興課》 Tel:0274-59-2111

神流町

令和7年7月時点

分	中和141万時無
類	事業名 (対象者・内容)
子	I ・U ターン者定住奨励事業
育て支援	対象者: 世帯員全員の年齢が50歳未満(50歳到達時まで)のI・Uターン者及び家族が、当町に定住するために、借家に入居した場合には、定住奨励金を5年間(60ヶ月)支給する。 ただし、生活実態が無い場合は対象外とする。 本事業は、転入日の翌月から支給対象とする。 ただし、月の初日に転入した場合は、当月から対象とする。 内容: 家賃から住宅手当等を差し引いた後の金額を補助対象とし、月額1万円以内とする。 ただし、対象額が2万円以内の場合は、その2分の1の額を支給する。なお、国家公務員及び地方公務員は対象外とする。 問合せ: 《総務課》 Ta: 0274-57-2111
	保育料無料中学生まで給食費無料学童保育(6年生まで)無料
	内 容: 保育料無料 中学生まで給食費無料 学童保育 (6年生まで) 無料
	問合せ: 《教育委員会》 Tel: 0274-58-2111
	結婚祝い金
	対象者: 結婚後、3月以内に町に永住又は定住することが確実と認められる新婚カップルの祝い金ただし、新婚カップルは50歳未満で、どちらも過去に同補助金の交付を受けたことがなければ該当する。 内 容: 1組に対し、10万円を支給いたします。
	問合せ: 《総務課》 Tel: 0274-57-2111
	幼児用補助装置購入費補助
	対象者: 国土交通省の定める安全基準に適合する幼児用補助装置を購入した親権を有する者で、次の①から③の要件を満たすもの ①購入日に乳幼児が6歳未満であること ②購入日及び申請日に当該乳幼児および親権を有する者が町内に住所を有すること ③親権を有する者が町税等を滞納していないこと
	内 容: 幼児用補助装置の購入に対し、その費用の一部を助成しています。補助金の額は、幼児用補助装置の購入価格 (消費税を含む)に3分の1を乗じて得た額(その額に1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨て た額)とし、1台につき2万円が限度です。 ※幼児用補助装置…チャイルドシート 問合せ: 《総務課》 Tel: 0274-57-2111
	子育て支援金の支給 対象者: 町内に3月以上継続して居住し、1年以上定住する意思のある保護者及び児童。
	内 容: (単位:円) 支給種別 第1子 第2子 第3子 第4子以降 出生時 20,000 40,000 60,000 100,000 小学校入学 20,000 40,000 60,000 100,000 中学校入学 30,000 60,000 90,000 150,000
	中学校卒業 30,000 60,000 90,000 150,000 問合せ: 《教育委員会》 Tel: 0274-58-2111

分	
類	
育	児学級
子 育 て	対象者: 本町に居住する入園前の乳幼児とその保護者 内 容: 医師・保健師・栄養士等が講師となり、乳幼児の健康、栄養、調理実習、遊びなどの講義を行い、参加者同士の 交流を図る。 問合せ: 《保健福祉課》 Tel: 0274-57-2111
支援神	
100	対象者: 次のいずれにも該当する方 (1)神流町に住民登録があり、継続して居住する意思のある方 (2)神流町外に通勤・通学等し、その通勤等の距離が片道20km以上ある方 (3)町税の滞納がない方 内容: 【商品券による補助相当額及び交付内容】
	補助相当額 通勤等の距離(片道)に応じて次のいずれかとなります。 (1)20 k m以上30 k m未満の方 月額3,000円 (2)30 k m以上40 k m未満の方 月額4,000円 (3)40 k m以上の方 月額5,000円 間合せ:《総務課》 Tet: 0274-57-2111
定住	住促進住宅資金利子補給
宅支援	対象者: 町内に居住又は居住を予定する者 内 容: 住宅を新築、増築又は改築する場合、借入金に対して利子補給をしています。 対象資金の限度額は1,000万円で、借入利子の1/2とし、年3%を限度として利子補給する。 なお、利子補給期間は5年間が限度です。 問合せ: 《総務課》 Tel: 0274-57-2111
町	
	対象者: ○入居資格 ※入居資格は団地によって異なります。ご注意下さい。 ※入居の際には、神流町在住で、入居者と同等以上の所得のある方の保証人が必要となります。
	 次人店の際には、神派町住住で、人店省と同寺以上の所得のある方の保証人が必要となります。 内容: ○申込みから入居までの流れ ①住宅の紹介後、世帯構成、収入、住宅困窮度合い等、簡単な審査を行います。 その後、入居を希望する住宅にあった申込書、添付書類等を提出して下さい。 ②申込書を受付し、再審査を行います。入居許可が下りたら、申込者へ連絡いたします。 ③申込者は、入居許可日から10日以内に「請書」(200円分の収入印紙、保証人の所得証明書、印鑑証明書等を添付)、「覚書」を提出して下さい。様式は、神流町役場にあります。 ④敷金を納付していただきます。敷金は、家賃の3ヵ月分です。 ⑤住宅の鍵をお渡しします。くれぐれも無くさないように注意して下さい。入居予定日より15日以内に入

⑤人店後、2週间以下 出して下さい。

◆注意事項

①神流町町営住宅では、介助犬、観賞用魚類を除き、ペットの飼育は禁止しています。

②神流町はテレビの難視聴地域のため、通常のテレビ番組が視聴できません。テレビを視聴するには、神流町のケーブルテレビに加入して下さい。

問合せ: 《産業建設課》 Tel:0274-57-2111

神流町空き家バンク

内 容: HPで空き家を紹介し、借主貸主とのマッチングをし、空き家の活用と移住希望者の定住を促進する。

問合せ: 《総務課》 TeL: 0274-57-2111

	事業名の対象者・内容)
住	
	対象者: ①65歳以上の者がいる世帯
	②身体障害、知的障害、精神障害、心身の機能障害がある者がいる世帯
	③18歳に達する日以後の3月31日までにある者がいる世帯
	①~③のいずれかに該当する世帯で、町に居住し住民票を有するもの。
	内容: 住宅の機能若しくは性能を維持又は向上させるため、家屋の補修等をする場合の工事に係る経費の
	を、1世帯につき5年間に1度補助します。 ************************************
	補助率1/3
	補助金限度額20万円 〇工事内容
	① ・
	②廊下、使所、浴室、玄関等の各室間の段差の解消、段差解消機設置工事、エレベーター設置工事
	であれ、 (大) 、 (大) 、 (大) 、 (大) ・
	③滑り防止、移動の円滑化等のための材料変更
	④引き戸等への扉の取替え等扉全体の取替え、ドアノブの変更、戸車の設置等
	⑤和式便器を洋式便器(暖房・洗浄機能付き)への取替え
	⑥廊下、便所等のスペース拡張
	⑦便所、浴室と寝室等の距離の短縮(外付けの便所・浴室を家屋内を改造して設置するものも可)
	⑧その他①から⑦のバリアフリー工事に係る住宅改造に必然的に付随する附帯工事
	問合せ: 《保健福祉課》 Tel:0274-57-2111
神》	流町除雪機購入費補助金
ĺ	対象者: 次のいずれにも該当する方
	(1)神流町に住民登録があり、継続して居住する意思のある方
	(2)町税の滞納がない方
	内 容: 〇補助金額
	購入費(消費税含む)の2分の1(上限:25万円)
	※1,000円未満は切捨てとなります。
	○対象となる除雪機
	次のいずれにも該当するもの
	(1)エンジン、モーター等により駆動する除雪機
	(2)新品で購入した除雪機 ○対象台数
	○対象百数 1世帯1台までとし、この補助金を受けた後10年間は新たな購入にかかる申請はできません。
	問合せ: 《総務課》 Tel:0274-57-2111
神	上 流町産業振興支援補助金交付要綱
	サカメ・町中たたメー町中に存録。工程等の事業ででもメ
	対象者: 町内在住者、町内に店舗・工場等の事業所所有者
	内容:6次産業化をされる方
	①新商品及び容器・包装等のデザインに係る事業
	②起業、新産業・地域ブランド創出事業
	③地域資源を活用して地産地消・食育事業
	④交流人口の拡大を目的とした事業
	う人がスロッムスと自由してして手木

限度額100万円で補助対象経費の1/2以内を補助

問合せ: 《産業建設課》 Tel:0274-57-2111

下仁田町

令和7年7月時点

分類	事業名 (対象者・内容)
子	結婚祝金支給制度
育	対象者:・町の住民基本台帳に記載され、引き続き町内に在住する意思を持つ方
て	・租税並びに介護保険料・水道料金を滞納していない方 ・過去に同祝金の支給を受けたことがない方
支	内 容: 結婚したカップル1組につき5万円を支給
援	問合せ: 《福祉課 福祉係》 Tel: 0274-64-8803
	結婚新生活資金助成制度
	対象者: ・町の住民基本台帳に記載され、引き続き町内に在住する意思を持つ方
	・夫婦合算した年間所得が400万円未満である、年齢39歳以下の夫婦
	・租税並びに水道料金を滞納していない方
	・過去に本制度に基づく助成を受けたことがない方 内 容: 住居費、引越費用及びリフォーム費用を合わせ上限30万円の助成
	問合せ: 《福祉課 福祉係》 Tel: 0274-64-8803
	不妊治療費助成制度
	対象者:・町に届け出を行い、不妊治療等を開始した方
	・治療日において町の住所を有しており、引き続き定住の意志がある方
	・夫婦のいずれもが医療保険各法の規定する被保険者または被扶養者であること
	・租税等に滞納がないこと
	内 容: ・特定不妊治療(体外授精、顕微授精等):1年度の治療費等の自己負担額全額(上限100万円)
	・一般不妊治療(タイミング法、人工授精等):1年度の治療費等の自己負担額全額(上限20万円)
	・不育症治療:1年度の治療費等の自己負担額全額(上限20万円) 問合せ: 《保健課 保健予防係》 Tel:0274-82-5490
	出産祝金支給制度
	対象者: ・町の住民基本台帳に記載された後12ヶ月以上住所を有し、出産後引き続き町内に在住する見込みのある方
	・出産日が本町の住民になってから12ヶ月に満たない場合は、12ヶ月を経過した日において引き続き町内に
	在住する見込みのある方 ・租税並びに介護保険料を滞納していない方
	内容: 1子30万円を支給
	門合せ: 《福祉課 福祉係》 Tel: 0274-64-8803
	向台で・《価値球 価値序// ILL・0274-04-0803
	育児支援金支給制度
	対象者: ・本町に12箇月以上住所を有する満1歳から満5歳までの児童を養育する保護者
	・租税並びに介護保険料を滞納していない方
	内 容: 児童1人につき、満1歳から満5歳まで毎年10万円を支給
	問合せ: ≪福祉課 福祉係≫ TEL:0274-64-8803
	入学祝金
	対象者:・小・中学校等に入学する児童・生徒を扶養する保護者
	・小・中学校等に入学時において、児童・生徒並びに保護者が下仁田町に住所を有する方
	・保護者が、町税等を滞納していない方
	内 容: 小学校及び中学校に入学の児童・生徒1人につき10万円支給※ただし、現金7万円、下仁田町商業協同組合商品 券3万円
	が3月日 問合せ: ≪福祉課 福祉係≫ TEL:0274-64-8803

分			
数 子	子と	 ども医療費	無料化
育 て 支		対象者:	【要件】 ・医療保険加力
援			・町内に住所を 18歳年度末ま
-	71.1		《福祉課 国任
	υ δ		等の医療費
		对 冢者:	【要件】 ・医療保険加力・町内に住所を
			子どもが18歳(
ŀ	(兄 ?		《福祉課 国信
	iat i		. ここり図 17 【要件】
)]3('a ·	・保護者及び・保護者が属する
		内 容:	保育施設に在
-			《福祉課 福祉
	保育	育所・認定	こども園 主
		対象者:	【要件】 ・保護者及び ・保護者が属っ
			対象児童の主 《福祉課 福祉
-			// Ind 1995 http://
	学校	交給食費無	償化
	学村		償化 下仁田町内に信
	学村	対象者:	下仁田町内に信 学校給食費無信
	学 ^村	対象者:	下仁田町内に信
住		対象者: 内 容: 問合せ:	下仁田町内に位学校給食費無位 《教育課 学校
宅		対象者: 内容: 問合せ: *家バンク 内容:	下仁田町内に位 学校給食費無位 《教育課 学校 事業 下仁田町内への
宅 支	空意	対象者: 内容: 問合せ: *家バンク 内容: 問合せ:	下仁田町内に位 学校給食費無位 《教育課 学校 事業 下仁田町内への 《企画課 政策
宅	空意	対象者: 内容: 問合せ: き家バンク 内容: 問合せ: 主促進奨励	下仁田町内に位 学校給食費無位 《教育課 学校 事業 下仁田町内への 《企画課 政策

(対象者・内容) 事業名

を有している子ども(18歳に達する日以後の最初の3月31日まで)

での子どもの医療費について無料化を実施。

保係》 TeL: 0274-64-8801

無料化

λ岩

を有しているひとり親家庭等の保護者及び子ども

に達する日以後の最初の3月31日まで、保護者及び子どもの医療費について無料化を実施。

保係》 TeL: 0274-64-8801

R育料完全無料化

対象児童が町内に住所を有していること

する世帯で町民税その他、町に納付すべき金額に滞納がないこと

園するすべての子どもの保育料無料

祉係》 Tel: 0274-64-8803

È·副食費完全無料化

対象児童が町内に住所を有していること

する世帯で町民税その他、町に納付すべき金額に滞納がないこと

・副食費無料

祉係》 Tel: 0274-64-8803

住所を有し、下仁田町の小学校・中学校に在籍する児童・生徒の保護者。

償化

校給食係》 TeL: 0274-82-2542

の移住・定住を希望する方に対して町内の空き家情報を提供している。

策推進係》 TeL: 0274-64-8809

に定住を目的として新築した住宅を取得した方

水道料金等の滞納がない方

内容: 固定資産税が課税される当初の年度に30万円を一括交付

問合せ: 《企画課 政策推進係》 Tel: 0274-64-8809

下仁田町勤労者住宅建設資金利子補給制度

対象者: 町内に住む勤労者(個人事業主、農家、無職は対象外)で、金融機関から建設資金の融資を受け、町内に140㎡

以下の専用住宅を新築または分譲住宅を購入した方。

内 容: 対象額:借入資金のうち400万円以内

利子補給率:借入資金が年率2.0%を超える資金で、2.0%を超える利率のうち1.5%を限度として行う。

利子補給期間:3年間

問合せ: 《商工観光課 商工観光係》Tel:0274-64-8805

分 類 事業名 (対象者・内容) 町営住宅の紹介

内 容: 町への居住をお考えの方に、町営住宅を紹介している。(入居者要件有)

問合せ: 《建設水道課 管理係》TeL: 0274-64-8807

下仁田町ぐんまの木で家づくり支援事業

対象者:「ぐんま優良木材」を構造材に使用して、町内に自ら居住する目的で住宅を新築する方。

内 容: 補助条件

支援

・構造材の60%以上に「ぐんま優良木材」を使用した木造一戸建て住宅であること。

・住宅の延床面積が50㎡以上280㎡以下であること。

・県内に事業所のある業者による施工であること。

補助金額

·延床面積 50㎡以上280㎡以下 5,000円/㎡ (上限1,000千円)

・加算措置 町内事業者施工・地域材利用 各30万円

問合せ: 《農林課 林業係》 Tel: 0274-64-8806

空き家等利活用支援事業補助金

対象者: 下仁田町での定住及び起業、又は下仁田町を拠点とする二地域間居住を目的に町内の空家等を利用して実施する 改修及び事業に付帯する設備、備品等の整備を行う空家等所有者、又は空家等所有者から空家等を借り受ける又 は購入する個人、企業、地域自主組織、NPO法人で、指定条件に該当する方

※条件例

- ・目的が定住の場合は、今後5年以上下仁田町に住民登録され、かつ、生活の本拠となる 見込みのある方
- ・起業が目的の場合は、5年以上下仁田町で事業を継続しようとする方
- ・二地域居住が目的の場合は、今後5年以上下仁田町を拠点として活動することを誓約 し、その期間在宅するための賃貸借契約又は住宅購入ができる方
- ・空家等の所有者で3親等以内の親族でない方

内 容: 補助対象事業の実施に要する経費とし、補助率は2分の1以内。ただし、1件当たりの補助金は100万円を限度額

とする。

問合せ: 《企画課 政策推進係》 Tel: 0274-64-8809

空き家等利活用片付け支援事業補助金

対象者: 諸条件に該当する個人、企業、地域自主組織、NPO法人で、申請時において市区町村民税等を滞納していない方。

※条件例

- ・空き家バンク制度を利用して、空き家等の購入又は2年以上の賃貸借の契約を締結した方(3親等以内の親族の購入又は賃借を除く。)
- ・空き家バンク制度に登録又は登録を行おうとする空き家所有者

内 容: 補助対象事業の実施に要する経費とし、補助率は2分の1以内。ただし、1件当たりの補助金は10万円を限度

額とする。

問合せ: 《企画課 地域振興係》 TEL:0274-64-8809

空き家等利活用取得支援事業補助金

対象者: 諸条件に該当する個人、企業、地域自主組織、NPO法人で、申請時において市区町村民税等を滞納していない 方。

※条件例

- ・空き家バンク制度を利用して、空き家等を購入した方(3親等以内の親族の購を除く。)
- ・目的が定住の場合は、今後5年以上下仁田町に住民登録され、かつ、生活の本拠となる見込みのある方
- ・二地域居住が目的の場合は、今後5年以上下仁田町を拠点として活動することを誓約した方

内容: 空き家等の取得費の10分の1以内。ただし、1件当たりの補助金は100万円を限度額とする。※加算要件あり

問合せ: 《企画課 政策推進係》 Tel: 0274-64-8809

分類	事業名 (対象者・内容)
住	空き家等利活用家賃支援事業補助金
宅支援	対象者: 諸条件に該当する個人、企業、地域自主組織、NPO法人で、申請時において市区町村民税等を滞納していない方。 ※条件例 ・空き家バンク制度を利用して、空き家等を2年以上の賃貸借契約を締結した方(3親等以内の親族の購を除く。)
	内 容: 15万円 問合せ: 《企画課 政策推進係》 Tel:0274-64-8809
	家庭用生ごみ処理機の補助
	対象者: 町内に住所を有し、過去5年以内にこの補助金の交付を受けていない世帯で、 生ごみ処理機を適切に維持管理できる方 内 容: 生ごみ処理機(1世帯につき1基)と生ごみ処理容器(1世帯につき1組)の経費の1/2を補助する。
	※上限額…25,000円(千円未満は切り捨て) 問合せ: 《保健課 環境係》 Tel: 0274-82-5490

分類	事業名 (対象者・内容)
就農	ふれあい農園事業
農業支体援験	対象者: 農業者以外 内 容: 自分で作物を栽培したい方へ農園を貸している。 区画 40~75㎡×14区画 1.600~1.900円/年間 問合せ: 《農林課 農業係》 Tel: 0274-64-8806
そ	ねぎとこんにゃく下仁田奨学金
の他	対象者: ねぎとこんにゃく下仁田奨学ローンの貸与を受け、当該奨学ローンを返済している保護者等で、下記の条件を満たす方 ・保護者等(ローン契約者)が下仁田町に居住し、町税等を滞納していないこと ・在学奨学生: 奨学生が高校、大学等に在学していること(奨学生の居住地は問わない) ・社会人奨学生: 奨学生が卒業後、実際に下仁田町に居住し、職に就いていること 内容: 金融機関からねぎとこんにゃく下仁田奨学ローン(高校生は月30,000円、大学生等は月50,000円)を借り、返済した場合に、奨学生の在学中は返済した利息相当額を、卒業後は就労し下仁田町に居住している期間に返済した元金と利息相当額をねぎとこんにゃく下仁田奨学金基金から補助する制度。 同合せ: 《企画課 地域創生係》TeL0274-64-8809
	移住促進奨励金制度
	対象者: 令和5年1月1日以降に町外から移住した50歳未満の方で2人以上の世帯を要し、以下の条件を満たす方 ・5年以上継続して居住する意思を有する方 ・就業が決定している方(別途就業要件あり) など
	内 容: 年内に転入された交付対象世帯に翌年の年度末までに一律50万円を交付。 問合せ: 《企画課 政策推進係》 TeL:0274-64-8809

南牧村

令和7年7月時点

	一
分類	事業名 (対象者・内容)
子	結婚・出産祝金
育て支援	対象者: 南牧村に居住する者で、かつ、永住の意思のある者 内 容: 南牧村の人口の減少を防止し、人口の増加と定着化を図り、もって村勢の発展と住民福祉の向上に寄与するため に、結婚祝金・出産祝金を支給する。 ・結婚祝金:1組3万円 ・出産祝金:第1子5万円、第2子以降1人につき10万円
	問合せ: 《移住・定住課 移住・定住係》 TeL:0274-87-2011
	チャイルドシート購入費補助
	対象者: 国土交通省の定める安全基準に適合するチャイルドシートを購入した親権を有する者で、次の①から③の要件を満たすもの ①平成12年4月1日以降に生まれた乳幼児であること ②購入日及び申請日に当該乳幼児および親権を有する者が村内に住所を有すること ③親権を有する者が村税等を滞納していないこと 内容: チャイルドシートの購入に対し、その費用の一部を助成しています。補助金の額は、チャイルドシートの購入価格(消費税を含む)に応じた額(その額に1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額)とし、1台につき25,000円が限度です。 乳幼児1人につき1台、1回まで。 問合せ: 《総務課 総務係》 Tel:0274-87-2011
	おむつ等購入支援補助
	対象者: 紙おむつ:満3歳の誕生日までの乳幼児 粉ミルク:満1歳の誕生日までの乳児 内 容: 乳幼児の紙おむつ等(紙おむつ、布おむつ、おしりふき)と粉ミルクの購入に対し、それぞれ月額上限5,000 円。税込金額が上限に満たない場合は、全額を補助。 問合せ: 《保健福祉課 保健福祉係》 Tel:0274-87-2011
	子ども医療費無料化
	内 容: 医療費(入院・外来ともに)について無料化を実施。 問合せ: 《保健福祉課 保健福祉係》 Tel: 0274-87-2011
	保育の無償化
	対象者: 保護者等及びその子が本村に住所を有し、現に居住し、かつ、生活の本拠地としていること。同一世帯内で公租公課の義務がある者にあっては、その義務を完全に履行していること。 内容: 子育て支援の施策として保育園の保育に要する費用の免除 問合せ: 《保健福祉課 保健福祉係》 Tel: 0274-87-2011
	学校給食費無償化
	対象者: 保護者等及び児童生徒が本村に住所を有し、現に居住し、かつ、生活の本拠地としていること。同一世帯内で公租公課の義務がある者にあっては、その義務を完全に履行していること。 内容: 子育て支援の施策として学校給食に要する費用の免除
	問合せ:《教育委員会事務局 学校教育係》 Tal: 0274-87-2011
	学童保育利用料無償化 対象者: 保護者等及びその子が本村に住所を有し、現に居住し、かつ、生活の本拠地としていること。同一世帯内で公租
	公課の義務がある者にあっては、その義務を完全に履行していること。 内容:子育で支援の施策として学童保育に要する利用料の免除

問合せ: 《保健福祉課 保健福祉係》 Tel: 0274-87-2011

分類	事業名 (対象者・内容)
子	中学生の放課後等居場所づくり事業
育て支	対象者: 保護者等及びその子が本村に住所を有し、現に居住し、かつ、生活の本拠地としていること。同一世帯内で公租 公課の義務がある者にあっては、その義務を完全に履行していること。 内 容: 子育て支援の施策として中学生が放課後及び長期休暇中に利用できる居場所を提供し、その利用料を全額免除
援	問合せ: 《保健福祉課 保健福祉係》 Tel: 0274-87-2011
	入学等祝金
	対象者: 保護者等及びその子が本村に住所を有し、現に居住し、かつ、生活の本拠地としていること。同一世帯内で公租 公課の義務がある者にあっては、その義務を完全に履行していること。
	内 容: 子育て支援の施策として、なんもく学園に入学した子供がいる保護者に入学祝金(入学児童生徒1人につき10万円)を支給問合せ: 《総務課 総務係》 Tel: 0274-87-2011
	高等学校等入学支援費補助金
	対象者: 保護者等が本村に住所を有し、現に居住し、かつ、生活の本拠地としていること。高等学校等に入学した者を現 に養育していること。同一世帯内で公租公課の義務がある者にあっては、その義務を完全に履行していること。
	内 容: 子育て支援の施策として高等学校等の入学に対する補助金(入学生徒1人につき30,000円)の交付 問合せ: 《総務課 総務係》 Tel:0274-87-2011
	高等学校通学費等補助金 高等学校通学費等補助金
	対象者: 保護者等が本村に住所を有し、現に居住し、かつ、生活の本拠地としていること。高等学校等に通学する者を現 に養育していること。同一世帯内で公租公課の義務がある者にあっては、その義務を完全に履行していること。
	内 容: 子育て支援の施策として高等学校等への通学に対する補助金(バス停から駅までの距離により年額22,000円〜 42,000円)の交付 問合せ: 《総務課 総務係》 Tel: 0274-87-2011
	転入奨励金の交付

対象者: 満15歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある者及び保護者等が、新たに本村に住所を有し、現に居住し、かっ、生活の本拠地とすることとなったとき。居住日から引き続いて3年以上居住する意思があると認めら

れるとき。

内 容: 子育て支援の施策として子育てをしている者の転入に対する奨励金(転入児童等1人につき30,000円)の交付

問合せ: 《移住·定住課 移住·定住係》 TeL:0274-87-2011

分	事業名 (対象者・内容)
類	
住	定住奨励金(新築等祝金)
宅支	対象者: 本村に住所を有し、現に居住している者。奨励金の支給を受けた後、引き続き10年以上にわたって本村の住民 基本台帳に登録し、生活の本拠地とすること。同一世帯内で公租、公課の義務がある者にあっては、その義務を 完全に履行していること。
援	内 容: 本村への定住を促進するため、新築等の祝金を交付する。
	・住民が自ら居住する住宅を新築し、1軒当たり延床面積が66平方メートル以上で、かつ、費用が1千万円以 上のもの [奨励金額:50万円]
	・住民が自ら居住する住宅を新築し、1軒当たり延床面積が33平方メートル以上で、かつ、費用が5百万円 以上のもの [奨励金額:20万円]
	・住民が自ら居住する住宅を増改築及び改修し、1軒当たりその部分の延床面積が33平方メートル以上で、
	かつ、その費用が3百万円以上のもの [奨励金額:20万円]
	問合せ: 《移住・定住課 移住・定住係》 Tel: 0274-87-2011
	空き家バンク制度
	対象者: 南牧村への移住希望者
	内 容: 村内への移住・定住を支援するため、地域内にある空き家物件に関する情報を、移住・定住を希望される方に提
	供する。
	問合せ: 《移住・定住課 移住・定住係》 Tel: 0274-87-2011
	空き家家財道具等処分費補助
	対象者: 空き家バンクに登録、登録する予定の物件
	内 容: 空き家内の不必要な物の処理等に関する経費を補助する [経費の2分の1の額・上限5万円]
	問合せ: 《移住・定住課 移住・定住係》 Tel:0274-87-2011
そ	なんもく暮らし体験民家
o o	対象者: 南牧村への移住希望者
他	内 容: 暮らし体験民家では、家具・電化製品などを備え、必要最低限の生活用具で移住生活を体験でき、
	使用期間は1箇月(30日)単位とし、最長で2箇月(60日)とする。寝具や日常消耗品などは使用者
	問合せ: 《移住・定住課 移住・定住係》 Tel: 0274-87-2011

甘楽町

令和7年7月時点

分類	事業名 (対象者・内容)
子	結婚新生活助成金
, 育 て 支 援	対象者: 夫婦双方の年齢が65歳以下で、合計所得金額が800万円未満の者 内 容: 住居費、引越費用及びリフォーム費用の一部を補助。上限30万円。(ただし、夫婦双方の年齢が29歳以下、合計所得金額が500万円未満の場合、60万円) 問合せ: 《福祉課 こども係》 Tel: 0274-67-5194 (甘楽町多世代サポートセンター「にこにこ甘楽」内)
	出産祝支給
	対象者: 出産者 内 容: 対象児童1人につき、50,000円の商品券を支給。 問合せ: 《福祉課 こども係》 Tal: 0274-67-5194 (甘楽町多世代サポートセンター「にこにこ甘楽」内)
	家庭子育て世帯応援金
	対象者: 0歳から3歳までの保育所等に通所していない児童を家庭で子育てしている世帯 内 容: 児童1人あたり月額2,500円(商品券)を交付。 問合せ: 《福祉課 こども係》 Tal: 0274-67-5194 (甘楽町多世代サポートセンター「にこにこ甘楽」内)
	特定教育・保育施設利用者給食費無料化
	対象者: 町内こども園・保育園に通う子ども 内 容: 給食費について無料化を実施。 問合せ: 《福祉課 こども係》 Tal:0274-67-5194
	(甘楽町多世代サポートセンター「にこにこ甘楽」内) 小中学校給食費無料化
	対象者: 町立小中学校全ての児童 内 容: 給食費について無料化を実施。 問合せ: 《教育課 学校教育係》 Tel: 0274-64-8323
	保育料の無料化
	対象者: 町内在住で、認定こども園や保育園に通園する子ども 内 容: 保育料について無料化を実施(国の制度対象外となる0歳から2歳の住民税課税世帯の児童も対象) 問合せ: 《福祉課 こども係》 Tel: 0274-67-5194 (甘楽町多世代サポートセンター「にこにこ甘楽」内)
	延長保育料の減免
	対象者: 町内認定こども園や保育園に通園する第2子以降の子ども 内 容: 延長保育料を減免にする。 問合せ: 《福祉課 こども係》 Tel: 0274-67-5194 (甘楽町多世代サポートセンター「にこにこ甘楽」内)
	学童保育料補助
	対象者: 学童保育所を利用する児童 内 容: 同時に2人以上利用する場合、2人目以降の月額保育料を半額にする。 問合せ: 《福祉課 こども係》 Tel: 0274-67-5194 (甘楽町多世代サポートセンター「にこにこ甘楽」内)

刀
類
子
育

事業名 (対象者・内容)

入学応援金

対象者: 小学1年生、中学1年生、高校1年生の入学児童

内 容: 対象児童1人につき、50,000円を支給。

問合せ: 《福祉課 こども係》 Tel: 0274-67-5194

(甘楽町多世代サポートセンター「にこにこ甘楽」内)

ブックスタート事業

対象者: 全乳児

内容:乳児健診時に研修を受講したボランティアが絵本を介して語りかけることで対象の親子にあたたかい楽しい時間

を共有してもらう。また、読んだ絵本をプレゼントし、家庭でも赤ちゃんとの楽しい時間をつくることに役立て

てもらう。

問合せ: 《健康課 保健係》 TeL: 0274-67-5159

(甘楽町多世代サポートセンター「にこにこ甘楽」内)

不妊治療費助成事業

対象者: 専門医で不妊治療をしている人(申請日に住所を有する夫婦で、医療保険に加入しており、町税等の滞納がない

人。同一治療期間において他市町村の助成を受けていない人。)

内 容: 自己負担額の1/2以内で、限度額35万円/年まで。ただし、各医療保険等で給付される場合は、その額を控除。

問合せ: 《健康課 保健係》 TeL: 0274-67-5159

(甘楽町多世代サポートセンター「にこにこ甘楽」内)

不育症治療費助成事業

対象者: 専門医で不育症治療をしている人(申請日に住所を有する夫婦で、医療保険に加入しており、町税等の滞納がな

い人。同一治療期間において他市町村の助成を受けていない人。)

内 容: 自己負担額の1/2以内で、限度額20万円/年まで。ただし、各医療保険等で給付される場合は、その額を控除。

問合せ: 《健康課 保健係》 Tel: 0274-67-5159

(甘楽町多世代サポートセンター「にこにこ甘楽」内)

妊婦のための支援給付交付金事業

対象者: 妊婦(流産等も含む)・産婦等(申請時の妊娠・出産において他市町村で同様の応援金を受けていない人)

内 容: 安心して出産・子育てができるように、必要な支援につなぐ「伴走型相談支援」と「妊婦支援給付金交付金(経済的支援)|を合わせて実施。

○伴走型相談支援

・妊婦さんと面談や訪問、電話相談を定期的に実施。

〇妊婦支援給付交付金(妊娠届出時等)

・保健師・助産師との面談後に申請し、妊婦1人50,000円を支給。(多胎は胎児1人につき 50.000円。)

〇妊婦支援給付交付金(新生児訪問時等)

問合せ: 《健康課 保健係》 TeL: 0274-67-5159

(甘楽町多世代サポートセンター「にこにこ甘楽」内)

産後ケア事業

対象者: 産後1年未満の産婦と乳児

内 容: ①乳房ケアや授乳についての相談

②沐浴などの育児に関する相談

③産婦さんがゆっくり休めるように赤ちゃんのお世話をサポート

※施設利用の場合にはタクシー利用の助成あり

問合せ: 《健康課 保健係》 TeL: 0274-67-5159

(甘楽町多世代サポートセンター「にこにこ甘楽」内)

分類	事業名 (対象者・内容)	
子	フッ化物塗布・洗口事業	
育て支援	対象者: 1歳~中学校3年生までの希望者 内容: ①1歳0か月~4歳0か月児: 「にこにこ甘楽」で実施するむしば予防教室にて原則6か月に1回歯科健診・フッ化物塗布を無料実施 ②1歳6か月児・3歳児検診にてフッ化物塗布を実施 ③こども園・保育園に通う年中・年長児:各園で週5日フッ化物洗口を無料実施 ④小中学生:フッ化物洗口剤の無料配布 問合せ: 《健康課 保健係》 Ta: 0274-67-5159	
	(甘楽町多世代サポートセンター「にこにこ甘楽」内) 健康ダイヤル24	
	対象者: 全町民 内 容: 健康や介護、育児等に関する電話相談に24時間年中無休で対応する(通話料・相談料無料)。 問合せ: 《健康課 保健係》 Tal: 0274-67-5159 (甘楽町多世代サポートセンター「にこにこ甘楽」内)	
/ ->	空き家バンク	
住宅支	内 容: 町内への移住・定住を支援するため、地域内にある空き家物件に関する情報を、移住・定住を希望される方に提供し、町ホームページで公開する。 問合せ: 《企画課 企画係》 Tal: 0274-74-3133	
援	甘楽町空き家リフォーム補助金	
	対象者: 町内の空き家を取得して、その空き家へ転居または転入を予定している人 内 容: 個人住宅または併用住宅(個人住宅部分)並びに甘楽町に生活基盤を置くことを目的に取得した空き家へのリフォーム(修繕・改築・増築等)を開始する工事で、下記の要件を満たした者に補助する。 【対象要件】 ①空き家の取得により甘楽町に転入し、甘楽町の住民基本台帳に登録された日から 10年以上町内に生活基盤を置く意思がある者 ②世帯全員が町税等に滞納がないこと ③他の制度との併用は不可 ④工事金額(税込み)20万円以上の工事が対象 ⑤申請は当該住宅において1回のみ ⑥暴力団員でないこと 【補助金額】 工事対象経費の1/2(上限50万円) 問合せ:《企画課 企画係》 Ta: 0274-74-3133	
	甘楽町空き家片付け応援補助金概要 対象者: 補助対象空き家の所有者・補助対象空き家の購入者(賃借者) 内 容: 甘楽町の空き家バンクに登録された物件の家財道具等(可燃性粗大ごみ及び家電4品目)の処分費用の一部を補助する 【補助対象経費】 1万円(消費税含む)以上の片付けに要した経費・可燃性粗大ごみの処理費・ 家電4品目の処理費・ 少理に係る運搬費 【補助金額】 片付けに要する経費の2分の1(上限10万円)	

問合せ: 《企画課 企画係》 Tel: 0274-74-3133

 分類
 事業名 (対象者・内容)

 甘楽町まちづくり定住応援金

対象者: 新たに住宅を取得した人

内 容: 応援金 7万円

支

援

加算金: 転入者・中学生以下同居世帯・土地取得者・町内業者施工・・各3万円

問合せ: 《住民課 税務係》 Tel: 0274-64-8313

甘楽町住宅リフォーム促進事業補助金

対象者: ○申請者の要件

・町の住民基本台帳に記録されている人で、町の固定資産課税台帳に記録された翌年度の4月1日から起算して5年以上経過している住宅を所有しており、かつ、そこに居住している人

○申請者及び同居している共有者(住宅の共有名義の所有者)の要件

・町税等を滞納していないこと

・過去に、この補助金及び甘楽町空き家リフォーム補助金、甘楽町住環境改善交付金等の交付を受けていない人

・暴力団員等でないこと

内 容: 補助対象の工事費用の10%以内

※中学生以下の子どもがいる場合は、補助対象の工事費用20%以内(1,000円未満切り捨て)

限度額20万円

問合せ: 《建設課 都市計画係》 TeL: 0274-64-8322

浄化槽設置補助金

対象者: 住宅などを新築・増築し、新しく合併処理浄化槽を設置する者

住宅などのくみ取り槽または単独処理浄化槽から転換し、合併処理浄化槽を設置する者

ただし、公共下水道事業計画区域および農業集落排水事業整備区域は対象外

内容: 設置補助金額 ・5人槽 上限279,000円

・6~7人槽 上限360,000円

・8~10人槽 上限477,000円

くみ取り槽または単独処理浄化槽から転換し、合併処理浄化槽を設置する者は、宅内排水設備補助の加算金制度

により最大30万円が加算されます。

問合せ: 《水道課 施設係》 TeL: 0274-64-8317

宅内配水設備工事補助金

対象者: 町内在住で、建物の所有者や所有者の同意を得た使用者

内 容: 現在使用している、くみ取り槽または単独浄化槽から公共下水道および農業集落排水に接続するための工事費用

の一部として補助金を交付します。

補助金額 上限30,000円

ただし、申請時に同居する中学生以下の子どもがいる場合は上限50,000円

この補助金は令和8年度で終了します。

問合せ: 《水道課 施設係》 Tel:0274-64-8317

分類	事業名 (対象者・内容)		
住	甘楽町住宅用太陽光発電設備蓄電池設置費補助金		
宅	対象者: 申請時に住民登録がある者		
支	内容:○対象設備		
援	定置用住宅用太陽光発電設備蓄電池システム		
抜	・居住するための住宅(店舗、事務所等の併用住宅を含む。)に新たに設置した対象設備		
	または、新たに購入した住宅に設置されている対象設備		
	・未使用品であること		
	・蓄電池容量の合計が1kwh以上であること		
	・停電時においても電力供給を継続する機能を有していること		
	・蓄電池から供給される電力が、原則、導入場所の敷地内の住宅で使用(自家消費)され		
	太陽光発電設備により発電される電力を繰り返し、充放電できるものであること		
	○補助金の額 -		
	補助金の額は、1万円×1/kwh(上限5万円)		
	問合せ: 《住民課 環境係》 Tel:0274-64-8315		
	甘楽町省エネルギー家電製品等購入費補助金		
	対象者: 申請時に住民登録がある者		
	内 容: 〇対象製品 町内業者から購入したエアコン、冷蔵庫、洗濯機、温水器(ガス、石油、電気)		
	回 四内耒有がり購入したエアコン、冷劇庫、沈准懐、温水器(ガス、石油、竜丸) ・既存のものからの置き換えであること(エアコンは新規設置可)		
	・未使用品であること		
	・最新の目標年度省エネルギー基準達成率が、100%以上であること		
	・洗濯機においては、インバーター制御が搭載された機種であること		
	○補助金の額		
	補助対象経費の3分の1 (1,000円未満切り捨て)		
	上限4万円(エアコン、冷蔵庫、洗濯機)		
	上限5万円(温水器(ガス、石油、電気))		
	※複数製品の合算でも上限は変わらない		
	問合せ: 《住民課 環境係》 Tel:0274-64-8315		
	貸し農園の設置		
農			
業	内容:○区画		
体	・休憩棟付農園(バス・トイレ・流し台あり)		
験	農園面積300平方メートル 年額 240,000円		
•	・グループ農園 ・		
就	農園面積300平方メートル 年額 60,000円 ・大区画農園		
農	・ 人		
	長園田(130十万/17/2 千般 30,000) ・ 小区画農園		
支	- 農園面積80平方メートル 年額 16,000円		
援	○その他の施設		
	・クラブハウス 245平方メートル(管理人が常駐)		
	・駐車場80台分		
	・屋外トイレ2棟		
	・貸出用農機(耕うん機)(有料)		
	○募集		

・毎年1月に募集開始(利用期間は原則3月から1年間で翌年の更新も可能)

問合せ: 《産業課 農林係》 TeL: 0274-64-8319

分 (対象者・内容) 事業名 類 かんら未来人財応援事業補助金

対象者:以下、いずれにも該当する者。

の

他

・大学等を卒業し奨学金の返済をしている者。

・町内に住所を有し、または町内企業で就業する者。

・4月1日現在で30歳未満の者

内 容: 奨学金を返還する際に、返還額の1/2を補助する。(最大60ヶ月(5年間))

・町内に住所を有し、かつ、町内企業で就業する者 最大12万円

・町内に住所を有する者 最大10万円

・町内企業で就業する者 最大2万円

問合せ: 《企画課 企画係》 Tel: 0274-74-3133

空き店舗等活用支援事業補助金

対象者: 新たに空き店舗等の建物内において事業(小売業やサービス業等)を始める者

内 容: 空き店舗等の改修に係る経費の1/2以内の額とし、上限50万円まで補助する。(外装工事、内装工事、給排水設

備工事、電気設備工事、機械設備工事等) 問合せ: 《産業課 商工観光係》 Tel: 0274-64-8320

甘楽町若年者ふるさと就職支援事業補助金

対象者: 〇新卒採用者の要件

・前年10月から本年9月30日までに新卒として採用された人

・6カ月以上継続して町内に住所を有している人

・6カ月以上継続して町内事業所で就業した人

・事業主と3親等以内の親族関係にない人

・町税等を滞納していない人

○事業主の要件

・対象者を6カ月以上町内の事業所で雇用してる事業主

・雇用保険の適用事業主(見込みも含む)

. 町稻笙を滞跡していたい重要子

内 容: 〇新卒者本人

10万円

大学など(大学、短大、専修、大学院)の新卒者…1人当たり25万円

問合せ: 《産業課 商工観光係》 Tel: 0274-64-8320

甘楽町デマンドタクシー『愛のりくん』

対象者: 町内外問わず事前登録した者

内 容: ○運行範囲 内全域と公立富岡総合病院及び公立七日市病院

○運行形態 利用者の需要に合わせ運行する『デマンド方式』

○運行時間 第1便の午前8時00分発から最終便の午後5時00分発までの運行

※8月~9月は午後6時00分発まで運行

○利用料金 乗車1回あたり大人300円、子ども100円(中学生以下とし、未就学児は

無料)、障害者100円(付添人は1人まで200円)

販売額3,000円(300円券11枚綴り)をデマンドタクシー車内及び事 〇回数券

業所で販売

○発着箇所 町内全域、公立富岡総合病院及び公立七日市病院

○予約方法 予約受付時間は、午前8時00分から午後6時00分までとし、利用者は利用

希望日の2日前から、当日の利用希望の出発時刻の1時間前までに、電話・

FAXまたは直接事業所へ予約申し込みを行う。

問合せ: 《企画課 企画係》 Tel: 0274-74-3133

中之条町

令和7年7月時点

事業名 (対象者・内容) 類 妊婦のための支援給付 対象者: 町に住所のある妊婦 内 容: 妊娠期から継続した相談支援と妊婦のための支援給付金の支給により妊婦等の身体的、精神的支援および経済的 支援を行う。 問合せ: 《保健環境課(保健センター) 健康係》 Tel: 0279-75-8833 産前・産後ヘルパー派遣 対象者: 町に住所のある妊娠中から産後12か月未満の妊産婦で体調不良等により家事・育児を行うことに支障があり、 日中援助者がいない支援を必要とする家庭 内 容: ヘルパーを派遣し、家事・育児の支援を行う。 問合せ: 《保健環境課(保健センター) 健康係》 Tel: 0279-75-8833 ブックスタート事業 内 容: 赤ちゃんと保護者が、絵本を介して心ふれあうひと時をもてるよう、乳児訪問の際、絵本をプレゼントする。 問合せ: 《保健環境課(保健センター) 健康係》 Tel: 0279-75-8833 各種予防接種補助事業 内 容: 次の予防接種費用を補助する。 ①おたふくかぜ(1歳~就学前の幼児、1回限り全額) ②インフルエンザ (妊婦及び6か月~高校3年生相当の人、全額) ③新型コロナ(妊婦及び中3・高3相当年齢の人、1回全額) ④帯状疱疹(50歳以上で定期接種対象以外の人、18~49歳で免疫機能低下した人、接種費用の1/2で組換えワク チン上限5,000円/回、生ワクチン上限3,000円/回) 問合せ: 《保健環境課(保健センター) 健康係》 Tel: 0279-75-8833 不妊治療助成事業 対象者: 一般不妊治療、特定不妊治療および不育治療費 内容: 医師が認めた治療を受けている夫婦の経済的負担を軽減するため、助成を行う。 問合せ: 《保健環境課(保健センター) 健康係》 Tel: 0279-75-8833 子ども医療費の無料化 対象者: 出生から18歳年度末までの子ども 内容: 保険対象の医療費について無料化を実施。 (群馬県内の市町村で一律実施) 問合せ: 《住民福祉課 少子化・子育で対策係》 Tel: 0279-75-8825 出産祝金 対象者: 出産時前から中之条町に6ヶ月以上居住している新生児の父母。第2子以上は、出産時に1子以上を養育している 内容: 子どもの誕生を祝福し、児童の健全な育成を図るため出産祝金を支給する。 (第1子:10万円、第2子:25万円、第3子:30万円、第4子:50万円) 問合せ: 《住民福祉課 少子化・子育で対策係》 Tel: 0279-75-8825 保育料の無償化 対象者: 町立幼稚園・保育所に通園・通所する幼児 内容: 国の制度対象外の部分について無償化(保育所の副食費も無償化) 問合せ: 《こども未来課 学校教育係》 Tel: 0279-75-8850

子育

類

事業名 (対象者・内容)

乳児おむつ等購入費助成

対象者: 満2歳未満(※)の乳児を養育する保護者

内容:上記(※)の乳幼児が使用するおむつ等の購入にかかった費用を助成する。

・助成額:費用の80%(月額上限3,000円)

問合せ: 《住民福祉課 少子化・子育て対策係》 Tel: 0279-75-8825

子育て相談事業

内容: 町に経験豊富な相談員を配置し、こどもに関する全般的な相談に応じる。(平日9時~16時)

問合せ: 《住民福祉課 少子化・子育で対策係》 Tel: 0279-75-8825

入学祝品

対象者: 小中学校に入学する児童・生徒

内 容: お祝いの意味を込めるとともに、図書に親しんでもらうため、図書カードをプレゼントする。

問合せ: 《住民福祉課 少子化・子育で対策係》 Tel: 0279-75-8825

入学準備応援品

対象者: 小・中・高校へ進学する児童・生徒のいる世帯

内 容: 世帯の経済的負担軽減を目的に、12月に商品券を配付する。 問合せ: 《住民福祉課 少子化・子育て対策係》 Tel: 0279-75-8825

保育所・幼稚園運営管理

内 容: 公立の幼稚園3施設・保育所3施設を運営し、児童福祉の充実を図る。

保育所での一時預かり事業や、幼稚園での延長預かりを実施し、子育て世帯の支援を行う。また、地域子育て

支援センター事業や園庭開放等を行い、子育て不安の軽減を図る。

問合せ: 《こども未来課 学校教育係》 Tel:0279-75-8850

放課後児童対策事業

対象者: ○放課後子ども教室 中之条小学校1~3年生、○放課後児童クラブ 町内小学校1~6年生

内 容: ○放課後子ども教室 放課後等に小学校の空き教室を利用し、児童の居場所作りを行う。

○放課後児童クラブ 学童保育所にて、勤務の都合で昼間保護者のいない児童を対象に、放課後児童の居場所を

提供する。(中之条地区2か所;民営 六合地区1か所;公営)

・利用料助成 ①利用者世帯②ひとり親世帯③多子世帯(同時入所2人目以降)それぞれ1人月額2,000円を上限

に助成

問合せ: 《住民福祉課 少子化・子育で対策係》 Tel: 0279-75-8825

親子の交流の場運営

内容: 町内2施設にて親子の交流の場、世代間の交流の場を無料提供。

・対象施設 世代間交流館「ゆびきり」・子育てひろば「はっぴ〜」

問合せ: 《住民福祉課 少子化・子育て対策係》 Tel: 0279-75-8825

子育て支援サークル等活動支援

対象者: 町内の子どもを持つ親で作る自主運営サークル、子育て支援団体

内 容: サークル運営や、親子が交流できる企画やイベント等活動の支援を行う。

・補助額 サークル 児童1人2千円 支援団体 運営費の1/2(上限7万円)

問合せ: 《住民福祉課 少子化・子育で対策係》 Tel: 0279-75-8825

奨学金の貸与

対象者: 中之条町に住所を有する方の子で、高校、高専、大学、短期大学、専修学校等に修学する方。

内 容: 経済的理由により修学困難な方に対して奨学金を貸付け、教育の機会均等を図る。

問合せ: 《こども未来課 総務係》 Tel:0279-75-8824

事業名 (対象者・内容)

給食費の無料化

対象者:・町立幼稚園・小学校・中学校に通園・通学する園児・児童・生徒

・町内在住で特別支援学校幼稚部、小・中学部に通学する児童・生徒

内 容: 給食費の無償化

(特別支援学校に通学する児童生徒の場合、保護者に給食費相当分を補助金として交付)

問合せ: 《こども未来課 総務係》 Tel: 0279-75-8824

英語検定料補助金交付事業

対象者: 町内に在住する中学生および高校生世代の方。

※高校生世代の方とは、16歳になる年度の4月1日から満18歳の誕生日以後の最初の3月31日までの方。ただし、

4月1日生れは18歳の誕生日の前日までの方。

問合せ: 《こども未来課 教育指導係》 Tel: 0279-75-8850

内 容: 中学1年生 4級以上を受験するもの、年間1回、検定料の全額 中学2年生 4級以上を受験するもの、年間2回、検定料の全額 中学3年生 3級以上を受験するもの、年間3回、検定料の全額

高校生世代 準2級以上を受験するもの、年間1回、検定料の半額

産後ケア

対象者: 産後~12ヶ月未満までの母子

内容: 助産師による授乳指導、育児相談等を指定医療機関や自宅でサポートする。

問合せ: 《保健環境課(保健センター) 健康係》 Tel: 0279-75-8833

住宅リフォーム補助金

対象者: 町内の住宅の改修等を行う町民

内容: 経費の一部を予算の範囲内において補助する。

・対象工事: 工事金額が20万円以上、住宅の修繕・改築・増築等 ・補助金額: 【町内業者】工事費の1/10、補助金額の最高額は30万円

【町外業者】工事費の1/40、補助金額の最高額は10万円

問合せ: 《観光商工課 商工係》 TeL: 0279-75-8848

住宅取得費補助金

対象者: 町内に住宅を取得する者

内 容: 予算の範囲内において補助する。

対象工事:住宅の新築、購入

・基本補助金額:【新築(町内業者)】費用の1/20、上限100万円

【新築(町外業者)】費用の1/40、上限50万円

【中古】費用の1/40、上限25万円

・加算補助金額: [子育て世帯]中学生以下1人あたり20万円、最大80万円

[若年層世帯]夫婦の合計年齢が80歳未満、20万円

・要件:5年以上定住すること等

問合せ: 《地域共創課 企画・デジタル戦略係》 Tel: 0279-75-8837

空き家対策補助金【空き家解体補助金】

対象者: 該当建築物の所有者

内 容: おおむね3年以上無人かつ使用されていない空家で、不良住宅と判定された空家、または特定空家等に認定され

た建築物の取り壊しに係る費用に対し、予算の範囲内において補助する。

対象工事:空家住宅の解体工事

・補助金額:【町内業者】費用の1/2、上限70万円

【町外業者】費用の1/4、上限35万円

・要件:工事着手前に申請すること

問合せ: 《防災安全課 危機管理係》 Tel: 0279-26-7089

分 (対象者・内容) 事業名 類 空き家対策補助金【空き家リフォーム補助金】 対象者: 該当建築物の所有者 宅 内 容: おおむね1年以上空家の建築物を、居住するための改修工事に係る費用に対し、予算の範囲内において補助す 支 る。 援 ・対象工事:空家の改修工事 ・基本補助金額:[町内業者]費用の1/2、上限100万円 [町外業者]費用の1/4、上限50万円 ・加算補助金額: [子育て世帯]中学生以下1人あたり10万円、最大40万円 [若年層世帯]夫婦の合計年齢が80歳未満、10万円 ・要件:10年以上定住すること。工事着手前に申請すること等 問合せ: 《防災安全課 危機管理係》 Tel: 0279-26-7089 空家家財道具等片付け補助金 対象者: 該当建築物の所有者又は購入者等 内容: 空家の片付けに係る費用に対し、予算の範囲内において補助する。 対象:空家の片付けに係る処分運搬費用 ・基本補助金額:費用の1/2、上限10万円(補助対象経費1万円以上) ・要件:3年以上空家状態であること。2回目は交付後10年経過していること。着工前に申 問合せ: 《防災安全課 危機管理係》 Tel: 0279-26-7089 町営住宅の紹介 対象者: 町での居住を考えている方 内 容: 町営住宅の空き状況を公開。 (入居要件あり) 問合せ: 《建設課 都市計画・住宅係》 Tel: 0279-75-8828 結婚新生活支援補助金 対象者: 結婚を機に町内で新たに生活を始める新婚夫婦

主な要件

・直近の夫婦の所得額が500万円未満であること(奨学金を返済中の人は返済額を控除)

・他の公的な補助を受けていないこと

・婚姻日における年齢が、夫婦共に39歳以下であること

内 容: 若年層のカップルに結婚を促すため、アパートの家賃、敷金等の手数料、住居取得費、リフォーム費、引っ越し

費用等を助成する

・補助額:上限30万円(夫婦共に29歳以下の場合は上限60万円)

問合せ: 《住民福祉課 少子化・子育て対策係》 Tel: 0279-75-8825

分類	事業名 (対象者・内容)
就	チャレンジショップ出店支援事業
業支援	対象者: 空き店舗を商業施設等として利用する新規出店希望者 内 容: 商店街のにぎわい創出のため、対象者に次の支援を行う。 ・補助金額:【改修費補助】改修費用の1/2、上限30万円(初年度1回限り) ※町内業者への発注に限る。 【家賃補助】家賃の1/2、上限5万円(町民は最長3年間、町民以外は最長1年間) ※店舗兼住宅の場合、店舗分に限る。 問合せ: 《観光商工課 商工係》 Tel: 0279-75-8848
	対象者: 東京都内に本部がある大学の東京圏内のキャンパスに在学し、当該大学を卒業する見込みの者で、群馬県内に所在する企業に就職が内定し、中之条町内に移住する意思を有している者内容: 卒業年度の採用面接にかかる交通費として一人1回を限度として支援金を支給する。 ・支援金額:就職活動の実施場所が群馬県内の場合、一律6,000円を支給する。 ただし、就職活動の実施場所が群馬県よりも東京圏に近い場合や就業先企業が交通費の一部を支給している場合は、定額支給によらず要綱に基づいて算出した額を支給する。 問合せ: 《観光商工課 商工係》 Tel: 0279-75-8848
就業支援	対象者: 町内で起業する事業者 内 容: 産業の振興・活性化を図るため、対象者に次の支援を行う。 ・補助金額:【事業所開設支援事業】事業所等開設に要する経費の1/2、上限100万円 ※町内業者への発注に限る。 【雇用促進事業】事業実施に必要な直接人件費の1/2、限度額5万円/月、 事業開始日から12か月以内、申請者及び役員を除く ・要件:上記補助事業を組み合わせて実施する場合、補助金額の合計の上限は100万円とする。 ただし、申請者が町民以外の場合は上限50万円とする。 問合せ:《観光商工課 商工係》 Tet:0279-75-8848
就農支援	新規就農者育定住支援事業(町単独交付金) 対象者:経営開始時の年齢が54歳以下の町内在住の認定新規就農者 内容:国の標記対策[就農準備資金][経営開始資金]の対象年齢を5歳引き上げ年間最大120万円交付。 問合せ:《農林課 農業振興係》 Tal:0279-75-8844
	新規就農者経営スタート支援事業 対象者: 経営開始から1年以内の町内在住の認定新規就農者(申請時年齢50歳以下) 内 容: 経営開始時必要な補助事業で対応できない経費について、町定額補助金(上限30万円)を支給。 問合せ: 《農林課 農業振興係》 Tel: 0279-75-8844
	担い手後継新規就農奨励事業 対象者: 認定農業者等の担い手の後継者として農業経営に専従する者 (就農時年齢50歳以下で就農後1年以上5年以下の者) 内容: 認定農業者等の後継者育成・確保のため奨励金30万円を支給。 問合せ: 《農林課 農業振興係》 Tal: 0279-75-8844

分 事業名 (対象者・内容)

その他

移住・定住コーディネーター設置事業

内 容: 専属のコーディネーターが相談業務のほか、移住候補地の現地案内、移住後のアフターフォロー等移住・定住を

総合的にバックアップします。まずは、電話・メールでご相談ください。

問合せ: 《中之条町移住・定住相談窓口》

Tel: [休日対応可能]電話: 090-2764-4510 (9時~20時) メール: ijyu@nakanojo-machi.jp

移住体験住宅

対象者: 移住希望者

内容: 中之条町の気候・風土を感じていただくための古民家を改修した施設になります。また、移住・定住コーディ

ネーターとの移住相談や現地案内もあり、移住希望者を手厚くサポート。

使用希望者は事前に下記の電話番号へお問い合わせください。

問合せ: 《中之条町移住・定住相談窓口》

Tel:[休日対応可能]電話:090-2764-4510 (9時~20時) メール:ijyu@nakanojo-machi.jp

空き家バンク

対象者: 町内の空き家物件を買いたい(借りたい)方あるいは売りたい(貸したい)方。

内 容: 町内への移住や定住を促進するため、空き家所有者からの相談・申請に基づき、空き家調査を行い、町内の空き

家物件を空き家バンクに登録し、ホームページ等で空き家情報を提供する。

問合せ: 《防災安全課 危機管理係》 Tel: 0279-26-7089

事業継続補助金

対象者: 町内で3年以上継続して事業を営んでいる小規模事業者

内 容: 事業継続の支援として、店舗改修や事業継続に必要な備品購入に対し、その経費を一部補助。

・補助対象:事業継続のために発注する店舗・事務所の改修、備品購入の費用で、消費税を除い

た事業費を対象。 ※町内業者への発注に限る。

・補助金額:20万円以上の事業費を対象として、補助率は1/2 (千円未満は切り捨て) 限度額を

30万円とする。

問合せ: 《観光商工課 商工係》 Tel: 0279-75-8848

中之条町サテライトオフィス開設支援補助金

対象者: 中之条町において新規にサテライトオフィスを設置した企業等であって、下記のいずれにも該当する事業者が対象。

- ①中之条町外で3年以上継続して事業を行っている企業等であること。
- ②中之条町内のサテライトオフィスにおいて3年以上継続して業務を行う計画を有すること。
- ③開設したサテライトオフィスにおいて、従業員が1人以上就労している企業等であること。
- ④風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の適用を受ける営業又は公序良俗に反する 営業を行う事業者でないこと。
- ⑤暴力団又は暴力団員関係者と密接な関係を有するものではないこと。
- ⑥町税等の滞納がないこと。
- ①会社更生法の規定による更生手続開始の申立て、又は民事再生法の規定による再生手続開始の 申立がなされていないこと。

内容: ・開設支援金:50万円

・町内物件の改修に要する費用:対象経費の2分の1以内の額(1,000円未満の端数は切り捨てた額)とし、上限額は町内事業者による改修工事が150万円、それ以外の場合75万円とする。

問合せ: 《地域共創課 企画・デジタル戦略係》 Tel: 0279-75-8837

分 (対象者・内容) 事業名 類 タクシー運賃等助成事業 対象者: 町内に住所を有する者で、下記に該当するもの。 の (1) 65歳以上で自動車運転免許のない者 他 (2) 自動車運転免許証を返納した者 (3) 身体障害者手帳の種別が1種(JR旅客運賃割引制度)の者及び視覚障害又は下肢障害の者 及び療育手帳又は精神保健福祉手帳保持者 内 容: (1)、(2)の対象者は、500円券60枚を1冊と500円券20枚を1冊まで福祉タクシー助成券を購入できる。 (3) の対象者は、500円券60枚を2冊まで無料で交付。 問合せ: 《住民福祉課 福祉係》 Tel: 0279-75-8818 買い物支援バス 対象者: 高齢者・障害者等で自動車などの運転が出来ない人。 内 容: 町内の商店への送迎バス。祝日・休日・年末年始以外の水~金に地区別に運行。費用は無料。 問合せ: 《住民福祉課 福祉係》 Tel: 0279-75-8818 買い物支援バス(六合支所) 対象者: 高齢者・障害者等で自動車などの運転が出来ない人。 内容: 町内等の商店への送迎バス。月4回運行。2地区に分けて運行している。費用は無料。 問合せ: 《六合振興課 総合窓口係》 Tel: 0279-95-3111 医療機関等外出タクシー運行事業 対象者: 町内に住所を有する者で、自動車運転免許証を有しない者のうち、下記に該当するもの。 (1) 65歳以上の者 (2) 身体障害者手帳の種別が1種(JR旅客運賃割引制度)の者及び視覚障害又は下肢障害の 者及び療育手帳又は精神保健福祉手帳保持者 (3) 自動車運転免許証を返納した者 内 容: 町内に在住する者のうち、65歳以上の人や障害のある人で自動車などの運転ができない人が医療機関などに外 出するための移動交通手段として、地区ごとにコース、運行日を設定して運行している。 ※要利用登録、要利 用予約 問合せ: 《地域共創課 地域政策係》 TeL:0279-75-8802 交通空白地有償運送事業 やまどり (六合支所) 対象者: 六合地区内に住所を有する者で、下記に該当するもの。 (1) 65歳以上の者

(2) 身体障害者手帳等の交付を受けている方や40歳~64歳までの介護保険の要介護認定等や生活保護受給者 等々で、登録料を納めた方

内 容: 利用区域: 六合地区内及び長野原草津口駅のみ

利用利用金:登録料2,000円(毎年) 1回利用(A地点からB地点)ごとに400円

利用時間:月~金曜日(国民の祝日及び年末年始の休日を除く)AM9時~PM4時30分まで

利用方法:利用したい日の前営業日までに予約

その他:やまどり利用者に限り、時間外において福祉タクシー助成券で乗り継ぎができる。

問合せ: 《六合振興課 総合窓口係》 TeL: 0279-95-3111

長野原町

令和7年7月時点

分類	事業名 (対象者・内容)
-	出産奨励手当金の支給
子	対象者: 出産時において、6ヶ月以上前から継続して町に住所がある当該出生子の父または母
育	第3子以降は、出産時に第2子以上を養育している当該出生子の父またまたは母
て	内 容: 出生子1人につき10万円、第3子以上については出生子1人につき15万円
支	問合せ: 《健康福祉課 福祉係》 Tel: 0279-82-2246
援	入学記念品の贈呈
	対象者: 小学校1年生になる児童
	内 容: 1万円相当の図書券又は商品券を、毎年入学時に1回贈呈する。
	問合せ: 《健康福祉課 福祉係》 Tel: 0279-82-2246
	入学準備記念品の贈呈
	対象者: 町に住所を有する町内小学校6年生を卒業する者
	内 容: 4万円相当の商品券を、毎年卒業時に1回贈呈する。
	問合せ: 《健康福祉課 福祉係》 Tel: 0279-82-2246
	/D 大小 (中 /) /)
	保育料の無償化
	対象者: こども園に通園する児童
	内 容: 保育料の無償化
	問合せ: 《教育課 子ども子育て支援係》 TeL:0279-82-2029
	対象者: 通学距離が4 k mを超える児童及び6 k mを超える生徒、幼児については4 k mを超える者。
	交通機関を利用する児童生徒。 内容: 認定こども園 小学校 中学校
	が存む
	5.0km以上 6.0km未満 5,700 17,100 -
	6.0km以上 7.0km未満 8,500 25,700 17,100
	7.0km以上 8.0km未満 11,400 34,300 34,300
	8.0km以上 9.0km未満 14,300 42,900 51,400
	9.0km以上 10.0km未満 17,100 51,400 68,600
	10.0km以上 20,000 60,000 85,800
	定期代金の全額の補助。
	問合せ: 《教育課 学校教育係》 Tel:0279-82-2029
	給食費の無料化
	対象者: 町立こども園・小学校・中学校に通学する児童・生徒
	内容:給食費の無料化
	問合せ: 《教育課 学校給食係》 Tel: 0279-82-2853
	チャイルドシートの貸し出し
	対象者: 住民基本台帳に登録されている者
	内 容:貸し出し期間は6ヶ月以内(但し、希望により延長可能)
	利用料無料、返却時にクリーニング代のみ負担
	問合せ:《健康福祉課 福祉係》 TeL:0279-82-2246

	事業名 (対象者・内容)
住	完改修等助成金交付事業
	対象者: 継続して1年以上住民登録があり助成対象建物の所有者であること 世帯全員に税滞納及び、その他町への債務に遅滞がないこと 所有者又は同一世帯員が当該住宅に居住又は居住見込みであること 当該工事について、町の他の補助金や助成金等の交付がないこと 内 容: ・助成対象住宅は、対象者が町内に所有する個人住宅または併用住宅。 ・助成対象工事は、町内施工業者による増改築等工事とする。 ・助成金の額は、工事費用(消費税を除く)の100分の20とし、千円未満の端数は切り捨てる。 ただし、200千円を上限とする。 問合せ: 《建設課 管理国土調査係》 Tal: 0279-82-3010
移	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	対象者: 移住者で今後2年以上使用すること。 税金の滞納がないこと。 当該工事で他の補助金等の交付がないこと。 内容: 空き家バンクに登録されている専用住宅、併用住宅、店舗、事務所を町内施工業者が増改築工事すること。 総額の1/2で上限は20万円。 1棟につき1回限りとする。 問合せ: 《未来ビジョン推進課 水源地域振興係》 Tel: 0279-82-2229
家	財等処分費助成金交付事業
	対象者: 移住者に空き家として売買又は賃貸借契約をした建物所有者等 内容: 空き家バンクの登録されている専用住宅、併用住宅、店舗、事務所の家財等の処分を廃棄物処理業者等に委託するための費用、家財運搬のためのレンタカーに係る費用、西吾妻環境衛生センターにおける廃棄物処分に係る費用等。 総額の1/2で上限は10万円。 1棟につき1回限りとする。 問合せ: 《未来ビジョン推進課 水源地域振興係》 Tel: 0279-82-2229
公	営住宅の紹介
	対象者: 町営住宅入居希望者(入居要件有り) 内 容: 町営住宅の空き状況の公開 問合せ: 《建設課 管理国土調査係》 Tel:0279-82-3010
起	!業支援事業補助金
	対象者: ・町内で起業する者又は1年以内に起業したもののうち下記に該当すること。 (1)代表者又は1名以上の従業員が町内に住所を有する者又は見込みがある者 (2)町内に事業所を設置し5年以上継続して事業を行う見込みがある者 内 容: 産業の振興及び活性化を図るとともに、移住及び定住に寄与することを目的とし、町内で起業する事業者を支援する。 ・事業所開設支援事業(補助率1/2 上限100万円) ・事業所等賃借事業(補助率1/2 月額5万円)

・雇用促進事業(補助率10/10 月額5万円) 問合せ: 《未来ビジョン推進課 観光商工係》 Tel:0279-82-3013

嬬恋村

令和7年7月時点

分類	事業名 (対象者・内容)
子	出産祝い金支給事業
育て支	対象者: 子どもの出産日に、父または母が6ヶ月以上嬬恋村に住所を有し、村税・各種使用料等の滞納未納がない方内 容: お子さん1人 50,000円 問合せ: 《健康福祉課》 Tel:0279-96-0512
援	小・中学生を対象とした新生活準備金
	対象者: 次年度に入学する児童(16歳未満)は、前年度の1月1日時点で嬬恋村の住民基本台帳に記載されている者 当年度に卒業する児童は、卒業年度の1月1日時点で嬬恋村の住民基本台帳に記載されている者 但し、対象児童を養育する者又はその配偶者に村税・各種手数料等に滞納未納がある場合は除く。 内 容: 小・中学校入学時 30,000円 中学校卒業時 50,000円 問合せ: 《健康福祉課》 Tel: 0279-96-0512
	給食費の無料化
	対象者: 村立のこども園、幼稚園、小学校、中学校に在籍する幼児・児童・生徒全員 内 容: 中学校卒業までの給食費無料 問合せ: 《教育委員会 学校教育係》 Tel: 0279-96-0544 《給食センター》 Tel: 0279-96-1738
	教材費等の購入補助
	対象者: 村立の小学校、中学校に在籍する児童・生徒 内 容: 小学校、中学校における教材費の補助として、今まで個人負担であった教材の購入費用を、限度内において公費 負担にて一括購入。 問合せ: 《教育委員会 学校教育係》 Tel: 0279-96-0544
	英検受験料の補助
	対象者: 村立の中学校に在籍する生徒 内 容: 年度内1人あたり5,000円までの受験料を補助。 問合せ: 《教育委員会 学校教育係》 Tel:0279-96-0544
	保育料徴収に伴う特例
	対象者: 嬬恋村に住民登録があり、保育所等に在籍する幼児 内 容: 保育料無料 問合せ: 《教育委員会 学校教育係》 Tel: 0279-96-0544
/ >	住宅改修等助成金交付事業
住宅支援	対象者: ・嬬恋村に1年以上継続して住民登録をしているか、工事終了後1年以上継続して居住し住民登録をすること ・本人および同一世帯の税金や料金などに延滞がない人 ・嬬恋村内の事業者が請け負い、10万円以上の経費がかかる工事であること ・村から別の補助金や助成金を受けていないこと
	内 容: ・助成の対象となる住宅は、助成を受けようとする者が村内に所有又は新築する住宅等とする。 ・助成対象となる工事は、村内施工業者による村内で施工される新増改築等工事(太陽温水 設備も対象)であること。 ・助成金の額は、住宅改修等の費用の20%(上限10万円)とする。 問合せ: 《観光商工課》 Tal:0279-82-1293

分 類

住

支

援

事業名 (対象者・内容)

定住促進住宅用地分譲事業

対象者: 定住する意思を持ち住宅が必要な方

内 容: 〇細原住宅団地分譲中

・JR万座・鹿沢口駅から車で20分

·区画面積(平均)約450㎡

・坪単価(平均) 13,200円

問合せ: 《建設課》 Tel:0279-96-1973

薪ストーブ購入・設置費補助金

対象者:・過去にこの補助金の交付を受けていないこと。

・継続して1年以上住民登録等をしているか、住民登録等の期間が1年未満の場合は薪ス

トーブ設置完了後、その物件に1年以上居住し、同時に住民登録等をすること。

・村税及び使用料等を完納していること。

内 容: 購入する薪ストーブ1基につきを村内事業者から購入した場合に、10万円を上限とし購入費用の4分の1を補助

する。ただし、村外の事業者から購入した場合の上限額は5万円とする。

問合せ: 《農林振興課》 Tel: 0279-96-1256

結婚新生活支援補助金

対象者: ・結婚を機に村内で新たに生活を始める新婚夫婦

・直近の夫婦の所得額が500万円未満であること(奨学金を返済中の人は返済額を控除)

・他の公的な家賃補助等を受けていないこと

・婚姻日における年齢が、夫婦共に39歳以下であること

内 容: 住居取得費、アパート等の家賃、敷金、礼金、共益費、仲介手数料、引っ越し費用、リフォーム等(39歳以

下:上限30万円、29歳以下:上限60万円)を助成する。

問合せ: 《未来創造課》 Tel: 0279-96-1257

嬬恋村空家対策総合支援事業補助金

対象者: 特定空家等・不良住宅に該当する空き家を解体、または空き家を移住者向けの体験施設や賃貸物件として利活用するために改修する者で、次の全てに該当する者。

(1)特定空家等・不良住宅の所有者又はその法定相続人(相続人が複数の場合は、その代表者)で、納付すべき村税その他の村に対する債務に遅滞がないもの。

(2)当該補助金に係る工事について、他の制度による補助金を受けていないこと。

(3)村内業者に解体又は改修工事を発注する者で、当該年度末までに工事完了報告書等が 提出できる者

内 容: 解体…工事金額の4/5以内とし、補助金限度額は30万円(うち1/2は国の補助) 改修…工事金額の2/3以内とし、補助金限度額は20万円(うち1/2は国の補助)

問合せ: 《交流推進課》 Tel: 0279-82-5191

嬬恋村放置建物解体費補助金

対象者:・毎年度の3月31日までに完了報告書が提出でき、嬬恋村内の事業者が請け負う工事であること

・収めるべき税金や料金などに滞納がないこと

・倒壊その他周囲に危険を及ぼす恐れがあると認められる建物であること

内 容:解体面積1平方メートルあたり5千円とし、補助限度額は15万円

問合せ:《交流推進課》 Tel:0279-82-5191

創業・第二創業支援推進事業

対象者: ・代表者又は1名以上の従業員が村内に住所を有する者又は見込みがある者

・村内に事業所を設置し5年以上継続して事業を行う見込みがある者

・村内に住所を有している者を新規で1年以上雇用する見込みがある者。ただし、雇用保険法(昭和49年法律 第116号)第4条第1項に規定する被保険者である者に限る。

内 容: 村内で創業・第二創業する事業者に対する事業所開設支援、事業所等賃貸、雇用促進の補助金(補助限度額、補

助率は対象事業よるが合計の上限は100万円)

問合せ: 《観光商工課 商工係》 Tel:0279-82-1293

//
類
就
444

支

援

 \wedge

事業名 (対象者・内容)

特産品開発支援事業補助金

対象者: 村内を活動拠点とする地域活動団体及び村内を所在地とする高等学校、その他村長が適当と認める団体

内 容: 地域活動団体等による、嬬恋村に関する特産品の開発・改良等の補助金

・補助限度額は5万円

・補助率は地域活動団体2分の1、高等学校10分の10

問合せ: 《農林振興課 農業係》 Tel:0279-96-1256

6次產業化等促進支援事業補助金

対象者: 村内に住民登録または法人登録をしている次に揚げる団体等とする。ただし、過去に同じ目的で当該補助金を受けた団体等を除く。

- (1) 村内で農業を営んでいる個人
- (2) 村内に所在を置く農地所有適格法人
- (3) 村内に所在を置く2戸以上で構成する農林水産加工グループ
- (4) その他村長が認める者

内容: 6次産業化による特産品開発等の補助金

・上限は50万円

・補助率は対象経費の2分の1

問合せ: 《農林振興課 農業係》 Tel:0279-96-1256

観光物産展等参加事業補助金

対象者: 次の各号全てに該当するものとする。ただし、村が補助等をしている団体は除く。

- (1) 村内に住所、または事業所を有する団体及び個人
- (2) 村税及び使用料など村に納付義務が発生している納付金を完納している者
- (3) 東京23区及び政令指定都市において開催される観光物産展等の参加時に村等が作成した観光パンフレット の配布など村の観光宣伝に協力できる者
- (4) 観光物産展等の参加時に村からの要請による他団体の村内産品の販路拡大にも協力できる者
- (5)その他村長が適当と認める者

内 容: 村内の団体や個人が実施する村内産品の普及や販路拡大を図るための観光物産展等への参加に係る経費の補助 全

・1回あたり上限は8万円、年間上限は20万円を補助

問合せ: 《観光商工課 商工係》 Tel:0279-82-1293

中小企業退職金共済制度加入促進補助金

対象者: 嬬恋村内に事業所を有し、常用従業員及びパートタイマーを雇用する中小企業者対象となる共済制度は、中小企業退職金共済制度と特定退職金共済制度のうち先に加入したものとする。 ただし、同時に重複加入したものについては、掛け金の高い方を対象とする。

内 容: ○対象期間:被共済者に係る共済契約締結の日の属する月から起算して12ヶ月間

○補助額:月額1,000円 ただし、月額の掛金が5,000円未満の場合には当該掛金の100分の20以内

問合せ: 《観光商工課 商工係》 Tel:0279-82-1293

移住希望者滞在費補助金

対象者: 嬬恋村への移住活動の一環として、村内宿泊施設に滞在する方

内 容: 基本宿泊料金の1/2以内で、1人あたり4,000円を上限に支給

小学生以下は2,000円が上限(宿泊料金が徴収されない場合には、対象外)

1世帯当たり同一年度内につき2回以内とし、初回の申請の日から起算して3年間が限度

問合せ: 《交流推進課》 Tel: 0279-82-5191

分類	事業名 (対象者・内容)
そ	高齢者温泉保養事業
の他	対象者: 嬬恋村に住民登録のある65歳以上の方。 内 容: 高齢者の健康・福祉増進を目的として、村内の指定入浴施設(温泉施設)に入浴することができる温泉券を販売。1冊50枚綴り5,000円(1枚の券で1回入浴可) 問合せ: 《健康福祉課》 Tel:0279-96-0512
	おでかけタクシー助成事業
	対象者: 嬬恋村に住民登録のある方のうち、65歳以上の方、障害者手帳をお持ちの方。
	内 容: 村が契約しているタクシー会社で利用できる助成券
	一冊(50枚綴り) 10,000円/25枚綴り 5,000円
	問合せ: 《健康福祉課》 Tel: 0279-96-0512
	乗り合い送迎サービス「チョイソコ つまごい」
	対象者: 住民登録がある方のうち、65歳以上の方、障害者手帳をお持ちの方、18歳以下の方
	内 容: 利用者の自宅から村内(長野原町の一部)に設置した指定停留所までを申込み状況に応じた最適ルートを通り、目的地の指定停留所まで乗合で使用できる。(会員登録制) 乗車一回ごとに 2 0 0 円 問合せ: 《未来創造課》 Tel:0279-96-1257
	不妊治療助成金
	対象者: 法律上の婚姻関係にある夫婦で、村内に継続して1年以上住所があり、村税等の滞納、未納がない方
	内 容: 医師の判断を受けて実施する保険適用外の不妊治療費の助成(年度限度額100万円)
	問合せ: 《健康福祉課 保健室》 Tel:0279-96-1975
	初回産科受診料助成事業
	対象者: 嬬恋村に住民登録があり、妊娠した可能性のある者
	内 容: 初回産科受診に係る診察、及び検査費用の助成(年度内1人1回上限額1万円)

問合せ: 《健康福祉課 保健室》 TeL:0279-96-1975

草津町

令和7年7月時点

事業名 (対象者・内容) 類 出産祝い金 対象者: 草津町における出生者の父または母 内 容: 出産祝い金を支給する。 ・第1、2子 5万円支給 10万円支給 ・第3子 ・第4子以降 15万円支給 問合せ: 《住民課》 Tel: 0279-88-7192 給食費の無料化 対象者: 幼児・小中学生 内 容: 認定こども園、小中学校児童生徒の給食費について無料化を実施。 問合せ: 《ベルツこども園》 TeL: 0276-88-3738 《教育委員会》 Tel: 0279-88-0005 保育料の無償化 対象者: 全園児 内 容: 認定こども園の保育料の無償化を実施。 問合せ: 《こどもみらい課》 Tel: 0279-88-0005 遠距離通園費補助 対象者: 一部地域から認定こども園に通園している児童 内 容: 通園費を補助する. 問合せ: 《こどもみらい課》 Tel: 0279-88-0005 遠距離通学費補助 対象者: 一部地域の小中学校児童生徒 内容: 小中学生に対し一部地域からの通学費を補助する。 問合せ: 《こどもみらい課》 Tel: 0279-88-0005 高校生等就学費補助 対象者: 学校教育法に規定する高等学校(高等専門学校)、専修学校、特別支援学校高等部に就学する生徒 内容: 高校生等に対し就学費の一部を年額60,000円補助する。 問合せ: 《こどもみらい課》 Tel: 0279-88-0005 奨学金貸与 対象者: 経済的理由により就学困難な高等学校及び大学又はこれと同等程度の学校に就学する方 内容: 経済的理由により就学困難なものに対して月額20,000円を上限に学資を貸与し教育の機会均等を図る。 問合せ: 《こどもみらい課》 Tel: 0279-88-0005 児童室 (学童保育) 対象者: 小学校1年生から4年生までの児童 内 容: 放課後児童健全育成事業として、小学校1年生から4年生までの児童の預り事業を全額公費負担(おやつ代を含 む)で実施。 問合せ: 《こどもみらい課》 Tel: 0279-88-0005 中学生学生服購入負担事業 対象者: 草津中学校に進学する小学校6年生 内 容: 中学生の学生服の購入について、半額を公費負担する。

問合せ: 《こどもみらい課》 Tel: 0279-88-0005

高山村

令和7年7月時点

事業名 (対象者・内容) 類 子育て世帯応援給付金 対象者: (1) 令和7年4月2日以降に出生し、住基法の規定により村の住基に記載されている者 (2) 児童等を養育する保護者で住基法の規定により、村の住基に記載されている者 内 容: 児童等が次に該当するとき ・出生して2週間以内に村の住基に登録されたとき 100,000円 ・満4歳に達する日の属する年度の4月 100,000円 ・小学校に入学したとき 100,000円 ・中学校に入学したとき 100,000円 問合せ: 《保健みらい課 福祉係》 Tel: 0279-63-1311 不妊治療費助成 対象者: 不妊治療を受けらた方 内 容: 不妊治療に要した本人負担額の半額を助成 限度額:年額100,000円 助成期間:通算3年 問合せ: 《保健みらい課 福祉係》 Tel: 0279-63-1311 福祉医療費助成制度(子ども、重度心身障害者等の医療費無料化) 対象者: 18歳年度末までの子ども ※重度心身障害者、母子・父子家庭(18歳年度末まで、所得課税額3万円以下) ※親のない子(18歳年度末まで、所得課税額3万円以下) 内 容: 保険医療費(入院・通院)の無料化 問合せ: 《住民課》 Tel: 0279-63-2111 各種任意予防接種費用一部補助 対象者: ・季節性インフルエンザ:妊婦、生後6カ月~高校3年生相当の年齢の者 ・おたふくかぜ :1歳~4歳未満の幼児 ・風しん :妊娠予定の女性と夫(または妊婦の夫) 内 容: <助成額> ・季節性インフルエンザ:3,500円まで(年度内1回のみ) ・おたふくかぜ : 全額(1回のみ) 風しん :3,000円または5,000円(1回のみ) 問合せ: 《保健みらい課 保健係》 Tel: 0279-63-1311 育児相談 対象者: 乳幼児 内 容: 身体計測等の実施 問合せ: 《保健みらい課 保健係》 Tel: 0279-63-1311 子育て支援センター 対象者: 子育て世代の親子 内容:・育児相談、子育て世代の交流の場 毎週火曜日と木曜日 (平日のみ) 午前9時00分~正午まで (利用料無料) 問合せ: 《保健みらい課 保健係》 Tel: 0279-63-1311

分類

子育て支援

事業名 (対象者・内容)

食育の推進(子どもから大人までの食育を推進)

内 容:・楽しい食育教室

保育所:食べ物に興味をもつ、食べることの大切さを学ぶ

年2回程度開催

小学生児童:調理実習、食事のバランスを学ぶ

年2回程度開催

問合せ: 《保健みらい課 保健係》 TeL: 0279-63-1311

保育所(保育・一時預かり保育)

対象者: 8ヶ月~未就学児(教育・保育給付認定を受けた方)

内 容: 月~土曜日開所(祝日・年末年始除く) 午前7時30分~午後6時30分(利用料無料)

問合せ: 《高山保育所》 Tel: 0279-63-2812

児童館 (学童保育)

対象者: 昼間保護者等がいない家庭の小学校児童

内 容: 月~土曜日開所(祝日・年末年始除く) 午前7時30分~午後6時30分(利用料無料)

※おやつ代として月額500円

問合せ: 《高山保育所》 Tel: 0279-63-2812

給食費の無償化

対象者: ・こども園・小学校・中学校に通園・通学する園児・児童・生徒

・村内在住で村外のこども園、小・中学校等に通学する園児・児童・生徒

内 容: 給食費の無償化

(村外へ就学する児童生徒等の場合、助成額等を控除した保護者負担分を補助金として交付)

問合せ: 《教育課 学校給食センター》 Tel: 0279-63-2811

入学祝金支給

対象者: 高山村に住民登録されている児童生徒が小・中学校に入学するとき

内 容: 入学者1人につき20,000円

問合せ: 《教育課 学校教育係》 Tel: 0279-63-3046

英語・漢字検定料補助

対象者: 小・中学校全学年

内 容: 英語・漢字検定料を全額補助

※各検定年3回まで

問合せ: 《教育課 学校教育係》 TeL: 0279-63-3046

要保護及び準要保護児童生徒就学援助

対象者: 経済的理由により小・中学校への就学が困難な児童生徒の保護者

内 容: 就学経費を援助(学校用品、校外学習費等) 問合せ: 《教育課 学校教育係》 Tal: 0279-63-3046

特別支援教育就学奨励

対象者: 特別支援学級に就学する小・中学校児童生徒 内 容: 就学経費を一部支給(学校用品・校外学習費等) 問合せ: 《教育課 学校教育係》 Tel: 0279-63-3046

特別支援学校児童生徒就学援助

対象者: 特別支援学校に就学する幼児・児童生徒

内 容: 就学費として月額5,000円 入学時30,000円

助成期間:特別支援学校の幼稚部・小学部・中学部・高等部に在学する間

問合せ: 《教育課 学校教育係》 Tel: 0279-63-3046

類

子育て支援

事業名 (対象者・内容)

高校生等就学費補助

対象者: 学校教育法に規定する高等学校(高等専門学校)、専修学校、特別支援学校高等部に就学する生徒

内 容: 就学費として月額5,000円

助成期間:高等学校等に入学後、卒業するまで(3年間を限度)

問合せ: 《教育課 学校教育係》 TeL: 0279-63-3046

奨学金貸与

対象者: 経済的理由により修学困難な高等学校及び大学又はこれと同等程度の学校に修学する方

内 容: 学資の貸与 (無利子)

・高校生 月額30,000円以内・大学生等 月額70,000円以内

※独立行政法人日本学生支援機構等の奨学制度との併用は不可

問合せ: 《教育課 学校教育係》 TeL: 0279-63-3046

特色ある教育【子ども教室の開催】

対象者: 小学生児童

内 容: ・放課後子ども教室 金曜日2~4回/月(参加費無料)

・おもしろ科学教室 年2回(参加費無料)・星空観望会 年4回開催(参加費無料)問合せ: 《教育課 学校教育係》 Tel: 0279-63-3046

特色ある教育【英語教育】

内容:【こども園】

・ALTによる英語遊び 英語であいさつ・カード遊び、月1回実施

【小学校】

・どよう英語クラブ(対象者:小学校1~6年生)

月1回(土曜日)開催 (参加費無料)

・英検チャレンジ塾(対象者:小学校1~6年生) 月1回(土曜日)開催 (参加費無料)

・中学校英語教諭による授業 (小学校3~6年生) 英語課程導入に向けた支援

【中学校】

・中学生英語塾(中学校1・2年生)

英語授業の学習支援・英会話レッスンを実施

月1~2回(月曜日)開催 (参加費無料)

・英検チャレンジ塾(対象者:中学校1~3年生)

月1回(土曜日)開催 (参加費無料)

・中学校海外派遣事業(村内に在村する中学校2年生発望者全員)

問合せ: 《教育課 学校教育係》 Tel: 0279-63-3046

多世代間の交流【交流施設「和」】

対象者: 子どもからお年寄りまで誰でも利用可

内容: 多世代間における交流の場を提供

毎週火・木・土曜日営業(祝日・年末年始除く) 午前9時30分~午後4時30分 (利用料無料)

※村外の方は利用料100円、昼食を希望の方は食事代100円

問合せ: 《保健みらい課 福祉係》 Tel: 0276-63-1311

分類

住宅支援

事業名 (対象者・内容)

住宅用地の分譲

内容: 若年層向け住宅用地を低価格で分譲(申込には条件があり選定委員会での承認が必要)

· 古屋団地 約120坪 (坪単価10,000円)

※国道145号線より1kmほどの高台で景観にめぐまれた農村地区

·田中団地 約120坪 (坪単価25,000円)

問合せ: 《地域振興課 地域振興係》 Tel: 0276-63-2111 (内21)

合併処理浄化槽設置費補助

対象者: 農業集落排水事業実施計画区域外で合併処理浄化槽を設置する方

内 容:・新規に住宅を建築する場合

5人槽 279,000円+139,500円(上乗せ補助限度額) 6~7人槽 360,000円+180,000円(上乗せ補助限度額) 8人槽以上 477,000円+238,500円(上乗せ補助限度額)

・既存住宅に合併処理浄化槽を設置する場合

5 人槽 279,000円 6~7 人槽 360,000円 8 人槽以上 477,000円

問合せ: 《建設課 上下水道係》 Tel: 0276-63-2111 (内51)

住宅用太陽光発電補助

対象者: 居住する住宅に住宅用太陽光発電システムを設置する方

内 容: 設置費の一部を助成

・1kWあたり70,000円 (上限200,000円) 問合せ: 《地域振興課》 Tel:0276-63-2111 (内22)

生ごみ処理機等購入補助

内 容: 電動生ごみ処理機

・購入価格の2分の1 (上限20,000円) ※ディスポーザー方式は対象外

生ごみコンポスト容器

問合せ: 《住民課》 Tel: 0276-63-2111 (内60)

住宅取得等補助

対象者: 住宅等を取得する若年層世帯の方 (夫婦の合計年齢が90歳未満)

内 容: ①新築住宅 補助率 1/10、上限額 200万円 ②中古住宅 補助率 1/10、上限額 100万円

> ③取得する中古住宅の改修 補助率 1/2、上限額 100万円 ※加算補助として子ども1人につき30万円 (最大2人まで)

※②と③は併用可

問合せ: 《地域振興課 地域振興係》 TeL: 0276-63-2111 (内26)

住宅リフォーム補助

対象者:・高山村の住民基本台帳に登録されており、引き続き5年以上村内に生活基盤を置く意思がある方

内 容: ・工事金額200,000円(税込)以上の工事に対して20%の補助(上限500,000円)

※施工業者は村内業者であること

※他の制度による住宅改造・補修に係る助成を受けていないこと

※世帯全員が市町村税及び使用料を完納していること 問合せ: 《建設課 住宅係》 TEL: 0276-63-2111 (内52)

分類	事業名 (対象者・内容)
住	公営住宅の紹介
宅支援	対象者: (1) 中山団地 (30戸) 、尻高第2団地 (10戸) ・住宅に困窮している比較的所得の少ない方向けの住宅 (2) 北之谷団地 (10戸) ・中堅所得ファミリー向けの住宅 (3) 戸室第2団地 (9戸) ・子育て世代ファミリー向けの住宅
	内容: (1) 中山団地、尻高第2団地 ・同居する家族がいること (60歳以上の場合には単身も可) ・入居者世帯の総収入が政令で定められた基準の範囲内であること ・家賃は収入や築年数等により計算 (R7.04.01 時点:14,400円~) (2) 北之谷団地 ・同居する家族がいること ・入居者世帯の総収入が政令で定められた基準の範囲内であること ・家賃:月額41,000円 (3) 戸室第2団地 ・扶養する小学生以下の子と同居していること ・入居者世帯の総収入が概ね年額3,000,000円以上であること 問合せ: 《建設課 住宅係》 Ta: 0276-63-2111 (内54)
	空き家の紹介(空き家バンク)
	対象者: 空き家を利用して高山村に移住を希望する方 内 容: 空き家などの賃貸・売却を希望する所有者の方が空き家バンクに登録し、空き家などの利用を希望する方に情報 を提供 ※物件の交渉・契約等は不動産業者が仲介を行う 問合せ: 《地域振興課 地域振興係》 TeL: 0276-63-2111 (内24)

就業

支

援

分

類

事業名 (対象者・内容)

創業支援事業補助金

対象者: 村内で創業する事業者で給付要件を満たす事業者

内 容: 各種経費の補助

・事業所開設支援事業(事業所等開設に要する経費)

雇用有り:2分の1以内 500,000円 雇用無し:2分の1以内 300,000円

・事業所等賃借事業 (事業所等の賃借に要する経費)

雇用有り:2分の1以内 月額50,000円 雇用無し:2分の1以内 月額30,000円 対象期間:事業開始日から12ヵ月以内

・雇用促進事業(事業所等の雇用促進を目的とする経費)

10分の10以内 月額50,000円

対象期間:事業開始日から12ヵ月以内

問合せ: 《地域振興課 地域振興係》 Tel:0276-63-2111 (内20)

創業支援事業資金利子補給

対象者: 新産業・起業家の創出を目指し、新規に独立開業をしようとする方

内容: 創業資金、設備資金等の融資を促進するための利子補給

· 利子補給金額

毎年1月1日から12月31日までの間の利子として金融機関に支払うべき利子算出に係る

元本に対して年2.0%の利率で算出した額・補給期間(資金を借り入れた日から)

創業資金:6年以内 設備資金:8年以内

問合せ: 《地域振興課 地域振興係》 Tel: 0276-63-2111 (内20)

その他

人間ドック健診費助成

対象者: 高山村に住所を有する方

内容: ・国民健康保険上限30,000円・後期高齢上限30,000円・社会保険上限10,000円

問合せ: 《住民課》 TeL: 0276-63-2111

お試し住宅

対象者: 高山村に移住を検討されている方

内容: 高山村の気候・風土を感じていただくためお試し住宅を設置。移住・定住コーディネーターとの移住相談や現地

案内もあり、手厚くサポートします。 利用料:1,000円/日(最大90日まで)

問合せ: 《地域振興課 地域振興係》 TeL: 0276-63-2111 (内26)

移住・定住コーディネーター設置

対象者: 高山村に移住を検討されている方

内 容: 移住希望者の方への相談支援、現地案内、住まいマッチングなど、専属のコーディネーターがサポートします。

電話:050-3704-6204、050-5225-4711 (8時30分~17時15分)

問合せ: 《地域振興課 地域振興係》 TeL: 0276-63-2111 (内26)

東吾妻町

今和7年7月時点

	令和7年7月時点
	事業名 (対象者・内容)
出産祝金支給	事業
対象者:	引き続き6ヶ月以上当町に住民登録をしている方が出産したとき
内 容:	児童の誕生を祝福するとともに、児童の健全な育成に資することを目的として、祝金を支給
BB A .1 .	第1子:5万円 第2子:10万円 第3子以降:20万円
	《保健福祉課 福祉係》 Tel: 0279-68-2111
\中学校人字 	祝金支給事業
対象者:	本町の住民基本台帳に記載されている者が小中学校等に入学したとき
内 容:	学校教育法に基づき設置された小学校及び特別支援学校の小学部又は法に基づき設置された中学校、特別支援学
	校の中学部及び中等教育学校の前期課程に入学する児童生徒の保護者に対し支給
	・小学校 入学者一人につき3万円の支給 ・中学校 入学者一人につき8万円の支給
問人	・中子校 八子有一人にりさる月日の支給 《教育委員会 学校教育課》 Tel:0279-68-2111
防接種費用	の各種支援事業
内 容:	以下の予防接種の費用を補助
	・おたふくかぜ(満1歳~就学前の子ども)全額補助(1回)
	・インフルエンザ(乳児~高校3年生相当の方及び妊婦の方)上限 3,500円
問会は・	・風しん(平成2年4月以前生まれの方)上限 単抗原3,000円/混合5,000円 《保健福祉課 保健センター》 Tel:0279-68-5021
「好治療費助 ─────	以 事 業
対象者:	1年以上町内に居住する夫婦
内 容:	一般不妊治療(人工授精など)、特定不妊治療(体外受精・顕微授精など)にかかる費用の一部を助成。補助金
BB A	額は、年度内100万円を上限。(県の助成を受ける場合は、その助成額を減じた額)
	《保健福祉課 保健センター》 Tel: 0279-68-5021
安心出産・宿 	汨支援 事 業
対象者:	1年以上町内に居住する妊婦と付添者
内 容:	町外医療機関で出産する際に、出産予定医療機関近くの宿泊施設等で宿泊して待機する際の宿泊交通費の一部を
	補助。(産前・産後共に支給対象)
問合せ:	《保健福祉課 保健センター》 Tel: 0279-68-5021
子育て支援金	支給事業
対象者:	4/2現在本町に住所を有する、年度内に1歳及び2歳に達する乳幼児を養育する保護者
内 容:	年度内に1歳及び2歳に達する乳幼児を養育する保護者に対して子育て支援金を支給し、子育て世代の経済的負
	担を軽減するとともに安心して子どもを産み・育てられる環境を整え、子育て世代の人口定着に繋げる。
	・1歳に達する年度:3万円/年
	・2歳に達する年度:3万円/年
問合せ:	《保健福祉課 福祉係》 Tel: 0279-68-2111
遠距離幼児保	育所通所費補助事業
対象者:	保育所通所距離が3km以上の幼児で3kmを超える部分の交通費及び交通機関の利用できない地域については、こ
	れに準じて算定した額を対象とする。また、町外の施設で通所により療育訓練などを受ける場合も対象
内 容:	広大な面積を有する農山村であり、通所範囲も広く、その通所方法及び経路においても困難を克服し通所してい
	るので、これら遠距離通所児の通所費について、町がその一部を補助することにより、保護者の負担を軽減する
	とともに、幼児保育の円滑な運営に資することを目的とする。
- 11 人 - 11 ・	// 数本子早入

問合せ: 《教育委員会 学校教育課》 Tel: 0279-68-2111

$\overline{}$

分 事業名 (対象者・内容)

遠距離通学(園)費補助事業

対象者: 通学方法 (バス、徒歩等) に応じて園及び学校ごとに定める補助対象区域から通学する幼児、児童及び生徒を対

象とする。

内 容: 町立のこども園、小学校に通学(園)する遠距離通学幼児・児童及び生徒に対し、遠距離通学費補助金を支給し保

護者負担の軽減を図る。

問合せ: 《教育委員会 学校教育課》 Tel: 0279-68-2111

給食費の無料化

対象者: 町外の学校等に就園・就学する園児・児童・生徒の保護者

園児・児童・生徒 並びにその保護者が東吾妻町に住所を有し、現に居住し、かつ、生活の本拠を有している方

内 容: 中学校卒業までの給食費無料化を実施

問合せ: 《教育委員会 学校教育課》 Tel: 0279-68-2111

町外小中学校等給食費補助金交付事業

対象者: 町外の学校等に就園・就学する園児・児童・生徒の保護者

園児・児童・生徒 並びにその保護者が東吾妻町に住所を有し、現に居住し、かつ、生活の本拠を有している方

内 容: 町内の学校等の給食費無料化に併せ、町外の学校等に就園・就学する子供の保護者が負担する学校給食費に対

し、補助金を交付する。補助金額は、補助対象者が現に負担している給食費と町が定める給食費の納付年額を比

較し、いずれか少ない方の金額

問合せ: 《教育委員会 学校教育課》 Tel: 0279-68-2111

高校生等通学定期代補助金交付事業

対象者: 学校教育法に定める高等学校、法に定める町外の小学校又は中学校もしくは中等教育学校に通学する児童・生徒の保護者。当該高校生等及び保護者がともに東吾妻町に住所を有し、現に居住し、かつ、生活の本拠を有してい

る方

内容: 通学定期券の購入金額を合算して1か月当たり5,000円以上となる場合に、超えた金額にかかわらず、1か月当た

り1,000円の補助金を交付

問合せ: 《教育委員会 学校教育課》 Tel: 0279-68-2111

奨学金

対象者: 町に生活の拠点を有する高等学校及び大学又はこれと同等程度の学校に就学する方で日本学生支援機構その他の

奨学制度により学資の給与・貸与を受けていない方

内 容: 経済的理由により就学するのが困難な方に、奨学金を無利子で貸付

問合せ: 《教育委員会 学校教育課》 Tel: 0279-68-2111

入学準備金

対象者: 高等学校や大学等へ入学する子をもつ保護者を対象

内 容: 高等学校や大学等へ入学するために要する費用の貸付

高等学校・・・20万円以内 大学など・・・50万円以内

問合せ: 《教育委員会 学校教育課》 Tel: 0279-68-2111

英語検定及び漢字検定受験料補助事業

対象者: 町に生活の本拠を有する児童又は生徒が受験した場合、検定料を補助

内 容: 英語検定又は漢字検定それぞれの検定において、児童生徒1人につき当該年度内に1回とする。

補助額は受験した級の額とする。

問合せ: 《教育委員会 学校教育課》 Tel: 0279-68-2111

分	
類	事業名 (対象者・内容)
7	チャイルドシート等購入費補助金
子育て支援	対象者: 町内に住所を有する者(本町において生活実態のない者を除く。)で国土交通省の定める安全基準に適合する チャイルドシート等(中古品は除く。)を購入した者。(同一乳幼児等に対しての補助は1台限り)6歳未満児 (平成31年4月1日以降に生まれた乳幼児)を対象とする。 内容: チャイルドシート等本体購入価格(消費税を含む。)に2分の1を乗じて得た額(100円未満の端数は切り捨てる。)を補助。 ・限度額:20,000円
	問合せ: 《総務課 安全対策係》 TeL: 0279-68-2111
住	住宅新築改修等補助事業(住宅の新築・改修・修繕・増築等)
出宅 支援	対象者: ・町内に建築された住居の所有者または使用者 ・町内に本社・本店を有する事業者に依頼して、自ら居住するための住宅の新築・改修・修繕・補修・増築 工事を行う方 ・町税の滞納のない世帯に属している方 ・東吾妻町に住民登録を行っている方 内 容: ○補助対象工事 ・対象者が自ら居住するための主たる住宅の新築・改修・修繕・補修・増築工事で、その工事費用(補助対象事業費)が20万円以上であること ・東吾妻町が行う他の補助制度などを受ける部分については補助金の交付対象とはしません。また、備品購入費は補助金の対象にはなりません ○補助金の交付 ・補助金の交付額は、補助対象事業費の10%以内で、30万円を限度とします(千円未満切捨) ・補助金の交付は、同一年度に1回限り。(ただし、過去6ヶ月以内に本補助金の交付を受けていないこと) 問合せ:《まちづくり推進課 商工観光係》 Tel: 0279-68-2111
	勤労者住宅建設資金利子補給(住宅の新築に関する融資等)
	対象者: 町内に住宅を新築した勤労者で、その建設資金を融資機関(銀行・信用金庫・労働金庫・農業協同組合・生命保 険会社・共済組合など)から借り入れた方 内 容: ○対象になる住宅:床面積の総数が240平方メートル(72坪)以下の専用住宅で、申請する勤労者の生活の 本拠になっているもの ○利子補給額:融資機関からの借入金のうち1年間に支払う利子に対して、最高10万円を補給します。交付 の期間は1年です 問合せ: 《まちづくり推進課 商工観光係》 Tal:0279-68-2111
	結婚新生活支援補助金
	対象者: ・結婚を機に村内で新たに生活を始める新婚夫婦 ・ 直近の夫婦の所得額が340万円未満であること(奨学金を返済中の人は返済額を控除) ・ 他の公的な家賃補助等を受けていないこと ・ 婚姻日における年齢が、夫婦共に34歳以下であること (その他の要件あり) 内 容: 30万円を上限に、住居取得費、アパート等の家賃、敷金、礼金、共益費、仲介手数料、引っ越し費用等を助成
	する。

問合せ: 《企画課 定住促進係》 TeL:0279-68-2111

住宅

支

援

分

類

事業名 (対象者・内容)

定住促進事業住宅取得奨励補助金

対象者: $40歳未満の人、またはどちらかが<math>40歳未満の夫婦で下記の(1) \sim (3)$ に該当する人

- (1) 当該年度中に、新築または中古住宅(空き家を含む)を取得すること (新築住宅の場合は着工日、中古住宅の場合は売買契約日とする)
- (2) 補助対象者および同一世帯者全員に町税の滞納がないこと (新規転入者においては、納付すべき市区町村民税などの滞納がないこと)
- (3) 定住する地区の行事に積極的に参加できる者

内 容: 若者や若者夫婦世帯の定住促進などを図るため、新たに住宅を取得する経費の一部を補助します。補助金額は、 下記の基本補助額と加算補助額の合計額とし、150万円を上限とします。

- (1) 基本補助額(千円未満切り捨て)
 - ・新築住宅(町内業者が施工)…取得価格の1/20以内で上限100万円

ただし、中古住宅を取得の場合の補助金額の合計額は、80万円を上限とします。

- ・新築住宅(町外業者が施工)…取得価格の1/40以内で上限50万円
- ・中古住宅…取得価格の1/40以内で上限30万円
- (2) 加算補助額
 - ・子育て世帯…子ども1人につき20万円
 - ・夫婦のうちどちらかが、町内事業所に勤務…10万円
 - ・新規転入者…10万円
 - ・山村振興法に基づく、振興山村として指定されている地域に住宅を取得…10万円

※子育て世帯:出生から15歳に達する日の属する年度の末日までの間にある子を扶養している世帯のこと

※新規転入者:転入前3年以上ほかの市区町村に住民登録されている者で、平成30年4月1日

以降に転入しようとする者

※振興山村指定地域:旧東村、旧岩島村、旧坂上村 問合せ: 《まちづくり推進課 地域振興係》 Tel: 0279-68-2111

空き家バンク

対象者: 空き家を利用して本町に移住を希望する方

内 容: 空き家などの賃貸・売却を希望する所有者の方が空き家バンクに登録し、空き家などの利用を希望する方に情報

を提供(※物件の交渉・契約等は不動産業者が仲介を行う)

問合せ: 《企画課 定住促進係》 Tel:0279-68-2111

空家除却費補助金事業

対象者: 登記簿謄本若しくは家屋評価証明書に記載されている空き家の所有者。

内容: 対象住宅:個人が所有する戸建住宅であり、5年以上空家であること。

対象工事:主たる建築物、またそれに付随する工作物の解体撤去及び処分に係る工事等。

施工業者:群馬県又は国土交通省から土木・建築・大工・解体業のいづれか許可を得ている町内業者。

住宅

補助率:補助事業に要する費用の3分の1(上限50万円)

問合せ: 《建設課 都市計画係》 Tel: 0279-68-2111

町営住宅

対象者: 住宅に困窮しており、町での居住を考えている方

主な要件: 現に同居し、または同居しようとする親族があること。

公営住宅法施行令に規定する収入が158,000円以下であること。

に困窮していることが明らかなこと。

内容: 町営住宅の概要はHPで公開(設備、間取り等) 問合せ: 《建設課 管理係》 Tel:0279-68-2111

分類	事業名 (対象者・内容)
就	
	対象者: 空き店舗を3年以上継続利用し、自ら運営する事業で昼間の営業が週4日以上であり、直接客が店舗に来る事業。 内容: 空き店舗を商業施設等として利用する新規出店者に出店のための支援を行い、商店街のにぎやかさの創出と活性化を図る。 ・空き店舗修繕支援 補助率2/3 上限 50万円・空き店舗賃貸料補助 補助率2/3 上限 月5万円(事業開始から3年間)間合せ: 《まちづくり推進課 商工観光係》 Tel: 0279-68-2111
	起業支援補助金交付事業 対象者: 50歳未満の者が新たに設立した法人
	内 容: 町内で町民の生活に直結するもの、町の活性化又は地域振興に資する起業に対して補助金を交付します。 1年目:補助対象経費の2分の1以内の額で、上限100万円 2年目: 〃 2分の1以内の額で、上限50万円 3年目: 〃 2分の1以内の額で、上限25万円 問合せ: 《まちづくり推進課 地域振興係》 Tel: 0279-68-2111
そ	お試し移住事業
の他	対象者: 町外に住む方で東吾妻町に移住・二地域居住を検討している方 内 容: 一定期間、町の気候風土および日常生活が体験できる機会を提供するため、お試し移住用住居を貸し出す。 ・利用期間:最長7泊 問合せ: 《企画課 定住促進係》 Tel: 0279-68-2111
	対象者: 本町に移住を考えている方 内 容: 移住サポーターが相談業務や現地案内など、移住・定住に関することについて総合的にバックアップします。
	問合せ: 《企画課 定住促進係》 Tel: 0279-68-2111

沼田市

令和7年7月時点

分	W. C.* [() L. 1 1 1 1
類	事業名 (対象者・内容)
子	不妊治療費助成
育	内 容: 対象者及び内容等の詳細については担当係へお問い合わせください。
て	問合せ: 《健康課 保健係》 Tel:0278-23-2111 (内線3169)
支	不育症治療費助成事業
援	内 容: 対象者及び内容等の詳細については担当係へお問い合わせください。
	問合せ: 《健康課 保健係》 Tel:0278-23-2111 (内線3169)
	出産育児一時金支給
	対象者: 出産した国保被保険者の世帯主
	内 容: 出産1人に対して48万8千円を給付する。
	産科医療保障制度加入機関での出産については1万2千円を加算する。 問合せ: 《国保年金課 国保係》 Tal: 0278-23-2111 (内線3136)
	第3子以降保育料・副食費無料
	対象者: ・市内に住所を有する第3子以降の幼稚園・保育園・こども園の園児であること。
	・同一世帯で3人以上扶養していること。
	内 容: 公立私立ともに無料とする。 問合せ: 《子ども課 保育係》 Tal: 0278-23-2111 (内線3126)
	遠距離通学費援助
	対象者: ・遠距離通学をしている児童生徒の保護者に通学費の一部を援助する。 (小学校4km以上、中学校6km以上)
	内 容: 内容等の詳細については担当係へお問い合わせください。
	内 容:《学校教育課 学務係》 Tel: 0278-23-2111 (内線3312)
	チャイルドシート購入費補助
	対象者: ・市内に住所を有し、チャイルドシート購入日又は補助金申請日に1歳未満の乳児を養育していること。
	・市税等の滞納がないこと。
	内容:安全基準を満たすチャイルドシートの購入価格の1/2(千円未満切捨、上限5千円)を補助する。
	問合せ: 《子ども課 子育て支援係》 Tel: 0278-23-2111 (内線3123)
	奨学資金貸与
	対象者: 詳細については担当係へお問い合わせください。
	内 容: 詳細については担当係へお問い合わせください。
	問合せ: 《学校教育課 学務係》 Tel: 0278-23-2111 (内線3314)
	奨学資金給付
	対象者: 詳細については担当係へお問い合わせください。
	内 容: 詳細については担当係へお問い合わせください。
	問合せ: 《学校教育課 学務係》 Tel: 0278-23-2111 (内線3314)

分類	事業名 (対象者・内容)	
農	市民農園	
業体験・就農支	対象者: ・沼田市内に在住する農業者以外の市民 内 容: 市民が農地を利用し、農作物の栽培を通じて自然に親しみ、農業に対する理解を深めるとともに、利用者同士が ふれあい、交流を深めることを目的として貸付を行っています。 ・区 画:80区画(一区画あたり30㎡) ・使用料:5,500円/年(4/1~3/31) ・付属施設:水道・トイレ・休憩所・駐車場・農具等 ・申込み:随時 問合せ:《農林課 農業振興係》 Tel:0278-23-2111 (内線5015)	
援	田舎体験ツアー	
	対象者: 沼田市外居住者 内 容: 田舎体験ツアー 季節の食材を中心に、囲炉裏やかまどを使った田舎料理体験や農業体験を行います。 各回ごとに募集します。 ※このほかにも季節に応じたイベントを開催する予定ですので、ホームページをチェックしてください。 問合せ: 《観光交流課 交流推進係》 Tel: 0278-23-2111 (内線5031・5035)	
就	創業者融資信用保証料補助及び利子補給制度	
業支援	対 象: (1) 群馬県または日本政策金融公庫が実施する融資制度 ・群馬県創業者・再チャレンジ支援資金 ・新規開業資金、女性、若者/シニア起業家支援資金、若しくは新創業融資制度による資金 日本政策金融公庫) 内 容: 創業者への支援として、創業時の借り入れにかかる信用保証料の全額補助と3年間の利子補給を行います。 問合せ: 《産業振興課 産業振興係》 Tel: 0278-23-2111(内線5002)	
	ぬまた起業塾	
	対 象: 沼田市内において、創業を志す者・創業後2年程度までの者・事業承継を予定している者・第二創業を検討している者。 内 容: 実践的な起業の知識を習得できる場として、経営の基礎知識や成功事例の講義などのほか、ビジネスプラン作成を指導します。また、地元経済界との連携や塾生相互の交流を推進など、創業環境の整備を図ります。	

問合せ: 《産業振興課 産業振興係》 Tel: 0278-23-2111 (内線5002)

分	 事業名 (対象者・内容)
類	
そ	移住促進トライアルハウス(ぬまた暮らしの家)
o o	対象者: 沼田市外にお住まいで沼田市への移住・二地域居住を検討している方
他	内 容: 一定期間、沼田市の風土および日常生活が体験できる機会を提供するため、沼田市移住促進トライアルハウス (ぬまた暮らしの家)を貸し出す。 ・利用料:無料
	· 利用期間: 1泊2日~4泊5日
	問合せ: 《観光交流課 交流推進係》 Tel:0278-23-2111 (内線5031・5035)
	移住促進トライアルステイ(宿泊費補助)
	対象者: 沼田市外にお住まいで沼田市への移住・二地域居住を検討している方
	内 容: 市の移住相談会に参加した方で、市内の宿泊施設を連泊で利用した方に、一世帯20,000円を上限(大人1人当たり5,000円上限。小学生2,500円。未就学児対象外)で宿泊費を補助します。
	問合せ: 《観光交流課 交流推進係》 Tal: 0278-23-2111 (内線5031·5035)
	移住促進通勤費補助金
	対象者: ・沼田市に平成29年4月1日から令和8年3月31日までに転入(1年以内の再転入は除く)すること。 ・転入日に50歳未満であること(同居する配偶者でも可)。
	・上越新幹線上毛高原駅から通勤し、勤務地が群馬県外であること。 ・市税等を完納していること。
	内 容: 新幹線を利用して通勤する人に対し、予算の範囲内で新幹線定期券購入のための補助金を交付します。(1ヶ月 あたり2万円を上限とします)
	問合せ: 《観光交流課 交流推進係》 Tel:0278-23-2111 (内線5031・5035)

片品村

令和7年7月時点

	令和7年7月時点
分類	事業名 (対象者・内容)
子	片品村出産祝金支給事業
育 て 支 援	対象者: 第3子以上の子を出産し、その子を養育する父又は母 ・出生日より1年以上前から本村に居住していること ・村税等に滞納がないこと 内 容: 第3子以上の出産に際し誕生を祝い、出産祝金(以下「祝金」という。)を支給することにより出産を奨励し、 次代を担う児童の育成に寄与することを目的とする。 ○祝金の額は支給対象児1人につき30万円とする。 問合せ: 《保健福祉課》 Ta: 0278-58-2115
	片品村給食費無償化制度
	対象者: 村内小中学校に在籍している児童または生徒 内 容: 子育て支援の一環として、子育て世代の保護者の負担を軽減するため、給食費の無償化を実施。 問合せ: 《教育委員会事務局》 Tal: 0278-58-2144
	片品村保育料補助制度
	対象者: 片品保育所に児童を入所している保護者 内 容: 子育て中の保護者の負担を軽減し、安心して子どもを産み育てる環境整備をするための制度。2歳の誕生日の翌 問合せ: 《保健福祉課》 Tal: 0278-58-2115
	片品保育所完全給食の無償化事業
	対象者: 片品保育所に入所している児童 内 容: 片品保育所で提供している給食(主食・副食)を全年齢児に無償で提供 問合せ: 《保健福祉課》 Tel:0278-58-2115
	チャイルドシート購入補助制度
	対象者: 片品村内に住所がある方で、1歳未満の乳児がいる方 内 容: チャイルドシートの購入を1万円上限で補助する制度。 問合せ: 《保健福祉課》 Tel: 0278-58-2115
	片品村不妊治療費又は不育治療費助成事業
	対象者: ・不妊治療又は不育治療をしている法律上の婚姻関係にあるご夫婦 ・申請日の1年以上前から片品村に住所を有する者 ・医療保険加入者 ・村税等の滞納のない者 内 容: 当該年度の不妊治療又は不育治療に要する本人負担額(国又は他の地方公共団体の助成金、その他の金銭の給付を受けることができる場合は、不妊治療又は不育治療費用の額から給付される額を控除した額)の7割を村が負担するもの。助成限度額は、夫婦一組当たり年度内合算して200万円。※助成期間限度はありません。
	問合せ:《子育て世代包括支援センター》 Tel:0278-58-2142
	路線バス利用補助制度(片品村外通勤・高等学校等通学定期券購入補助金、片品村内路線バス運賃補助) 対象者: (1) 片品村に住所を有し、村内外へ通勤・通学する方
	(2) 片品村に住所を有し、片品村内の路線バスを利用する者 内容: (1) 定期券購入に補助を行う制度。通勤・通学の補助金額は、片品村内の停留所〜尾瀬高校前停留所の 定期運賃です。 (2) 運賃補助する制度。片品村内のバス停留所〜尾瀬高等学校前停留所までの運賃料金を無料で利用で きます。
	問合せ: 《むらづくり観光課》 Tel: 0278-58-2112

頁	事業名(対象者・内容)
片	品村インフルエンザ予防接種費用補助事業
	対象者: 生後6か月以上中学3年生以下乳幼児、児童又は生徒の保護者 内 容: 生後6か月以上中学3年生以下の方が受ける季節性インフルエンザ予防接種の費用を一部補助します。保健福祉 課から配布された予診票を使用し接種した場合に、1人1回上限4000円を助成します。接種費用が4000円を下 回った場合には実際に支払った額を助成します。 問合せ: 《保健福祉課》 Te: 0278-58-2118
教	ーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー
	対象者: 国内に所在する文部科学省認可の短期大学以上の学校に入学又は在学する学生 内 容: 大学や短大、専門学校等へ通うために村内金融機関が扱う教育ローンにより融資を受けて発生する利子分に対し て補助金を交付する。 問合せ: 《教育委員会事務局》 Tel: 0278-58-2144
片	
	対象者: 学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する高等学校、中等教育学校後期課程、高等専門学校(3年次以下限る。)、特別支援学校の高等部及び専修学校の高等課程に通学する者をもつ保護者で片品村に住所を有している者。 内容:一人あたり年額12万円(補助対象期間は、入学から3年間を上限とする) 問合せ: 《教育委員会事務局》 Tel: 0278-58-2144
片	品村空き家&仕事バンク
	対象者: 村内で空き家または仕事を探している方 内 容: 片品村の空き家物件・仕事情報を村内外の方に知っていただくため、物件・情報サイトの開設。 問合せ: 《むらづくり観光課》 Tel: 0278-58-2112
片	品村定住促進家賃補助
	対象者: ○補助対象者・対象外 本村に定住し借家等を借り上げ(親族が管理する借家は除く)家賃を支払う45歳以下の者(世帯主)。ただし、永住を前提に本村に住所を移してから3年未満で45歳以下の者(世帯主)。 対象外の方は公務員、公共住宅に住む者、税金等の滞納者等 ※定住→住民基本台帳に登録(外国人登録を含む)し、本村に生活基盤を有する者で、永住を前提に3年以上居住する見込みのある者(事業所の転勤や季節労働等により一時転出した者は除く) 内容: 予算の範囲内において補助金を交付する。 ○補助金の額及び交付期間 1ヶ月当たりの補助金の額は、支払った家賃の月額3分の1以内の額(1万円を超える場合は1万円)とする。ただし算出した1ヶ月あたりの補助金の額に、1,000円未満の端数が生じた場合はその端数を切り捨てた1ヶ月当たりの補助金の額とする。補助金の交付対象となる期間は36ヶ月を限度とする。

片品村空き家バンク等活用促進事業補助金

対象者: 空き家等の購入者であり、3年以上本村に住所を有し生活基盤をおくこと。本村の住民基本台帳に登録する者ま

たは、申請時点で転入者であること。補助対象者及び世帯全員が公租公課の完納をしていること。所有者と3親

等以内の親族でないこと。以上全ての要件を満たしている者。

内 容: 空き家等の有効活用による村内への定住促進を図るため、空き家バンク制度を活用して定住する者に対し交付す

るもの。(上限50万円(若年夫婦100万円))

○対象経費:空き屋等の購入代金及び増築。改修工事又は修繕に要した経費(10分の1以内)

問合せ: 《地方創生推進室》 Tel: 0278-25-8221

分類	事業名(対象者・内容)
住	片品村住宅新築改修等補助制度
宅支援	対象者: ・個人住宅及び併用住宅の新築、改修、修繕、補修又は増築工事である ・施行業者は、片品村内に本社・本店を有する。 ・工事費用が20万円以上である。 ・ 工事費用が20万円以上である。 ・ 併用住宅の工事は、個人住宅部分を対象とする。 ・ 令和7年4月1日以降に着工し、年度内に完了する工事とする。 内 容: 村民の居住環境の向上、村内商工業の活性化を図ることを目的として、村民のみなさんが自宅の新築・増築・改修工事などを行う場合の工事費用に対する補助制度。 ○補助の額 ・工事費(消費税除く。)10%以内で20万円を限度とする。 問合せ: 《農林建設課》 Tal:0278-58-2113
#15	片品村起業支援事業補助金
就業支援	内 容: 各種経費の補助 ・事業所開設支援事業(事業所等開設に要する経費) 村内雇用者無し:2分の1以内 600,000円 村内雇用者有り:2分の1以内 900,000円 ・事業所等賃借事業(事業所等の賃借に要する経費) 村内雇用者無し:2分の1以内 月額50,000円 村内雇用者有り:2分の1以内 月額75,000円 村内雇用者有り:2分の1以内 月額75,000円 対象期間:事業開始日から12ヵ月以内 ・雇用促進事業(事業所等の雇用促進を目的とする経費) 10分の10以内 月額月額75,000円 対象期間:事業開始日から12ヵ月以内 問合せ:《むらづくり観光課》 「EL:0278-58-2112
そ	片品村定住促進のための就学資金返済支援補助金
の他	対象者: ・大学等を卒業後に本村に定住し、申請時点において就労後1年以上経過した者 ・村税等の滞納がなく利息及び元金の返済をしている者 ・申請時点で満年齢が30歳以下の者
	内 容: 大学等を卒業又は修了した者で、卒業後に片品村へ定住し就学のために片品村奨学金の貸与又は金融機関の教育 ローンを借入れていた者に対して交付する。 補助金の額:交付申請する前年度に返済した就学資金のうち、補助率3分の2(上限30万円)
	問合せ: 《地方創生推進室》 Tel:0278-25-8221

川場村

令和7年7月時点

//	
分類	事業名 (対象者・内容)
子	子育て支援金事業
育て	対象者: ・対象の子を出産した、または養育している。 ・村税等に滞納がないこと。 ・親子ともに川場村に6か月以上居住している。
支 援	内容: ・出生時(第1子・第2子200,000円、第3子300,000円・第4子500,000円、第5子1,000,000円) ・小中学校入学の学齢に達したとき 50,000円
	問合せ: 《健康福祉課 福祉係》 Tel: 0278-25-5074
	チャイルドシート購入費補助金交付事業
	対象者: 川場村に住所を有する方(※乳幼児1人につき1台とし、その申請回数は1回とする。) 内 容: ○対象となるチャイルドシート ・国土交通省の認証マーク入りのもの ○補助金の額
	・購入額(消費税を含む)に2分の1を乗じて得た額(1,000円未満は切り捨て) ・5,000円を上限とする。 ○申請時に必要なもの ・領収書(商品名、受領者名、金額、購入年月日及び購入店名の記載があるもの)の写し
	・品質保証書の写し ・振込先金融機関がわかるもの(金融機関名、支店名、口座番号)
	問合せ: 《総務課 総務係》 Tel:0278-52-2111
	高校生等通学定期券の購入費補助事業
	対象者: ・村内に住所を所有し、川場循環バス利用の定期券を購入して通学する高校生等 ・村税等に滞納がない世帯に属する者 ・村長が特に必要と認めた者
	内 容: 住所地の直近のバス停から沼田駅までの区間 定期券購入費の1/2補助
	問合せ: 《むらづくり振興課 企画観光係》 Tel: 0278-25-5071
	産後ケア事業
	対象者: 川場村に住所があるお母さんと赤ちゃんで ・事業の利用を希望する方 上記にかかわらず、村長が必要と認めた場合は利用可 利根中央病院、横田マタニティーホスピタル、小児医療センター、群馬県助産師会
	内 容: ・授乳や沐浴についての相談、指導 ・育児に関する相談・支援 ・お母さんのケア(乳房ケア、休息など)
	問合せ: 《健康福祉課 健康保険係》 Tel: 0278-25-5074

分類	事業名 (対象者・内容)
子	不妊治療費又は不育治療費助成事業
育て支援	対象者: ・法律上の婚姻関係にある夫婦又は事実上の婚姻関係にある夫婦 ・医師が不妊治療又は不育治療が必要であると判断した者 ・夫婦のいずれか又は、両方が、申請日の1年以上前から川場村に住所を有する者 ・医療保険の被保険者又は被扶養者 ・村税等の滞納をしていない者
	内 容: 当該年度内の不妊治療又は不育治療に要した本人負担額の1/2 (千円未満切捨) 他の助成を受けた場合は、その助成額を差し引いた残額の1/2を助成 助成額は、夫婦一組に対し一年度1回、上限20万円 問合せ: 《健康福祉課 健康保険係》 Tel: 0278-25-5074
住	住宅リフォーム助成事業
住宅 支援	対象者: ・村内に住民登録があり、対象住宅を所有していること。 ・世帯の中に村税及び使用料等を滞納している人がいないこと。 ・その他村が実施する住宅等の助成制度を利用していないこと。 ・住宅の機能や性能を維持又は向上させるために、修繕を行うこと。 ・村内施工業者により行われる工事であって、工事費が税込20万円以上であること。 ・併用住宅の場合は個人部分のみが対象。 ・本年度中に工事が完了し、報告書の提出が出来ること。
	内 容: 補助額 補助対象工事費用の10%(1,000円未満切り捨て) 補助額の上限 20万円 問合せ:《田園整備課 建設係》 Tal:0278-25-5072
	民間賃貸住宅家賃助成事業
	対象者: ①村内の民間賃貸住宅に、世帯全員が居住し、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づく住民登録を 行っていること。 ②家賃が月額4万円以上であること。 ③同一世帯に住居手当の支給を受ける公務員がいないこと。 ④生活保護法(昭和25年法律第144号)による住宅扶助又は他の公的制度による家賃補助を受けていない こと。 ⑤世帯全員に市区町村民税及び市区町村に納付すべき金銭に滞納がないこと。 ⑥地域社会貢献活動に参加すること。 ⑦川場村暴力団排除条例(平成24年川場村条例第16号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第1号に 該当する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有し、若しくは社会的に非難される関係を有する法人 及び団体の構成員でないこと。 ⑧当該民間賃貸住宅の家賃を払っており、滞納がないこと。
	内 容: 補助金の額 家賃月額の25%で、1万5千円を限度。 補助金の交付期間 通算60月を限度。 問合せ: 《むらづくり振興課 企画観光係》 Tel: 0278-25-5071

分類	事業名 (対象者・内容)
佇	川場村子育て世帯・若者夫婦世帯住宅取得補助金
住宅支援	対象者: 住宅取得してから6か月以内に川場村に住民登録する方で次のすべてに該当する方。 (交付申請前に住宅が引き 渡しとなっている方は対象外) ・子育て世帯又は若者夫婦世帯であること ・補助対象住宅の契約者であること ・地域の区金へ加入し、地域行事への積極的な参加ができること ・世帯長に村税等の滞納している者がいないこと ・最力団員又は暴力団等と密接な関係にないこと。また社会的に非難される関係を有する法人及び団体の構成員でないこと ・使宅を新築する場合は、川場村みんなでつくる美しいむら条例を遵守できること ・申請者及び世帯員がこの補助金を過去に受け取ったことがないこと 内容: 川場村に定住することを目的として村内に住宅を取得する子育で世帯・若者夫婦世帯に対し補助を行うもの。 ○補助金の額は、基本補助金及び加算補助金の合計額で最大200万円 (基本補助金) 補助分象経費の10パーセントで100万円を限度(1,000円未満切り拾て)(加算補助金) 次のいずれかに該当する場合に加算し、加算補助金は100万円を限度 ・「子供加算」 中学生以下の子1人につき20万円 (最大5人まで) ・「レターン者・川場村在任者加算」 リターン者又は川場村在住者に該当する場合20万円 ・「村内事業者加算」 川場村商工会会員の施工による住宅取得の場合20万円村内事業者が下請も可 ・「蓄迫自動車免許取得加算」 川場村へ定住するために普通自動車免許を取得した場合20万円を加算 の対象経費 (新築) 住宅建築費用又は住宅購入費用(住宅の取得のために購入する土地購入費を含む。)(中古) 中古住宅取得の場合は、居住するために増改築等(増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替え)が必要な場合に要する費用

昭和村

令和7年7月時点

不妊治療費!	功成事業
対象者	・不妊治療をしている法律上の婚姻関係にあるご夫婦
	・申請日の1年以上前から昭和村に住所を有する者
	・医療保険加入者 ・ 村税の滞納のない者
内 容	
	・助成額は、夫婦一組に対し、1回の治療につき15万円が上限
77 A .	助成回数は、夫婦一組に対し、1子あたり10回まで
	:《健康福祉課 健康係》 Tel: 0278-25-3285 (內132)
保育料無料化	Ľ争美
対象者	: 本村に住所が有り、保育所等へ入所している子ども。
	: 保育料の無料化。
問合せ	:《健康福祉課 福祉係》 Tel: 0278-25-3285(内134)
保育園で使用	用したおむつの回収と処分事業
対象者	: 村内全ての保育園
内 容	: 保育園内で使用したオムツの回収と処分を行い、保護者の負担軽減を図るもの。
問合せ	: 《健康福祉課 福祉係》 Tel: 0278-25-3285 (内134)
副食費の全額	領補助事業
対象者	: 本村の保育所等に通所する児童。
内 容	: 副食費(おかずやおやつ代金)の全額補助。
問合せ	:《健康福祉課 福祉係》 Tel:0278-25-3285 (内134)
おむつ等乳」	見日常生活用品購入費助成金事業
対象者	次に定めるすべての要件を満たした保護者。 :
7,3%,1	①2歳未満児を養育していること。
	②保護者及び対象乳児等が基準日(4月1日、10月1日)時点並びに支給決定時において本村の住民基本 台帳に記載されていること。
内 容	: 対象乳児等の満2歳の誕生日の属する月まで、乳児等1人につき月額4,000を助成。
	: 《健康福祉課 福祉係》 Tet: 0278-25-3285 (内134)
	延生祝金等支給事業
対象者	
73.51	①誕生した児を出産した者とその配偶者で引き続き村に居住する者。
	②誕生した児及び出産した者とその配偶者が本村の住民基本台帳に記載されている者。
内 容	: 対象児1人につき10万円を支給。
問合せ	:《健康福祉課 健康係》 Tel: 0278-25-3285 (內132)
小中学校給的	食費無償化事業
対象者	: 村内小学校または中学校に在籍している児童または生徒の保護者。
内 容	: 学校給食費の全額補助。育て世帯の経済的負担を軽減するため全額補助。
問合せ	: 《給食センター》 Tel:0278-24-6210

	事業名 (対象者・内容)
入学祝	金給付事業
	対象者: 支給する年の5月1日において、本村の住民基本台帳に記載されている新入学生の保護者
	①小学校 新入学生1人につき30,000円 内 容:
	②中学校 新入学生1人につき50,000円
	問合せ: 《教育委員会 社会教育係》 Tal: 0278-24-5120
昭和村	立小中学校児童生徒の遠距離等通学費補助事業
	対象者:本村に住所が有り、昭和村立小中学校に通学する児童生徒のうち、一定の距離以上から通学するもの
	内容:・2km以上6km未満の自転車通学中学生の距離に応じた金額の補助。
	・自転車用ライト購入費用を5,000円を上限に8割まで補助。 ・小学校4km、中学校6km以上の児童生徒は無料のスクールバスを運行。
	問合せ: 《教育委員会事務局 学校教育係》 Ta: 0278-24-5120
空き家	バンク
	対象者: 村内への定住等を目的とした閲覧申請者に対し、情報を提供するもの。
	内 容: 個人が住居を目的とした現に居住していない村内に存在する建物及び敷地等を登録し、
	村内への定住等を目的とした閲覧申請者に閲覧させるもの。
	問合せ: 《企画課 広報統計係》 Tel: 0278-25-3442 (内233)
昭和村	住宅リフォーム補助金制度
	対象者: ①昭和村に住民登録があり、対象住宅を所有している方。
	②住宅所有者及び全世帯員に村税等の滞納がない方。
	③工事について、村の他の助成制度等を受けない方。
	内 容: 村民の住環境の向上を図るために行う住宅の修繕、改築、増築等のリフォーム工事費用に 対して補助を行うもの。
	問合せ: 《建設課 整備係》 Tel: 0278-25-3421 (内213)
 昭和村	定住に伴う新築住宅建設補助金制度
	対象者: ①世帯責任者(世帯の生計を維持している者)による申請で、配偶者を
	有していること。
	②世帯責任者が所有し、家族との住居を目的に新たに建設された住宅であること。
	③世帯全員が住民基本台帳に記載されていること。
	④新築住宅の総床面積が50平方メートル以上200平方メートル未満であること。
	⑤その世帯員に村税等の滞納がないこと。
	⑥申請者が新築住宅の引き渡しを受けた日において、45歳以下であること。
	⑦本村に10年以上定住すること。
	⑧簡易水道事業、農業集落排水事業(戸別浄化槽事業)に世帯責任者名義で加入して
	いること。
	(母屋等からの分岐・接続は認められません。)
	⑨昭和村景観条例に申請し、適合通知を受けていること。
	内 容: 昭和村に定住することを目的として村内に新築住宅を建設する者に対し補助を行うもの。
	問合せ: 《建設課 整備係》 Tel:0278-25-3421 (内213)
昭和村	借上賃貸住宅事業
	対象者: 昭和村借上賃貸住宅事業において、借上賃貸住宅建て主決定通知書の交付を受けた
	賃貸住宅に入居している入居者。

内 容: 入居者の家賃負担の軽減を図るため、入居者に対し家賃助成をするもの。

問合せ: 《企画課 広報統計係》 Tel: 0278-25-3442 (内232)

分類	事業名 (対象者・内容)
住宅支	昭和村結婚新生活支援事業 対象者: ①R7.1.1からR8.3.31までに婚姻届を提出し受理された世帯 ②夫婦の所得を合計した金額が500万円未満である世帯
援	③夫婦共に婚姻時における年齢が39歳以下の世帯 ほか 内 容: 結婚し、昭和村で新生活を始める方の住居費や引っ越し費用を補助するもの。 問合せ:《企画課 地域振興係》 Tel:0278-25-3442 (内232)
±1. ##	昭和村特定農地貸付事業
就農支援	対象者: 農業者以外 内容: 農業者以外の者が野菜や花等を栽培し、自然にふれ合うとともに、農業に対する理解を 深めることを目的とする。 賃料:1区画50㎡あたり年間3,000円 問合せ: 《企画課 地域振興係》 Tel:0278-25-3442 (内232)

みなかみ町

令和7年7月時点

分類	事業名 (対象者・内容)
子	出産及び誕生日祝金支給事業
	対象者: 子の出生日および1・2歳の誕生日にみなかみ町に登録された子の養育者。
育	内 容: 次代を担う子どもの健全な育成と福祉の増進を図ることを目的として祝金を贈る制度です。
て	【出産祝金】第1子 2万円 【誕生日祝金】3万円の電子地域通貨
支	第2子 2万円
援	第3子 10万円
	問合せ: 《子育て健康課 子育て支援係》 Tel: 0278-25-5009
	入学支援金・ウインドブレーカー支給事業
	対象者: 町内に住所を有し、小中学校等に入学する児童等の保護者に支給します。
	内 容: 子育て家庭の支援及び児童等の健全育成を図ることを目的として、児童等の保護者に対して入学支援金を贈る制
	度です。
	小学校入学 5万円の電子地域通貨
	中学校入学 10万円の電子地域通貨,ウインドプレーカーの現物支給
	問合せ: 《子育て健康課 子育て支援係》 Tel:0278-25-5009
	方 公 尚你你还是它相来瞧了, 在中事来
	高等学校等通学定期券購入補助事業 ————————————————————————————————————
	対象者: 町内に住所を有し、高等学校等に通学するために定期券を購入した生徒の保護者に支給します。
	内 容: 子育て家庭の経済的負担の軽減及び教育の機会均等などを目的として、高等学校等に通学するために購入した下
	記の定期券の購入費用の1/2を補助する制度です。
	①路線バス(鎌田線、猿ヶ京線、水上線に限る。)
	②電車 ③新幹線
	問合せ: 《子育て健康課 子育て支援係》 Tel:0278-25-5009
	実費徴収に係る補足給付を行う事業
	対象者: 公立・私立のこども園等に就園している生活保護世帯等の園児の保護者が対象です。
	内 容: 経済的な理由によって就園が困難な児童について教材費、行事費など園生活に必要な経費を補助する制度です。
	「」 台・ 歴別的な空山によりて別園の四年は光星にフレースが内見、日子見なて園工店に必要は社員を開めまる問題とす。
	問合せ: 《子育て健康課 子育て支援係》 TeL:0278-25-5009
	こども園の児童に対する給食費の無償化拡充事業
	対象者: 公立・私立のこども園等に就園しているこども。
	内 容: ①第3子以降のこどもの給食費全額免除。
	②国の基準により副食費が免除となるこどもの給食費全額免除。
	問合せ: 《子育て健康課 子育て支援係》 TeL:0278-25-5009
	要保護・準要保護児童生徒就学援助費支給事業
	対象者: 町立小中学校に通学し、経済的な理由で就学が困難と認められる児童生徒の保護者に支給します。
	内 容: 経済的な理由によって就学が困難な児童生徒について、学用品費・給食費など学校生活に必要な経費を援助する
	制度。
	問合せ: 《学校教育課 学校教育係》 Tel: 0278-25-5024
	遠距離通学費助成事業
	対象者: スクールバスを利用していない、指定区域内に居住する児童生徒の保護者が対象です。
	内 容: 安全・安心に通学をすることができ、通学距離による保護者の負担の格差を解消するため、通学費の一部を助成 する制度。
	9 る可及。 問合せ: 《学校教育課 学校教育係》 Tel: 0278-25-5024
	同日で・『丁以が日欧』 「R. VOZTO-25-3024

分類	
子育て支	
援	
住宅支煙	

事業名 (対象者・内容)

実用英語技能検定(英検)検定料補助制度

対象者: 検定料の全額を負担して英検を受検した町内に住所を有する小中学生の保護者

内 容: 実用英語技能検定(英検)検定(公益財団法人日本語英語検定協会が実施)の検定料の半額を支給する制度。

問合せ: 《学校教育課 学校教育係》 Tel: 0278-25-5024

第3子以降の学校給食費無償化事業

対象者: 子を3人以上養育している保護者で、国等の補助制度により給食費相当額の給付を受けていない保護者

内 容: 出生の早い子から数えて3番目以降の子の学校給食費の全額免除 問合せ: 《学校教育課 月夜野学校給食センター》 Tel:0278-62-2219

結婚新生活支援事業

対象者: 婚姻日において夫婦の合計年齢が100歳未満かつ世帯所得が500万円未満の世帯

内 容: 地域における少子化対策の強化を図ることを目的とし、居住費及び引越費用の一部を補助する。

■対象経費:結婚に伴う住宅取得費用、リフォーム費用、住宅賃貸費用、引越費用

■補 助 額:1世帯あたり上限30万円(夫婦ともに29歳以下の場合は60万円)

問合せ: 《子育て健康課 子育て支援係》 Tel: 0278-25-5009

住宅新築増改築・取得へ補助金支給(子育て家庭等住宅整備補助金交付事業)

対象者: 町に住所を有する方、または整備完了後から6か月以内に住民となる方で、次の各号のいずれにも該当する方が対象です。

- ・中学生までの子育て家庭、または妊婦がいる世帯の方、または婚姻届提出後3年以内かつ夫婦の年齢の 合計が100歳未満の世帯の方。
- ・住宅整備後、町内に3年以上居住する方。
- ・町税等の滞納のない世帯に属する方。
- ・他の補助制度等を受けないこと。

内容: 子育て家庭の住環境の整備に対し補助する制度です。

■対象物件:新築の場合 工事費1,000万円以上のもの。 増改築・住宅取得の場合 工事費500万円以上のもの。

■補助額:対象工事費の10%の額(上限は要件により60万円~100万円)

問合せ: 《子育て健康課 子育て支援係》 Tel: 0278-25-5009

住宅用省エネルギー設備設置費補助金交付事業

対象者:一定の要件を満たす町に住所を有する方が、当該設備を自宅に設置する場合に助成します。

内 容: 省エネルギー設備の普及を促進し、家庭から排出される温室効果ガスの排出の抑制を図るため、①住宅用太陽光

発電設備②高効率給湯設備③太陽熱温水器の設置等にかかる費用を補助する制度 です。

問合せ: 《企画課 企画調整係》 Tel: 0278-25-5001

生ゴミ処理容器等購入補助金交付事業

対象者:一定の要件を満たす町に住所を有する方が、生ごみ処理容器等を購入場合に助成します。

内 容: 家庭から排出される生ゴミの自己処理を行い、ごみの減量化及び再資源化の促進を図る制度です。一容器につき

上限額5万円または購入に要した価格の4/5のいずれか低い額を助成します。

問合せ: 《環境課 環境対策係》 Tel: 0278-64-1168

住宅用地の分譲(うららの郷販売促進事業)

内 容: ○うららの郷住宅用地分譲中

自然に恵まれたみなかみ町では、町内で湧き出る豊富な温泉があります。また、年間を通してアウトドアス

ポーツなどの体験型観光なども楽しめます。

問合せ: 《みなかみ町土地開発公社》 Tel: 0278-25-5030

分 類 類 第業名 (対象者・内容)

町営住宅への入居(町営住宅運営事業)

内 容: ○みなかみ町公営住宅

入居申し込み要件があり、家賃は建物の建築年次等によって異なります。駐車場あり。

問合せ: 《群馬県住宅供給公社みなかみ支所》 Tel: 0278-25-8423

空き家バンク

住

支

援

対象者: みなかみ町内で暮らしたい方(土地・建物を買いたい方・借りたい方、売りたい方・貸したい方)

内 容: みなかみ町で暮らし続けたい方やみなかみ町内への移住を支援するため、町内にある空き家・空き地物件の情報

をホームページ等で提供しています。

問合せ: 《企画課 企画調整係》 Tel: 0278-25-5001

空き家バンク活用補助金

対象者: 空き家バンクに登録された物件をみなかみ町に定住のため賃借する方又は購入する方で、次のいずれかに該当する方

・みなかみ町に住民登録されている夫婦 (年齢の合計が90歳未満)

みなかみ町に転入した方

内容: 賃借及び購入等にかかる費用の一部を助成します。

・空き家等の月額賃借費用の1/4 (月上限1万円、土地のみは不可)

・空き家等購入費用の1/10 (若年夫婦:上限100万円、転入者:上限50万円)

問合せ: 《企画課 企画調整係》 TeL: 0278-25-5001

空き家家財処分等支援事業補助金

対象者: 空き家の所有者で、次の各号のいずれにも該当する方

(1) 3親等以外の者に売買又は賃貸するため、空き家の家財処分等を行う者

(2) 納付すべき市区町村民税を滞納していない者

(3) 過去にこの要綱に基づく補助金の交付を受けていない者

(4) みなかみ町暴力団排除条例 (平成24年みなかみ町条例第23号) 第2条第1号から第3号までに規定する 暴力団、暴力団員又は暴力団員等でない者

内 容: みなかみ町空き家バンクに登録した又は登録しようとする空き家の家財道具等の処分経費の2分の1 (上限 20 万

円)

問合せ: 《企画課 企画調整係》 Tel: 0278-25-5001

住宅新築改修等補助金

対象者: 次の各号のすべてを満たす方が対象です。

(1)みなかみ町に住民登録を行っている方。

(2)町内に建築された個人住宅及び併用住宅の所有者または町内に新築を予定している

個人住宅及び併用住宅の建築主である方。

(3)町税等の滞納のない世帯に属している方。

(4)当該工事について他の補助制度等を受けていない方。ただし、他の補助金制度等の

対象外となる工事は補助対象とする。

(5)個人住宅及び併用住宅の新築、改修、修繕、補修または増築工事をする方。

(6)町内に本社または本店を有する工事事業者を利用する方。

内 容: 町民の住環境の向上を図るとともに、町内商工業の活性化に資するため、住宅の新築・改修等の費用を補助する 制度です。1件あたり20万円または補助対象経費の10%(千円未満は切り捨て)のいずれか低い額を助成しま

す。

問合せ: 《観光商工課 商工振興係》 Tel: 0278-25-5018

	事業名 (対象者・内容)
ー 薪ス	トーブ等購入費補助制度
	対象者:・町内に住所を有し、かつ居住している者または町内に本店、営業所または事業所を有する
	法人等で、適正に維持管理ができる者
	・当該補助金の交付を一度も受けていないこと ・町税等を滞納していないこと
	・他の補助制度等を受けないこと
	内容: 薪ストープ等本体(煙突を含む)を購入する経費(ただし、一基分の経費に限る)補助する制度です。購入経費の1
	2以内(千円未満切り捨て)、補助金の最高額は20万円(40万円以上の購入に対する補助は一律20万円)
	では、
-+^	
幹	線通勤費補助金
	対象者: 次のいずれかに該当する場合。
	(1) 平成31年4月1日以降に本町に転入した方(転入日から5年以内に要申請)
	(2) 町内に新築住宅を購入し、住まわれる方
	(3) 町内に中古住宅を購入し、住まわれる方
	(4) 町内に賃貸住宅を契約し、住まわれる方
	(5) 申請者または同居する配偶者のいずれかの年齢が40歳未満の方 (6) 中学生以下の子供を養育している方
	(7) 世帯全員に町税及び国民健康保険税の滞納がないこと
	(8) 世帯全員がみなかみ町暴力団排除条例に規定する暴力団員等でない者
	内容: 本町への移住を促進し、定住人口の増加を図るため、本町へ転入し、新幹線を利用して群馬県外へ通勤するも
	に対し、補助金を交付する。
	上限額3万円…(1)、(2)または(3)、(5)または(6)、(7)、(8)
	上限額2万円…(1)、(4)、(5)または(6)、(7)、(8)
	上限額1万円…(2)または(3)、(7)、(8)
	問合せ: 《企画課 企画調整係》 Tel: 0278-25-5001
学	生等新幹線通学費補助金
Г	対象者: 次のいずれにも該当する場合。
	(1) 本町の住民基本台帳に記録されている方(高等学校を卒業した年度の末日以前3年以上継続して本町に
	居住していること)
	(2) 学校教育法に規定する大学、大学院、短期大学、高等専門学校、専修学校に通学している方
	(3) 世帯全員に町税及び国民健康保険税の滞納がないこと
	(4) 世帯全員がみなかみ町暴力団排除条例に規定する暴力団員等でない
	内 容: 大学等への進学を契機とする町外転出を抑制し、地域に暮らし続けることにより地域活動等への参加を促進し
	地域の担い手となる者を育むため、町内から群馬県外の大学等に新幹線で通学する学生に対し、交付する。上
	月額2万円(定期券の1/4)…(1)、(2)、(3)、(4)
	問合せ: 《企画課 企画調整係》 Tel: 0278-25-5001
往	支援金
	対象者: 次のいずれにも該当する場合。
	(1)平成31年4月26日以降に本町に転入した方(転入後一年以内に要申請)
	(2)移住直前の10年間で通算5年以上、東京23区に在住または東京圏(条件不利地域を除く)
	に在住し、東京23区へ通勤していた方。(移住前の直近1年以上の期間を含む)
	(3)群馬県が開設・運営する求人サイト「マッチングサイト」に掲載された対象求人枠に応募して採用された。
	または起業された方または東京の仕事を変えずにテレワーク移住された方等
	内容: 東京一極集中の是正、地方における人口減少対策、担い手不足の解消を目的とし、東京圏から地方に移住して
	業・起業する方、または仕事を変えずに移住(テレワーク移住)する方などを対象に支援金を支給します。
	○交付金額:2人以上の世帯 100万円 ※ 自共業 60万円
	単身世帯 60万円 1954年の世界 20万円(1 k / つき)
41	18歳未満の帯同 30万円(1人につき)

問合せ: 《企画課 企画調整係》 Tel: 0278-25-5001

分類	事業名 (対象者・内容)
移	移住・テレワークに係るレンタカー借上料補助金
住・定住支援	対象者: (1) 町外に住所がある者 (2) 本町への移住検討のための視察またはテレワークおよびワーケーションを目的としたテレワーク施設 を利用する者 内容: 本町への移住検討・テレワーク目的にレンタカーを使用した場合、1回当たり1日3,000円、最大3日間を補助。 問合せ: 《企画課 企画調整係》 Tel: 0278-25-5001
4+	起業支援事業
就業支援	対象者: 町内で起業する方のうち次のいずれにも該当する場合です。
就農	真沢ファーム交流施設
農業技術援験	内 容: ○農業体験希望者のご参加をお待ちしております。 昔ながらの棚田で安心安全なお米を作ってみませんか。作業は経験豊富な地元農家の指導をいただけます。募集 に関してはさなざわのテラスHPをご覧ください。 問合せ: 《観光商工課 商工振興係》 Tel: 0278-25-5018 《さなざわのテラス》 Tel: 0278-20-2121

桐生市

令和7年7月時点

(対象者・内容) 事業名 類 未来創生塾(桐生ならではの特色ある教育) 対象者: 市内の小学生と保護者 内 容: 群馬大学理工学部を核に、産・学・官・民が連携した特別教育プログラム。子どもに発見の喜びと感動を与えて 感性を育み、世界をリードする人材育成と100年先の楽しい未来社会構築を視野に入れた取り組みを行っていま 問合せ: 《生涯学習課 社会教育係》 Tel: 0277-46-6465 サイエンスドクター(桐生ならではの特色ある教育) 対象者: 市内の幼稚園児、小学校・中学校・義務教育学校の児童・生徒 内 容: 群馬大学の大学院生がサイエンスドクターとして幼稚園・小中学校・義務教育学校に出向き、理科実験やプログ ラミング体験などを通じて科学好きな子どもを育てる取り組みを行っています。 問合せ: 《学校教育課 教育研究所 群大連携推進担当》 Tel:0277-46-6191 子どもがつくるまち ミニきりゅう (桐生ならではの特色ある教育) 対象者: 小学校1~6年生 内容:「ミニきりゅう」は、子どもたちがつくる、子どもたちだけの、子どもたちのための仮想のまちです。たくさん の職業から好きな仕事を体験し、ミニきりゅう専用通貨で給料を受け取ります。給料は納税したあと、ミニき りゅうのなかで使うことができます。働くことやお金を使うことを通して、仕事の楽しさや社会の仕組み、お金 の大切さなどが学べるイベントです。 問合せ: 《青少年課 青少年係》 TeL: 0277-47-2184 国際理解推進事業・西町インターナショナルスクール交流事業(桐生ならではの特色ある教育) 対象者: 黒保根保育園の園児、黒保根学園の児童・生徒 内 容: 黒保根地域の特色ある教育として、専任の外国人英会話講師を配置し、保育園から黒保根学園(小・中学校)ま での一貫した英語活動を行っています。また、姉妹提携校の西町インターナショナルスクール(東京都港区)と 農業体験やホームステイなどの交流を行っています。 問合せ: 《黒保根支所市民生活課 黒保根公民館》 Tel: 0277-96-2501 tsukurun KIRYU(デジタルクリエイティブ人材育成事業) 対象者: 県内の小学校入学年齢から高等学校卒業年齢までの者 内 容: 小中高生年齢という若い段階から3DCGやVR等の最先端の機器を使ったデジタル創作を体験できる「tsukurun KIRYU」を設置し、次世代のデジタルクリエイティブ人材の育成活動を実施しています。 問合せ: 《DX推進室 桐ペイ推進応援担当》 Tel:0277-32-4196 中学生給食費無償化・中学生給食費補助事業 対象者: 中学校及び義務教育学校(7~9年生)の生徒の保護者 内 容: 市内公立中学校、義務教育学校における給食費の無償化、また私立等中学校、特別支援学校における給食費の補 問合せ: 《教育部総務課 学校給食中央共同調理場》 Tel: 0277-46-6510 第3子以降給食費補助事業(小学校等) 対象者: 第3子以降の小学校及び義務教育学校(1~6年生)の児童の保護者 ※扶養等の要件あり 内 容: 市内公立小学校、義務教育学校における給食費の無償化、また私立等小学校、特別支援学校における給食費の補 問合せ: 《教育部総務課 学校給食中央共同調理場》 Tel: 0277-46-6510

子育て

^分 事業名 (対象者・内容) 類

不妊治療費助成事業

不妊治療を行っていて、次の全てに該当する夫婦

・戸籍法による夫婦である対象者:

・夫もしくは妻のいずれか、または両方が1年以上前から桐生市に居住している

・医療保険に加入している ・市税等の滞納をしていない

内 容: 不妊治療に要した負担額の2分の1を助成する(上限年10万円)。 問合せ: 《子育て相談課 母子保健係》 Ta::0277-43-2003・43-2009

不育症治療費助成事業

対象者: 不育症の治療を行っていて、次の全てに該当する夫婦

・戸籍法による夫婦である

・夫もしくは妻のいずれか、または両方が1年以上前から桐生市に居住している

・医療保険に加入している ・市税等の滞納をしていない

内 容: 不育症治療に要した負担額(県の助成額を差し引いた額)の2分の1を助成する(上限年20万円)。

問合せ: 《子育て相談課 母子保健係》 Tel: 0277-43-2003・43-2009

母乳外来助成事業

対象者: 出産後3か月以内の産婦で、母乳外来による乳房マッサージを含む母乳育児指導を受けた方

内 容: 1回の母乳外来自己負担金に対して1,500円を助成(上限5回)。 ※1回の自己負担金が1,500円に満たない場合はその金額を助成。

問合せ: 《子育て相談課 母子保健係》 Tel: 0277-43-2003・43-2009

産後ケア事業

対象者: おおむね産後1年未満のお母さんとお子さん

(お母さん、お子さんともに医療行為の必要のない方)

内容: お母さんの休息や助産師による乳房ケア、授乳や沐浴、育児相談などを行う(1人上限7回)。

利用者負担:ショートステイ(宿泊)型(1泊):3,800円 デイサービス(日帰り)型(1日):1,800円 デイサービス(日帰り)型(半日): 900円

アウトリーチ (訪問) 型:1,200円

問合せ: 《子育て相談課 母子保健係》 Tel: 0277-43-2003・43-2009

黒保根地域定住促進奨励金 (結婚祝金)

対象者: 結婚後、黒保根町に5年以上定住することを誓約した方

内 容: 1組あたり5万円を桐生市電子地域通貨(桐ペイ)にて交付する。 問合せ: 《黒保根支所地域振興整備課 産業振興係》 Tel:0277-96-2113

黒保根地域定住促進奨励金(出産祝金)

対象者: 黒保根町に5年以上定住することを誓約したご夫婦

内 容: 第1子5万円、第2子10万円、第3子以降15万円を桐生市電子地域通貨(桐ペイ)にて交付する。

問合せ: 《黒保根支所地域振興整備課 産業振興係》 Tel:0277-96-2113

小中義務教育学校通学費補助金

対象者: 鉄道またはおりひめバスを利用して、市内の市立小・中・義務教育学校に通学する児童・生徒の保護者

内 容: 市内4鉄道 (JR両毛線、東武桐生線、上毛電気鉄道、わたらせ渓谷鐵道) の通学定期券と、おりひめバス (中学

生以上) の通学定期券を全額補助。

※市内小学牛以下のおりひめバス運賃は 由請しかくても無料。 問合せ: 《交通ビジョン推進室 交通ビジョン推進担当》 Tal: 0277-48-9041

分類	事業名 (対象者・内容)
子	わたらせ渓谷鐵道 高校生等通学費補助金
す 育 て	対象者: 黒保根町に居住し、わたらせ渓谷鐵道を利用して高等学校などへ通学する生徒の保護者 内 容: 通学費(定期券代)の35%を助成する。
支	問合せ: 《黒保根支所市民生活課 黒保根公民館》 TeL:0277-96-2501
援	奨学資金貸与
	対象者: 就学に関する力と熱意を持ち、心身共に健康であり、大学、短大、高専、高校、専修学校に在学もしくは入学しようとしているが、経済的な理由により修学が困難な方内 容: 下記のとおり、奨学金を貸与する(金額は年額)。 ・大学生:552,000円 ・短大生:408,000円 ・高校生:120,000円 ・専修学校生(専門課程):408,000円 ・専修学校生(高等過程):120,000円 ・高等専門学校生:240,000円
	きりゅう暮らし応援事業(移住者住宅取得助成)
住宅支援	対象者: 転入後2年以内の移住者で、令和7年4月1日以降に市内に住宅を建築または購入し、5年以上定住する方 内 容: 住宅取得費用の一部を補助する(基本補助と加算補助の合計で上限200万円(または住宅取得金額の10%のいずれか低い額) 基本補助 住宅取得金額の3%(上限30万円) 加算補助 ①若者加算:1世帯につき80万円 ②子ども加算:子ども1人につき20万円 ③誘導区域加算:20万円 ④市内業者加算:20万円 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	きりゅう暮らし応援事業(住宅リフォーム助成)
	対象者: 市内に住宅を所有し、居住している住宅のリフォーム工事を行う方
	内 容: 工事費用の10分の1 (子育て世帯は5分の1) を補助する (基本補助と性能向上加算補助の合計で上限30万円)。 基本補助 対象工事費の10% (子育て世帯は対象工事費の20%、限度額20万円)
	性能向上加算補助 対象工事費の10%(子育で世帯は対象工事費の20%、限度額10万円)

問合せ: 《建築住宅課 住宅係》 Tel: 0277-48-9030

分	
類	
住	
宅	
支	
援	

事業名 (対象者・内容)

きりゅう暮らし応援事業(空き家利活用助成)

対象者: 市内にある空き家のリフォーム工事を行う方

内容:(1)1年以上居住していない物件をリフォームし、5年以上定住する場合に、工事費の2分の1を助成する(基本補

助と加算補助の合計で上限70万円)。

基本補助

20万円以上の工事で、対象工事費の30%(上限20万円)

加算補助

①移住加算:40万円

②子ども加算: 1人につき20万円 ③空き家・空き地バンク加算: 20万円

④性能向上加算:10万円

⑤ファミリー加算(2人以上の世帯の場合):15万円

(2)市外からの移住者限定で、1年以上居住していない耐震基準適合の物件をリフォームし、10年以上定住する場

今に ⊤車費の2分の2を助成する (ト限100万円) 問合せ: 《空き家対策室 空き家活用係》 Tel: 0277-48-9036

きりゅう暮らし応援事業(空き家除却助成)

対象者: 市内にある空き家の解体工事を行う方

内容: (1)市外からの移住者限定で、1年以上居住していない昭和56年5月31日以前に建てられた居室を有する建築物を

解体し、跡地に住宅を新築する場合に、工事費の2分の1を助成する(上限50万円)。

問合せ: 《空き家対策室 空き家対策係》 Tel: 0277-48-9035

空き家・空き地バンク

対象者: 市内の土地や建物を買いたい方・売りたい方

内 容: 空き家・空き地物件の情報をホームページなどで提供。 問合せ: 《空き家対策室 空き家活用係》 Ta: 0277-48-9036

勤労者貸付事業 (住宅資金貸付金)

対象者: 同一事業所などに1年以上継続して勤務し、市内に自己の居住する住宅を新築・増改築または住宅を購入しよう

とする勤労者

内 容: 必要経費の80%以内で1世帯あたり1,000万円まで

(融資期間20年以內、融資利率年2.5%以內(固定金利))

問合せ: 《商工振興課 商業金融担当》 Tel:0277-32-4104

ひまわり団地分譲事業

対象者: 契約締結日から3年以内に60㎡以上の専用住宅または店舗併用住宅を建設し、生活の本拠とする方

内容: 黒保根町の日当たりの良い高台の団地の分譲販売(8区画、坪1万円台から)。

問合せ: 《黒保根支所地域振興整備課 建設係》 Tel: 0277-96-2110

市営住宅の紹介

対象者: 持ち家がなく、現在住宅に困窮している方

内 容: 市営住宅の紹介・相談・受付などを行う(相談・受付は、群馬県住宅供給公社桐生支所が行う)。

問合せ: 《建築住宅課 住宅係》 Tal: 0277-48-9029 《群馬県住宅供給公社 桐生支所》 Tal: 0277-46-5656

就農農業

貸し農園の設置(新里町ふれあい農園)

対象者: 市内に居住し、農業に従事していない方

内 容: 1区画60㎡の農園(全27区画)を年額5,000円で貸付(希望者は3年間継続利用可能)。

問合せ: 《新里支所地域振興整備課 産業振興係》 Tel: 0277-74-2217

分 (対象者・内容) 事業名 類 新店舗開設促進事業補助金 対象者: 個人の場合は市内に居住、法人の場合は市内に法人登記を置く事業者(予定を含む) 業 内 容: 市内の空き物件(店舗、事務所、工場、住宅など)を利用して新店舗を開設しようとする方に対し、改修工事費 支 の2分の1を補助する。 援 基本補助金 (1)中心市街地(本町一丁目~六丁目、末広町、錦町など)の区域内での新店舗開設: ト限100万円 (2)中心市街地の区域外での新店舗開設:上限50万円 ・中心市街地空き店舗情報登録制度に登録されている物件を活用する場合:10万円 ・若者世代(40歳以下)の移住者:最大30万円 問合せ: 《商工振興課 商業金融担当》 TeL0277-32-4104 中心市街地空き店舗等活用支援資金融資制度 対象者: 次の(1)・(2)を満たす方 (1)中心市街地にある一定期間使用されていない店舗・事務所・工場などを利用し開業する (2)中小企業信用保険法に定める業種を営む(営もうとする)方で、次のア〜ウのいずれかに該当する ア 融資実行後1か月以内に新たに事業を開始する具体的な計画を有する イ 融資実行後2か月以内に新たに法人を設立し、事業を開始する具体的な計画を有する ウ 事業を開始してから1年未満 内 容: 必要経費の90%以内で1,000万円以内 (融資期間8年以内(内据置1年)、融資利率年1.0%以内(固定金利))※保証料は全額市が負担 問合せ: 《商工振興課 商業金融担当》 TeL0277-32-4104 ものづくり拠点開設補助金 対象者: 個人の場合は市内に居住、法人の場合は市内に法人登記を置く事業者(予定も含む) 内 容: 市内の空き物件(店舗、事務所、工場、住宅など)を利用してものづくりの拠点(日本標準産業分類の「大分類 E-製造業」に定める事業を営み、生産設備等を備えた工房や工場など)を開設しようとする方に対し、工事費 の2分の1を補助する(上限50万円)。ただし、市内業者による施工に限る。 加算補助金

・若者世代(40歳以下)の移住者:最大30万円

問合せ: 《商工振興課 工業労政担当》 TeL0277-32-4125

I	
分類	事業名 (対象者・内容)
积	
そ	移住・定住に関するワンストップ相談窓口「桐生市移住支援フロント むすびすむ桐生」
o O	対象者: 市へ移住を検討している方
他	内 容: 移住検討者や店舗開業・起業検討者などの暮らしの夢を叶えるために、個性豊かな11人の移住コーディネー
	ターが伴走型支援を行う。
	問合せ: 《企画課移住定住推進室 移住定住推進担当》 Tel: 0277-32-3812
	移住検討応援金
	対象者: 市へ移住を検討している方
	内 容: 移住活動に伴い市内の宿泊施設に泊まった場合に、1人1泊2,000円を桐生市電子地域通貨で交付(2泊まで・2
	人まで)。
	問合せ: 《企画課移住定住推進室 移住定住推進担当》 Tel: 0277-32-3812
	新里町デマンドタクシー
	対象者: どなたでも
	内 容: 新里町内及びみどり市の主要箇所(駅等)を走るデマンドタクシー。利用希望日の前日から、当日の利用したい
	時間の30分前までに、0120-44-2310に電話(利用日時、人数、乗りたい場所、 降りたい場所を伝える)。運賃
	は、1乗車につき大人(中学生以上)300円(赤城駅発着は600円)、小学生・障がい者150円(赤城駅発着は
	300円)※障がい者に同伴される方150円(赤城駅発着は300円)、未就学児無料。 問合せ: 《新里支所市民生活課 庶務・税務係》 Tel: 0277-74-2212
	黒保根町デマンドタクシー
	対象者: どなたでも
	内 容: 黒保根町内を走るデマンドタクシー。利用希望日の3日前から、当日の利用したい時間の30分前までに、0120-
	55-3744に電話(利用日時、人数、乗りたい場所、降りたい場所を伝える)。運賃は、1乗車につき大人(中学
	生以上)300円、小学生・障がい者150円※障がい者に同伴される方150円、未就学児無料。 問合せ: 《黒保根支所地域振興整備課 産業振興係》 Tel: 0277-96-2113
	生以上)300円、小字生・障がい者150円※障がい者に同伴される方150円、未就字児無料。 問合せ: 《黒保根支所地域振興整備課 産業振興係》 Tel: 0277-96-2113

太田市

令和7年7月時点

分類	事業名 (対象者・内容)
子	第3子以降保育所・認定こども園保育料免除事業
育て支援	対象者: 【基本受給資格要件】 ・婚姻をしていない子どもを3人以上養育していること ・保護者及び第3子以降の児童が太田市に住民登録があること ・市税等、保育施設等利用者負担額(保育料)に滞納がないこと ※所得制限は設定しません。 内 容: 保育料を免除 (準認可保育施設は助成) 問合せ: 《こども課 入園児童係》 Tel: 0276-47-1943
	子育て世帯ベーシックサービス事業
	対象者: 【基本受給資格要件】
	給食費を助成 内 容: ・月4,400円を上限とする ・太田市デジタル地域通貨「OTACO」による 問合せ: 《こども課 こども政策係》 Tel: 0276-47-1942
	保育園等利用児童おむつ給付事業
	対象者: 市内保育園等に在園する0~1歳児 内 容: 紙おむつ及びおしり拭きの物品を定額利用(サブスクリプション)する費用を市が負担することにより、在園児 の保護者及び保育士のおむつ等の管理負担を軽減し、市内保育園等の保育環境の充実を図ることを目的とする。
	問合せ: 《こども課 施設管理係》 Tel: 0276-47-1830
	学校給食費無料化・助成事業
	対象者: ① 無料化事業 ・市立小中学校(太田中除く)、義務教育学校に在籍する児童生徒。 ・市立幼稚園(藪塚本町南幼稚園)に在籍する園児。 ※手続きは不要です。 ② 助成事業 ・太田中学校、県立特別支援学校、私立小中学校、市外小中学校等に在籍する児童生徒。 ・市立小中学校(太田中除く)、義務教育学校に在籍しており、アレルギー疾患により学校給食に代えて弁当を持参している(一部喫食含む)お子さん。 【要件】 ・保護者及び対象児童生徒が太田市に住民登録があること。 ・生活保護法に基づく教育扶助を受けていないこと。 内 容: ① 学校給食費が無料になります。 ② 小学生: 45,000円、中学生: 55,000円(※年間の上限額)をOTACO(太田市デジタル地域通貨)のcoinで支給。 ※国や地方公共団体から給食費の全部又は一部の給付を受けている場合は、助成額が変更となる場合があります。 同合せ: 《学校施設管理課 学校給食係》 Ta:: 0276-20-7086

児童医療費を公費助成 対象者: 0歳児~18歳 (18歳に達する日以後の最初の3月31日まで) 内容: 子どもの医療費のうち保険診療の自己負担金相当額を公費で負担する医療費助成をすることにより、児童管理の向上と保護者の経済的負担の軽減を図ることを目的とする。 問合せ: 《医療年金課 福祉医療年金係》 Ta: 0276-47-1940 放課後児童クラブ 対象者: 仕事などにより昼間家に保護者がいない小学校に就学している児童。 内容: ・放課後から夕方まで学校敷地内の施設や指定民家等において遊びや生活の指導を行います。※保護者の送迎が必要です。 問合せ: 《児童施設課 放課後児童支援係》 Ta: 0276-47-1924 放課後児童支援事業 【こどもプラッツ事業】 対象者: 小学1年生から6年生まで。 保護者等が就労等による留守家庭の児童。 内容: ○実施日時: ・平日は、月曜日から金曜日の放課後から午後5時45分まで ・長期休業日は、月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時45分まで ※生日祝日、お盆期間中、年末年始は休室。また学校行事によって休室になる場合があります。 ○活動場所: ・学校の敷地内(余裕教室等)や近隣の公共施設 ・負担金: ・月額 3,500円(8月のみ6,000円)、おやつ無し。保険料は別途負担。 ○活動内容: ・学習 (宿頸)の時間あり。また異学年交流遊びなど。 問合せ: 《児童施設課 放課後児童支援係》 Ta: 0276-47-3301		事業名 (対象者・内容)
内 容: 子どもの医療費のうち保険診療の自己負担金相当額を公費で負担する医療費助成をすることにより、児童管理の向上と保護者の経済的負担の軽減を図ることを目的とする。間合せ: 《医療年金课 福祉医療年金係》 Ta: 0276-47-1940 放課後児童クラブ	児童	医療費を公費助成
管理の向上と保護者の経済的負担の軽減を図ることを目的とする。 問合せ:《医療年金課 福祉医療年金係》 Ta: 0276-47-1940 放課後児童クラブ 対象者: 仕事などにより昼間家に保護者がいない小学校に就学している児童。		対象者: 0歳児~18歳 (18歳に達する日以後の最初の3月31日まで)
問合せ:《医療年金課 福祉医療年金係》 Ta: 0276-47-1940 放課後児童クラブ		内 容: 子どもの医療費のうち保険診療の自己負担金相当額を公費で負担する医療費助成をすることにより、児童
放課後児童クラブ 対象者: 仕事などにより昼間家に保護者がいない小学校に就学している児童。 内 容: ・放課後から夕方まで学校敷地内の施設や指定民家等において遊びや生活の指導を行います。 ※保護者の送迎が必要です。 問合せ: 《児童施設課 放課後児童支援係》 Tel:0276-47-1924 放課後児童支援事業 【こどもプラッツ事業】 対象者: 小学1年生から6年生まで。 保護者等が就労等による留守家庭の児童。 内 容: ○実施日時: ・平日は、月曜日から金曜日の放課後から午後5時45分まで ・長期休業日は、月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時45分まで ※土日祝日、お盆期間中、年末年始は休室。また学校行事によって休室になる場合があります。 ○活動場所: ・学校の敷地内(余裕教室等)や近隣の公共施設 ○負担金: ・月額 3,500円(8月のみ6,000円)、おやつ無し。保険料は別途負担。 ○活動内容: ・学習(宿題)の時間あり。また異学年交流遊びなど。		管理の向上と保護者の経済的負担の軽減を図ることを目的とする。
対象者: 仕事などにより昼間家に保護者がいない小学校に就学している児童。 内容: ・放課後から夕方まで学校敷地内の施設や指定民家等において遊びや生活の指導を行います。 ※保護者の送迎が必要です。 問合せ: 《児童施設課 放課後児童支援係》 Ta: 0276-47-1924 放課後児童支援事業 【こどもプラッツ事業】 対象者: 小学1年生から6年生まで。 保護者等が就労等による留守家庭の児童。 内容: ○実施日時: ・平日は、月曜日から金曜日の放課後から午後5時45分まで ・長期休業日は、月曜日から金曜日の方前8時30分から午後5時45分まで ※土日祝日、お盆期間中、年末年始は休室。また学校行事によって休室になる場合があります。 ○活動場所: ・学校の敷地内(余裕教室等)や近隣の公共施設 ・負担金: ・月額 3,500円(8月のみ6,000円)、おやつ無し。保険料は別途負担。 ・活動内容: ・学習(宿題)の時間あり。また異学年交流遊びなど。		問合せ: 《医療年金課 福祉医療年金係》 Tel: 0276-47-1940
内容: ・放課後から夕方まで学校敷地内の施設や指定民家等において遊びや生活の指導を行います。 ※保護者の送迎が必要です。 問合せ: 《児童施設課 放課後児童支援係》 Tel:0276-47-1924 放課後児童支援事業 【こどもプラッツ事業】 対象者: 小学1年生から6年生まで。 保護者等が就労等による留守家庭の児童。 内容: ○実施日時: ・平日は、月曜日から金曜日の放課後から午後5時45分まで ・長期休業日は、月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時45分まで ※土日祝日、お盆期間中、年末年始は休室。また学校行事によって休室になる場合があります。 ○活動場所: ・学校の敷地内(余裕教室等)や近隣の公共施設 ○負担金: ・月額 3,500円(8月のみ6,000円)、おやつ無し。保険料は別途負担。 ○活動内容: ・学習(宿題)の時間あり。また異学年交流遊びなど。	放調	後児童クラブ
※保護者の送迎が必要です。 問合せ:《児童施設課 放課後児童支援係》 Tel: 0276-47-1924 放課後児童支援事業 【こどもプラッツ事業】 対象者: 小学1年生から6年生まで。 保護者等が就労等による留守家庭の児童。 内容: ○実施日時: ・平日は、月曜日から金曜日の放課後から午後5時45分まで ・長期休業日は、月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時45分まで ※土日祝日、お盆期間中、年末年始は休室。また学校行事によって休室になる場合があります。 ○活動場所: ・学校の敷地内(余裕教室等)や近隣の公共施設 ○負担金: ・月額 3,500円(8月のみ6,000円)、おやつ無し。保険料は別途負担。 ○活動内容: ・学習(宿題)の時間あり。また異学年交流遊びなど。	Г	対象者: 仕事などにより昼間家に保護者がいない小学校に就学している児童。
間合せ: 《児童施設課 放課後児童支援係》 Ta: 0276-47-1924 放課後児童支援事業 【こどもプラッツ事業】 対象者: 小学1年生から6年生まで。 保護者等が就労等による留守家庭の児童。 内 容: ○実施日時:		内 容: ・放課後から夕方まで学校敷地内の施設や指定民家等において遊びや生活の指導を行います。
放課後児童支援事業【こどもプラッツ事業】 対象者: 小学1年生から6年生まで。 保護者等が就労等による留守家庭の児童。 内 容: ○実施日時: ・平日は、月曜日から金曜日の放課後から午後5時45分まで ・長期休業日は、月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時45分まで ※土日祝日、お盆期間中、年末年始は休室。また学校行事によって休室になる場合があります。 ○活動場所: ・学校の敷地内(余裕教室等)や近隣の公共施設 ○負担金: ・月額 3,500円(8月のみ6,000円)、おやつ無し。保険料は別途負担。 ○活動内容: ・学習(宿題)の時間あり。また異学年交流遊びなど。		※保護者の送迎が必要です。
対象者: 小学1年生から6年生まで。 保護者等が就労等による留守家庭の児童。 内 容: ○実施日時: ・平日は、月曜日から金曜日の放課後から午後5時45分まで ・長期休業日は、月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時45分まで ※土日祝日、お盆期間中、年末年始は休室。また学校行事によって休室になる場合があります。 ○活動場所: ・学校の敷地内(余裕教室等)や近隣の公共施設 ○負担金: ・月額 3,500円(8月のみ6,000円)、おやつ無し。保険料は別途負担。 ○活動内容: ・学習(宿題)の時間あり。また異学年交流遊びなど。		問合せ: 《児童施設課 放課後児童支援係》 TeL: 0276-47-1924
保護者等が就労等による留守家庭の児童。 内 容: ○実施日時: ・平日は、月曜日から金曜日の放課後から午後5時45分まで ・長期休業日は、月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時45分まで ※土日祝日、お盆期間中、年末年始は休室。また学校行事によって休室になる場合があります。 ○活動場所: ・学校の敷地内(余裕教室等)や近隣の公共施設 ○負担金: ・月額 3,500円(8月のみ6,000円)、おやつ無し。保険料は別途負担。 ○活動内容: ・学習(宿題)の時間あり。また異学年交流遊びなど。	放調	後児童支援事業【こどもプラッツ事業】
内 容: ○実施日時: ・平日は、月曜日から金曜日の放課後から午後5時45分まで ・長期休業日は、月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時45分まで ※土日祝日、お盆期間中、年末年始は休室。また学校行事によって休室になる場合があります。 ○活動場所: ・学校の敷地内(余裕教室等)や近隣の公共施設 ○負担金: ・月額 3,500円(8月のみ6,000円)、おやつ無し。保険料は別途負担。 ○活動内容: ・学習(宿題)の時間あり。また異学年交流遊びなど。		対象者: 小学1年生から6年生まで。
内容: ○実施日時: ・平日は、月曜日から金曜日の放課後から午後5時45分まで ・長期休業日は、月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時45分まで ※土日祝日、お盆期間中、年末年始は休室。また学校行事によって休室になる場合があります。 ○活動場所: ・学校の敷地内(余裕教室等)や近隣の公共施設 ○負担金: ・月額 3,500円(8月のみ6,000円)、おやつ無し。保険料は別途負担。 ○活動内容: ・学習(宿題)の時間あり。また異学年交流遊びなど。		保護者等が就労等による留守家庭の児童。
・長期休業日は、月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時45分まで ※土日祝日、お盆期間中、年末年始は休室。また学校行事によって休室になる場合があります。 ()活動場所: ・学校の敷地内(余裕教室等)や近隣の公共施設 ()負担金: ・月額 3,500円(8月のみ6,000円)、おやつ無し。保険料は別途負担。 ()活動内容: ・学習(宿題)の時間あり。また異学年交流遊びなど。		内 容: ○実施日時:
 ※土日祝日、お盆期間中、年末年始は休室。また学校行事によって休室になる場合があります。 ○活動場所: ・学校の敷地内(余裕教室等)や近隣の公共施設 ○負担金: ・月額 3,500円(8月のみ6,000円)、おやつ無し。保険料は別途負担。 ○活動内容: ・学習(宿題)の時間あり。また異学年交流遊びなど。 		・平日は、月曜日から金曜日の放課後から午後5時45分まで
す。 ()活動場所: ・学校の敷地内(余裕教室等)や近隣の公共施設 ()負担金: ・月額 3,500円(8月のみ6,000円)、おやつ無し。保険料は別途負担。 ()活動内容: ・学習(宿題)の時間あり。また異学年交流遊びなど。		・長期休業日は、月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時45分まで
 ○活動場所: ・学校の敷地内(余裕教室等)や近隣の公共施設 ○負担金: ・月額 3,500円(8月のみ6,000円)、おやつ無し。保険料は別途負担。 ○活動内容: ・学習(宿題)の時間あり。また異学年交流遊びなど。 		※土日祝日、お盆期間中、年末年始は休室。また学校行事によって休室になる場合がありま
・学校の敷地内(余裕教室等)や近隣の公共施設 〇負担金: ・月額 3,500円(8月のみ6,000円)、おやつ無し。保険料は別途負担。 〇活動内容: ・学習(宿題)の時間あり。また異学年交流遊びなど。		す。
○負担金:		○活動場所:
・月額 3,500円 (8月のみ6,000円) 、おやつ無し。保険料は別途負担。 ○活動内容: ・学習(宿題)の時間あり。また異学年交流遊びなど。		・学校の敷地内(余裕教室等)や近隣の公共施設
○活動内容: ・学習(宿題)の時間あり。また異学年交流遊びなど。		○負担金:
・学習(宿題)の時間あり。また異学年交流遊びなど。		・月額 3,500円(8月のみ6,000円)、おやつ無し。保険料は別途負担。
		○活動内容:
問合せ: ≪児童施設課 放課後児童支援係≫ Tel:0276-47-3301		・学習(宿題)の時間あり。また異学年交流遊びなど。
		問合せ: 《児童施設課 放課後児童支援係》 Tel: 0276-47-3301
	天 丁	
奨学金制度【太田市みらい給付型奨学金】		
対象者: ・申請者本人が高校在学中に1年以上市内に住んでいること		
対象者: ・申請者本人が高校在学中に1年以上市内に住んでいること ・申請者の親が市内に在住していること		
対象者: ・申請者本人が高校在学中に1年以上市内に住んでいること ・申請者の親が市内に在住していること ・学校教育法に規定する大学等に入学予定または在学していること		・学力優秀で修学意欲のあること
対象者: ・申請者本人が高校在学中に1年以上市内に住んでいること ・申請者の親が市内に在住していること ・学校教育法に規定する大学等に入学予定または在学していること ・学力優秀で修学意欲のあること		
対象者: ・申請者本人が高校在学中に1年以上市内に住んでいること ・申請者の親が市内に在住していること ・学校教育法に規定する大学等に入学予定または在学していること ・学力優秀で修学意欲のあること ・経済的理由により修学が困難であること(収入要件あり)		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
対象者: ・申請者本人が高校在学中に1年以上市内に住んでいること ・申請者の親が市内に在住していること ・学校教育法に規定する大学等に入学予定または在学していること ・学力優秀で修学意欲のあること		・国の給付型奨学金または授業料の減免、その他公私の団体から学資の給付を受けていないこと

- ・国の給付型奨学金または授業料の減免、その他公私の団体から学資の給付を受けていないこと
- ・太田市が実施する奨学金等の給付または貸与を受けていないこと

内 容: ○給付金額:年額600,000円

※詳細は下記までお問い合わせください。 問合せ: ≪教育総務課 総務係≫ Ta: 0276-20-7080

分 類	事業名 (対象者・内容)
住	空き家バンク
庄 宅 支 援	対象者: 市外から移住・定住のため空き家の利活用を考えている方内 容: 空き家の賃貸・売却を希望する所有者から提供された情報を集約し、空き家をこれから利用・活用したいと希望する人に物件情報を提供する。空き家流通の活性化および市場に出ていない流通の見込める物件の掘り起こし
	問合せ: 《まちづくり推進課 空家対策係》 Tel: 0276-47-1843
	住宅リフォーム支援事業補助金
	対象者: 市内の登録業者を利用して建物のリフォームを行う住宅所有者 ・市内に住宅(集合住宅の専有する部分を含む)を所有している方 ・住宅の所有者とその世帯全員に市税等の滞納がない方 ・リフォームをする建物に申請日の段階で2年以上継続して住んでいる方 ・過去5年度において住宅リフォーム補助金の交付を受けていない方 ・申請日の前日において建築後10年以上経過した建物 ・補助対象額が税込10万円以上の工事 ・同一箇所の工事で、市の他の補助金に申請していない工事 内 容: 市内の経済の活性化及び市民の居住環境の向上を図ることを目的に実施 補助金の額 ・補助対象額の30%(千円未満切捨)かつ20万円を上限 ・太田市デジタル金券【OTACO(オタコ)】で交付 ・住宅用火災警報器が設置されていない場合は、工事完了までに設置する。 ・予算の範囲内でOTACO(オタコ)ポイントにより交付 問合せ: 《まちづくり推進課 空家対策係》 Ta: 0276-47-1843
	対象者: 令和7年4月1日から令和8年3月31日までに、自己が居住する市内の住宅に対象機器を設置した、太田市に住民登録のある個人。 内容: 対象機器と支給金額 ・太陽光発電システム(発電出力2kW以上):一律50,000円 ・蓄電池システム(蓄電容量4kWh以上):一律50,000円 ・おひさまエコキュート:一律20,000円 ※太田市デジタル金券(OTACO)で支給します。
	問合せ: 《脱炭素推進室 企画係》 Tel: 0276-47-1953
就農農業	対象者: 太田市に在住または在勤の人 内 容: 区画数:69区画 面積:1区画約50㎡利用料:1㎡あたり200円

問合せ: 《農村整備課 施設管理係》 Tel: 0276-20-9713

分類			事業名 (対象者・内容)
起	創業	業経営安定	資金
業		対象者:	創業予定、又は創業して1年未満の方で、市内在住または市内在勤3年以上で市税等を完納している人(保証協会の創業・創業等関連保証を付けること)
支 援		内 容:	資金使途 運転資金 (6年以内・据え置き1年以内) 設備資金 (8年以内・据え置き1年以内)
			融資限度額 500万円以内 融資利率 年1.5%以内
		問合せ:	保証料 市が全額負担 産業政策課 経営支援係 TeL0276-47-1846
	女性	生起業支援	受(おおたなでしこ未来塾)
		対象者:	太田市内在住在勤で起業を選択肢として考えている女性
		内 容:	「起業に興味があるけど何をしたらいいの?」「女性ならではの悩みとは?」自分らしい働き方の一つである 「起業」について一歩を踏み出すためのセミナーや講義(講師は現役の女性起業家です)
		時 期:	6~10月にプレセミナー含め全6回(申し込みは6/23まで)
		問合せ:	産業政策課 経営支援係 TeL0276-47-1846

館林市

令和7年7月時点

/\	- 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
分類	事業名 (対象者・内容)
子	高校生世代の医療費助成
育て支	対象者: 高校生世代 内 容: 令和5年4月1日より子どもの医療費無料化を高校生世代(18歳の年度末)まで引き上げ、自己負担分を助成する。 問合せ: 《保険年金課 給付年金係》 Tel: 0276-47-5140
援	国民健康保険及び後期高齢者医療短期人間ドック健診費助成
	対象者: 国民健康保険及び後期高齢者医療被保険者 内 容: 短期人間ドック健診費助成 助成額 日帰り:20,000円 問合せ: 《保険年金課 国保係》 Tel:0276-47-5138 《保険年金課 給付年金係》 Tel:0276-47-5140
	妊婦初回産科受診料助成
	対象者: 妊婦 内 容: 妊婦の経済的負担の軽減を図り、適切な産科受診を促すため、すべての妊婦に対し、産科医療機関において妊娠判定に要した費用のうち10,000円を上限に助成を行う。 問合せ: 《健康推進課 母子保健第1係》 Tel: 0276-80-1152
	妊婦歯科健康診査費助成
	対象者: 妊婦 内 容: 妊婦及び生まれてくる子の口腔衛生の向上のため、妊娠届出時に受診票を発行し、妊婦歯科健康診査を1人につき1回(5,137円)健診費用の助成を行う。 同合せ: 《健康推進課 母子保健第1係》 Tel: 0276-80-1152
	多胎妊婦健康診査費助成
	対象者: 多胎妊婦 内 容: 多胎妊婦の妊婦健康診査における経済的負担の軽減のため、妊娠届出時に妊婦健康診査支援事業受診票(1枚につき5,000円)を5枚追加発行し、妊婦健康診査費用の一部助成を行う。 問合せ: 《健康推進課 母子保健第1係》 Tal: 0276-80-1152
	不妊治療費助成
	対象者: ① 法律上の婚姻関係にある夫婦 ② 交付申請日の1年以上前から夫婦のいずれかが本市に住民登録をしている ③ 医療保険に加入している ④ 交付申請日に市税・国民健康保険税に滞納がない 内 容: 医師が認めた不妊治療等の費用について一部助成する。 問合せ: 《健康推進課 母子保健第1係》 Tel: 0276-80-1152
	産前産後サポート事業
	事業名:① 妊産婦・新生児訪問 ② 産前産後サポーター派遣事業 ③ 館林市予防接種&子育てナビ
	内容:①妊娠中の妊婦宅及び出産後27日以内の新生児又は乳児・産婦宅を訪問し、妊娠中・育児期の不安解消や相談支援を行う。 ② 妊婦及び産後4か月未満の産婦を対象に、産前・産後の体調不良等のため家事を行うことが困難な方に産前産後サポーターを派遣し、食事の準備や衣類の洗濯、掃除等の家事援助を行う。(有料) ③ 子育て支援モバイルサービス(多言語対応)により、妊娠中から子育て期(就学前までの子ども)に関する様々な情報を提供する。 問合せ:《健康推進課 母子保健第1係、母子保健第2係》 Ta: 0276-80-1152

分 類					
子	妊	婦のたる	めの	支援網	給付
育		対象	象者:	令和7	年4月1
て		内	容:	デジタ	ル地類
支				談等)	も行う
援		申請問	寺期:	1回目	…医療
抜			_	2回目	
		問名	含せ:	《健康	推進記

(対象者・内容) 事業名

月1日以降、妊娠の判定を受けたかた

地域通貨ぽんちゃんPay5万1千円または現金5万円を給付し、あわせて妊婦等包括相談支援事業(面

行う。

医療機関において妊娠が確認された後

産後(妊娠している子どもの届出をした人数分を給付) 進課 母子保健第1係、母子保健第2係》 Tel: 0276-80-1152

子育て支援誕生祝品給付事業

対象者: 出生の日から新生児訪問の日まで引き続き本市に居住している新生児または乳児

内 容: 本市に住民登録のある新生児の保護者に対し、早期に使用する育児用品を現物給付することで、子どもの誕生を

祝福するとともに、子育て世代の経済的負担の軽減を図り、育児支援を行う。

問合せ: 《健康推進課 母子保健第2係》 Tel: 0276-80-1152

産後ケア事業

対象者: 産後1年未満の産婦及び乳児(デイサービス型:産後4か月未満、アウトリーチ型:産後1年未満)

内容: 出産直後の産婦の健康面の悩みや育児への不安などを軽減するため、助産師等による乳房ケアや育児相談等の支

援を行う (無料)。

問合せ: 《健康推進課 母子保健第2係》 Tel: 0276-80-1152

1か月児健康診査費助成

対象者: 健診受診時に本市に住民登録がある出生後27日を超え、生後6週未満の乳児

内 容:健やかな成長と子育て家庭を支援するため、生後1か月前後の乳児の健康診査費用のうち6,000円を上限に助成

を行う.

問合せ: 《健康推進課 母子保健第2係》 TeL: 0276-80-1152

こども誕生祝金

対象者: 新たに出生した子どもを養育し、かつ、引き続き本市に在住する父又は母

内容: 新たに出生した子どもに対してお祝い金を支給する。

支給金額

子ども一人につき館林市デジタル地域通貨(ぽんちゃんPay)3万円分

問合せ: 《子育て支援課 子育て支援係》 Tel: 0276-47-5135

放課後児童クラブ保育料軽減事業

対象者: 次のいずれかの世帯に属する放課後児童クラブの利用者

- ① 在籍する年度の市町村民税が非課税の世帯
- ②①に属する母子等の世帯
- ③ 在籍する年度の市町村民税が均等割のみ課税の世帯
- ④ ③に属する母子等の世帯

内 容: 対象者が属する世帯の所得状況に応じて、保育料の1~3割を補助する。 (月額3,000円を限度とする)

問合せ: 《こども課 施設支援係》 Tel: 0276-47-5172

\wedge	
分類	事業名 (対象者・内容)
<i>></i> >>	
子	結婚新生活支援補助金
育	対象者: 以下の①又は②に該当する夫婦
7	① 令和7年1月1日から令和8年3月27日までに婚姻した夫婦であって、以下のすべてに該当する
支	夫婦 ・婚姻日時点の年齢が夫婦ともに39歳以下
援	・夫婦の直近の所得の合計が500万円未満
	・申請日において、夫婦のいずれかが市内の対象物件に居住し、かつ、住民基本台帳に記載
	されている
	・市税の滞納がない
	・過去に本補助金及び他の自治体による同様の趣旨の補助金等の交付を受けていない
	・館林市わくわく地方生活実現支援金の交付を受けていない ・補助対象費用についてほかの公的な制度による支援を受けていない
	・館林市暴力団排除条例に規定する暴力団員等でない
	② 令和6年度に館林市結婚新生活支援補助金の交付を受けているか、又は本補助金の交付を受
	ける資格の認定を受けていて、令和6年度の補助金交付決定額が上限額未満の夫婦
	内 容: 令和7年4月1日から令和8年3月27日までに実際に支出した対象経費について、以下の金額を上限として補助す
	3.
	(対象経費)
	① 婚姻に伴う住宅取得費用(住宅新築又は購入費用)
	② 婚姻に伴う住宅賃借費用(賃料、敷金、礼金、共益費及び仲介手数料)
	③ 婚姻に伴う住宅リフォーム費用
	④ 婚姻に伴う引越費用
	(補助上限額)
	① 対象者①に該当する夫婦
	・夫婦ともに29歳以下の場合 60万円
	 ・上記以外の夫婦 30万円
	②対象者②に該当する夫婦 ①から今和6年度の建助全态付決定類を美し引いた類
	問合せ: 《子育て支援課 子育て支援係》 Tel: 0276-47-5135
	第3子以降の学校給食費無料化
	対象者: 次のすべてに該当するかた
	① 児童・生徒及び保護者が館林市に同一世帯として住民登録されていること
	② 市内外の小中学校等(※)に3人以上在籍していること
	③ 国、県、市の制度に基づき学校給食費の全額の給付を受けていないこと
	※学校教育法に定める国公立又は私立の学校
	内 容: 小中学校に3人以上子どもがいるご家庭の第3子以降の学校給食費が無料になります
	問合せ: 《学校給食センター》 TeL:0276-73-2160

中学3年生の学校給食費無料化

対象者: 市内外の中学校等(※)に在籍する中学3年生

※学校教育法に定める国公立又は私立の学校内容:中学3年生の学校給食費が無料になります問合せ:《学校給食センター》 Tel:0276-73-2160

分 (対象者・内容) 事業名 類 定住促進通学支援金 対象者: 次のすべてに該当するかた ① 支援金支給申請時に市内に居住しているかた ② 支援金支給申請日の属する年度の末日において25歳以下であるかた ③ 学校教育法に規定する大学、短期大学又は専修学校の学生であり、かつ、東武鉄道株式会社 又は東日本旅客鉄道株式会社が運行する列車を利用して東京都等に通学しているかた (4) 支給対象者及び支給対象者が属する世帯員の構成員が館林市暴力団排除条例第2条第2号及び 第3号に該当しないかた ⑤ 市税の滞納がないかた 内 容: 通学定期券の購入金額補助(1会計年度につき上限2万円) 問合せ: 《企画課 政策推進係》 Tel: 0276-47-5103 館林市奨学資金 対象者: 在学学校長又は出身学校長が適当と認め推薦し、次の条件にすべて該当するかた ① 市内に1年以上在住している世帯の子 ② 学校教育法に規定された高等学校(中等教育学校の後期課程を含む)、高等専門学校、 専修学校(一般課程を除く)、大学へ進学、在学するかた ③ 学力優秀で品行が正しいかた ④ 経済的な理由により、学資を出すことが困難な世帯の子 内 容: 進学の意欲と能力を有するにもかかわらず、経済的な理由で高等学校以上の学校へ進学することが困難な方に対 し、必要な資金を貸与する。 【貸与月額】 高等学校 月額 9,000円以内 専修学校高等課程 月額 9,000円以内 高等専門学校 月額 17,500円以内 専修学校専門課程 月額 39,900円以内 月額 39,900円以内 短大・大学 問合せ: 《教育総務課 総括係》 Tel: 0276-47-5164 市営住宅の紹介 住 対象者: 市営住宅入居希望者 宅 内容: 市ホームページにて家賃、間取り等の情報を掲載している。 支 問合せ: 《群馬県住宅供給公社 館林支所》 Tel: 0276-76-7871 援 《建築課 住宅施設係》 TeL: 0276-47-5156 空き家情報登録制度(空き家バンク) 対象者: 市内の空き家を購入又は賃借したいかた 内 容: 市の空き家台帳に登録してある空き家物件情報の提供 問合せ: 《企画課 政策推進係》 Tel: 0276-47-5103 空き家利活用助成金 対象者: 空き家台帳に登録された空き家を購入若しくは賃借された方(①~③)又は空き家に放置された状態の電化製 品、家具、食器、寝具、生活雑貨その他の家財道具を処分するかた(④) 内容:① 市内の空き家を空き家バンクへ登録した場合、登録助成金を交付。 (重点エリア内:2万円/重点エリア外1万円) ② 空き家バンクの登録物件を購入する場合、購入助成金を交付。 (転入者:40万円/市内在住者:20万円) ③ 空き家バンクの登録物件を賃借する場合、賃借助成金を交付。 (転入者:家賃月額の1/2 (上限4万円)×最長12か月分

/市内在住者:家賃月額の1/3(上限2万円)×最長12か月分) ④ 家財道具等を処分する場合、家財道具等処分助成金を交付。

問合せ: 《企画課 政策推進係》 Tel: 0276-47-5103

事業名 類 移住定住ウェルカム支援金 住 対象者: 次のいずれにも該当するかた ① 市内の住宅(新築、建売、中古、マンションを問わない)を取得したかた 支 援

- - ② 本市に転入する直前に、連続して5年以上、群馬県以外の地域に在住し、かつ、本市に転入した日から 1年を経過していないかた

(対象者・内容)

- ③ 取得した住宅の所有権保存登記(建売住宅及び中古住宅については、所有権移転登記)が完了している
- ④ 過去にこの要綱に基づく支援金の交付を受けていないかた
- (5) 館林市暴力団排除条例(平成24年館林市条例第18号)第2条第2号又は第3号に該当しないかた(世帯の
- ⑥ 市税等の滞納がないかた (世帯の構成員を含む。)
- ②「館林市わくわく地方生活実現支援金」、「館林市市有地活用移住定住支援金」、「館林市空き家利活用 助成金(登録助成金除く)」の対象でないかた

内容: 上記の対象者に3万円を交付(館林市デジタル地域通貨(ぽんちゃんPay)による交付)

①まちなか再生重点エリア内に住宅を取得したかたには2万円上乗せ

問合せ: 《企画課 政策推進係》 Tel: 0276-47-5103

市有地活用移住定住支援金

対象者: 次のいずれにも該当するかた

① 次のいずれかに該当するかた

ア 本市に転入する直前に、連続して5年以上、群馬県以外の地域に在住し、かつ、本市に転入した日から 3年を経過していないかた

- イ 館林市本社機能誘致移住奨励金の支給を受けたかた
- ② 本市から市有地を購入し、かつ、当該市有地の登記名義人となったかた
- ③ 市有地の売買契約を締結した日から起算して1年を経過する日までに住宅を建築し、かつ、当該住宅の 所有権保存登記をしているかた
- ④ 購入した市有地に定住しているかた
- ⑤ 購入した市有地以外に市内に住宅の建築が可能な土地を所有していないかた
- ⑥ 館林市暴力団排除条例第2条第2号又は第3号に該当しないかた
- ⑦ 市税等の滞納がないかた

内 容: 指定地1件につき、土地取得価格の10% (上限50万円)を交付 (市内業者と契約して住宅を建築する場合は10万円を加算)

問合せ: 《企画課 政策推進係》 Tel: 0276-47-5103

①住宅リフォーム資金助成金 ②移住定住促進リフォーム助成金

対象者: ① 市内に住民登録があり、市内に住宅を所有し、かつ、その住宅に居住しているかた

② 当該年度中に市内の物件を個人住宅用に取得し、市外から転入のうえ住民登録をし、かつ居住するかた

内 容: ① 市内に本店がある施工業者による増改築工事で、工事費の10%(上限10万円)助成

② 市外からの転入者については、工事費の3分の1(上限20万円)を助成

※①~②全て館林市デジタル地域通貨(ぽんちゃんPay)で補助

問合せ: 《商工課 工業振興係》 Tel: 0276-47-5148

勤労者住宅資金融資

対象者: 市内に自己居住用の住宅建設 (購入)、又は土地を取得しようとする勤労者

内 容: 住宅建設、中古住宅購入(建築後20年以内の建物)、土地購入(500平方メートル以下で、取得日から3年以内 に住宅建設完了のこと) のための資金融資

·融資限度額:1,000万円 ·融資期間:20年以内 · 融資利率: 年2.3%

問合せ: 《市内金融機関又は商工課 工業振興係》 Tel: 0276-47-5148

住

支

援

事業名 (対象者・内容)

蓄電池設備等設置補助金

対象者:次の全てを満たすかた

- ① 市内に住民登録があるかた
- ② 市税(国民健康保険税を含む)を滞納していないかた
- ③ 補助金の交付年度内に対象機器を新品で設置(購入)したかた
- ④ 館林市暴力団排除条例に規定する暴力団員等ではないかた
- ⑤ 自ら居住する館林市内の住宅に設置し、又は建売住宅供給者等から自ら居住する 市内の対象機器付き住宅を購入したかた(定置用蓄電池及び V 2 H該当)
- ⑥ V 2 Hが利用可能な車両を所有しているかた (V 2 Hのみ該当)
- 内 容:① 定置用リチウムイオン蓄電池 (システム要件あり)

蓄電容量1kwh(小数点第2位以下は切捨て)当たり1万円を乗じた額(上限5万円)

- ② ポータブルリチウムイオン蓄電池 (システム要件あり) 購入費用の半額とし、1万円を限度額とする(千円未満切捨て)
- ③ 電気自動車等用充放電システム (V2H) (システム要件あり)

5万円とする(ただし国等から補助を受けている場合で、設置費用から当該補助金額を 控除した額が5万円を下回るときは、当該額を補助金額(千円未満切り捨て)とする)

※申請は定置用・ポータブル・V2Hそれぞれ1世帯1回限りです。

※申請の際に必要な書類があります。

※補助金は館林市デジタル地域通貨(ぽんちゃんPay)で交付します。

雨水貯留及び浸透施設設置補助金

対象者: 市内の専用住宅または併用住宅(居住部分が1/2以上)にお住まいのかた

内容: 200リットル以上の雨水貯留施設を設置、又は口径300mm以上の雨水浸透桝を新たに3基以上設置した場合に、

設置工事費用の1/2を館林市デジタル地域通貨(ぽんちゃんPay)にて補助(上限30,000円)

問合せ: 《地球環境課 環境保全係》 Tel:0276-47-5125

合併処理浄化槽維持管理費補助金

対象者: 市内の専用及び併用住宅に接続している浄化槽を管理しているかた

※補助の対象とならないエリアがございます

内 容: 同一浄化槽に対して1回限り、5人槽:10,000円、7人槽:12,000円、10人槽:14,000円を補助(申請の際に必要

な書類がございます)

問合せ: 《地球環境課 環境保全係》 Tel: 0276-47-5125

ごみ減量化器具購入費助成金(①生ごみ処理機②生ごみ処理槽・生ごみ処理容器)

対象者: ① 市内在住で、市内の店舗で購入したかた

② 市内在住で、指定店で購入したかた

内 容: ① 生ごみをたい肥化または消滅させる機種で、1基当たり購入費の2分の1の額を助成 (上限額20,000円。1,000円未満の端数は切り捨て)

※市内登録店舗で使用できる館林市デジタル地域通貨(ぽんちゃんPay)で交付。

② 生ごみ処理槽(コンポスト):容量130 ℓ以上のもので、1基当たり3,000円を助成生ごみ処理容器(E Mぼかし容器):容量14 ℓ以上のもので、1基当たり1,000円を助成※購入時には印鑑をご持参ください。助成金額を差し引いて販売いたします。

【指定店】

1 邑楽館林農協本所(赤生田町847)TEL: 74-51112 カンセキ館林店(緑町二丁目3-1)TEL: 72-81113 坂田金物店(本町三丁目2-28)TEL: 74-01494 せきいストア(本町一丁目3-30)TEL: 72-33585 ビバホーム館林店(高根町743-8)TEL: 76-21116 マルタカ金物店(松原一丁目3-7)TEL: 74-6324

7 コメリハードアンドグリーン館林北店(岡野町67-2) Tel:70-7220

8 DCM館林アゼリアモール店 (楠町3622-4) Tel:80-3130

問合せ: 《地球環境課 資源対策係》 Tel: 0276-47-5126

事業名 (対象者・内容)
是支援事業
対象者: 市内在住の新規就農者又は農業後継者
R 容: 生産に係る経費、小作料、農業用資材、経理用品(会計ソフト等)、研修に係る経費、旅費、負担金、教材費等
のうち
1年目 対象経費の10分の7以内の額(上限50万円)
2年目 対象経費の10分の5以内の額(上限30万円)
3年目 対象経費の10分の3以内の額(上限20万円)
引合せ: 《農業振興課 農業振興係》 Tel:0276-47-5143
対象者: 市内居住者
內 容: 1区画:20㎡程度、利用期間:4月~翌年3月、利用費用:2,000円(年額)、耕作物:永年性作物及び花卉以外
引合せ: 《農業委員会事務局 農地係》 Tel:0276-47-5171
促進通勤支援金
対象者: 次の全てを満たすかた
① 次のいずれかに該当する
ア 平成30年4月1日(以下、「基準日」という)前から市内に住民登録がある場合:雇用開始日が基準日
以降である イ 基準日以降に市内に転入した場合:転入日前1年以上、市外に居住していた
7 基準日以降に市内に転入した場合・転入日前1年以上、市外に居住していた ② 雇用開始日又は転入日から6月以内に東武鉄道特急列車又はJR東日本普通列車グリーン車を利用して
東京圏に通勤を開始した
③ 賃金が月給で支給され、正規雇用されている
④ 支給申請初年度における年齢が50歳未満である
⑤ 特急券又はグリーン券に係る手当が勤務する会社から支給されていない
⑥ 対象者本人及び世帯構成員に暴力団員がいない
⑦ 本市に3年以上定住する意思がある
⑧ 対象者本人及び世帯構成員に市税の滞納がない
マ 容: 該当する市民に対し、通勤に特急又はグリーン車の利用に係る費用の2分の1(か月当たり上限1万円)を最大3
年間支給※千円未満は切り捨て
要件を満たした日から30日以内に申請が必要 引合せ: 《商工課 工業振興係》 Tel: 0276-47-5148

支

援

分

類

事業名 (対象者・内容)

定住新卒就職者奨励金

対象者: 【定住新卒就職者】市内に1年を超えて居住している方で、次の全てを満たすかた

- ① 日本国籍、特別永住権又は永住権を有している
- ② 学校教育法第1条に規定する学校又は同法第124条に規定する専修学校に通学し、雇用される年の3月に卒業した新卒者
- ③ 雇用開始日において年齢が30歳未満である
- ④ 雇用開始日から6か月以上継続して同一の市内の事業所に勤務している
- ⑤ 館林市定住新卒就職者奨励金、館林市UIターン支援奨励金及び館林市障がい者雇用奨励金の支給対象労働者になったことがない
- ⑥ 市税の滞納がない

【事業者】次の全てを満たす事業者

- ① 対象労働者を6か月以上継続して正規雇用し、賃金を月給で支給している
- ② 館林市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団又は暴力団員等でない
- ③ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項に規定する風俗営業を営んでいない
- (4) 市内に事業所を有する事業者で雇用保険法施行規則の規定により館林公共職業安定所に届出
- 内 容: 対象となる新卒者及び事業者に対し次のとおり奨励金を支給

定住新卒者に3万円(館林市デジタル地域通貨(ぽんちゃんPay)での支給)

事業者に2万円(同一年度5人まで、障がい者及び特定疾患者は1人につき5万円加算)

※奨学金返還をしている場合には、12万円を加算して定住新卒者に支給

問合せ: 《商工課 工業振興係》 Tel: 0276-47-5148

UIターン支援奨励金

対象者: 【対象労働者】

次の全てを満たすかた

- ① 雇用開始日が平成29年4月1日以降で、賃金が月給で支給され、6か月以上継続して正規雇用されている 50歳未満である
- ② 本市の住民基本台帳に登載され、雇用開始前後3か月以内に本市に居住し、その後継続して6か月以上 居住する日本国籍、特別永住権又は永住権を有する(進学等により住所の移動をせずに1年以上市外に 居住していた者で、市外に居住していたことを証明できる場合を含む)
- ③ 雇用する事業者又は関連会社との間で過去3年間に離職した者、再雇用された者又は事業者内の異動により市内事業所に転勤した者でない
- ④ 労働者派遣事業者により派遣される派遣労働者でない
- ⑤ 勤務場所が市内の事業所である
- ⑥ UIターン支援奨励金及び障がい者雇用奨励金の支給対象労働者になったことがない
- ⑦市税の滞納がない

【対象事業者】

次の全てを満たす事業者

- ① 対象労働者を雇用する
- ② 市内に事業所を有し、雇用保険法施行規則第141条の規定により、館林公共職業安定所に届出を提出している
- ③ 館林市暴力団排除条例第2条第1号から第3号までに該当しない
- ④ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項に規定する風俗営業を営んでいない
- ⑤ 奨励金の支給申請及び実績報告に必要な労働関係帳簿(出勤簿、賃金台帳、労働者名簿等)を整備し、 保管している
- ⑥ 市税の滞納がない

内 容: 対象労働者及び対象事業者に対し次のとおり奨励金を支給

労働者に10万円 (館林市デジタル地域通貨 (ぽんちゃんPay) での支給)

事業者に5万円

※18歳以下の者がともに転入した場合には、1人につき5万円(上限10万円)を加算して労働者に支給 ※奨学金返還をしている場合には、12万円を加算して労働者に支給

問合せ: 《商工課 工業振興係》 Tel: 0276-47-5148

分類	事業名 (対象者・内容)
そ 移	ーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー
の他	対象者: 館林市への移住を希望するかた 内 容: 実際に館林市へ移住をした移住コーディネーターに、移住に関する相談ができます。 希望する場合は企画課へご連絡ください。 問合せ: 《企画課 政策推進係》 Tel: 0276-47-5102
お	試し移住宿泊支援
	対象者: 次のいずれにも該当するかた ① 移住希望者又は同行者 ② 市又は市が認める関係者と対面による移住面談等を行ったかた ③ 市内を訪問するために、市内宿泊施設に宿泊したかた ④ 館林市暴力団排除条例第2条第2号又は第3号に該当しないかた ⑤ 同年度内に本支援金の交付を受けていないかた
	内 容: 市内宿泊施設における宿泊料(付帯するサービス等に係る料金は除く)の2泊分の費用の2分の1を交付します。 (上限5,000円) 問合せ: 《企画課 政策推進係》 Tel:0276-47-5102
~	ーパードライバー講習受講支援
	対象者: 次のいずれにも該当するかた ① 令和5年4月1日以降に本市に転入し、転入から3年以内に、自動車教習所にてペーパードライバー講習(以下「講習」という。)を受講したかた ② 市税等の滞納がないかた ③ 館林市暴力団排除条例第2条第2号又は第3号に該当しないかた ④ 過去に本支援金の交付を受けていないかた 内 容: ペーパードライバー講習受講料の10分の10を交付します。(上限5,000円) 問合せ: 《企画課 政策推進係》 Tel:0276-47-5102
創	
	対象者: 館林市内で創業を希望されるかた 内 容: たてばやし創業応援ネットワークを活用した創業相談 創業塾(基本編・応用編)の受講 創業支援事業補助金(上限200万円)

問合せ: 《商工課 商業振興係》 TeL: 0276-47-5147

みどり市

令和7年7月時点

(対象者・内容) 事業名 硩 みどり子育て移住支援金(市独自制度) 移 対象者: 以下のすべてに該当する方 住 ・18歳未満の子が1人以上いる子育て世帯 支 ・みどり市への転入日が令和7年7月1日以降である 援 ・新卒採用者または転勤による転入ではない ・本制度の申請要件を満たし、令和8年3月31日までに申請を行った方 など 申請期間: 令和7年7月1日 (火曜) から令和8年3月31日 (火曜) 内 容: 基本額 100万円 18歳未満の子1人につき100万円(上限3人) 加算額 大間々町北部へ移住 50万円 東町へ移住 100万円 ちえのみ保育園に通園、あずま小中学校に通学子ども1人につき10万円(上限3人) ※交付総額 最大530万円 ※申請期間内においても予算が終了次第、受付を終了。 問合せ: 《地域創生課 定住交流推進係》 Tel: 0277-46-9067 若者Uターン支援金 対象者: Uターン者 ・みどり市出身の20~29歳の単身者 ・18歳になる年度の3月1日時点まで市内に居住し、その後県外に生活拠点を移した ・みどり市への再転入日が、令和7年7月1日以降 ・支援金の申請日から、5年以上継続して、みどり市に居住する意思を持っている ・申請要件を満たし、令和8年3月31日までに申請を行った ・転勤による転入でない など 保護者 ・Uターンした方が18歳になる年度の3月1日時点で同居していた ・支援金の申請日から、5年以上継続して、みどり市に居住する意思を持っている など 申請期間: 令和7年7月1日(火曜)から令和8年3月31日(火曜) 内容:基本額 市内へUターンする若者とその保護者に、みどモスPayでそれぞれ20万円分を支給 加算額(Uターン者のみ) 大間々町北部へ移住 10万円分 東町へ移住 20万円分 ※申請期間内においても予算が終了次第、受付を終了。 問合せ: 《地域創生課 定住交流推進係》 Tel: 0277-46-9067 保育料・給食費完全無償化事業 対象者:【保育料】保育所等に通う児童のうち、保育の必要性があり、月の初日において市内に住所を有する。 【給食費】保育所等に通う児童のうち、月の初日において市内に住所を有する。 内容: 子どもの人数、保護者の所得にかかわらず、保育所等に通う子どもたちの保育料・給食費(主食費・副食費)を完全無償 問合せ: 《こども課 幼児教育・保育係》 Tel:0277-76-0995 保育士等給与改善事業 対象者: 対象者:次のいずれにも該当する方 ・市内教育・保育施設(13か所)に勤務する職員 ・月120時間以上勤務する 内 容: 笠懸・大間々地区の教育・保育施設に勤務する者:月20,000円 東地区の教育・保育施設に勤務する者:月50,000円

問合せ: 《こども課 幼児教育・保育係》 Tel: 0277-76-0995

事業名 (対象者・内容)

対象者: 次のいずれにも該当する方

- ・本市の発展のために貢献する意欲のある
- ・大学、短期大学、高等学校(4年生及び5年生のみ)、専修学校の専門課程又は外国の教育制度による大学等に進学を予定している又は在学している
- ・学校、スポーツ又は文化芸術等の分野における成績が特に優秀で、その分野での活動を大学等で継続する
- ・品行方正で、卒業した、又は在学する高等学校等の長が推薦する
- ・経済的な理由により修学が困難
- ・生計維持者(原則、父母)が1年以上市内に住んでいて、市税等の滞納がない
- 内容: 在学又は入学する大学等の正規の修業期間内を給付期間とし、年額上限100万円を給付。

問合せ: 《教育総務課 総務係》 TeL: 0277-76-9844

奨学金貸与事業

対象者: 次のいずれにも該当する方

- ・経済的な理由により修学が難しい
- ・市内に1年以上住所を有する世帯の中で、大学院、大学、短大、専修学校の専門課程、高校(中等教育学校の後期課程や特

別支援学校の高等部を含む)、高等専門学校、専修学校の高等課程に在学・学力優秀・品行方正であって、卒業した、または在学する学校長が推薦

内容: 在学又は入学する学校の正規の修学期間内を貸与期間とし、無利子で貸与。

貸与月額の上限

・大学院・大学・短大・専修学校専門課程(自宅外):30,000円 ・大学院・大学・短大・専修学校専門課程(自 宅):20,000円 ・高校生・専修学校高等課程・高等専門学校 :10,000円

令和7年度以降の新規貸与契約者を対象に、返還免除制度がを新設。

学校を卒業後、みどり市に居住し就業するなど一定の要件を満たした場合、貸与した奨学金を免除。

問合せ: 《教育総務課 総務係》 TeL:0277-76-9844

不妊治療費助成事業

対象者: 不妊治療を行っている夫婦で下記の要件を全て満たす方

- ・法律上の婚姻関係にある夫婦
- ・申請日の1年以上前から市内に住民登録がある
- ・医療保険に加入している
- ・市税の滞納がない
- 内 容: 不妊治療に要した医療費の自己負担額の2分の1とし上限は20万円 (千円未満切捨て)

※県の助成を受けている場合はその額は差し引かれる。 助成回数:申請は1年につき1回とし通算5回まで 助成対象期間:1月1日から12月31日までの治療分 申請期間:助成対象期間の年の4月1日~翌年1月31日

問合せ: 《健康管理課》 Tel:みどり市大間々保健センター 0277-72-2211

5歳児健診

対象者: みどり市に住所を有する実施年度に満5歳になる幼児

※4月1日生まれに関しては「年齢計算二関する法律」に基づき前年度の対象者とする

内 容: 問診、身体計測、内科診察、歯科・子育て講話、栄養・発達相談 問合せ: 《健康管理課》 Tel:みどり市大間々保健センター 0277-72-2211

不育症治療費助成事業

対象者: 不育症の治療を行っている夫婦で下記の要件を全て満たす方

・法律上の婚姻関係にある夫婦

・申請日の1年以上前から市内に住民登録がある

・医療保険に加入している

・市税の滞納がない

内 容: 医師が認めた不育症治療に要した医療費の自己負担額の2分の1とし上限は20万円 (千円未満切り捨て)

助成回数:申請は1年につき1回とし通算5回まで 助成対象期間:1月1日から12月31日までの治療分 申請期間:助成対象期間の年の4月1日~翌年1月31日

問合せ: 《健康管理課》 Tel:みどり市大間々保健センター 0277-72-2211

類

分

事業名 (対象者・内容)

母乳外来助成事業

対象者: みどり市内に住所を有する、出産後4か月までに母乳外来を利用した産婦

内 容: 産科医療機関や助産院の母乳外来にかかる費用を一部助成。

助成回数:出産1回につき5回まで

助成額:1回につき上限1,000円(費用が上限に満たない場合はその金額)

申請期限:出産後6か月になるまで

問合せ: 《健康管理課》 Tel:みどり市大間々保健センター 0277-72-2211

産後ケア事業

対象者: みどり市に住所を有する産後3か月までの産婦とお子さんで次の条件に該当する方

・心身の不調や強い育児不安がある

・家族等から家事や育児等への支援が受けられない

・母子ともに病院等への入院治療を必要としない

内容:協力医療機関で助産師等の専門スタッフから、こころとからだ、育児のサポートを受けることが可能。(利用時自己負担金

あり)

利用者負担:宿泊型(1泊) 3.800円

> 日帰り型(1日) 日帰り型(半日) 900⊞

問合せ: 《健康管理課》 Tel:みどり市大間々保健センター 0277-72-2211

妊婦歯科健診

対象者: みどり市に住所を有する母子健康手帳の交付を受けた妊婦

内 容: 妊娠中に1回、歯科健診の費用を助成 受診方法:登録歯科医院に予約をして受診 健診内容:問診・口腔内診査・結果説明

問合せ: 《健康管理課》 Tel:みどり市大間々保健センター 0277-72-2211

おむつ用品支援事業

交付対象乳児: 令和6年4月1日以降に生まれ、1歳の誕生日の属する月末までの乳児

交付対象者: 乳児と同一世帯のみどり市に住所登録し、養育している方

内容:子育て世帯を支援するため、対象児童を養育する世帯に対して、おむつ用品券を給付することにより、子育て世帯の経済的

な負担の軽減を図る。

要件を満たす世帯に対して、市の指定店でおむつ用品を購入できるおむつ用品券(交付対象乳児1人当たり48,000円)を交

付。但し、転入者は申請した翌月分から1歳の誕生日の属する月分まで。

問合せ: 《子育て相談課 こども福祉係》 Tel: 0277-46-8864

放課後児童クラブの利用料金の減免

対象者: 放課後児童クラブを利用する児童の保護者で条件に該当する方

内 容: 放課後児童クラブを利用する世帯の状況に応じて、利用料金(月額10,000円)を減免

① 生活保護法の規定により保護を受ける者:全額免除

② 在籍する年度の市町村民税が非課税の世帯・2分の1を減免

③ 母子・父子世帯:2分の1を減免

問合せ: 《子育て相談課 こども福祉係》 Tel: 0277-46-8864

ファミリー・サポート・センター利用料軽減対策事業

対象者: みどり市・桐生市に在住・在勤・在学の方で、手助けを必要とする方

内 容: 育児支援(0歳~小学校6年生まで)

・保育園、認定こども園、幼稚園、小学校の登園登校前又は降園下校後の子どもの預かり

・病児、病後児の預かりや保育施設までの送迎 など

介護支援

・食事の準備や後片付け

・買い物や薬の受け取り代行 など

利用料

・1時間あたり(1人につき)700円から1,600円(支援内容や利用時間帯などにより異なる)

※最初の1時間は、市から400円助成

問合せ: 《子育て相談課 こども福祉係》 Tel: 0277-46-8864

	事業名 (対象者・内容)
学杉	交給食費無料化
	対象者: みどり市立の小・中学校及び義務教育学校に在籍する児童生徒
	内 容: みどり市立の小・中学校及び義務教育学校で児童生徒に提供される給食を無償化。
	食育の教材となる給食の食材費用は市が負担し、保護者からは徴収しない。また、無料化に際し、特に条件は設けない。
	問合せ: 《教育総務課 大間々学校給食センター》 Tel: 0277-46-9491
≥杉	交給食費補助事業【食物アレルギー対応補助金交付事業】
Γ	対象者: 食物アレルギーのため給食を食べられず、代替措置として恒常的にお弁当を持参している、無料化対象児童生徒の保護者
	※お弁当の持参については、学校長の承認・決定が前提。また、一部お弁当持参の場合は対象外。
	内 容: 対象となる児童生徒が在籍する学校において、学校給食の代わりに持参したお弁当を食した回数1回あたりにつき以下の金額
	を補助。
	①小学校及び義務教育学校(前期課程) 280円
	②中学校及び義務教育学校(後期課程) 326円
	問合せ: 《教育総務課 大間々学校給食センター》 Tel:0277-46-9491
, と	ごり市産材記念品贈呈事業
	対象者: 令和5年4月1日以降に出生し7か月児健診時にみどり市民として住民登録されている乳児
	内 容: 市産材を活用したおもちゃ(積み木)を贈呈
	問合せ: 《農林課 林政係》 Tel:0277-76-1937 (直通)
った	とらせ渓谷鐵道高校生等通学費補助事業
Γ	対象者: わたらせ渓谷鐵道を利用し東町から高等学校等へ通学する生徒の通学定期券を購入している生徒の保護者
	内 容: みどり市東町から高等学校及び養護学校へ通学する生徒の保護者負担の軽減を図り過疎地域における定住を促進するため、
	内 谷・みとり巾泉町かり向寺子校及び養護子校へ通子する主徒の休護有負担の軽減を図り廻跡地域におりる定任を促進するため、 通学費の一部に対し補助金を交付。
	通子員の - 即に対し間め並を入り。 (補助額)
	\tag{}
	田川各駅からの選挙を明代か、上神研駅〜加生駅局の選挙を開発を超える部分の主組
	東町各駅からの通学定期代が、上神梅駅〜桐生駅間の通学定期代を超える部分の金額 問合せ: 《東市民生活課 市民福祉係》 IEL:0277-76-0984
吉娓	
吉娟	問合せ: 《東市民生活課 市民福祉係》 TEL: 0277-76-0984
吉婚	間合せ:《東市民生活課 市民福祉係》 Ta:0277-76-0984 香新生活支援補助金
吉娃	問合せ:《東市民生活課 市民福祉係》 Tel: 0277-76-0984 香新生活支援補助金 対象者:・令和7年1月1日(水曜)から令和8年3月31日(火曜)までに婚姻届を提出又は受理された夫婦
結婚	問合せ:《東市民生活課 市民福祉係》 Tel: 0277-76-0984 喬新生活支援補助金 対象者:・令和7年1月1日(水曜)から令和8年3月31日(火曜)までに婚姻届を提出又は受理された夫婦 ・夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下
吉 婚	間合せ: 《東市民生活課 市民福祉係》 Ta: 0277-76-0984 喬新生活支援補助金 対象者: ・令和7年1月1日 (水曜) から令和8年3月31日 (火曜) までに婚姻届を提出又は受理された夫婦・夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下・夫婦の合計所得が500万円未満・申請時において、夫婦の一方又は双方の住民票の住所が申請に係る住宅の住所となっている など 内 容: 令和7年4月1日 (火曜) から令和8年3月31日 (金曜) までにかかった費用のうち、婚姻日以降に発生した住居取得費用、住
吉娃	間合せ: 《東市民生活課 市民福祉係》 Tel: 0277-76-0984 喬新生活支援補助金 対象者: ・令和7年1月1日 (水曜) から令和8年3月31日 (火曜) までに婚姻届を提出又は受理された夫婦 ・夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下 ・夫婦の合計所得が500万円未満 ・申請時において、夫婦の一方又は双方の住民票の住所が申請に係る住宅の住所となっている など 内 容: 令和7年4月1日 (火曜) から令和8年3月31日 (金曜) までにかかった費用のうち、婚姻日以降に発生した住居取得費用、住宅リフォーム費用、住宅賃借費用、引っ越し費用を補助。
結 婚	間合せ: 《東市民生活課 市民福祉係》 Ta: 0277-76-0984
吉 婚	間合せ: 《東市民生活課 市民福祉係》 Tel: 0277-76-0984 新生活支援補助金 対象者: ・令和7年1月1日 (水曜) から令和8年3月31日 (火曜) までに婚姻届を提出又は受理された夫婦 ・夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下 ・夫婦の合計所得が500万円未満 ・申請時において、夫婦の一方又は双方の住民票の住所が申請に係る住宅の住所となっている など 内容: 令和7年4月1日 (火曜) から令和8年3月31日 (金曜) までにかかった費用のうち、婚姻日以降に発生した住居取得費用、住宅リフォーム費用、住宅賃借費用、引っ越し費用を補助。 ・基本額 夫婦ともに婚姻日における年齢が29歳以下:60万円 夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下:30万円
結婚	間合せ:《東市民生活課 市民福祉係》 Ta: 0277-76-0984 新生活支援補助金 対象者: ・令和7年1月1日 (水曜) から令和8年3月31日 (火曜) までに婚姻届を提出又は受理された夫婦・夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下・夫婦の合計所得が500万円未満・申請時において、夫婦の一方又は双方の住民票の住所が申請に係る住宅の住所となっている など 内容: 令和7年4月1日 (火曜) から令和8年3月31日 (金曜) までにかかった費用のうち、婚姻日以降に発生した住居取得費用、住宅リフォーム費用、住宅賃借費用、引っ越し費用を補助。・基本額 夫婦ともに婚姻日における年齢が29歳以下:60万円 夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下:30万円・加算額 大間々町北部に居住:20万円
結婚	間合せ:《東市民生活課 市民福祉係》 Ta: 0277-76-0984 新生活支援補助金 対象者: ・令和7年1月1日 (水曜) から令和8年3月31日 (火曜) までに婚姻届を提出又は受理された夫婦・夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下・夫婦の合計所得が500万円未満・申請時において、夫婦の一方又は双方の住民票の住所が申請に係る住宅の住所となっている など 内容: 令和7年4月1日 (火曜) から令和8年3月31日 (金曜) までにかかった費用のうち、婚姻日以降に発生した住居取得費用、住宅リフォーム費用、住宅賃借費用、引っ越し費用を補助。・基本額 夫婦ともに婚姻日における年齢が29歳以下:60万円 夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下:30万円・加算額 大間々町北部に居住:20万円 東町に居住:40万円
結婚	間合せ:《東市民生活課 市民福祉係》 Ta: 0277-76-0984 新生活支援補助金 対象者: ・令和7年1月1日 (水曜) から令和8年3月31日 (火曜) までに婚姻届を提出又は受理された夫婦・夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下・夫婦の合計所得が500万円未満・申請時において、夫婦の一方又は双方の住民票の住所が申請に係る住宅の住所となっている など 内容: 令和7年4月1日 (火曜) から令和8年3月31日 (金曜) までにかかった費用のうち、婚姻日以降に発生した住居取得費用、住宅リフォーム費用、住宅賃借費用、引っ越し費用を補助。・基本額 夫婦ともに婚姻日における年齢が29歳以下:60万円 夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下:30万円・加算額 大間々町北部に居住:20万円
	間合せ:《東市民生活課 市民福祉係》 Tel:0277-76-0984 新生活支援補助金 対象者:・令和7年1月1日(水曜)から令和8年3月31日(火曜)までに婚姻届を提出又は受理された夫婦・夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下・夫婦の合計所得が500万円未満・申請時において、夫婦の一方又は双方の住民票の住所が申請に係る住宅の住所となっている など 内容:令和7年4月1日(火曜)から令和8年3月31日(金曜)までにかかった費用のうち、婚姻日以降に発生した住居取得費用、住宅リフォーム費用、住宅賃借費用、引っ越し費用を補助。・基本額 夫婦ともに婚姻日における年齢が29歳以下:60万円 夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下:30万円・加算額 大間々町北部に居住:20万円 東町に居住:40万円
	情新生活支援補助金 対象者: ・令和7年1月1日 (水曜) から令和8年3月31日 (火曜) までに婚姻届を提出又は受理された夫婦 ・夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下 ・夫婦の合計所得が500万円未満 ・申請時において、夫婦の一方又は双方の住民票の住所が申請に係る住宅の住所となっている など 内容: 令和7年4月1日 (火曜) から令和8年3月31日 (金曜) までにかかった費用のうち、婚姻日以降に発生した住居取得費用、住宅リフォーム費用、住宅賃借費用、引っ越し費用を補助。 ・基本額 夫婦ともに婚姻日における年齢が29歳以下:60万円 ・夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下:30万円 ・加算額 大間々町北部に居住:20万円 東町に居住:40万円
	間合せ:《東市民生活課 市民福祉係》 Tel: 0277-76-0984 新生活支援補助金 対象者: ・令和7年1月1日 (水曜) から令和8年3月31日 (火曜) までに婚姻届を提出又は受理された夫婦 ・夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下 ・夫婦の合計所得が500万円未満 ・申請時において、夫婦の一方又は双方の住民票の住所が申請に係る住宅の住所となっている など 内容: 令和7年4月1日 (火曜) から令和8年3月31日 (金曜) までにかかった費用のうち、婚姻日以降に発生した住居取得費用、住宅リフォーム費用、住宅賃借費用、引っ越し費用を補助。 ・基本額 夫婦ともに婚姻日における年齢が29歳以下:60万円 ・大婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下:30万円 ・加算額 大間々町北部に居住:20万円 東町に居住:40万円 ※な付終額 帰来100万円 同合せ:《こども課 こども政策係》 Tel: 0277-76-0995
	間合せ:《東市民生活課 市民福祉係》 Ta: 0277-76-0984 新生活支援補助金 対象者: ・令和7年1月1日(水曜)から令和8年3月31日(火曜)までに婚姻届を提出又は受理された夫婦 ・夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下 ・夫婦の合計所得が500万円未満 ・申請時において、夫婦の一方又は双方の住民票の住所が申請に係る住宅の住所となっている など 内容: 令和7年4月1日(火曜)から令和8年3月31日(金曜)までにかかった費用のうち、婚姻日以降に発生した住居取得費用、住宅リフォーム費用、住宅賃借費用、引っ越し費用を補助。 ・基本額夫婦ともに婚姻日における年齢が29歳以下:60万円 ・大婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下:30万円 ・加算額大間々町北部に居住:20万円 東町に居住:40万円 ※☆付総類 場+100万円 関合せ:《こども課 こども政策係》 Ta: 0277-76-0995
	間合せ:《東市民生活課 市民福祉係》 Tel: 0277-76-0984 新生活支援補助金 対象者: ・令和7年1月1日 (水曜) から令和8年3月31日 (火曜) までに婚姻届を提出又は受理された夫婦・夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下・夫婦の合計所得が500万円未満・申請時において、夫婦の一方又は双方の住民票の住所が申請に係る住宅の住所となっている など 内容: 令和7年4月1日 (火曜) から令和8年3月31日 (金曜) までにかかった費用のうち、婚姻日以降に発生した住居取得費用、住宅リフォーム費用、住宅賃借費用、引っ越し費用を補助。・基本額 夫婦ともに婚姻日における年齢が29歳以下:60万円 夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下:30万円・加算額 大間々町北部に居住:20万円東町に居住:40万円 まずに居住:40万円 次本付終額 無+100万円 間合せ:《こども課 こども政策係》 Tel: 0277-76-0995
	問合せ:《東市民生活課 市民福祉係》 Tel: 0277-76-0984 新生活支援補助金 対象者:・令和7年1月1日 (水曜) から令和8年3月31日 (火曜) までに婚姻届を提出又は受理された夫婦・夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下・夫婦の合計所得が500万円未満・申請時において、夫婦の一方又は双方の住民票の住所が申請に係る住宅の住所となっている など 内容: 令和7年4月1日 (火曜) から令和8年3月31日 (金曜) までにかかった費用のうち、婚姻日以降に発生した住居取得費用、住宅リフォーム費用、住宅賃借費用、引っ越し費用を補助。・基本額 夫婦ともに婚姻日における年齢が29歳以下:60万円 夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下:30万円・加算額 大間々町北部に居住:20万円 東町に居住:40万円 東町に居住:40万円 東町に居住:40万円 東町に居住:50277-76-0995 ジリ市東町定住支援空き家改修補助金 対象者:・空き家の所有者・空き家の所有者から空き家の改修について承諾を得た方 ※改修する空き家に「5年以上」居住する意思がある方
	間合せ:《東市民生活課 市民福祉係》 Tet: 0277-76-0984 新生活支援補助金 対象者:・令和7年1月1日 (水曜) から令和8年3月31日 (火曜) までに婚姻届を提出又は受理された夫婦・夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下・夫婦の合計所得が500万円未満・申請時において、夫婦の一方又は双方の住民票の住所が申請に係る住宅の住所となっている など 内容: 令和7年4月1日 (火曜) から令和8年3月31日 (金曜) までにかかった費用のうち、婚姻日以降に発生した住居取得費用、住宅リフォーム費用、住宅賃借費用、引っ越し費用を補助。・基本額 夫婦ともに婚姻日における年齢が29歳以下:60万円・大婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下:30万円・加算額 大間今町北部に居住:20万円・東町に居住:40万円・水のた付終額 県本1100万円・加算額 大間く町に居住:40万円・変がな付終額 県本1100万円・関合せ:《こども課 こども政策係》 Tet: 0277-76-0995 ジリ市東町定住支援空き家改修補助金 対象者:・空き家の所有者・空き家の改修について承諾を得た方・淡改修する空き家に「5年以上」居住する意思がある方内容:空き家を住居として活用するために行う改修工事費を補助。
	間合せ: 《東市民生活課 市民福祉係》 Ta: 0277-76-0984 新年活支援補助金 対象者: ・令和7年1月1日 (水曜) から令和8年3月31日 (火曜) までに婚姻届を提出又は受理された夫婦 ・夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下 ・夫婦の合計所得が500万円未満 ・申請時において、夫婦の一方又は双方の住民票の住所が申請に係る住宅の住所となっている など 内容: 令和7年4月1日 (火曜) から令和8年3月31日 (金曜) までにかかった費用のうち、婚姻日以降に発生した住居取得費用、住宅リフォーム費用、住宅賃借費用、引っ越し費用を補助。 ・基本額 夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下: 60万円 夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下: 30万円 ・加算額 大間々町北部に居住: 20万円 東町に居住: 40万円 ※☆付総類 墨+100万円 関合せ: 《こども課 こども政策係》 Ta: 0277-76-0995 だり市東町定住支援空き家改修補助金 対象者: ・空き家の所有者 ・空き家の所有者 ・空き家の所有者 ・空き家の所有者 ・空き家の所有者 ・空き家の所有者 ・空き家を住居として活用するために行う改修工事費を補助。 (例) 間取り変更、設備改修、バリアフリー改修、耐震改修、断熱工事等
	間合せ: 《東市民生活課 市民福祉係》 Tel: 0277-76-0984 新生活支援補助金 対象者: ・令和7年1月1日 (水曜) から令和8年3月31日 (火曜) までに婚姻届を提出又は受理された夫婦 ・夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下 ・夫婦の合計所得が500万円未満 ・申請時において、夫婦の一方又は双方の住民票の住所が申請に係る住宅の住所となっている など 内容: 令和7年4月1日 (火曜) から令和8年3月31日 (金曜) までにかかった費用のうち、婚姻日以降に発生した住居取得費用、住宅月代費用、引っ越し費用を補助。 ・基本額 夫婦ともに婚姻日における年齢が29歳以下: 60万円 ・大婦ともに婚姻日における年齢が29歳以下: 30万円 ・加算額 大間々町北部に居住: 20万円 東町に居住: 40万円 東町に居住: 40万円 でごども課 こども政策係》 Tel: 0277-76-0995 ごり市東町定住支援空き家改修補助金 対象者: ・空き家の所有者 ・空き家の所有者 ・空き家の所有者の空き家の改修について承諾を得た方 ※改修する空き家に「5年以上」居住する意思がある方 内容: 空き家を住居として活用するために行う改修工事費を補助。 (例)間取り変更、設備改修、バリアフリー改修、耐震改修、断熱工事等 ・基本額 補助対象工事費用の 4/5 (上限200万円)

分 事業名 (対象者・内容) 類 定住促進住宅事業 住 対象者:・みどり市東町地域に定住する意志を有する 宅 税の滞納のない 支 ・身元引受人を1名つけられる 援 ・家賃を支払う収入がある ・暴力団員でない 内 容: 市内の東町地域の産業振興、教育・文化及び地域の活性化のため、定住を希望する者に、市の所有する集合住宅(沢入住宅) を賃貸。 問合せ: 《建築住宅課 住宅政策係》 Tel: 0277-76-2189 定住促進住宅用地分譲事業 申込者の資格: ・次の①又は②のいずれかに該当する方 ①自ら又は直系卑属の親族が居住する住宅(生活の本拠とするものに限る。)を建築するため、宅地を必要としている方 ②自ら又は直系卑属の親族が既存の住宅(生活の本拠とするものに限る。)の宅地とともに使用するため、宅地を必要とし ・指定期日までに土地代金及び登記に要する費用を一括払いできる方 ・自ら又は直系卑属※1の親族が、暴力団員でない方 指定の条件又は分譲契約事項に違反した場合は、分譲した宅地を分譲価格でみどり市が買い戻す。なお、契約日から10年 分譲条件: 間は、買戻特約登記を設定する。 内 容: 浅原分譲地(1区画) · 面積 (登記面積) 301.98 m²、(敷地有効面積) 253.88 m² ·価格 1,087(千円) 東町並分譲地(2区画) 第2区画 · 面積 258.59 m² · 価格 1.396(千円) 第15区画 ·面積 253.36㎡ ·価格 1,292(千円) 問合せ: 《都市計画課 まちづくり整備係》 Tel:0277-76-1903 勤労者資金貸付事業 対象者: 同一事業所に1年以上継続して勤務し、市内に居住する若しくは、居住しようとする勤労者。 内容: 住宅を建築・増改築、または既設住宅を購入するための費用及びそれに必要な宅地(400㎡以下)を購入するための資金 範囲:住宅の用に供する延べ面積は50㎡以上165㎡以下であること 増改築は、増改築面積が10㎡以上(補修は除く) 中古住宅は築後10年以内であること 融資条件:利率(固定) 年2.5% 限度額 資金総額の80%以内で1,000万円以下 返済期間 20年以内 問合せ: 《商工課 商工労政係》 TeL: 0277-76-1938 住宅用脱炭素推進補助金 対象者: ・自らが居住し所有する市内の住宅に下記設備を設置する ・世帯員全員が市税(国民健康保険税を含む)を滞納していない ・過去に同一の設備について市から補助金の交付を受けた住宅でない 内容: 各設備ごとの補助対象要件を満たす場合、次のとおり補助 ①太陽光発電システム 5万円 ②リチウムイオン蓄電池 15万円 ③木質ペレットストーブ 補助対象経費の1/2以内の額(上限10万円) ④薪ストーブ 補助対象経費の1/2以内の額(上限10万円) ⑤LED照明器具 補助対象経費の1/2以内の額(上限5万円) ⑥EV·PHEV·FCV 5万円 ⑦電気自動車充電設備 補助対象経費の1/2以内の額(上限2万5千円)

⑩宅配ボックス 補助対象経費の1/2以内の額(上限1万円)

⑧V2H充給電設備 5万円⑨おひさまエコキュート 2万円

問合せ: 《SDGs推進課》 Tel: 0277-76-0985

分 事業名 (対象者・内容) 類 みどり市空き家バンク制度 住

対象者: みどり市内の空き家物件を買いたい(借りたい) 方あるいは売りたい(貸したい) 方。

内容: 市内への移住や定住を促進するため、所有者からの申請に基づき市内の空き家物件を空き家バンクに登録し、ホームページ

等で賃貸または購入希望者へ空き家情報を提供。

問合せ: 《建築住宅課 住宅政策係》 Tel: 0277-76-2189

住環境改修補助事業

宅

支

援

対象者: みどり市に住民登録がある建物所有者で、世帯全員に市税等の滞納がない。

施工業者が市内業者。

内 容: 市内に存在する一般住宅に対して、住宅の一部又は全部の増改築、修繕又は模様替え、機能向上など10万円以上の工事費に

対し補助率1/10上限10万円の補助事業。

問合せ: 《建築住宅課 住宅政策係》 Tel: 0277-76-2189

空き家改修補助事業

対象者:・空き家を購入した方、空き家の所有者から補助対象空き家を購入しようとする方又は補助対象空き家の所有者の法定相続 人で、空き家を改修し5年以上居住する見込みがある方。

・市税の滞納のない方。

施丁業者が市内業者。

内 容: ・市内に存在するおおむね1年以上使用されていない空き家の改修工事費用に対し、補助率2分の1の額で上限60万円。

・補助対象者が転入して補助対象空き家に居住する場合は転入者1人につき5万円を加算。加算の上限は20万円。

問合せ: 《建築住宅課 住宅政策係》 Tel: 0277-76-2189

浄化槽設置整備補助金

対象者:・公共下水道事業計画区域及び農業集落排水事業供用開始区域を除く区域に、10人槽以下の環境配慮型浄化槽を 専用住宅 に設置する方

・市税の滞納がない方

・着工前に申請を行い、同年度2月末までに完了検査を受検できる方

・その他、浄化槽設置整備補助金交付要綱にある要件を満たしている方

内 容: 単独処理浄化槽やくみ取り槽から合併処理浄化槽(環境配慮型浄化槽)に切り替える工事に要する経費について、予算の範 囲内で補助金を交付するもので、配管工事費も補助対象となる。

※建物の新築・建替えによる工事は対象外

(補助金 ト限額)

5人槽 690.000円 7人槽 756,000円 858.000円

※補助金上限額は配管工事費分(上限300,000円)を含む額です。

※先着順で受付を行い、予算に達し次第終了となります。 問合せ: 《簡水下水道課 総務係》 Tet: 0277-46-7918

公共下水道接続促進補助金

対象者:・公共下水道排水設備等工事計画確認申請書を提出している方

・市税の滞納がない方

・公共下水道受益者負担金及び分担金の滞納がない方

・着工前に申請を行い、同年度2月末までに完了検査を受検できる方

内 容: くみ取り槽の水洗化や浄化槽を廃止して、公共下水道に接続する方に補助金を交付する。

※建物の新築・建替えによる丁事は対象外

(補助金額)

接続工事に要する費用(消費税及び地方消費税を除く。)に相当する額(その額に1,000円未満の額が生じたときは、その端 数を切り捨てた額)上限10万円

※先着順で受付を行い、予算に達し次第終了となります。

問合せ: 《簡水下水道課 総務係》 Tel: 0277-46-7918

分 事業名 (対象者・内容) 類 貸し農園の設置 (浅原体験村) 対象者: 農業体験を行いたい方 内容:面積1区画約40㎡ 区画数 110区画 利用料 年額8,000円 申 込 随時受付(利用期間は、1年間) ○その他の施設等 ・コテージ(10人用、8人用、4人用)5棟 1棟12,000円から ・食堂、直売所、管理棟(シャワー、トイレ付き) ・そば打ち体験道場 そば打ち体験1名1.100円 ・バーベキューハウス ・貸出用農機 (耕うん機) ・屋外トイレ ・駐車場70台分 問合せ: 《農林課 農政係》 Tel: 0277-76-1937 市民農園の設置(諸町市民農園) 対象者: 市内在住・在勤者 内 容:面 積 1区画約20㎡ 区画数 132区画 利用料 年額4,000円 申 込 随時受付(利用期間は、1年間) ○その他の施設等 休憩ハウス ・簡易トイレ ・水道 ·駐車場33台分 問合せ: 《農林課 農政係》 Tel: 0277-76-1937 起業家チャレンジ資金貸付事業 対象者: 新たに創業する者、新たな事業に業種転換する者で具体的な計画を有する方または事業開始後1年未満の方で、市税等に未 内 容: 資金使途:創業または業種転換のための運転資金及び設備資金 援 融資条件:利率(固定) 年1.7% 限度額 1,000万円 融資期間 運転資金:5年以内、設備資金:10年以内 運転・設備併用:10年以内 取扱金融機関(申し込み先):市内の銀行、信用金庫、信用組合 問合せ: 《商工課 商工労政係》 Tel: 0277-76-1938 グループ28(移送サービス) そ 対象者: 東町内に住所を有し、事前に会員登録を行っている方 മ 内 容: 日常生活の中で、特に外出に伴う移動手段に支障を来たし、移送支援を必要とする方に対し、通院、買物等の移送サービス 他 を有料で提供する(要予約、市外への移動にも使用可)。 (基本料金) ・1kmあたり100円 ・東町内片道最大300円(東町内及び水沼診療所まで) ・笠懸町、大間々町内(桐生市に設置している電話でバスのバス停(新桐生駅、桐生厚生総合病院、ヤオコー桐生相生店、 相牛団地・川内町4丁目集会所前)を含む)最大500円 問合せ: 《東市民生活課 市民福祉係》 Tel: 0277-76-0984 電話でバス (デマンドバス) 対象者: どなたでも利用可能 内 容: 笠懸・大間々地域で運行している、時間と乗車区間を電話で予約して利用する乗合バス 運行時間:午前7時30分~午後7時30分 予約方法:電話またはWEB 運賃 : おとな1回300円、こども(小学生以下)150円

※未就学児は無料(おとな1人に対して2人まで)

問合せ: 《企画課 政策調整係》 Tel: 0277-76-0962

板倉町

令和7年7月時点

事業名 (対象者・内容)
不妊・不育症治療費助成事業
対象者: 法律上の婚姻関係がある夫婦で、次の要件をすべて満たす方 1.夫婦または夫婦のいずれか一方が町内に1年以上住所があること(申請日が基準日) 2.同一世帯の全員が町税及び国民健康保険税の滞納がないこと 3.医療保険各法における被保険者又は被扶養者であること 4.交付決定時に町内に住所があること(交付決定まで約1か月程度) 内 容: 医師の認める不妊症及び不育症の治療及びその治療に係る検査に要した費用の一部(自己負担額の2分の1)を助成する。 助成金額 ・一般不妊治療 1年度当たり10万円を限度 ・特定不妊治療 1年度当たり10万円を限度 ・男性不妊治療 1年度当たり10万円を限度 ・男性不妊治療 1年度当たり10万円を限度
問合せ: 《健康介護課 健康推進係》 Tel: 0276-82-3757 (板倉町保健センター)
0歳児紙おむつ券給付事業
対象者: 町内に住所があり、0歳児を養育している方。ただし、板倉町において生活実態のない方は対象外。 内容: 月額3,000円の紙おむつ給付券を交付する。対象期間は出生した月から1歳の誕生月の前月分までとし、最大36,000円分支給する。また、転入された方は、町に住民登録をした日の属する月から1歳の誕生月の前月分までとする。交換ができる町指定の店舗にて利用が可能。 問合せ: 《福祉課 子育て支援係》 Tel: 0276-82-6134
チャイルドシート購入費補助事業
対象者: 町内に住所があり、1歳未満の乳児を養育する方 内容: 自動車に乗車中の乳児の安全確保と健やかな成長を支援するため、チャイルドシートの購入者に対して、その費用の一部を補助する。補助金額はシート1台につき1万円を上限として、購入価格(税込み額)の2分の1を乗じた額。交付要件は国土交通省の認証マークが有るシートを購入後、1年未満であること。乳児1名につき申請は1回までで、出生後に申請を受け付けている。 問合せ: 《福祉課 子育て支援係》 Tel: 0276-82-6134
子育て支援金支給事業
対象者: 町内に住所があり、引き続き本町に在住する見込みがある方のうち、次のいずれかに該当する方(生活実態のない方、生活保護を受けている方は除く) 1.新たに子を出産し、その子を養育している方 2.次年度に小学校に入学するお子さんを養育している保護者の方 内容: 町内に住所を有する方が、子どもを出産した時及びその方の子どもが小学校に入学する時に、その子どもの区分により支援金を支給する。 支給額 1.第1子 60,000円(出生時30,000円 入学時30,000円) 2.第2子 80,000円(出生時40,000円 入学時40,000円) 3.第3子以降 120,000円(出生時60,000円 入学時60,000円)

子育て

支

分

類

事業名 (対象者・内容)

産後ケア事業

対象者: 町内に住所があるお母さんと赤ちゃん

内 容: 出産直後の産婦の健康面の悩みや育児への不安などを軽減するため、助産師により心身のケアや休養等の 支援を行う。利用料は無料。

種類

・日帰り型(公立館林厚生病院、真中医院)

・訪問型(助産師がご自宅に訪問し、ケアを受けられる。)

問合せ: 《健康介護課 健康推進係》 Tel: 0276-82-3757 (板倉町保健センター)

子育て支援無料アプリ

対象者: 町内で子育て中の保護者、妊婦

内 容: 妊娠期から利用できる子育て支援アプリ。お子さんの生年月日を登録することで、必要なタイミングで健 診や町の事業のお知らせをプッシュ通知で受け取ることができる。予防接種スケジュールを自動で作成・ 管理することや、成長記録を入力・管理することもでき、保護者だけでなく、祖父母等と共有することが

可能。

問合せ: 《健康介護課 健康推進係》 Tel: 0276-82-3757 (板倉町保健センター)

奨学金の貸与

対象者: 以下の要件に該当し、出身学校長又は在学学校長が適当と認め、推薦された方。

1.町内に1年以上居住する世帯の子

2.学力優秀・品行方正・身体強健な方

3.専門学校以上の学校に入学する方及び在学する方

4.経済的理由により学資の支出が困難な世帯にある子

内 容: 貸与額:専門学校・短期大学・大学に在学する方 月額50,000円以内

貸与期間: 奨学資金の貸与期間は在学又は入学する学校の正規の修学期間

問合せ: 《教育委員会事務局 総務学校係》 Tel: 0276-82-6153

小中学校児童生徒給食費の無料化

対象者: 町内小中学校に在籍する児童生徒の保護者

町立小中学校に在籍する食物アレルギーを持つ児童生徒の保護者で、次のいずれかに該当する方。

1.食物アレルギーのため、弁当対応をする児童生徒の保護者

2.食物アレルギーのため、学校給食の牛乳のみ支給を受ける児童生徒の保護者

3.牛乳アレルギーのため、学校給食の牛乳の支給を受けることができない児童生徒の保護者

内 容: 子どもを育てる保護者が抱える経済的負担を軽減し、安心して子育てができる環境の整備と食育の充実を 図るため、町立小中学校に在籍する児童生徒の学校給食費の無料化を実施している。また、食物アレル ギー等の理由で、給食の代わりに弁当を持参をしている児童生徒についても、その経費(学校給食費相当 額)を補助している。

問合せ: 《教育委員会事務局 総務学校係》 Tel: 0276-82-6153

英語検定料の半額助成

対象者: 町内に住所を有する高校生以下の児童・生徒で、英語検定3級以上を受験した方(英語検定試験申込後に試験を欠席した場合は対象外)

内 容: 英語検定の受検の機会を増やし、英語力及び学習意欲の向上を図るため、英語検定料の半額を助成する。 助成回数は、1人につき受験年度1回のみの助成。ただし、3級以上に合格して、その年度にさらに上位の級

を受験する場合は、さらにもう1回助成(最大2回助成可能)。

問合せ: 《教育委員会事務局 総務学校係》 Tel: 0276-82-6153

分 (対象者・内容) 事業名 類 町営住宅の紹介 住 対象者: 1.町内に住んでいる又は勤めていて、住宅にお困りの方 宅 2.住民税の滞納のない方 支

3.同居を予定している親族がいる方

※単身者でも、次のいずれかに該当する場合、申込みが可能

ア)60歳以上の方

イ) 生活保護を受けている方

ウ) その他

内 容: 入居資格

援

1.敷金(家賃の3か月分)を納入できる方

2.連帯保証人1人を立てられる方

3.入居可能日から15日以内に入居できる方

4.前年中の収入(同居予定親族の収入を含む)が、国の定める収入基準に当てはまる方

※家賃は団地ごとに、入居者の収入や世帯状況により決定される。

問合せ: 《都市建設課 計画管理係》 Tel: 0276-82-6151

勤労者住宅建設資金融資

対象者: 町内に居住又は勤務先を有する勤労者で、町内に自己の居住する住宅を建築又は取得しようとするもの (増築及び改築の場合の面積は、現在居住する居宅の2分の1以上で、33平方メートルを下らないものとす

る。) 内 容: 融資条件

1.融資限度額 500万円以內

年率3.6%(年率7%以内で町長が定める利率) 2.融資利率

3.融資期間 20年以内 4.最終返済年齢 65歳まで

問合せ: 《産業振興課 商工観光係》 Tel: 0276-82-6139

住宅リフォーム支援事業

対象者: 以下のすべてを満たす方

1.町内に居住し、住民基本台帳に記載されている方

2.世帯の中に町税等を滞納している人がいないこと

3.令和7年4月1日以降の本制度による補助金交付額が10万円に達していない方又はその他板倉町で実施 する住宅の改造等に係る補助金等の交付を受けていない方

内 容: 町内建築関連業者を中心とした経済の活性化及び住環境の質の向上を図るため、町内施工業者により一定 の条件に基づく個人住宅等のリフォーム工事を行った方へ、工事費の10%(限度額10万円)を、板倉町商 工会の商品券で助成する。令和7年4月1日以降に交付を受けた補助金額を合計して、10万円に達するまで何 度でも利用可能。

問合せ: 《産業振興課 商工観光係》 Tel: 0276-82-6139

住宅取得支援事業

対象者: 以下のすべてを満たす方

1.転入日から前2年間は町内に住んでいない方

2.板倉町に転入した、またはこれから転入し、住宅を建築または購入した方

3.その住宅の所有者(共有者がいる場合は代表者1人)

4.その住宅に住む全員が、町税等を滞納していないこと

5.その住宅に5年以上継続して住む方

6.この要綱に基づく補助金を初めて受ける方

7.令和8年3月31日までに、取得した住宅に住民票を移動する方

内 容: 移住及び定住を促進して地域を活性化するため、町内に居住する住宅を建築・購入する個人の方に対し て、費用の一部を補助する。補助額は住宅取得価格(併用住宅にあっては、うち居住部分の金額)の3%

で、上限30万円まで。

問合せ: 《都市建設課 計画管理係》 Tel: 0276-82-6151

分類	事業名 (対象者・内容)
板倉	町空き家等バンク事業
宝 支援	対象者: 町内に所有する空家等を売りたい・貸したい人、または空家等を買いたい・借りたい人 内 容: 町内の空家等を有効活用し、管理不全な空家等の減少と移住定住の促進および地域活性化を図ることを目 的として、空家等の物件に関する情報を、空き家等バンク登録台帳へ登録する。 問合せ: 《都市建設課 計画管理係》 Tel: 0276-82-6151
板倉	ニュータウン移住支援事業
	対象者: 以下のすべてを満たす方 1.板倉町住宅取得支援事業補助金交付要綱(平成27年板倉町告示第69号)第10条に規定する補助金額の確定を受けていること 2.令和2年10月1日以後に、朝日野1丁目、朝日野2丁目、朝日野3丁目、朝日野4丁目及び泉野1丁目地内の土地の売買契約を締結していること 3.取得した住宅が、上記2の土地に所在していること 4.上記2に規定する土地の売買契約締結日において、次に掲げる事項のいずれかに該当していること ア.申請者の年齢が50歳未満であること イ.申請者の配偶者の年齢が50歳未満であること ウ.申請者が、同一世帯で中学生以下の子を養育していること 5.令和5年4月1日以後に転入し、5年以ト継続して定住すること 内容: 板倉ニュータウンへの移住及び定住を促進し、人口の増加と地域の活性化を図るため、板倉ニュータウン内に土地と住宅を取得して移住する世帯へ70万円の支援金を支給する。申請期限は令和8年3月13日まで。
A (2)	問合せ: 《産業振興課 誘致推進係》Tel: 0276-70-4040
合併	・ 処理浄化槽設置費補助金 対象者: 板倉町内全域(板倉ニュータウン区域(公共下水道)を除く)において、自らが居住するための住宅(自 己の居住用途部分の割合が2分の1以上の店舗併用住宅などを含む)に処理対象人員が10人槽以下の「環境
	配慮型浄化槽」を設置し、または設置に伴い既存施設を転換撤去する方。 内容: 新規設置に関する補助金額 ・5人槽 198,000円 ・7人槽 256,000円 ・10人槽 340,000円 転換撤去等に関する補助金額 【既設を撤去できない場合】 ・5人槽 198,000円+宅内配管工事補助金 ・7人槽 256,000円+宅内配管工事補助金 ・10人槽 340,000円+宅内配管工事補助金 ・10人槽 340,000円+宅内配管工事補助金

・10人槽 390,000円+宅内配管工事補助金

※字内配管書補助金は丁事費用▽は300 000円のいずれか低い額 問合せ: 《住民環境課 環境下水道係》Ia: 0276-82-6132

分類	事業名 (対象者・内容)
住宅支援	対象者: 自らが居住する町内の住宅(住宅部分が2分の1以上の店舗併用住宅含む。ただし、集合住宅は除く)に太陽光発電システム(※)を設置した方や設置しようとする方、または町内に自らが居住するため建売住宅供給者等から太陽光発電システム付住宅を購入した方や購入しようとする方で、以下の要件を満たしていること 1 住民基本台帳に記載されていること 2 町税の滞納がないこと ※発電した電気を住宅部分で消費し、かつ余剰電力を電力会社へ売電するもの内容: 補助金額 1キロワット当り2万5千円(4キロワット10万円が上限)間合せ: 《住民環境課 環境下水道係》Tel:0276-82-6132
	結婚新生活支援補助金
	対象者: 夫婦ともに39歳以下の新婚世帯(令和7年1月1日から令和8年3月31日の間に婚姻した夫婦)かつ世帯所得500万円以内の世帯。※貸与型奨学金を返済中の場合は控除あり。 内容: 板倉町で新生活を始めるかたの結婚に伴う住居の購入費用、賃貸などの賃料、敷金、礼金、共益費および仲介手数料、引越費用を補助。補助額は1世帯当たり上限30万円(夫婦ともに29歳以下の場合は上限60万円)。 問合せ: 《企画財政課 企画調整係》Tel:0276-82-6125
	貸し農園の設置(ふれあいファームいたくら)
農業体験・就農支援	対象者: 借用を希望する方 (町内外在住不問) 内 容: 都市と農村の交流事業を通じ作物を作る喜びや農業への関心を深めてもらうことを目的とする。利用期間は1年間とし、1世帯につき3区画まで貸し出しが可能。 利用区画数及び年間利用料金 15㎡ 2区画 1,500円 24㎡ 18区画 2,400円 28㎡ 2区画 2,800円 30㎡ 60区画 3,000円 45㎡ 1区画 4,500円 52㎡ 1区画 4,500円 52㎡ 1区画 5,200円 60㎡ 3区画 6,000円 計87区画 問合せ: 《産業振興課 農業振興係》 Tel: 0276-82-6137
	創業支援事業
就 業 支 援	対象者: 町内で創業を目指す方(創業後5年未満の方も含む) 内 容: 産業振興課商工観光係内に創業支援に関する連絡窓口を設置し個別相談を実施するとともに、必要に応じて町商工会、町内金融機関及び群馬県商工会連合会等の関係機関と連携し、町内で創業を希望する方へそれぞれの段階に応じた適切な創業支援策を提供する。

151 ページ

問合せ: 《産業振興課 商工観光係》Tel:0276-82-6139

分 事業名 (対象者・内容) 類 無料コミュニティバス運行事業 そ 対象者: どなたでも利用可能 の 内 容: 交通弱者・買い物弱者対策として、板倉東洋大前駅から板倉町役場・アゼリアモール間を結び、町の北地 他 区・南地区を経路とする無料コミュニティバスを運行する。 問合せ: 《総務課 安全安心係》TeL:0276-82-6123 防災ラジオの有償配布 対象者: 令和2年5月1日以降の転入世帯の世帯主の方等 内 容: 各種気象警報や緊急地震速報、避難に関する緊急情報等の防災情報を伝える、防災行政無線戸別受信機 (防災ラジオ) の有償配布を行う。負担額は1台4,200円。 問合せ: 《総務課 安全安心係》TeL:0276-82-6123 福祉タクシー利用券の交付 対象者: 1.身体障害者手帳1・2級をお持ちの方 2.療育手帳をお持ちの方 3.精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方 4.70歳以上の高齢者のみの世帯の方 5.母子・父子家庭世帯 6.70歳以上で自動車免許を自主返納した方 ※1から3までに該当する場合は本人および世帯員が自動車税または軽自動車税の減免を受けている場合は 内容: 在宅の高齢者等で、タクシー以外の交通機関を利用することが困難な方に1枚につき500円を助成するタク シー利用券を交付する。 交付枚数 ・1から5までに該当するかたは年間48枚、6に該当するかたは2年間で24枚 問合せ: 《健康介護課 介護高齢係》Tel: 0276-82-6135 特殊詐欺等対策機器購入費補助金 ____ 対象者: 町内に住民登録があり、65歳以上の方(一世帯一度のみの補助) 内容:振り込め詐欺や悪徳商法など、犯人からの電話がきっかけとなっている特殊詐欺を未然に防ぐため、65歳 以上の高齢者を対象に、特殊詐欺対策機器を購入された世帯に補助金を交付。補助費用の2分の1以内で、 上限6,000円。

問合せ: 《総務課 安全安心係》TeL: 0276-82-6123

家庭用防犯カメラ設置費補助金

対象者: 自己の居住する住宅及び自己の保有する事業施設に家庭用防犯カメラを設置した方

内 容: 防犯を未然に防止するため、町内の住宅等に家庭用防犯カメラを設置した方に対し、費用の一部を補助し

ます。経費に要した費用の2分の1以内で、上限2万円。

問合せ: 《総務課 安全安心係》TeL:0276-82-6123

分類	事業名 (対象者・内容)
7	板倉町奨学金返還支援事業
の他	対象者: 以下のすべてを満たす方。ただし、国家公務員又は地方公務員の方(会計年度任用職員及び臨時的任用職員を含む)は対象外 1.奨学金の貸与を受けて、大学、専修学校及び高等専門学校等に進学し、卒業した方 2.労働契約に基づき就業している方又は個人で農業その他事業を営んでいる方(事業専従者
	を含む) 3.申請時において本町に住所があり、引き続き5年以上居住する意思のある方 4.40歳未満の方
	5.卒業後に奨学金の返還を開始しており、滞納がない方 6.申請者及び申請者の属する世帯員に町税の滞納がない方 7.他の奨学金返還支援を利用していない方
	内 容: 人口減少克服・地方創生を図るための地方への移住促進の取組として、大学等を卒業後に就業した方で、本町に定住し、奨学金の返還を行っている方を対象に補助金を交付する。補助額は、補助金の交付を申請する年度の前年度に返還した奨学金の2分の1の額とし、上限は15万円まで。
	問合せ: 《企画財政課 企画調整係》Tel: 0276-82-6125

明和町

令和7年7月時点

分 (対象者・内容) 事業名 類 出産祝金支給事業 対象者: 出生日・3歳・6歳時点で明和町に在住する児童を養育する保護者。町民になって1年を経過すると申請可。 内 容: 支給額 第1子 第2子 第3子以降 出生時 2万円 4万円 6万円 3歳の誕生日 3万円 6万円 9万円 6歳の誕生日 5万円 10万円 15万円 問合せ: 《健康こども課 こども支援係》 Tel:0276-84-3111 (内線172) ひとり親家庭等の児童の入進学等支度金 対象者: ひとり親家庭等で下記の対象になる児童を養育している保護者へ支給。 内 容: こども園入園時1万円、小学校入学時1万2千円、中学校入学時1万5千円、中学校卒業時2万円を支給します。 問合せ: 《健康こども課 こども支援係》 Tel:0276-84-3111 (内線172) 子育て援助活動支援事業(明和町ファミリー・サポート・センター事業) 対象者:・援助を受けたい人:利用会員・・・0歳から小学6年生までの子どもの保護者。 ・援助を行いたい人:サポート会員・・・講習会を受講した子育て家庭に理解のある町民。 内 容: 子育て世帯を支援するため、子どもを預けたい人とサポートしたい人が会員となり、センターを通じて育児の 助け合いを有料で行います。 ○事業内容 ・こども園や小学校等への送迎をお願いしたい ・ふれあいセンターで子どもを遊ばせてほしい 一緒に子どもを見てほしい。 ・冠婚葬祭や保護者の病気、その他急用の場合の預かり ・リフレッシュしたい、少し休みたい等 利用料は1時間500円(利用開始から最初の1時間以降は30分単位の料金で利用可) (援助終了後に「利用会員|から「サポート会員|へ直接お支払いいただきます。) 利用料の補助等 【対象】ひとり親家庭相当のファミリー・サポート・センター利用者 【助成額】1時間当たり300円 ※助成を受けるためには事前に登録手続が必要。 問合せ: 《健康こども課 こども支援係》 Tel: 0276-84-3111 (内線172) 学童保育所保育料減免 対象者: ・ひとり親で児童を養育しており町民税非課税の方。 ・災害により居宅が喪失、又は破損し復旧にあたっている方。 その他特に必要と認める場合。 内 容: ・ひとり親で児童を養育しており町民税非課税の方(保育料の半額を減免) ・その他 (指定管理者が町長の承認を得て定める額を減免) 問合せ: 《健康こども課 こども支援係》 Tel:0276-84-3111 (内線172) こども家庭センターの設置 対象者: 妊娠期から子育て期にあるすべての子育て家庭。 内 容: 妊娠期から18歳未満の子どもがいる家庭を対象に、関係機関・サービスと連携して相談支援する場所です。 問合せ: 《健康こども課 こども支援係》 Tel: 0276-60-5917

《健康こども課 健康づくり係》 TeL:0276-60-5917

類定住・子育て

分

事業名 (対象者・内容)

妊婦のための支援給付事業

対象者: 明和町に住民登録があり、令和4年4月1日以降に出産された方。

内容: 伴走型相談支援 保健師が妊娠届出時、妊婦訪問時に面談を行います。

経済的支援 妊娠届出時:5万円 (妊娠1回につき)

出産予定日の8週前~:5万円(胎児1人につき)

問合せ: 《健康こども課 健康づくり係》 Tel: 0276-60-5917

不妊治療費助成事業

対象者: 特定不妊治療費:医師が認めた特定不妊治療を受けた方。

一般不妊治療費:医師が認めた一般不妊治療を受けた方。

両治療費とも戸籍上の夫婦(事実婚関係にある方も含む)であって、1年以上明和町に居住し町税を滞納してい

ない方。

内 容: 特定不妊治療費:治療費の1/2で上限額15万円(年度あたり)

一般不妊治療費:治療費の1/2で上限額10万円(年度あたり)

問合せ: 《健康こども課 健康づくり係》 Tel: 0276-60-5917

不育症治療費助成事業

対象者: 医師が認めた不育症の治療を受けている方。

戸籍上の夫婦(事実婚関係にある方も含む)であって、1年以上明和町に居住し町税を滞納していない方。

内 容: 治療費の1/2補助で上限額30万円 (年度あたり)

問合せ: 《健康こども課 健康づくり係》 Tel: 0276-60-5917

産後ケア事業

対象者: 生後1年未満の乳児とその母親。 (医療機関により受入対象年齢が異なります)

内 容: 産婦の母体管理及び生活面の指導

授乳や乳房ケア等の母乳育児指導 沐浴等の育児指導に関することなど

利用回数7回まで 無料

問合せ: 《健康こども課 健康づくり係》 Tel: 0276-60-5917

風しん予防接種助成事業

対象者: 妊娠を希望している女性とそのパートナーで予防接種を受けた方。妊婦のパートナーおよび同居家族で予防接

種を受けた方。

内 容: 麻しん・風しん混合ワクチン:上限5,000円

風しん単独ワクチン:上限3,000円

問合せ: 《健康こども課 健康づくり係》 Tel:0276-60-5917

乳幼児用補助装置購入費補助金

対象者: 明和町に住所を有し、町税を滞納していない方で、0歳以上6歳未満の乳幼児のため国土交通省の定める安全基

準に適合するチャイルドシートを購入した保護者。

内 容: チャイルドシート購入時の費用を1/2補助 (上限1万5,000円)

※乳幼児1人につき1台・1回限り

問合せ: 《健康こども課 こども支援係》 Tel: 0276-84-3111 (内線172)

おたふくかぜ予防接種助成

対象者: 満1歳から7歳未満(年長児)までの幼児※罹患児除く

内 容: 1人1回 上限8,000円

問合せ: 《健康こども課 健康づくり係》 Tel: 0276-60-5917

子どものインフルエンザ予防接種助成

対象者: インフルエンザ予防接種を受けた1歳~15歳(中学生)の子ども。

内 容: 1回につき費用の1/2 (上限2,000円) ※2回まで申請可能 問合せ: 《健康こども課 健康づくり係》 Ta: 0276-60-5917

JJ
類
住
子
支
援

事業名	(対象型。	(冷太
尹未石	(刈)豕白 *	円谷川

妊産婦交通費及び宿泊費支援事業

対象者: 居住地から分娩施設まで25km以上の移動を要する妊産婦

10km以上離れた周産期母子医療センターでの分娩を要する妊産婦

内容: 妊産婦健診、1か月児健診に要する交通費

妊産婦健診、1か月児健診に要する宿泊費※最大7泊まで申請可能

問合せ: 《健康こども課 健康づくり係》 Tel: 0276-60-5917

福祉医療費(子ども医療費) 支給事業

対象者: 18歳の年度末までの子ども。

内 容: 医療費(入院・外来ともに)の無償化を実施。

問合せ: 《住民環境課 保険年金係》 Tel: 0276-84-3111 (内線144)

認定こども園 明和こども園 (ハローイングリッシュ)

対象者: ①0歳から就学前の保育を必要とする児童(長時間保育)

②3歳から就学前の児童(短時間保育)

内 容: 3歳以上児について、人間形成の基礎を培う幼児教育を、保護者の就労形態等に区分されない一元化した教育・

保育として提供する。

外国人講師1名が保育をとおして英語による保育を重視し、自然で無理のない環境の中で英語の基礎づくりを

行う。

問合せ: 《明和町立明和こども園》 Tel: 0276-80-7711

多子軽減の拡充

対象者: 保護者及び対象児童が明和町に住所を有し、子どもを3人以上扶養している方。

内容: 3歳未満児における第3子以降の児童に係る保育料を、申請により無料にする。(小学校就学前までの範囲を無

制限とする。)

問合せ: 《明和町立明和こども園》 Tel: 0276-80-7711

奨学金の貸与

対象者: 以下の要件に該当し、出身学校長又は在学学校長が適当と認め、推薦された方。

①町内に1年以上居住する世帯の子弟

②品行方正で進学の意欲と能力を有する者

③経済的理由により学資の支出が困難な世帯にある子弟 (所得制限あり)

内 容: 高等学校 月額1万円、高等専門学校 月額2万円、大学 月額4万円を貸与する。

学校卒業後、1年を経過した年の翌月から貸与年数の2倍に相当する期間内に、月賦または年賦で返済する。

問合せ: 《学校教育課 総務係》 Tel: 0276-84-3111 (内線242)

英語検定補助事業

対象者: 明和町に住所を有し、英検(実用英語技能検定) 3級以上を受験した小中学生の保護者の方

内容: 検定料の自己負担分1,000円を引いた全額を助成します。1人につき受験年度1回の助成を行います

が、3級以上に合格して、その年度にさらに上位級を受験する場合は、さらにもう1度助成します。

問合せ: 《学校教育課 学校教育係》 Tel: 0276-84-3111 (内線242)

分	
類	事業名 (対象者・内容)
定 住	第2子以降学校給食費無料化事業
・子育て	対象者: 次の全てに該当する世帯 ・児童や生徒及び保護者が明和町に同一世帯として住民登録されていること ・町内外の小中学校に2人以上在籍していること ※小学生未満、高校生以上は人数に含まれません ※小中学校の国公私立は問いません
支援	・国、県、町の制度に基づき学校給食費の全額の給付を受けていないこと 内容:対象者の世帯によって無料化を受ける方法が変わります ①町内小中学校在学の場合は、学校給食費を徴収しないことによる無料化 ②町外小中学校等や特別支援学校に在学の場合は、学校給食費の全部または一部を支給することによる無料化 問合せ: 《明和町立学校給食センター》 Tal: 0276-84-5858
	《学校教育課》 Tel: 0276-84-3115 (内線242)
住	町営住宅の斡旋
宅支援	対象者: 町営住宅入居希望者 内 容: 町のホームページにて入居資格・申込方法を掲載。 問合せ: 《都市建設課 都市開発係》 Tel:0276-84-3111 (内線134)
3/2	住宅用太陽光発電システム設置整備事業費補助金
	対象者: 自ら居住する住宅(併用住宅含む)に対象システムを設置した方、又は町内に自ら居住するため建売住宅供給者等から対象システム付き住宅を購入した方で次のすべてに該当する方。 ①住民基本台帳に記録されていること。 ②対象者の属する世帯全員に町税等に滞納がないこと。 ③申請の日が電力会社との電気受給契約の日から1年を経過していないこと。 内容: 1万円×太陽電池モジュールkw(小数点第3位を四捨五入)千円未満の端数が生じたときは、端数を切り捨てる。(上限10万円) 1万円×定置型蓄電池kwh(小数点第3位を四捨五入)千円未満の端数が生じたときは、端数を切り捨てる。
	1万円へた直至番電池RWH(小数点第3位を四括五八)十円末周の端数が至したとさね、端数を切り括しる。 (上限6万円) 問合せ: 《住民環境課 環境保全係》 Tal: 0276-84-3111(内線125)
	雨水浸透桝設置費補助金
	対象者: 自ら居住する住宅(併用住宅含む)に雨水浸透桝を設置し次のすべてに該当する方。 ①住民基本台帳に記録されていること。 ②対象者の属する世帯全員に町税等に滞納がないこと。 ③設置工事が完了した日から1年を経過していないこと。 内容: 6千円/1基(上限6万円) 問合せ: 《住民環境課 環境保全係》 Tel: 0276-84-3111(内線125)
	住宅リフォーム補助金
	対象者: 町内の施工業者によるリフォーム工事を行う方で、次の要件全てに該当する方。 ①明和町に1年以上住所を有する方 ②住宅を自ら所有し、かつ居住している方 ③町税及び使用料等を完納している方
	内 容: 自己用住宅の修繕・増築等で工事金額が20万円以上(消費税を除く)の場合が対象となり、工事費の10%(但 し千円未満は切り捨て)、補助金の最高額は10万円。 ※該当住宅につき1回限り

問合せ: 《産業振興課 商工係》 TeL: 0276-84-3111 (内線124)

分 類	事業名 (対象者・内容)
住	
E 宅 支 援	対象者: 結婚を機に町内で新たに生活をはじめる次のすべてに該当する新婚夫婦 ①対象となる年の1月1日から翌年3月31日までに婚姻届けを提出し、受理された夫婦 ②夫婦の婚姻日における年齢が双方とも39歳以下であること ③交付申請時に夫婦の双方または一方の住民票の住所が当該住宅の住所になっていること ④夫婦の所得の合計額が500万円未満(貸与型奨学金の返済額は控除) ⑤その他公的制度による家賃補助、他市町村で補助金等を受けていないこと
	内 容: 下記費用に対し夫婦双方の年齢が29歳以下の場合最大60万円補助を行う(夫婦双方の年齢39歳以下の場合は 大30万円) ・住宅の購入費用 ・賃貸における賃料、敷金礼金、共益費及び仲介手数料 ・引越費用 問合せ: 《健康こども課 こども支援係》 Ta: 0276-84-3111 (内線172)
就	! 農研修制度
農業体験・就典	対象者: 町の特産である「梨」の就農を希望する方 ※「きゅうり」の就農を希望する方も別途制度あり 内 容: 1~2年間地元農家の元で研修を行い、栽培技術、販売技術を学ぶ。 梨園の斡旋、住まいの斡旋、販路の斡旋、農機具の斡旋等、町、群馬県、JA、指導農家との協議会による配 修から就農までのトータル支援を実施。 地域おこし協力隊として活動することも可(一定報酬。一部条件あり)。 問合せ: 《産業振興課 農政係》 Tel: 0276-84-3111 (内線122)
農 果	 樹園芸関係補助金
援	対象者: 町の特産である「梨」の就農者及び就農をする方 内 容: ①果樹園流動化促進整備補助金 果樹園賃借料の1/2補助(上限3万円) ②果樹園芸施設整備補助金 施設・機械の整備費用の1/2補助(上限20万円) 問合せ: 《産業振興課 農政係》 Tel: 0276-84-3111 (内線122)
-ŝ·	- れあい家庭菜園
	対象者: 明和町内に在住する農業者以外の方 内 容: 町では農業者以外の方が、野菜や花等を栽培して農業に対する理解を深めるために、一区画30平方メートルの農園の貸付を行う。 ・使用料:1区画3,000円/年 ・貸付期間:1年 問合せ: 《産業振興課 農政係》 Tel:0276-84-3111 (内線122)
勤	l
就 労 支 援	対象者: 町内に1年以上居住し、同一事業所に1年以上継続して勤務している方 (町税を完納している方) 内 容: 医療費、冠婚葬祭費、教育費、耐久消費財購入費等に貸付(融資限度額100万円)。 融資期間5年以内、利率年2.1% 問合せ: 《産業振興課 商工係》 Tel: 0276-84-3111 (内線124)
明	ー 和Mターン促進奨励金
	対象者: ①新規に住宅を取得した方(新築住宅又は中古住宅を購入して平成30年4月1日以降に転入 した者) ②借家等に転入し、町内に就労・就農した方(平成30年4月1日以降に転入した町内在勤者 又は就農者) ③町内転入者、新規就労者を雇用した事業者 ※上記条件は一部です。詳細は下記問合せ先にお尋ね下さい。 内容: 町の雇用促進及び定住人口の増加を図るため、上記該当者に奨励金を交付します。 ①30万円②15万円③5万円

問合せ: 《産業振興課 商工係》 Tel: 0276-84-3111 (内線124)

分類	事業名 (対象者・内容)
その他	ごみ収集指定袋の一部無料化 対象者: 町内に住民登録のある方、又は、町外から新規に転入し住民登録をされた方(転入条件によっては該当しない場合もあります。) 内 容: ごみ収集指定袋と交換できる引換券を配布することで、引換券と交換できる枚数分を無料化するもの。引換券は1人当たり年間3枚を限度として世帯主に配布する。(なお、新規転入については、転入時期により枚数が変わります。) 引換券1枚で大きいごみ袋(40リットル)10枚、又は小さいごみ袋(20リットル)20枚と交換できる。引換券の有効期間は当該年度の年度末3月31日まで。
	問合せ: 《住民環境課 環境保全係》 Tel: 0276-84-3111 (内線125) 防災行政無線の戸別受信機の貸出し
	対象者: 明和町に居住している方で、貸出しを希望している世帯 内 容: 上記対象者に防災行政無線の戸別(家庭用)受信機を保証金1万円にて貸し出す。 なお、65歳以上の単身世帯の方等、保証金が免除されます。 問合せ: 《総務課 危機管理係》 Tel: 0276-84-3111 (内線216)
	乗り合い送迎サービス「チョイソコ めいわ」 対象者: 明和町に住所を有し、会員利用登録を完了している方 内 容: 予約を受けて、指定停留場所からそれぞれの目的地(町内に限る)まで送迎する乗合交通。土曜日、日曜日及 び祝日、年末年始以外の8時30分から16時30分まで運行する。利用料金は無料。
	問合せ: 《介護福祉課 福祉係》 Tel:0276-84-3111 (内線152)

千代田町

令和7年7月時点

\triangle	
分 類	事業名 (対象者・内容)
子	子ども医療費無料化
育	対象者: 高校生世代の子ども(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子ども)
	内 容: 子どもの医療費のうち保険診療の自己負担金相当額を公費で負担する医療費支給事業です。
て 支	県補助対象の中学卒業までに加え、千代田町では助成対象を高校生世代までに拡大し、外来を含めた保険診療の
援	自己負担担当額を町独自で負担しています。
抜	問合せ: 《住民生活課 保険年金係》 Tel: 0276 - 86 - 7001 (直通)
	産後ケア事業
	対象者: 産婦及びその乳児(利用できる期間は委託施設で異なる)
	内 容: 出産直後の産婦の健康面の悩みや育児への不安などを軽減するため、助産師等により心身のケアや休養等の支援
	を行う ※委託施設にて実施
	利用料金: 無料
	問合せ: 《保健福祉課 健康推進室 健康推進係》 Tel:0276-86-5411
	不妊治療助成事業
	対象者: 申請日において夫若しくは妻のいずれか一方又は双方が千代田町に住所があり、1年以上経過している。法律上
	の夫婦であること。町税及び国民健康保険税の滞納がない者。
	内 容: 不妊治療を行う方を対象に費用の一部を助成。
	○対象となる治療:医師の診断を受けた不妊治療に要した検査費及び治療費
	○助成額:1年度当たり上限10万円(治療費の1/2以内)ただし他の公共団体(群馬県など)の助成を受ける場
	合はその助成額を減じた額の1/2(上限10万円)助成期間は連続する5年度まで。
l –	問合せ: 《保健福祉課 健康推進室 健康推進係》 Tel: 0276-86-5411
	不育治療助成事業
	対象者: 申請日において夫若しくは妻のいずれか一方又は双方が千代田町に住所があり、1年以上経過している。法律上
	の夫婦であること。町税及び国民健康保険税の滞納がない者。
	内容:不育治療を行う方を対象に費用の一部を助成
	○対象となる治療:医師の診断を受けた不育治療で医療保険対象以外の検査費及び治療費 ○中は短・1年度以より、1月20円には対象の1/2以内、中は期間は1月4年度
	○助成額:1年度当たり上限30万円(治療費の1/2以内)助成期間は5年度まで。
_	問合せ: 《保健福祉課 健康推進室 健康推進係》 Tel: 0276-86-5411
	子育て支援事業 (一時預かり事業)
	対象者: 千代田町に住所を有し家庭において乳幼児を養育している方(保育園・幼稚園・こども園などの施設に通ってい
	る家庭は利用不可。)
	内容: 病気・冠婚葬祭・育児疲れなどにより、一時的に保育を必要とする場合、町立東・西こども園で乳幼児を預かり
	保育をします。事前に園へ、利用申込書の提出が必要になります。 問合せ: 《教育委員会 総務係》 Tel: 0276-86-7008
	《教育委員会 東こども園》 Tel: 0276 - 86 - 3226
	《教育委員会 西こども園》 Tel: 0276-86-4154
	こども家庭センターの設置
	対象者: 妊娠期から子育て期にある子育て世代の方。
	内 容: 健やかに安心して妊娠期を過ごし、安心して出産・子育てができるように、さまざまな悩みや質問にお答えする
	相談窓口を開設しました。
	子育てに関するあらゆる相談をワンストップで対応します。
	問合せ: 《保健福祉課 子育て支援係》 Tel:0276-86-5411

分 類		事業名	
子	第	3子以降3号認定子どもの利用者負担額	
育		対象者: 3人以上の子どもを養育する保護	ī
て		である保護者 内容: 第3子以降の利用者負担額(保育	¥

(保育料) 無料化

者のうち、第3子以降の子どもが3号認定子ども(保育的利用児)

(対象者・内容)

所料)を無料化 問合せ: 《教育委員会 総務係》 Tel: 0276-86-7008

子育て育児用品購入費助成

対象者: 千代田町に住所を有する乳幼児の保護者であって、次に掲げる要件を全て満たすもの。

・購入日及び申請日に、当該乳幼児及び保護者が本町に住所を有していること。

内容: ○助成対象物品

町内の小売販売店において購入した次に掲げる物品とする。

紙おむつ、おしり拭き

・チャイルドシート、ベビーカー

・粉ミルク、哺乳瓶その他の授乳関連用品

・離乳食等の乳児用食品(加工済みの製品として販売されている物に限る)、乳幼児用衣類、寝 具その他の育児用品等

問合せ: 《保健福祉課 子育て支援係》 Tel: 0276-86-5411

町立小中学校こども園給食費全額補助

対象者: 町立東西小学校・中学校・東西こども園に通う子どもの保護者

内 容: 町立東西小学校・中学校・東西こども園の給食費を全額補助することによって、子育て家庭の経済的支援を図り

ます.

問合せ: 《教育委員会 総務係》 TeL:0276-86-7008

産前産後サポーター派遣事業

対象者: 千代田町に住所登録があり、居住している妊娠中または産後4か月未満(多胎出産の場合は産後1年未満)の方 で、体調不良等のため家事を行うことが難しく、かつ、同居の家族やそれ以外の親族からの援助が受けられない

内容: (1) 家事に関すること

- ・食事の準備及び片付け、・衣類の洗濯、・住居の掃除及び整理整頓、・生活必需品の買い物代行、・その他の 必要な家事援助
- (2) 育児に関すること
- ・授乳介助、・おむつ交換支援、・沐浴介助、・適切な育児環境の整備、・その他の必要な育児援助

【利用できる日数・時間】

- (1) 利用日数 10日 (多胎出産の場合は30日)
- (2) 利用時間 1時間単位 (1日の利用限度は2時間以内)
- (3) 利用できる時間帯

月曜日から金曜日 午前9時~午後5時(土日祝・年末年始・派遣対応困難日除く)

【利用料金】

1時間につき500円

問合せ: 《保健福祉課 健康推進室 健康推進係》 Tel: 0276-86-5411

子育て士

カー 類 事業名 (対象者・内容)

健康相談事業

対象者: 千代田町民

内 容: 千代田町健康ダイヤル

いつでもどこからでも、千代田町民の方のみサービスを利用でき(国内のみ)、健康、医療、育児、介護、メンタルヘルス、医療機関情報等の相談に24時間体制で応じる電話相談。相談料及び通話料(フリーダイヤル)

は、無料です。

問合せ: 《住民生活課 保険年金係》 Tel:0276-86-7001 (直通)

奨学金貸与事業

対象者: 高校卒業後、大学・短大等に進学する方または在学中の方で、勉学の意欲と能力を有するにもかかわらず、経済 的理由により修学困難な方

○対象

次の (1) (2) (3) に該当し、出身学校長又は在学学校長が適当と認め、推薦した者でなければならない。

(1)保護者又は本人が町内に1年以上居住していること

(2)学力優秀、品行方正及び心身健全であること

内 容: 町の予算の範囲内において、必要な資金「奨学金」を貸与して、有為な人材を育成しています。

○貸与金額

·月額 5万円以内 (無利子)

○返済期間

・貸与終了後1年据え置き、貸与期間の2倍に相当する期間以内(正当な理由なく返済が遅滞

問合せ: 《教育委員会 総務係》 Tel: 0276-86-7008 (直通)

各種検定料助成事業

対象者: 町内に住所を有する小・中学生

内 容: 小・中学生の学力及び学習意欲の向上を目的に英語検定・漢字検定・数学検定の検定料を助成する。

○第2回開催の受験に限り検定料を補助(1つの級に限る、金額の上限有り)

問合せ: 《教育委員会 総務係》 Tel: 0276-86-7008 (直通)

電車による遠距離通学者助成事業

対象者: 高等学校、大学若しくは専修学校等に通う学生

内 容: 保護者の経済的負担の軽減、学生の通学意欲の醸成による定住化、電車の利用促進を図り、持続可能なまちづく りを目的に、町内に在住する学生の遠距離通学のために必要な定期券(電車)の購入に係る費用の一部を補助し ます。

○1ケ月当りの定期券購入額の1/2とし、補助の月額上限は5,000円とします。

○令和3年度~令和7年度までの時限措置

問合せ: 《総合政策課 政策推進係》TeL0276-86-7007 (直通)

入学祝金事業

対象者: 町内に住所を有する、新小学1年生・新中学1年生の保護者

内容:対象の子供が入学する年に1人につき一律5万円を祝金として支払う

問合せ: 《教育委員会 総務係》 Tel: 0276-86-7008 (直通)

学校給食弁当代替者補助事業

対象者: 食物アレルギーやその他の理由により給食を停止又は一部停止し弁当対応等をせざるを得ない児童・生徒の保護

者

内容: 給食又は牛乳を停止し、弁当対応等をおこなう児童・生徒の保護者に対して学校給食費負担分相当額を補助す

る。【最大】小学生:4,200円/月、中学生:5,100円/月

問合せ: 《教育委員会 総務係》 Tel:0276-86-7008 (直通)

()	
分類	事業名 (対象者・内容)
子	ファミリー・サポート・センター事業
育て支援	対象者: 生後3ヵ月から高校3年生までのお子さんと同居している方内 容: ・育児の援助を希望する利用会員と、援助を提供できるサポート会員が会員となり、地域で子育てを相互に助け合う制度で、育児の負担を軽減し、仕事と育児の両立を支援することを目的としている・習い事の送迎、保護者の急用時、リフレッシュ時、冠婚葬祭など、多岐にわたる育児のサポー間合せ: ① 千代田町ファミリー・サポート・センター (緊急サポートセンター) Tel: 048-297-2903 ②《保健福祉課 子育て支援係》 Tel: 0276-86-5411
住	定住促進住宅用地分譲事業
任宅 支援	内 容: 「ふれあいタウンちよだ」住宅団地分譲中 ・東武伊勢崎線 川俣駅から車で約10分 ・高崎線 熊谷駅から車で約30分 ・ジョイフル本田千代田店、マナベインテリアハーツ群馬千代田店が徒歩圏内 ・コストコホールセール群馬明和倉庫店まで車で約10分 ・分譲価格 4,933,500円〜 問合せ: 《ふれあいタウンちよだ現地案内所》TeL:0276-86-7500 営業時間 10:00~17:00 (12:00から1時間は休憩時間)
	勤労者住宅資金利子補給事業
	対象者: 以下の融資対象に該当する者
	内 容: 勤労者の住宅建築資金に対し利子補給の措置を講じ、住宅建築を促進し、勤労者の福祉の増進と生活の安定を図ります。 ○融資対象:次のいずれかに該当し、町内に自己の居住の用に供する住宅の建築又は購入をしようとする勤労者で町税等を完納している者
	・町内に1年以上居住又は事業所に1年以上勤務
	・群馬県企業局及び西邑楽土地開発公社が分譲する住宅団地内に土地を取得
	・舞木土地区画整理地内に土地を取得又は借地
	○融資条件:・融資限度額 700万円以内
	・融資利率の町と金融機関で協議
	・融資期間 20年以内 ・僧還方法 元利均等の月賦僧還又は半年賦併用月賦僧還
	・最終返還年齢 満65歳まで
	〇利子補給:
	・融資利率のうち1%を限度とする ・利子補給は、融資開始から10年以内
	・利丁悃和は、融員開始から10年以内 ○住宅の規模、程度:
	・床面積33㎡~165㎡以内
	・増築改築の場合は現在居住する居宅の1/2以上であること
	・専用住宅であること(店舗・車庫・物置等は対象外) 問合せ: 《産業振興課 商工係》TeL0276-86-7005(直通)

(対象者・内容) 事業名 類 町営住宅の紹介 住 対象者: 町営住宅への入居を申し込むには、下記の入居資格を全て満たす必要があります。 1.現在同居中か、または同居予定の親族がいること(内縁、婚約者を含む)。 支 2.申込者と、同居 (予定) 者の合計収入が月額15万8千円以下であること。 援 3.市町村税等を滞納していないこと。 4.現に住宅に困窮していることが明らかであること。 5.次の要件を満たすこと。 (1)指定日までに敷金(家賃の3ヶ月分)を納入できること。 (2)連帯保証人1名を立てられること (3)入居可能日から15日以内に入居し、住民票を異動できること。 内 容: 町営住宅は、住宅に困っている比較的所得の低い方に、安価な家賃で賃貸する住宅です。 問合せ: 《建設下水道課 土木管理係》 Tel:0276-86-7004 (直通) 住宅リフォーム補助金事業 対象者: ・町内に居住し、住民登録されている方 ・世帯全員が町税及び国民健康保険税を滞納していないこと。 内 容: 建築関連産業を中心とした地域経済の活性化と住環境の質の向上を図るため、住宅リフォームに要する経費につ いて、予算の範囲内で補助金を交付します。 ○対象となるリフォーム工事 ・工事金額が15万円以上(消費税分除く) ・町内施工業者による住宅リフォーム工事 ※暴力団または暴力団員等が経営若しくは関係する業者を除く。 ・当該工事を行う住宅の築年数が10年以上 ・年度内に完了する工事 ・当該工事について、本補助金及び町で実施している他の制度による住宅の改造、補修に 係る補助金等の交付を受けてから3年度以上経過している ○補助金額 ・消費税を除いた総工事金額の10% (千円未満切り捨て) ·補助金限度額15万円 問合せ: 《産業振興課 商工係》TeL0276-86-7005 (直通) 移住者住宅取得費等補助金交付事業 対象者: 町外から取得した住宅へ転入(町外から町内の賃貸アパートに転入し取得住宅へ転居した場合も含む)した方 で、その転入日から過去5年間本町に住所を有しない40歳以下の方(その他要件有り) 内 容: 本町へ移住する方の住宅の新築又は購入、中古住宅の購入に要する経費に対し、補助金を交付し移住促進を推進 します。 ○基本額 住宅の新築費又は中古住宅購入費等の経費の1/2以内 限度額は、新築40万円、中古住宅30万円 ※令和5年3月31日以前の転入転居者は、新築30万円、中古住宅20万円 ○加算額 中学生以下の子どもがいる世帯20万円、ふれあいタウンちよだ分譲地の購入者40万円を加算します。 ※令和5年3月31日以前の転入転居者は、中学生以下の子どもがいる世帯10万円、ふれあいタウンち よだ分譲地の購入者20万円

○令和11年3月31日までの時限措置 問合せ: 《都市整備課 都市計画係》IEL0276-86-7003 (直通)

(対象者・内容) 事業名

三世代ぬくもり家族住宅取得等応援事業

対象者: 親世帯または子世帯のうち、住宅を新築、購入及び増改築工事に係る契約を締結する者

内 容: 新たに三世代(親と子と孫)が同居(敷地内同居含む)または町内に近居するために、住宅の新築、購入又は増 改築工事に要する費用の一部を補助することにより、世代間で相互に支えながら生活する多世代家族の形成を推 進するとともに、高齢者の孤立防止及び子育て支援等の家族の絆の再生を図り、本町の定住人口の増加をめざし

ます。 ○補助金額

新築・改築・増築した費用の1/2(上限30万円)を補助。

○令和11年3月31日までの時限措置

問合せ: 《都市整備課 都市計画係》TeL0276-86-7003 (直通)

千代田町結婚等新生活支援補助金

対象者: 結婚等を機に町内で新たに生活を始める新婚夫婦等

主な要件

- ・令和57年31月1日から令和68年3月31日までに婚姻届を提出し受理された夫婦等
- ・夫婦等ともに婚姻日における年齢が39歳以下
- ・夫婦等の所得合算が500万円未満
- ・他の公的な補助を受けていないこと
- ・申請時の3年以内に町外へ転出する予定がないこと
- ・夫婦等の属する世帯の世帯員が町税および国民健康保険税を滞納していないこと

内 容: 新婚等世帯に対して、アパートの家賃、敷金・礼金等の手数料、住居取得費、引越費用等を助成する。

補助額:夫婦等ともに29歳以下の場合最大60万円、30~39歳の場合最大30万円

問合せ: 《保健福祉課 子育て支援係》 Tel: 0276-86-5411

対象者: 空家等の購入又は賃借を希望する方

内 容: 空家等バンクに登録されている空家等の購入及び賃借を希望する方は、まず利用申込書を町へ提出します。その 後、町から該当となる空家等の担当事業者が紹介されますので、その担当事業者と空家等の情報や交渉について やりとりをしていただきます。

物件情報の有無は、全国空き家・空き地バンク(アットホーム株式会社及び株式会社LIFULL)のサイトを ご確認ください。

※町は空家等の情報提供のみを行い、空家等の売買、賃貸借に係る交渉、契約などは一切行いま

せん。

問合せ: 《都市整備課 都市計画係》TeL0276-86-7003 (直通)

支

対象者: 千代田町内に在住する農業者以外の町民

内 容: 町では農業者以外の方が、気軽に野菜や花等を栽培して、自然とふれあい、農業に対する理解を深めるために、

一区間50平方メートルの農園を貸出しております。

画:34区画 (一区画あたり50㎡)

· 使 用 料:1区画5,000円/年

·貸付期間:3年

問合せ: 《産業振興課 農政係》 Tel: 0276-86-7005(直通)

新規就農者育成総合対策

対象者: 一定の要件を満たし、かつ、独立・自営就農時の年齢が49歳以下であり、次世代を担う農業者となることにつ

いて強い意欲を持っている新規就農者

内 容: 最長5年間で年間150万円以内(本人前年所得により変動)の資金を交付します。

問合せ: 《産業振興課 農政係》 Tel: 0276-86-7005(直通)

分類	事業名 (対象者・内容)
就	創業支援事業
労 支 援	対象者: 町内で創業を目指す方(3年以上継続して営業する見込みのある方) ※その他要件あり 内容: 町内経済の活性化及び雇用の確保を図ることを目的として、町内で新たに創業する方に予算の範囲内で補助金を 交付します。 ○補助対象経費 広告宣伝費、印刷製本費、店舗等改修費、設備及び備品購入費(条件あり) ○補助金額 ・店舗、移動スーパー創業 25万円 ・空き物件を利用した店舗創業 50万円 ※補助率は補助対象経費の合計額の2分の1(千円未満切り捨て) 問合せ: 《産業振興課 商工係》Tel:0276-86-7005(直通)
その他	高齢者等生活支援事業(タクシー券・買い物券交付) 対象者: 在宅で生活しており日常生活において外出困難な方で、申請日において、町内に1年以上居住し、本町の住民基本台帳に記録されており、当該者の属する世帯全員が自動車を所有しておらず、町税及び国民健康保険税の滞納がない次のいずれかに該当する方。 (1) 70歳以上のみの世帯に属している方。 (2) 身体障害者手帳1級又は2級の交付を受けている方 (3) 療育手帳Aの交付を受けている方 (4) 精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている方 (5) 道路交通法(昭和35年法律第105号)第104条の4第1項の規定により全ての免許の取消しを申請し、当該免許を取り消された者。 内容:該当の方にタクシー券及び買い物券を交付 <交付枚数>合計48枚(タクシー券40枚・共通券8枚) <金額>24,000円(1枚500円) ※交付決定の月により交付枚数(金額)は異なります。 ※共通券は、タクシー・買い物のどちらでも使用可能。但し、買い物券は、指定の移動販売車にて利用可能。問合せ:《保健福祉課 地域包括支援センター係》 Ta:0276-86-7000

大泉町

令和7年7月時点

/\	
分類	事業名 (対象者・内容)
子	学校給食費の無償化
育て支援	対象者: 町立小学校・中学校に通う全児童・生徒 内 容: 保護者の経済的負担の軽減を目的として、町立小中学校の学校給食費を無償化しています。また、無償化の対象にならない児童生徒のいる家庭については、給付金を支給します。
	問合せ:《教育指導課 教育指導係》 Tel.: 0276-63-3111 (代表) 英検検定料補助
	対象者: 次のいずれかに該当する人 ・町内に住所を有する高校3年生世代以下の人 ・町立中学校会場で受検する在学生 内 容: ○対象となる級 ・中学生以下: 英語検定3級以上
	・高校生世代以下:英語検定準2級以上 ○補助金額 (公財)日本英語検定協会が実施する実用英語技能検定の検定料の2分の1 ※補助金交付は1年度に1回限る。上級の受検をする場合に限り、その受検に係る検定料は対象
	問合せ: 《教育指導課 教育指導係》 Tel: 0276-63-3111 (代表)
	英語検定対策教室
	対象者: 町内に住所を有する高校3年生世代以下で英語検定3級を受検する人
	内 容: 英語検定3級試験対策のポイント解説をはじめ、過去問を使った実践練習や個別の質問対応を行います。 費用は無料です。
	問合せ: 《教育指導課 教育指導係》 Tel: 0276-63-3111 (代表)
	子ども医療費無料化
	対象者: 出生から18歳の年度末までの子ども(群馬県内の市町村で一律実施)
	内容: 入院・外来ともに保険診療の医療費を無料化
	問合せ: 《教育指導課 教育指導係》 Tel: 0276-63-3111 (代表)
	おたふくかぜ予防接種費用助成
	対象者: 接種日に町内に住所を有する、満1歳から満4歳未満の人
	(令和6年4月1日以降に接種したワクチンが対象)
	内 容: 上限3,000円で1人につき1回まで助成します。 問合せ: 《健康づくり課 健康づくり係》 Tal: 0276-62-2121 (代表)
	子どものインフルエンザ予防接種費用助成
	対象者: 接種日に町内に住所を有する中学3年生相当の人及び高校3年生相当の人
	内容: 上限2,000円で1人につき1回まで助成します。
	問合せ: 《健康づくり課 健康づくり係》 Tel:0276-62-2121 (代表)
	子どもの新型コロナワクチン予防接種費用助成
	対象者: 接種日に町内に住所を有する中学3年生相当の人及び高校3年生相当の人
	内 容: 上限8,000円で1人につき1回まで助成します。
	問合せ: 《健康づくり課 健康づくり係》 Tel:0276-62-2121 (代表)

分 (対象者・内容) 事業名 類 妊婦歯科健診 対象者: 町内に住所を有し、令和7年4月1日以降に妊娠届出をした妊婦 内 容: 大泉町契約医療機関にて実施した妊婦歯科健診の自己負担を1回のみ無料とします。 ただし、継続的な通院が必要な場合や治療を行う場合には別途費用が自費で発生します。 問合せ: 《健康づくり課 健康づくり係》 Tel: 0276-62-2121 (代表) 出産時タクシー料金助成 対象者: 町内に住所を有し、令和6年4月1日以降に妊娠届出をした妊婦 内容: 出産時に町指定のタクシー会社を利用した場合の利用料金を助成します。 助成額:上限1万円(片道1回分のみ) ただし、1万円を超えた分は自己負担となります。 問合せ: 《健康づくり課 健康づくり係》 Tel:0276-62-2121 (代表) 妊婦健康診査交通費助成 対象者: 令和7年4月1日以降に妊娠の届出をした人で、次のいずれかに当てはまる人 ①医学上の理由により、移動時間が概ね60分以上かかる産科医療機関等の妊婦健診を受診する必要がある ②里帰り先で妊婦健診を受診できる最寄りの産科医療機関等まで概ね60分以上の移動時勘を要する妊婦 内 容: 妊婦健診1あたり片道上限2,000円(往復上限4,000円) 最大14回分を助成します。 問合せ: 《健康づくり課 健康づくり係》 Tel: 0276-62-2121 (代表) 子育て援助活動支援事業(大泉町ファミリー・サポート・センター事業) 対象者: ・援助を受けたい人:お願い会員・・・生後6ヶ月から小学6年生までの子どもの保護者 ・援助を行いたい人:まかせて会員・・・心身共に健康で、講習会を受講していただいた人 ・両方を行いたい人:どっちも会員・・・お願い会員、まかせて会員の両方を兼ねる人 内 容: 子育て中の保護者の日常生活を支援するため、援助を受けたい人と行いたい人が会員とな り、センターを通じて育児の助け合いを有料で行います。 ○事業内容 ・保育園、幼稚園、小学校等への送迎 放課後の預かり ・夏休み、冬休みの終日預かり ・冠婚葬祭や保護者の病気、その他急用の場合の預かり ・買い物など、外出の際の預かり ・病児、病後児の緊急預かり ○利用料等 利用料については、援助の内容や曜日などにより、1時間当たり800円~1,700円

利用料については、援助の内容や曜日などにより、1時間当たり800円~1,700円 (援助の時間が30分未満である場合は、その半額)となり、援助の終了後に「お願い会

員」から「まかせて会員」へ直接お支払いいただきます。

○助成金

大泉町独自の利用料の助成制度があります。 問合せ: 《こども課 子育て支援係》 Tel:0276-63-3111

子

分

類

事業名 (対象者・内容)

ママヘルプ事業(大泉町ファミリー・サポート・センター事業)

対象者: ・母子健康手帳を交付された日から出産の後1年を経過する日の前日までの女性

- ・大泉町ファミリー・サポート・センターへ利用登録の届け出を行った人
- ・次のすべての要件を満たす人
 - ①本町に居住し、本町の住民基本台帳に記録されていること
- ②入院等をしていないこと
- ③1日の全部または一部において、育児や家事などを代わりに行う家族がいない状態であること
- 内 容: 妊娠中や産後の身体や心が疲れている時期に、有料で家事援助や育児補助を行う事業です。利用希望者からの依頼に応じて、大泉町ファミリー・サポート・センターが次の育児や家事等の必要なサービスを提供する人(まかせて会員)を紹介します。
 - ・乳児の沐浴介助その他の育児の補助
 - ・食事の準備及び後片付け
 - ・居室等の掃除及び整理整頓
 - ・衣類の洗濯など、育児や家事等の必要な援助
 - ○利用料等

利用料については、初回2時間まで(多胎妊娠の場合は2回4時間まで)の利用は無料となりますが、その後の利用は1時間当たり800円(土・日・祝日は900円)となり、 サービスの終了後に、「お願い 会員」から「まかせて会員」へ直接お支払いいただきます。

○助成金

大泉町独自の利用料の助成制度があります。

・利用料 1時間当たり400円助成

問合せ: 《こども課 子育て支援係》 Tel:0276-63-3111

学童保育学習サポート事業

対象者: 各児童館の学童保育を利用している児童 (小学1年生~6年生)

内 容: 学童保育の時間の中で、学校の宿題等の学習支援を行います。

問合せ: 《こども課 子育て支援係》 Tel:0276-63-3111

大泉町子育て世代包括支援センター

対象者: 妊娠期から子育て期にある子育て世代の人

内 容: 妊娠期から子育で期のさまざまな相談に対し、切れ目のない支援を行う総合的な窓口の開設。

健康づくり課では主に、妊娠・出産・子どもの健康に関する相談を受けます。 こども課では主に、入園や、子どもに関する各種手当などの相談を受けます。

問合せ: 《健康づくり課 健康づくり係》 Tel:0276-62-2121

《こども課 子育て支援係》 TeL:0276-63-3111

不妊・不育症治療費助成制度

対象者: 不妊症・不育症と診断された、次に定めるすべての要件を満たす夫婦

・夫または妻のいずれか一方または双方が、町内に住所を有し、1年以上経過していること

・世帯において町税の滞納がないこと

内 容: 医療保険適用以外の治療費の2分の1を助成

・不妊症:1年度あたり10万円を上限とし、連続する5年度まで ・不育症:1回あたり30万円を限度とし、夫婦一組につき5回まで

問合せ: 《健康づくり課 健康づくり係》 Tel: 0276-62-2121 (代表)

ブックスタート事業

対象者: 7か月児健康診査を受診する全ての乳児及びその保護者

内 容: 7か月児健康診査時に、ボランティアによる絵本読み聞かせを行い、絵本などが入ったブックスタートパックを

配布します。

問合せ: 《ヴィアックス大泉町図書館》 Tel: 0276-63-6399

分類	事業名 (対象者・内容)
子	初回産科受診料支援事業
育 て 支	対象者: 受診日に町内に住所を有する人で、市販の妊娠検査薬で陽性確認した妊婦であって、町民税非課税世帯または生活保護世帯の人 内容: 妊娠判定のための初回の検査に係る費用を助成します。 ・1回の妊娠につき1回
援	・上限10,000円 問合せ: 《健康づくり課 健康づくり係》 Tel: 0276-62-2121 (代表)
	産前・産後における支援事業
	対象者: 町内に住所を有する妊婦、産婦及びその家族
	内 容: 出産間近な妊婦や出産後間もない母子及びその家族に対して保健師等による相談・訪問を行い、子育てに必要なサービスを紹介し、妊産婦及び家族の出産前後の不安を解消できるようサポートを行います。 ・妊産婦等の悩みや産前産後の心身の不調に関する相談支援 ・保健師等による訪問指導
	・妊産婦健康診査、新生児聴覚検査を医療機関にて実施 ・妊娠・子育て応援事業(伴走型相談支援・経済的支援) ・地域の子育て支援サービス等の紹介 ・両親学級
	・乳幼児健康相談
	・健やか広場
	その他、妊娠中の買い物や健診等において、デマンド交通の利用が可能となっています。(町内片道300円)
	問合せ: 《健康づくり課 健康づくり係》 Tel:0276-62-2121 (代表)
	産後ケア事業
	対象者: 町内に住所を有する生後1年未満の乳児及びその母親
	内 容: 母乳相談、授乳指導、乳房ケア、沐浴指導など育児に関する相談、産婦が休養できる場の提供など (利用料金無料) ※委託施設にて実施

問合せ: 《健康づくり課 健康づくり係》 Tel:0276-62-2121 (代表)

分 (対象者・内容) 事業名 類 勤労者住宅資金融資 住 対象者: 次のすべてを満たす人 勤労者であること 支 ・町内に自己の居住の用に供する住宅を新築、取得または増改築しようとする人 援 ・町の町税を完納していること 内 容: 勤労者に対し、住宅の新築等に必要な資金を融資することにより、勤労者の福祉の増進と生活の安定を図りま す。 ○条件 ・住宅の新築、取得に必要な資金 ・住宅の増改築に必要な資金 ・担保などは取扱金融機関の定めによる ○限度額 新 築:1,000万円以内 増改築:400万円以内(前々年度以降土地取得した場合は、300万円以内で加算でき ○期間 新 築:20年以内 增改築:10年以内 (それぞれ3ヶ月以内の据え置き可) ○利率 年3.3% (ただし中央労働金庫のみ2.7%) ※別途保証料が必要です。 問合せ: 《経済振興課 商工振興係》 Tel: 0276-63-3111 (代表) 住宅リフォーム補助制度 対象者: 次のすべてを満たす人 ・リフォーム工事を行う住宅を所有し、現に居住している人、または工事完了後に居住する 予定の人(申請時に町外に住んでいる場合は、申請年度内に町内に住民票を移す必要があ ります。) ・大泉町の住民基本台帳に記録されている人 ・世帯において町税の滞納がないこと 内 容: 町内施工業者により住宅のリフォーム工事を行うことにより、町内建設関連産業を中心とした経済の活性化、住 環境の質の向上及び移住定住の促進を図ります。 ○対象工事 ・リフォーム工事に要した費用が20万円以上(消費税及び地方消費税の額を含む) ・町内施工業者による施工 ・リフォーム工事を行う住宅が、建築後10年以上経過したもの ・町の他の制度による補助金等の交付を受けていない(ただし、移住支援金を除く) ・補助対象経費に100分の10を乗じて得た額に相当する額とし、5万円を上限とする ・補助対象経費に住宅の省エネに資する断熱工事を含む場合は、10万円を上限とする ※補助金の交付は、大泉スタンプ加盟店共通商品券にて行う。 問合せ: 《経済振興課 商工振興係》 Tel:0276-63-3111 (代表) 町営住宅の紹介(HP) 対象者: 住宅に困っている所得の低い人(町ホームページに詳細の入居資格要件あり) (町営住宅入居資格: https://www.town.oizumi.gunma.jp/s022/kurashi/010/010/040/20200826161243.html) 内容: 町営住宅について町ホームページで紹介(町営住宅一覧表:

問合せ: 《都市整備課 施設建築係》 Tel: 0276-63-3111 (代表)

https://www.town.oizumi.gunma.jp/s022/kurashi/010/010/030/20200826160737.html)

	事業名 (対象者・内容)
大	泉町空家等バンク事業
ſ	対象者: 町内に所有する空家等を売りたい・貸したい人、または空家等を買いたい・借りたい人
	内 容: 町内の空家等を有効活用し、管理不全な空家等の減少と移住定住の促進および地域活性化を図ることを目的と
	て、空家等の物件に関する情報を、全国版空き家・空き地バンクのサイト(https://oizumi-t10524.akiya-
	athome.jp/)に掲載しています。
	問合せ: 《都市整備課 施設建築係》 TeL: 0276-63-3111 (代表)
大人	人の風しん予防接種費用助成
	対象者: 接種日に町内に住所を有し、妊娠を希望する夫婦または妊婦の夫(ただし、婚姻の有無は問わない)
	※過去に風しんにかかったことのある人、風しん(麻しん風しん混合)予防接種を2回受けたことのある
	人、妊娠中・妊娠している可能性のある人は除く。
	内 容: いずれかのワクチンについて、1人につき1回まで助成します。
	・風しんワクチン:上限3,000円
	・麻しん風しん混合ワクチン:上限5,000円 開入は、 // 特束 ズムリ票 / 特束 ズムリダン - To t 0.0375 C2 2121 (/kま)
	問合せ: 《健康づくり課 健康づくり係》 Tel:0276-62-2121 (代表)
人同	間ドック検診費の助成
	対象者: ①大泉町国民健康保険の加入者で、国民健康保険税を完納している世帯に属する人間ドック受 診者
	②大泉町在住の群馬県後期高齢者医療制度の加入者で、後期高齢者医療保険料を完納している人間ドック
	受診者 内 容: ・日帰りドック:20,000円を上限に検診費用の6割に相当する金額を助成(1年度に1回)
	・一泊ドック・20,000円を上限に検診費用の6割に相当する金額を助成(1年度に1回)
	・脳ドック: 30,000円を上限に検診費用の6割に相当する金額を助成(5年度に1回)
	問合せ: 《国民健康保険課 国民健康保険係》 Tel: 0276-63-3111 (代表)
生	ごみ処理機器等購入費及び利用料補助金
ſ	対象者: 次のすべてを満たす人
	・町内で生ごみ処理機器を使用すること
	・世帯において町税の滞納がないこと
	内 容: 生ごみ処理機器の購入額またはレンタル利用料の2分の1に相当する金額(100円未満の端数が生じた場合は、
	の端数を切り捨てた金額)
	・生ごみ処理機(電気式のもの):上限20,000円
	・生ごみ処理容器(コンポスターなど):上限5,000円
	・バッグ型コンポスト:上限2,000円
	・段ボールコンポスト:上限1,000円
	・基材:上限2,000円 問合せ: 《環境整備課 環境整備係》 Tal:0276-63-3111(代表)
浄化	比槽設置事業費補助金
	対象者: 次のすべてを満たす人
	・公共下水道事業認可区域を除く区域に、単独浄化槽またはくみ取り槽を撤去または再利用
	し、10人槽以下の合併浄化槽を主に居住を目的とした住宅に設置する方
	・浄化槽を設置する前に補助金申請を行い、同年度内に設置工事が完了できる方
	・その他、浄化槽設置事業費補助金交付要項にある要件を満たしている方 内 容: 本人が所有し、居住する住宅に浄化槽を設置する経費について、予算の範囲内で補助金を交付します。
	内 谷・本人が所有し、店住りる住宅に運化僧を設直りる経貢について、予算の配囲内で補助金を欠付しまり。 単独処理浄化槽やくみ取り槽から合併処理浄化槽に切り替える場合(転換)
	十元ペペガ U18 Y \ Y 外外 7 18 // ソロバ ペペ/オ U18 に ツ 7 目 ん 3 物口 (料)火/

問合せ: 《環境整備課 環境整備係》 TeL: 0276-63-3111 (代表)

(補助金額)

5人槽 332,000円 6~7人槽 414,000円 8~10人槽 548,000円

宅内配管工事 300,000円 (上限)

分 (対象者・内容) 事業名 類 電気自動車等導入費補助金 定 対象者: 次のすべてを満たす人 住 ・町内に住所を有すること 支 ・世帯全員が町税を滞納していないこと 援 ・補助対象車両および設備の購入費用を負担していること ・補助対象車両については、自動車検査証の初度登録があった日の使用者の住所が本町になっていること 内 容: 2050年二酸化炭素排出実質ゼロの実現とともに、災害に強いまちづくりを推進することを目的として、電気自 動車等の購入にかかる費用の一部を補助します。 ·電気自動車(EV):100,000円 ・プラグインハイブリッド自動車(PHV):50.000円 ・家庭用電気自動車等充電設備:機器購入費および設置工事費の2分の1に相当する額で上限 25 000円 ·家庭用電気自動車等充給電設備 (V2H):50,000円 ※補助金の交付回数は、1補助対象者につき、EVおよびPHVは、そのどちらかのみで1回限りとな り、家庭用電気自動車等充電設備およびV2Hについては、それぞれ1回限り。 問合せ: 《環境整備課 環境整備係》 Tel: 0276-63-3111 (代表) 議場での結婚式 対象者: 次のすべての要件を満たすカップル ・申請日(式実施希望日の20日前)までに、婚姻届を提出済であること ・婚姻届の提出時点で、カップルのうち少なくともいずれか一方が本町の住所を有すること ・婚姻届を提出後、カップルの双方が本町の住所を有すること (婚姻届に代わりパートナーシップ宣誓をした人も含む) 内 容: 様々な理由により結婚式を挙げていないカップルに向け、大泉町役場議場での挙式サービスを提供します。 ·募集期限:令和8年1月30日 ·費用:無料 問合せ: 《環境整備課 環境整備係》 Tel: 0276-63-3111 (代表) 農園の貸出し 対象者: 町内に住所を有し、世帯全員が町税を滞納していない人 農業 内 容: 町民の皆さんが余暇を活用し、土に親しみながら農業への理解を深めることを目的に、一区画16.38平方メート ル(約5坪)の農園の貸し出しを行っています。 援験 画:44区画(1世帯1区画まで) · 使 用 料:1区画3,000円/年 ・貸付期間:令和8年2月28日(土曜日)まで ※区画の空き状況についてはご確認下さい。 問合せ: 《環境整備課 環境整備係》 Tel: 0276-63-3111 (代表) 創業支援事業 就 対象者: 町内で創業を目指す人

内 容: 経済振興課内に創業支援相談に関する相談窓口を設け、商工会・町内金融機関と連携し、適切な創業支援の提供

を行います。

支

問合せ: 《経済振興課 商工振興係》 Tel: 0276-63-3111 (代表)

分類	事業名 (対象者・内容)
就	大泉町空き店舗等活用・創業促進事業補助金
労支援・就	対象者: 町税の滞納がなく暴力団関係者でない人で、次のいずれかに該当する人 ・町内の空き店舗等において、創業をしようとする人 ・既に事業を営んでいる個人または法人で、新たに町内の空き店舗等を活用して事業を営もうとする人 内 容: ○補助対象店舗 対象者が営もうとする町内にある空き店舗等で、公序良俗に反する店舗等でないこと
刈学支援	 ○補助金額 ・改装費用や備品購入費用の2分の1の額(上限50万円、千円未満切り捨て) ・交付は1対象店舗等につき1回限り ○補助対象事業 次のいずれにも該当する改装等 ・当該空き店舗等の改装および事業に必要な備品の購入について、他の公的助成を受けていないこと ・やむを得ない場合を除き、交付決定から3年以上営業を継続すること 問合せ:《経済振興課 商工振興係》 Tel: 0276-63-3111 (代表)
	介護員養成研修受講費補助事業
	対象者: 町内に住所を有し、町税の滞納をしていない人 内 容: 教材費を除く研修受講に要した費用を補助します。 ・介護職員初任者研修課程:上限50,000円 ※修了した日から3か月以内に、県内の介護事業所に就業し、3か月以上介護業務に従事することが要件です。 ・生活援助従事者研修課程:上限15,000円 問合せ: 《高齢介護課 介護保険係》 Ta:0276-62-2121(代表)
	大泉町看護職員入学金補助金
	対象者: 保健師助産師看護師法の規定により指定された学校または保健師養成所、助産師養成所、看護師養成所、准看護師養成所に入学した人で次のいずれかに該当する人(ただし、世帯において町税の滞納ある場合は対象外です。) ・入学時、町内に住所を有する人 ・通学のため町外に転出した人 内 容: 学校などに支払った入学金の2分の1に相当する額とし、上限10万円まで補助します。 ※入学した日から6か月以内に申請してください。 ※補助金の交付は補助対象者1人につき1回限りです。 ※退学および資格取得できなかった場合、補助金の返還が生じます。

問合せ: 《健康づくり課 健康づくり係》 Tel:0276-62-2121 (代表)

邑楽町

令和7年7月時点

分類	事業名 (対象者・内容)
子	出産祝金事業
育	対象者: 邑楽町に1年以上住民登録があり、新たに子どもを出産した家庭
て	(※新たに出生した子の最初に記載される住民票が邑楽町にあること) 内 容: 第1子50,000円、第2子100,000円、第3子以降200,000円を支給する。
支	※支給額のうち10万円分は地域通貨(コハクペイ)での支給となります。
援	問合せ: 《子ども支援課 児童福祉係》 Tel: 0276-47-5044
	学童クラブの運営
	対象者: 町立4児童館において保護者の就労等により、昼間に保護者がいない児童の健全な育成及び福祉の向上を図るこ
	とを目的に開設。対象児童は小学1~6年生。 内 容: 使用料は無料。使用時間は通常日は下校時(土曜日は午前8時30分) ~最長午後6時30分まで。
	ただし、学年始め、夏季・冬季及び学年末の長期休業期間(土曜日は除く)は、午前8時00分から利用可
	問合せ: 《子ども支援課 児童支援係》 Tel: 0276-47-5023
	保育園・認定こども園等の保育料多子軽減の対象拡大事業(3歳児未満)
	対象者:①保育園・認定こども園等を利用している児童の保護者
	②保育園・認定こども園等を利用しているひとり親世帯等の保護者 内 容: ①多子世帯の保育料負担軽減(国・県の多子軽減事業の対象の拡大)
	保育園・認定こども園等の保育料について、児童が2人以上いる世帯を対象に、第2子にあたる児童は半
	額、第3子以降にあたる児童は無料とする多子軽減事業を実施する。
	②ひとり親世帯等の保育料負担軽減(国・県の多子軽減事業の拡大)
	保育園・認定こども園等の保育料について、ひとり親世帯等を対象に第1子にあたる児童は半額、第2子 以降にあたる児童は無料とする多子軽減事業を実施する。
	以降にめたる元星は無料とするタナ軽減争業を実施する。 ※3歳児以上については、保育料無償
	問合せ: 《子ども支援課 児童支援係》 TeL:0276-47-5023
	民間放課後児童健全育成事業実施施設に対する多子軽減事業実施補助
	対象者: 民間放課後児童健全育成事業実施施設を利用している児童の保護者
	内 容: 保育料について、18歳以下の児童を兄弟のカウント対象とし、第1子にあたる児童は1,000円、第2子にあたる児
	童は半額、第3子以降にあたる児童は無料とする多子軽減事業を実施する民間放課後児童健全育成事業実施施設
	に対し補助金を交付し、多子軽減事業の実施を図る。(補助額の上限あり)
	問合せ: 《子ども支援課 児童支援係》 Tel: 0276-47-5023
	幼稚園・保育園・認定こども園給食費無償化事業(3歳児以上)
	対象者: 町内に在住し、住民登録があり、「教育・保育給付認定」を受けて幼稚園・保育園・認定こども園に就園する園
	児の保護者 内 容:給食費(主食費、おかず代、おやつ代)を無償化します。ただし、邑楽町立以外の園については、月4,500円を
	上限に助成します。
	問合せ: 《子ども支援課 児童支援係》 Tel: 0276-47-5023

分 類 事業名 (対象者・内容)

邑楽町入学準備金・奨学金貸付事業

対象者: 次のいずれにも該当する者

○町内に引き続き1年以上居住し、町税を完納している者で入学予定者の保護者(入学準備

金)、町税を完納している世帯の子女(奨学金)

○学力優良な者(奨学金)

○大学等に入学を許可された者又は在学中の者(奨学金)

○経済的な理由により入学金又は学資の調達が困難な者

○連帯保証人がある者

内 容: ○進学の意欲を有する者で、経済的な理由により修学困難な者に対し、入学準備金又は奨学金を

無利子により貸し付ける事業

○金額 入学準備金 高等学校等 20万円以内

大学等 50万円以内

奨学金 大学等 月額5万円以内

問合せ: 《学校教育課 学校教育係》 Tel: 0276-47-5041

邑楽町小中学校就学援助費支給事業

対象者:次のいずれにも該当する者

○町内に住所を有し、町内の小中学校に在学している児童生徒の保護者

○生活保護受給者に準ずる程度に困窮していると教育委員会が認める者

内 容: ○経済的な理由により義務教育を受けることが困難な児童生徒又は就学予定者の保護者に対し、就学援助費

を支給する事業

○金額 学用品や給食費等の一部を助成

問合せ: 《学校教育課 学校教育係》 Tel: 0276-47-5041

邑楽町高等学校等就学援助費支給事業

対象者: 次のいずれにも該当する者

○町内に住所を有し、高等学校等に在学している生徒の保護者

○生活保護受給者に準ずる程度に困窮していると教育委員会が認める者

内 容: ○経済的な理由により高等学校等に就学することが困難な生徒の保護者に対し、就学援助費を支給する事業

○金額 在学生徒1人につき月額 2万円

問合せ: 《学校教育課 学校教育係》 Tel: 0276-47-5041

英語検定料助成事業

対象者: 次のいずれかに該当する者

○邑楽町立の中学校に在籍している生徒の保護者

○町内に住所を有し、町外の中学校に在籍している生徒の保護者

内 容: 中学生の英語力と学習意欲の向上を図るため、英語検定の検定料に対して助成金を交付する

○対象検定:日本英語検定協会の実用英語技能検定(英検)3級以上

○助成金:本会場で受験した場合の英語検定3級の検定料を限度とする

○交付回数:中学生1人につき年度内1回まで

問合せ: 《学校教育課 学校教育係》 Tel: 0276-47-5041

妊婦支援給付金

対象者: ①妊婦支援給付金1回目:妊娠届出時または妊婦支援給付金1回目の申請時において、邑楽町に住民登録が ある妊産婦。

②妊婦支援給付金2回目:出産届出時または妊婦支援給付金2回目の申請時において、邑楽町に住民登録がある妊産婦。

※いずれも他の自治体が実施する同様の趣旨の給付金などの給付を受けていないこと

内 容: ①妊婦支援給付金1回目:妊婦1人において1回の妊娠につき5万円

②妊婦支援給付金2回目:胎児の数につき5万円 ※いずれも申請者名義の指定口座へ振り込み

問合せ: 《健康づくり課 保健センター》 Tel: 0276-88-5533

分類

事業名 (対象者・内容)

産後ケア事業

対象者: 町内に住所を有し,産後1年未満の母親及びその乳児。ただし、医療行為が必要な者を除く。

内容: 産婦の健康面の悩みや育児への不安などを軽減するため、助産師により心身のケアや休養等の支援を行う。

○利用期間 原則として7日間以内

○利用料金 無料

問合せ: 《健康づくり課 保健センター》 Tel: 0276-88-5533

不育症治療費助成事業

対象者: 不育治療を行っているご夫婦で、次の要件を満たす者

①法律上の婚姻関係にあること

②夫婦の一方または双方が1年以上町内に住所を有すること

③町税の滞納がないこと

内 容: ○対象となる治療

不育症治療に関する検査及び診療であって、医師により行われるもの

○内容

不育症治療に要する医療費の一部を助成(当該年度内の不育治療に要する自己負担額の2分の1

上限:年額30万円)

※助成金の申請:1年度につき1回(通算助成回数:5回) 問合せ:《健康づくり課 保健センター》 TEL:0276-88-5533

不妊治療費助成事業

対象者: 次の全ての要件を満たすご夫婦

①法律上の婚姻関係にあること

②夫婦の一方または双方が1年以上町内に住所を有すること

③町税の滞納がないこと

内 容:○対象となる治療

医師が必要と認めた不妊治療であって日本国内の医療機関で医師により行われるもの

○内容

不妊治療に要した医療保険適用以外の費用で、上限15万円までの助成

※助成金の申請:1年度につき1回 (通算助成回数:5回)

問合せ: 《健康づくり課 保健センター》 Tel: 0276-88-5533

オンライン健康相談事業

対象者: 町内在住で、からだや心、妊娠や出産、妊活、子育て、更年期症状などで悩みのあるかた

内 容: オンラインにて、からだや心、妊娠や出産、妊活、子育て、更年期症状などの悩みを専門家に相談できる。クー

ポンコードを入力することにより、通常有料の相談が無料でできる。

問合せ: 《健康づくり課 保健センター》 Tel: 0276-88-5533

住宅支

援

勤労者住宅資金融資事業

対象者: 町内に居住又は勤務先を有する勤労者であって、町内に自己の居住の用に供する住宅を建築又は取得しようとす

る者

内容: (1)融資限度額 500万円以内

(2)融資利率 年7.5パーセント以内 (現状 2.3パーセント)

(3)融資期間 20年以内

(4)償還方法 元金均等月賦償還

(5)担保及び保証人 金融機関の定めるところによる。

(6)最終返済年齢 満65歳までとする。

問合せ: 《商工振興課 統計労政係》 Tel:0276-47-5010

分類	事業名 (対象者・内容)
住	住宅リフォーム補助金交付事業
宅支	対象者: 次の各号すべてに該当する者 (1)町内に居住し、かつ、住民登録をしている者

- (2)町税を完納している者
- (3)申請するリフォーム工事について、町で実施している他の制度による住宅の改造及び補修に係る補助金 等の交付を受けていない者
- (4)リフォーム工事を行おうとする住宅を2以上の者で共有している場合にあっては、すべての共有者から、 リフォーム工事を行うこと及び当該リフォーム工事について補助金申請を行うことの同意を得た者

内 容:・補助の対象となる住宅

援

- (1)自らが町内に所有し、かつ、居住する住宅
- (2)住宅に居住部分以外の部分がある場合は、自らが居住する部分
- (3)区分所有する住宅の場合は、自らが占有し、かつ、居住する部分
- ・対象となる工事
- (1)工事金額が20万円以上のもの
- (2)町内に事業所を有する法人又は個人事業者が行う工事であること
- ○補助金額:

工事金額の100分の10に相当する額(その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)で、最大20万円(1住宅で1回限り)

問合せ: 《商工振興課 商工振興係》 Tel: 0276-47-5026

空家リフォーム補助金交付事業

対象者: 次の各号すべてに該当する者

(1)次のいずれかに該当する者であること。

- ア 空き家の所有者である個人であって、補助金の申請に係るリフォーム工事を行おうとする空き家(以下 「工事空き家」という。)に当該工事後3年以上居住すること又は当該工事空き家について工事後3年以 上貸家に供することを誓約できる者
- イ 所有者が個人である空き家について、当該所有者から空き家の使用の承諾を得ている当該所有者の3親 等以内の親族であって、補助金の申請に係る工事空き家に当該工事後3年以上居住することを誓約できる 者
- ウ 空き家の所有者である法人(宅地建物取引業者に限る。)であって、補助金の申請に係る工事空き家について当該工事後3年以上貸家に供することを誓約できる者
- (2)町税を完納している者
- (3)工事空き家を2以上の者で共有している場合にあっては、すべての共有者から、リフォーム工事を行うこと及び当該リフォーム工事について補助金申請を行うことの同意を得ていること並びに第1号イに該当する者が補助金申請を行うときは全ての共有者から工事空き家の使用の承諾を得ていること。

内 容:・補助の対象となる住宅

- (1)建築基準法(昭和25年法律201号)、農地法(昭和27年法律229号)等の諸法令の規定に違反していない こと
- (2)旧耐震建築物(昭和56年5月31日以前の建築確認を受けたもの。建築年不詳を含む。)である場合は、 一般耐震診断での耐震性能(Is値)が1.0以上であること
- ・対象となる工事
- 工事金額が20万円以上のもの
- ・補助金額

消費税を除く工事金額の100分20に相当する額(その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)で、最大30万円(1住宅で1回限り)

問合せ: 《建設環境課 住宅政策係》 Tel:0276-47-5031

分類	事業名 (対象者・内容)
住	町営及び県営住宅の紹介(HP)
1 宅 支 援	対象者: 住宅に困窮し所得が一定以内の方(その他入居申込者の資格要件あり) 内 容: ームページでの町営住宅の紹介(邑楽町 公営住宅ホームページ: https://www.town.ora.gunma.jp/li/020/060/010/index.html)・県営住宅の紹介(群馬県住宅供給公社ホームページ:https://www.gunma-jkk.or.jp) ※相談・受付など:町営住宅:邑楽町建設環境課住宅政策係・県営住宅:群馬県住宅供給公社管理部管理課 問合せ: 《邑楽町役場 建設環境課住宅政策係》 Tel: 0276-47-5031
	《群馬県住宅供給公社 管理部管理課》 Tel: 027-223-5811 空家等バンク事業
	対象者: どなたでも 内容: 町内への移住・定住を支援するため、地域内にある空き家物件に関する情報を町ホームページ等で公開する。 問合せ: 《建設環境課住宅政策係》 Tel: 0276-47-5031
就	創業支援事業
xx 労 支 援	対象者: 次の各号すべてに該当するもの (1)補助金の交付申請年度内に創業を予定している者又は交付申請時において創業日から30日を経過していない者 (2)3年以上継続して営業する見込みがある者 (3)群馬県から支援を受けて行う事業として、群馬県商工会連合会が毎年実施しているぐんま創業スクールを受講し、特定創業支援等事業により町の証明書の発行を受ける予定の者又は受けた者 内容: ○補助の対象となる経費 (1)広告宣伝費 (2)印刷製本費 (3)店舗等改修費 (4)設備及び備品購入費 ○補助金額 補助対象経費の合計額の2分の1に相当する額とし、100万円を限度とする。
	問合せ: 《商工振興課商工振興係》TeL: 0276-47-5026

都内の県総合 対面相談窓口

ぐんま暮らし支援センター

場所: 千代田区有楽町2-10-1 東京交通会館8階

(ふるさと回帰支援センター内)

営業: 火~日曜日 10:00~18:00

(休業:月、祝、年末年始、夏季休業あり)

HP: https://www.furusatokaiki.net/consultation/gunma/

電話: 080-8870-2756 (移住①)

070-4851-1647 (移住2) 03-6256-0440 (就職)

詳細・相談予約はこちら≫≫

専門の相談員が

移住・就職に関する

ご相談に応じます



群馬県東京事務所

場所: 千代田区平河町2-6-3 都道府県会館8階

営業: 月~金曜日 8:30~17:15 (休業:土、日、祝、年末年始)

電話: 03-5212-9102

ぐんま暮らしポータルサイト

群馬県移住ポータルサイト「はじめまして、暮らしまして、ぐんまな日々。」

https://gunmagurashi.pref.gunma.jp

◎群馬県への移住を希望される方向けのポータルサイト

✓ 群馬県や県内市町村の紹介 ✓移住までの流れ・Q&A、移住者インタビュー

✓仕事・住まい・体験等の情報 ✓相談会等のイベント情報 など、

群馬県での暮らしに必要な情報が掲載されています。



群馬県テレワーク情報サイト「GUNMA×TELEWORK」

https://gunmagurashi.pref.gunma.jp/g telework/

◎群馬県でテレワークをする際にご活用ください。

✓県内テレワーク施設の一覧 ✓泊まりを想定したワーケーションモデルコースの紹介

√テレワーク施設と周辺スポット(温泉、キャンプ場、アクティビティ等)のマップ表示 など





群馬県地域創生部

ぐんま暮らし・外国人活躍推進課 移住促進係 ☑:gunmagurashi@pref.gunma.lg.jp

☎:027-226-2371